



Historical Library of Matsue City

# 松江市歴史叢書 2

2010年3月

松江市史研究 1号

- 新『松江市史』編纂の意義……………井上 寛司 (1)
- 第一次桂太郎内閣下の府県廃合計画と  
福岡世徳・松江市長の上京活動……………竹永 三男 (3)
- 島根県における鉄道敷設運動の出発……………沼本 龍 (33)
- 堀尾吉晴・忠氏父子に関する基礎的考察……………福井 将介 (65)
- 松江藩主の居所と行動……………西島 太郎 [1]  
——京極・松平期——
- 松江東照宮と圓流寺伝来の石造物について……………岡崎雄二郎ほか [19]  
——松江神社、圓流寺、鱒淵寺等に所在する石造物——
- 将軍家を祀った東照宮と圓流寺……………山根 克彦 [47]
- 堀尾氏関係史料目録……………福井 将介 [53]

松江市教育委員会



# はじめに

松江開府四〇〇年を記念して、平成十九年度から五ヶ年にわたって「開府四〇〇年祭」を実施している松江市では、市内各地区で地域の歴史や伝承、町並などをあらためて見直す活動が広がっています。

一方、古代から近現代までの歴史学研究は、近年、大きく進展いたしました。堀尾氏によって城下町松江が誕生して四〇〇年を迎える松江市は、近年の歴史学研究の成果を土台にし、松江市民の歴史を学ぶ活動を支えとしながら、新『松江市史』の編纂事業を開始いたしました。

合併後の新たな松江市の歴史を振り返り、未来への展望を見出す契機として実施するものです。

十ヶ年を要して、史料編十一巻、通史編五巻、別編三巻の全十九巻の完成を予定しています。

この編纂事業の過程で実施する史料調査、活動、研究成果を報告しようとするのが、「市史研究」です。

今回の一号では、編纂事業開始にあたり、編纂の意義と目的を編集委員長がまとめ、各委員の研究報告を掲載いたしました。

明治初期の一地方都市である松江初代市長福岡世徳が、地域発展のため奔走する実態を、福岡自身の『公務手帳』から論じ、分析しました。そして、

明治の同時期、鉄道敷設に松江市民がどのようなにかかわったかを解明し、今に続く島根県や、松江市の現状をも示唆する一編を掲載しました。

そして、堀尾氏関連史料を全国的に調査して、史料目録を作成し、それらを読み解くことで「松江開府の祖吉晴」と「松江初代藩主忠氏」の実像を明らかにしました。

次に、堀尾氏に次いで藩主となった京極氏と、松平氏の各藩主が松江に居た時が多いのか、江戸滞在が多いのか、参勤交代記録から分析しています。

また、江戸時代に隆盛を極めた、松江の東照宮と圓流寺の繁栄の様子を、残された石造物から探り、風化する石造物調査の急がれることを示しました。

今後は、新『松江市史』の完成をめざして、地域史研究者の方々の御参加と御協力をはじめ、市民の皆様のご支援を一層お願いするものであります。

尚、紙数の関係から本号には掲載できませんでしたが、基本計画や編集委員等の紹介、及び編纂委員会・編集委員会や各部会、編纂室等の各種活動記録については、次号にまとめて掲載することにしたかと考えます。ご理解を賜われますようお願い申し上げます。

松江市教育委員会

教育長 福島 律子

# 目次

新『松江市史』編纂の意義……………	井上 寛司 (1)	松江藩主の居所と行動……………	西島 太郎 (1)
		——京極・松平期——	
第一次桂太郎内閣下の府県廃合計画と福岡世徳・松江市長の上京活動……………	……………	松江東照宮と圓流寺伝来の石造物について……………	岡崎雄二郎ほか (19)
		——松江神社、圓流寺、鱒淵寺等に所在する石造物——	
	……………		
	……………		
	……………		
島根県における鉄道敷設運動の出發……………	沼本 龍 (33)	將軍家を祀った東照宮と圓流寺……………	山根 克彦 (47)
堀尾吉晴・忠氏父子に関する基礎的考察……………	福井 将介 (65)	堀尾氏関係史料目録……………	福井 将介 (53)

# 新『松江市史』編纂の意義

松江市史編集委員長 井上寛司

昨年の六月十五日、第一回目の松江市史編纂委員会、続いて同二十一日に第一回松江市史編集委員会が開催され、世紀の大事業『松江市史』の編纂が始まることとなった。

この事業は、松江藩の開府四〇〇年及び松江市制一二〇周年を記念して着手されることとなったもので、松江市民の長年にわたる願いがようやく実現の運びになったものとして、極めて重要な意味を持つといえる。

松江市では、かつて一九四一年（昭和十六）に、当時としては全国的にも高いレベルを誇る、優れた『松江市誌』が編纂された経験を持つ。しかし、その後全国的には、二回にわたって、新しい本格的な自治体史が編纂されたにもかかわらず、松江市ではそれがなされないまま今日を迎えるに至った。

「新しいスタイルの自治体史」とは、次のような要件を備えた自治体史のことをいう。一つは、県や市町村など、当該自治体はもちろん、広く全国的な視野に立って、古文書・古記録など関係史料の悉皆調査と収集が行われ、それらを史料編として取りまとめる作業が行われていること。二つには、そうした基礎的作業の上に立って、地域の側に視点を据えながら、しかし同時に全国や世界の動向をも視野に収め、そのトータルな歴史像が客観的、かつ総体的に考察・論述されていること。そして三つには、その全体が地域住民の視点に立って、分かりやすく、身近なものとなるよう工夫されていること。全国の各自治体では、こうした課題に応えるべく、様々な努力と工夫が積み重ねられてきた。それが、一般的には戦後二回にわたる（最低でも一回の）

自治体史編纂となつて現れたのであった。

これを島根県に置き直して考えるとき、とくに第一の点で、島根県や県内各市町村はまことに大きく立ち後れた状況にあるといわなければならぬ（一九六〇年代の『新修島根県史』では六巻の「史料編」が刊行されたが、しかしそれは旧『島根県史』編纂の際に収集された史料の一部を極めて不十分な形で編集したに止まり、改めて史料の悉皆調査や、全国的な視野に立った史料収集が行われたわけではない）。島根県内において、こうした課題に応える作業は、『大社町史』（但し、古代・中世史と考古・民俗分野のみ）と『安道町史』においてようやく着手されたばかりという状況なのである。

では、こうした自治体史編纂の大きな立ち遅れは、いったいどのような問題をもたらしたのであるか。とくに注意を要する、極めて深刻な問題点として、次の三点が指摘できるであろう。

(一) 史料の散失と地域史分析の困難さ：過去を知る手がかりとなる、古文書・古記録を始めとする様々な歴史史料が失われ、過去の復元が困難となり、松江市域に関わる地域史研究が大きく立ち遅れるに至ったこと。

(二) 全国的・世界的な視野に立った、松江市の持つ独自性把握の困難さ：独りよがりではない、全国的・世界的な評価に耐え得る、松江市の持つ個性や特長が、十分に解明できなくなったこと。

(三) 確かな未来への展望を持った住民意識の涵養と町づくりの困難さ：

松江市民として共有すべき、郷土への誇りや自信に裏打ちされた、確かな未来への展望が開けず、一貫性のある町づくりもまた困難となったこと。

このたび着手されることとなった『松江市史』は、半世紀以上に及ぶ、こうした全国的な立ち遅れを取り戻すことを、一つの重要な課題としている。中でもとくに重要なのは、これらすべての問題の根幹に位置する史料の収集・整理とその刊行を実現することにある。刊行を予定している十九巻のうち十一巻もが史料編だというのは、こうした事情によるものである。そして、それは単に「国際文化観光都市」の名に恥じない全国レベルの自治体史というに止まらず、次の三つの重要な意味を持つと考えなければならない。

一つは、こうした作業が、長年にわたって大切に保存されてきた、優れた文化遺産を掘り起こし、それを記録に止めることによって半永久的に保存する、文化財保護のための極めて重要な手立てだということである。二つには、通史編などで記述された典拠が示されることによって、読者である地域住民自身が地域史学習の主体として、自主的・主体的に地域史を学ぶことのできる、新たな手立てと道が開かれることである。そして三つには、この史料編を手がかりとして、全国のそれぞれの分野の専門的研究者の皆様に松江地域史研究に積極的に加わっていただく、新たな道が開かれることである。

同時に、今回の新『松江市史』編纂には、いま一つの、重要かつ積極的な目標がある。それは、「二周遅れで全国の先頭に立つ」ということである。その意味するところは、主に次の三点にあるといえよう。

(一) 新生松江市域を対象とする自治体史：「平成の大合併」によって誕生した新しい市域を対象とする自治体史は、全国的にも未だ類例がなく、その最初の試みだといえる。

(二) 二十一世紀を見据えた、それに相応しい新しい自治体史の編纂。

(三) 全国における自治体史編纂の経験と教訓の批判的な継承と発展。

このうち、とくに重要なのが第二の点である。時代の変化に対応して、歴史はたえず見直され、新たな観点からの評価がなされなければならない。二十一世紀を迎えた今日、自然との共生や大量消費社会からの脱却、平和で安定した世界や社会秩序の実現など、二十世紀的な価値観を大きく転換させ、それを踏まえた新たな未来への展望を語るものが強く求められている。新『松江市史』は、全国に先駆けて、こうした新たな課題に真正面から取り組み、合わせてこれまで気がつかなかった、あるいは見過ごされてきた、松江市の持つ個性や特徴を解明し、それに光を当てることを目標としているのである。

また、第三の点に関しては、①松江市という地域の側に視点を据えて、日本や世界を捉え返すこと、②地域住民（市民）と専門研究者及び行政当局という、三者の緊密な連携に基づいて市史の編纂を進めること、③書籍の刊行のみならず、松江市民の歴史認識を刷新し得る、広義の文化運動として編纂事業を推進すること、などがその主要な論点となる。近世（松江藩時代）に重点を置く、あるいは松江市の象徴ともいえるべき「松江城」を別編として編纂するというのも、ともにそのための一つの試みである。

これらの課題にこたえるべく、編集委員にも全国的な視野に立った、その道の専門研究者のご参加を得て、事業を進めていくこととなった。同時に、市民に親しみやすい市史をどう編纂するかという観点から、「松江市ふるさと文庫」など多様な付帯出版物の刊行や、シンポジウム・講演会など、多様な催しも行われる予定となっている。

二〇二八年度（平成三十）までの十年間で通史編五巻、史料編十一巻、別編三巻の計十九巻を刊行するという、まことにハードなスケジュールではあるが、市民の皆様のご理解とご支援を得て、事業がスムーズに進行するよう努めたいと考える。積極的なご支援とご協力を、心よりお願い申し上げる次第である。

（いのうえ ひろし 島根大学名誉教授）

# 第一次桂太郎内閣下の府県廃合計画と福岡世徳・松江市長の上京活動

松江市史編集委員 竹永三男

はじめに

【表1】福岡世徳の松江市長在任期間

推薦年月日	裁可年月日	退任年月日	退任事由
1889年 5月10日	1889年 5月27日	1893年 4月 7日	辞任
1893年 5月 1日	1893年 6月13日	1899年 6月12日	任期満了
1899年 6月 9日	1899年 7月11日	1905年 7月10日	任期満了
1905年 7月 1日	1905年 7月14日	1911年 7月13日	任期満了

出典：『松江市誌』松江市、1941年による

一八八九年（明治二二）四月一日に市制を施行した松江市は、三級にわたる等級選挙により市会議員を選出し、五月一〇日に開催された最初の市会（議長・岡崎運兵衛、議長代理・岡本金太郎）で福岡世徳・岡崎運兵衛・長尾義勝の三名を市長候補者として推薦した（『松江市誌』松江市、一九四一年）。その後、五月二五日、内閣総理大臣・黒田清隆が明治天皇に上奏し、二七日、裁可が得られたことが伝えられた（『官吏（諸官）進退』国立公文書館所蔵）。ここに、福岡世徳が正式に初代松江市長となったのである。この後、福岡世徳は、【表1】のように四期にわたって市長職を務めた<sup>①</sup>。即ち、明治期の市制施行後の松江市にあつては、そのほとんど全期間となる二二年余にわたって市長職を務めたことになる。この二二年の間、福岡世徳市長を助役として支えたのは、福岡世徳の後任として松江市長となる高橋義比<sup>②</sup>であった。

この福岡世徳については「福岡世徳関係文書」（松

江市北堀町・福岡勝重氏所蔵）があり、筆者はその調査・検討を行い、翻刻を進めてきた<sup>③</sup>。この福岡世徳関係文書は、福岡世徳市長が、その公務に関する重要事項をその都度記録していた文書として、初期松江市政の展開過程を具体的に明らかにするとともに、地方都市の市長の活動実態を究明する史料として高い史料的价值をもつ。本稿は、このような福岡世徳関係文書の中、第一次桂太郎内閣の府県廃合（廃止・統合）計画に関連して、福岡世徳市長が行った上京活動の一部始終を記した『明治三十六年九月 在京日記』ほかの史料により、次の諸点を明らかにしようとするものである。

先ず一では、一九〇三年に第一次桂太郎内閣が行財政整理の一環として策定した府県廃合計画・「府県廃置法律案」の内容を検討し、同法律案で島根県がどのように処置されているかを確認する。次に二では、この府県廃合計画策定の情報が伝えられる中で、全国各県で展開した廃県反対運動の全体的特徴を明らかにする。そしてその上で、現行県域が分割されて廃県となる和歌山県、県域が拡張・存続する岡山県を例として、当該県の地域新聞の論調を検討することにより、府県廃合計画に関する報道とそれに対する各県の対応を分析する。さらに三では、松江市で発行された『山陰新聞』掲載の、桂太郎内閣の行財政整理政策と府県廃合計画に関する論評と関連記事を検討し、その論調を分析する。そして、以上の検討を踏まえて、最後に四で『在京日記』の記事内容を分析し、福岡世徳市長の上京活動の特徴・目的、地方

【表2】1903年の「府県廃置法律案」による府県区域の変動

旧府県名	新府県名	新府県の人口(人)
○ 北海道庁	北海道庁	859,534
◎ 青森県	青森県	1,058,235
× 岩手県	仙台県	1,114,434
◎ 宮城県	仙台県	1,114,434
◎ 秋田県	秋田県	1,422,414
× 山形県	福島県	1,277,314
◎ 福島県	福島県	1,277,314
△ 群馬県	宇都宮県	2,101,549
× 茨城県	宇都宮県	2,101,549
◎ 千葉県	千葉県	1,972,518
△ 埼玉県	千葉県	1,972,518
◎ 東京府	東京府	3,756,603
△ 山梨県	東京府	3,756,603
○ 長野県	長野県	1,262,799
○ 新潟県	新潟県	1,740,350
◎ 神奈川県	神奈川県	1,582,908
× 静岡県	神奈川県	1,582,908
◎ 愛知県	名古屋県	3,042,089
× 岐阜県	名古屋県	3,042,089
△ 富山県	金沢県	2,094,741
◎ 石川県	金沢県	2,094,741
× 福井県	金沢県	2,094,741
△ 滋賀県	京都府	1,810,727
◎ 京都府	京都府	1,810,727
◎ 三重県	三重県	1,071,664
× 和歌山県	三重県	1,071,664
△ 奈良県	大阪府	2,793,780
◎ 大阪府	大阪府	2,793,780
□ 兵庫県	兵庫県	1,814,703
× 鳥取県	兵庫県	1,814,703
◎ 島根県	松江県	953,688
◎ 岡山県	岡山県	1,712,423
= 広島県	広島県	1,692,390
× 山口県	広島県	1,692,390
◎ 福岡県	福岡県	2,464,680
× 大分県	福岡県	2,464,680
□ 長崎県	長崎県	1,439,476
△ 佐賀県	長崎県	1,439,476
○ 熊本県	熊本県	1,149,020
△ 宮崎県	熊本県	1,149,020
◎ 鹿児島県	鹿児島県	1,565,720
◎ 香川県	高松県	1,375,023
△ 徳島県	高松県	1,375,023
○ 愛媛県	愛媛県	992,540
○ 高知県	高知県	620,061
○ 沖縄県	沖縄県	460,221
1道3府43県	1道3府24県	

【凡例】

記号	府県数	県域の変化	県庁
×	10	分割されて消滅	消滅
△	9	一括統合	消滅
=	1	市郡数の増減同値	維持
□	2	一部分割されるも拡大	維持
○	7	現状のまま存続	維持
◎	18	統合により拡大	維持

出典：「内務大臣提出府県廃置法律案」(『明治卅六年公文雑纂 内務省三止 卷十三』国立公文書館所蔵)により作成。

注：①「府県」表記の中には道庁も含む。

②新府県の人口中、北海道庁・沖縄県は、出典史料に記載がないため、『明治大正国政総覧』(東洋経済新報社、1982年復刻版第2刷)の1903年末の数値によった。

### 一 一九〇三年の第一次桂太郎内閣による「府県廃置法律案」の策定と「松江県」設置案

一九〇三年一月五日、内閣総理大臣桂太郎は、内務大臣が提出した「府県廃置法律案」を明治天皇に上奏し、その裁可を仰いで帝国議会の議に付すことを請うた<sup>③</sup>。その内容は、「表2」に示したとおりであって、一八八八年以来続いてきた北海道庁と三府四三県の枠組みを、北海道庁と三府二四県に

都市市長と政府・中央政界との関係を明らかにする。  
なお、本稿では、特に断らない限り、引用史料は常用漢字に改め、句読点を適宜補った。

統合するという大規模な改編案であった。この法律案では、表示したように、現状の区域のままで存続するものは、北海道庁・沖縄県の外には、長野県・新潟県・愛媛県・高知県・熊本県のみであり、県域が分割されて周辺県に編入され、その結果として消滅する県(×印)が一〇県、県域が一括して周辺県に統合され、その結果として消滅する県(△印)が九県に及ぶ。これに県域の半分が削減され隣県の半分以上が追加される広島県(□印)、他県の一部が編入されるものの県域の一部が分割される兵庫県・長崎県(□印)を加えると、二二県が、それまで一五年間続いてきた県域を分割されることになり、その中の一九県は、県庁所在都市から県庁が消えることになるといえるのである。そして、その施行期日は、翌一九〇四年四月一日とされていた。この法律案に添えられた「府県廃置法律案理由書」は、このように大規模



な府県区域改編が必要である理由を、次のように述べていた。

交通機関発達ノ今日、府県区域ノ拡張ヲ計ルハ、独り行政ノ整理統一ヲ計ル上ニ於テ緊要ナルノミナラス、治水・道路・港湾・教育等ノ施設ニ於テ其ノ経営ノ完備ヲ謀リ、併テ其ノ経費ノ節約ヲ期スルノ必要アルニ依ル。則チ府県ノ廢置処分ヲ行フハ、時運ノ趨勢ニ照シ最緊切ノ措置ナルヲ認ム。是レ本案ヲ提出スル所以ナリ。

〔明治卅六年 公文雜纂 内務省三止 卷十三〕国立公文書館所蔵  
見られるように、交通機関（その中心は鉄道であるが）の発達が府県区域の拡張を必然のものとしていること、それによって国土保全の要である治水事業と各種社会資本の整備、教育施設の完備をはかること、それと同時に、それらに要する経費の節約を果たすことという原則的立場を示していた。

第一次桂太郎内閣の児玉源太郎内務大臣は、一〇月二二日、

現在府県ノ区域ハ旧時ノ編成ニ係リ、交通機関ノ発達セル今日ニ於テ、地勢ノ状況ニ応シ其廢合ヲ行フハ機宜ニ適シ、行政整理上必要ナルト同時ニ、府県事業ノ経営ニ於テ利便大ナルモノヲ認ム

との理由を付して、この法律案を議会に提出するため、閣議の決定を求めた（「秘甲第一五一号 府県廢置ニ関スル件」『明治卅六年 公文雜纂 内務省三止 卷十三』国立公文書館所蔵。即ち、桂内閣がこの「府県廢置法律案」を策定したのは、何より「行政整理」・「財政整理」の一環としての意味を持っていたのである。

法律案の第十九議会提出が閣議で内定を得たことをうけて、一月五日、内閣総理大臣は各省に対して、府県の「廢置ニ関し、法律案提出可相成モノ有之候ハ、至急御調査ノ上御提出相成候様」との照会を行った。その結果、翌六日、曾禰荒助大蔵大臣から「農工銀行法改正案」の提出が内閣総理大臣

に連絡され、内務省による関連法令規則の検討と併せて、法律案の帝国議会提出準備が進められた。<sup>①</sup>

この「府県廢置法律案」が帝国議会で成立すると、「表2」及び前述のような府県区域の大規模な再編の中で、仙台県・宇都宮県・名古屋県・金沢県・松江県・高松県の六県が、それまでの県庁所在地市名をもった新たな県として誕生することになった。<sup>②</sup>そして、その一つとして、島根県は、鳥取県の中の伯耆国部分即ち、東伯郡・西伯郡・日野郡の三郡を合して松江県となることになっていった。その人口は九五三、六八八人。二八道庁府県の中で二五番目であった。そして、『公文雜纂』所収文書には明記がないものの、その県名からして当然松江市は、拡大した県の県庁所在地となるはずであった。<sup>③</sup>

しかし、このようにして準備が整えられた「府県廢置法律案」であったが、その結末は、衆議院の「解散ノ為、提出ニ至ラサリシモノ」となってしまう<sup>④</sup>。二月一〇日に開会された第十九通常議会の冒頭、河野広中衆議院議長が「勅語奉答文」をかりて内閣を厳しく弾劾したため、衆議院が直ちに解散となったことによるものであった。「松江県」の誕生は幻となって消えたのである。

以上のように、第一次桂太郎内閣が行財政整理の一環として策定した「府県廢置法律案」は、出雲・石見・隱岐・伯耆の四か国から成り、松江を県庁所在地とする「松江県」の誕生を予定するものであったが、その詳細が正確に伝えられないまま、行財政整理の一環として桂太郎内閣が府県の廢合を計画していることが新聞で報道されると、これまでに廃県の経験をもつ諸県を中心に全国的な動揺が起り、廃県反対運動が展開された。そして、島根県においても、県庁所在地である松江市の福岡世徳市長が、上京して活発な活動を展開するのであった。

## 二 廃県反対運動の全国的展開

### (1) 『東京朝日新聞』の報道と廃県反対運動の全国的展開

第一次桂太郎内閣が府県廃合計画を策定していることが新聞に明確に報道されたのは、『東京朝日新聞』の場合、八月二日の記事が初見である。「府県廃合の議」と題するこの記事は、その内容を次のように報じていた（傍線は竹永による）。

府県郡区廃合の議は、久しき以前より裁判所廃合の議と共に政府の或る部分に行はれ、整理論の起る毎に必ず提出せられざることなく、今回も亦一問題として講究せられつゝあるものゝ如し。提議者の理由とする所を聞くに、現行の府県郡区配置は、通信及び交通の不便なりし二十余年前の制度に係れり。其後、郵便・電信局の増設は勿論、鉄道も公私を合せて四千哩以上に上り、通信上に交通上に大に便利を加へたれば、現制の如くに小なる行政区域を立つるを要せず、行政庁の廃合を行ひ得るの余地少からずと云ふにありて、整理・調査の主任大臣等も、其の道理ある主張を認めざるにあらざるも、従来の実験に徴するときは、町村の廃合さへも其関係人民の間に種々なる故障を生じ、自治団体に少からざる紛議を来したる例少からず、若も府県郡区の廃合法案を議会に提出することとならば、関係地方の議員挙つて反対運動をなし、容易ならぬ騒動を醸すことある可し。当局者に於て、寧ろ労多くして功少きの憾ある可しとして、未だ何れとも決定せずといふ。

『東京朝日新聞』一九〇三年八月二日付。なお、『大阪朝日新聞』も「東京電報（一日発）」として同じ内容の記事を掲載していた。）

傍線を施した「提議者」の府県廃合理由は、前章で示した「府県廢置法律案」

の提案理由と同じであり、この記事が政府・内務省関係者に対する取材に基づいて書かれた正確なものであることをうかがわせる。

この後、後掲の表に示したように、和歌山県の『紀伊毎日新聞』が八月四日、「行政整理の内容」と題する記事を掲載し（表5）、岡山県の『山陽新報』も同日、『二六新報』の記事として、同じ「行政整理の内容」との記事を掲載して（表6）、それぞれ、児玉源太郎内務大臣・曾禰荒助大蔵大臣・清浦奎吾司法大臣によって行政整理計画の策定が進み、その一環として府県廃合が断行されると報じ、具体的県名も挙げていた。

こうして府県廃合計画が新聞で報道され始めると、廢藩置縣後の県の統廃合の實際経験に照らして廃県の懸念をもつ県や、新聞紙上で廃県対象として報じられた県から反対運動が始まり、全国的展開を見せていった。その動きを『東京朝日新聞』によつて整理したものが【表3】である。この表から確認できるように、『東京朝日新聞』が報道した反対運動は八月一日の佐賀県に始まり、急速に全国化していった。【表3】に挙げた県は、九州では佐賀県、四国では香川県・徳島県・愛媛県、近畿では奈良県・滋賀県、中部では福井県・岐阜県、関東では埼玉県・千葉県・茨城県・群馬県・栃木県、東北では山形県・岩手県の二五県に上っている。後述するように和歌山県でも反対運動が組織的に展開していることから、こうした反対運動は『東京朝日新聞』の報道をこえて拡がっているのである。

そこで先ず、廃県反対運動の全国的様相を示す【表3】とその元になる『東京朝日新聞』記事に基づいて、廃県反対運動の論理と運動の組織的特徴を検討しよう。

廃県反対の論理が明確に報じられているのは、山形県の場合である。

山形県の廃県反対運動 去る五日、山形市長の發起にて協議会を開きた

る結果、第一、秋田県と合併するときは、両端の延長百数十里に及び、交通の不便甚だしきこと、第二、両県事物の進歩著しく懸隔あり、諸般の施設並行し得ざること、第三、県税負担の上に不公平を生ずること等の理由を以て絶対的反対を唱ふるに決し、運動に着手する筈なり

〔東京朝日新聞〕一九〇三年一月九日付

長大・広大な県域をもつ新県が作られて交通上著しい不便を来すこと、統合される複数の県はそれぞれに経済・社会の発展段階が異なるため、県政施設の公平な展開が困難であること、さらに税負担額の異なる県が合併することで負担の不公平が生ずることなど、およそ府県合併から市町村合併まで、行政単位の合併が行われる際に登場する反対の論理が、ここでも提示されている。合併が、当該諸県の内部から提起されたのではなく、行財政整理による経費の節減という政府の論理に発していることからすれば、当然のことであつた。

このような論理に基づいて展開した反対運動は、これを組織面から見ると、いくつかの特徴を指摘することができる。

第一に、各県ごとに見れば、廃県反対運動の中心になっているのは、当該各県の県庁所在都市であつたことである。佐賀県の廃県反対運動は、佐賀市議会関係者が「県民の輿論を喚起し必死の運動を為すに決」したことなどから始まっているが〔『東京朝日新聞』一九〇三年八月二二日〕、このことは全国府県廃合反対運動に共通していた。その際、和歌山市で組織された県廃合問題調査委員会委員の選任を委嘱されたのが、加藤市長・森市会議長・志賀商業会議所会頭の三名であり、委員会は市会議場で開催されたように〔『紀伊毎日新聞』一九〇三年一月二二日付〕、市当局・市議会・経済団体が一体となって組織的に運動を展開し、これに県会議員と県選出代議士が加わる

というのが運動組織の一般的形態であつた。

第二に、当初は当該県内、とくに県庁所在都市で始まつた廃県反対運動は、運動の組織化とともに運動の舞台を県内郡部と東京に拡げていった。奈良県の場合、八月二三日に奈良市の公会堂で開催された非廃県有志者大会には、県選出の両院議員以下一五〇余名が参加し、次のような決議を挙げた〔『東京朝日新聞』一九〇三年八月二四日付〕。

一 全県委員を市より五名、郡より三名出す事

一 両院議員を以て常任委員と為す事

一 必要に依りて上京委員を派出する事

一 事務所を奈良実業協会に置く事

第三に、各県ごとの運動の組織的展開とその東京進出を経て、一月末になると廃県反対運動は全国的に結集し、組織化されていく。一月二六日、東京で廃県に反対する各県選出の代議士が連合事務所を組織し〔『東京朝日新聞』一九〇三年一月二六日付〕、この廃県反対連合委員会で各党訪問委員が【表4】のように選任された。この表から、この政党訪問運動は、廃県対象とされている各県の現・元衆議院議員が党派を超えて参加していること、彼らが自身の所属政党・会派の工作を担当していること、その中には県庁所在都市を選挙区とする議員が少なくとも八人いること、佐賀市長、前大津市長、和歌山市議会議長などがいることなどを確認することができる。即ち、この運動は、廃県対象県の県庁所在都市を中心として、当該県の衆議院議員が主導し、市政界・経済界の代表者が参加して展開されていると言えよう。この後の一二月三日、伊勢勸業を会場として「府県廃合反対同盟会」が一八県・一二〇余名の参加（中、代議士七〇余名）で開催され、奈良選出の代議士・木本源吉（中正俱樂部）の开会挨拶の後、福井選出の代議士・牧野逸馬（立

及び福岡世徳・松江市長の活動

福岡世徳・松江市長の活動	『東京朝日新聞』『山陰新聞』『山陰』の報道
	<p>(社説)「新内務大臣と地方政」</p> <p>「府県郡区廃合の議」  「府県廃合論者の気焰」  (社説)「政党と地方政務」  「府県警察部廃止説」  「警部長廃止説否認」  (社説)「整理事業如何」</p> <p>《『山陰新聞』の行政整理批判社説》  『山陰』連続社説「二政の整理(一)整理の大綱」  『山陰』「(二)文部省全廃の議」  『山陰』「(三)府県廃合の議」[28日に続編(四)あり]  「行政整理彙報」(北海道庁廃止ほか)</p>
<p>(福岡世徳市長の上京活動)</p> <p>松江出発→米子→溝口→新庄(泊) (『公務手帳』)  新庄→勝山→坪井→津山→岡山(泊) (同上)  岡山→神戸→(車中泊) (同上)  午前7時55分 新橋着(同上) (『在京日記』)</p> <p>福岡世徳市長の情報収集・陳情活動</p>	<p>『山陰』「(五)郡衙廃止の議」  『山陰』「(六)補助費削減の議」  『山陰』「(七)地方費節約の議」(6日・9日に続編(八)(九))  『山陰』「(十)結論」  (社説)「予算編製と整理事業」  「県廃合に就て」</p> <p>「政友会の行政整理案」「司法省と整理」  法制局「整理案の起草」(府県廃合含む)</p>
<p>零時五十分 新橋発(『公務手帳』)  →神戸→岡山→津山→坪井(泊) (同上)  坪井→美甘→溝口(泊) (同上)  溝口→米子→[松江] (同上)</p>	<p>「府県廃合」</p> <p>「進歩党と兩政整理」(府県廃合も調査)  「府県廃合と裁判所廃合」  「十九議会の重要議案」(府県廃合含む)  「府県及裁判所廃合案発表期」(1ヶ月後とす)</p>
	<p>「府県廃合に就て」(政府法案提出決意)</p> <p>「廃合の府県」  (社説)「府県の廃合」</p>
	<p>「東北廃合の内容」(東北六県衆院選挙区変化)</p> <p>内務省「府県廃合案再調査」(反対請願書を参考)</p>

山陰新聞の連続社説

【表3】第一次桂太郎内閣による1903年の府県廃合計画と全国各県の反対運動

月	日	政府・内務省・政党の動き(『公文雑纂』ほか)	全国各地の府県廃合反対運動 [( )内は『東京朝日新聞』掲載日]
7	30		
8	2	地方長官会議開会	佐賀 非廃県協議会(『朝』8. 12) 香川 廃県反対運動委員上京(『朝』8. 14) 佐賀 商業会議所が非廃県運動委員選出(『朝』8. 15) 福井 廃県反対運動有志者上京(『朝』8. 19) 福井 若狭、敦賀郡民福井廃県に賛成陳情提出の筈(『朝』8. 20) 滋賀 京都府への合併反対決定(『朝』8. 21) 佐賀 廃県反対委員上京決定。商議所会頭上京へ(『朝』8. 22) 奈良 廃県反対運動協議会(『朝』8. 21)  奈良 非廃県有志者大会、4項目決議(『朝』8. 24) 愛媛 非廃県運動有志大会開会予定(『朝』8. 27) 香川 丸亀県(徳島・香川・愛媛統合)設置運動のため上京(『朝』8. 30)
	4		
	4		
	6		
	7		
	10		
	11		
	12		
	13		
	18		
9	2		滋賀 廃県反対県民大会、200名参加(『朝』9. 6)
	3		
	5		
	11		
	13		
	16		
	17		
	18		
	19		
	20		
10	1	(内閣内での府県廃置法案提出準備)  内相、「府県廃置ニ関スル件」閣議請議(『公雑』) 内務省文書課長、内閣書記官に資料追送(同上)	埼玉 埼玉県廃止反対演説会開催(『朝』10. 7) 山形 廃県反対で重立ち集会予定(『朝』10. 8)  栃木 宇都宮で県廃合問題協議会(『朝』10. 12)  埼玉 廃県反対運動委員協議会(『朝』10. 16) 埼玉 廃県反対運動協議会(『朝』10. 26)
	5		
	6		
	7		
	8		
	9		
	12		
	14		
	15		
	24		
11	3	5日、「内務大臣提出府県廃置法律案」の裁可と帝国議会付議を上奏(『公雑』)。同日、内閣総理大臣、各省大臣に関連法律案の有無を照会。6日(大蔵・司法・逓信)、7日(海軍)、17日(外務)、18日(陸軍)に各省より、関連して改正を要する法律無しと回答	山形 協議会で廃県絶対反対決議(『朝』11. 9) 群馬 有志会で廃県反対運動決議(『朝』11. 13) 千葉 廃合反対同盟会、檄文起草中(『朝』11. 15)  岩手 市役所で廃県反対運動協議(『朝』11. 19) 山形 山形市長、商議所会頭ら内務省に廃県反対陳情(『朝』11. 21) 岩手 廃県反対懇親会開催、1000人参加(『朝』11. 25) 茨城 廃県反対運動開始、千葉統合でも県庁は水戸を要求(『朝』11. 25) 岩手 旧仙台藩領の県議、宮城県での統合に賛成(『朝』11. 27) 連合 廃県反対各県代議士ら聯合事務所組織(『朝』11. 27) 愛知 岐阜廃県に賛否あるにより愛知は合併に否定的(『朝』11. 27) 徳島 県議会、内相宛の非廃県建議を満場一致決議(『朝』11. 30) 埼玉 廃県反対演説会予定(『朝』11. 28) 千葉 府県廃合反対同盟会千葉町協議員集会(『朝』11. 29)
	5		
	8		
	12		
	14		
	15		
	17		
	20		
	23		
	23		
12	1	政友会竹越、調査委員報告(『朝』12. 2)  進歩党大会、政友会大会それぞれ開会(『朝』12. 4)  政友会、党議で廃合反対決定と報道(『朝』12. 9)  第19通常議会開会  衆議院解散 3月1日に総選挙執行の詔勅(『朝』12. 13)	千葉連合 府県廃合反対協議。岩手県会、内相宛反対意見書決議(『朝』12. 2) 府県廃合反対同盟会開催、決議・規約を決定(『朝』12. 3)  岩手連合 県廃合反対陳情のため県会議員24名上京(『朝』12. 5) 府県廃合反対同盟会各県から107名上京(『朝』12. 7) 埼玉 廃県反対同盟会500名集会。会長は浦和裁判所判事(『朝』12. 7) 岩手 旧仙台藩領も含め、県会は一一致して廃県反対(『朝』12. 7) 山形 廃県反対運動委員、政進両派各1名状況(『朝』12. 8) 連合 府県廃合反対同盟会、新聞通信各社員を招待、要請(『朝』12. 9) 連合 府県廃合反対同盟会、運動方針協議。(『朝』12. 9) 山梨 県議、新聞記者連合して非廃県演説会(『朝』12. 10) 滋賀 廃県反対運動のため大津市から2名上京予定(『朝』12. 9) 岐阜 府県廃合、裁判所廃合反対意見書を県会で可決(『朝』12. 10) 茨城 県廃合反対同盟会大会、目的貫徹を決議(『朝』12. 11) 香川 県会議長、廃県は公益障害と内相宛に意見書提出(『朝』12. 11) 埼玉 廃県反対運動委員、運動方針協議(『朝』12. 11)  岩手 上京中の廃県反対運動の県議、帰県(『朝』12. 13)
	2		
	3		
	4		
	6		
	7		
	7		
	7		
	8		
	8		
	9		
	9		
	10		
	10		
	11		
15			

出典:『東京朝日新聞』『山陰新聞』及び『公務手帳』『明治三十九年 在京日記』(福岡世徳関係文書)により作成

【表4】廃県反対連合委員会選任の各党訪問委員

訪問担当党派	訪問委員氏名	出身県	衆議院議員経歴①	選挙区②	所属党派③	当選選挙回	県議	その他の主要職歴④
立憲政友会	西谷金藏	鳥取県	衆議院議員(現)	鳥取県	立憲政友会	4補~8, 10~12	○	県農会長, 県農工銀行取締役, 山陰物産会社社長
	石谷董九郎	鳥取県	衆議院議員(元)	鳥取県	立憲政友会	3・4・6	○	県農工銀行頭取, 鳥取電灯社長
	小河源一	山口県	衆議院議員(現)	山口県	立憲政友会	7~12		弁護士
	酒井岩造	滋賀県	衆議院議員(現)	大津市	立憲政友会	8		大津市会議員, 大津市助役, 大津市長
	森懋	和歌山県	衆議院議員(現)	和歌山市	立憲政友会	8・9	○	弁護士, 和歌山市会議員, 県実業会長
	宮杜孝一	岩手県						
	石丸勝一	佐賀県						佐賀市長
憲政本党	平井由太郎	奈良県	衆議院議員(現)	奈良県	立憲政友会	8	○	農業
	古井由之	岐阜県	衆議院議員(現)	岐阜県	立憲政友会	7~10	○	農業, 羽二重織物経営, 高須貯蓄銀行ほか取締役
	江藤新作	佐賀県	衆議院議員(現)	佐賀市	憲政本党	4~9		
	箕浦勝人	大分県	衆議院議員(現)	大分県	憲政本党	1~15		宮城師範校長, 東京府会議員, 報知新聞社長, 通信次官
	松原九郎	岐阜県	衆議院議員(現)	岐阜県	憲政本党	7~9	○	農業, 大垣共立銀行・大垣貯蓄銀行取締役
	中島祐八	群馬県	衆議院議員(現)	群馬県	憲政本党	2~4・6~8・10補・11補	○	農業, 上野新聞発刊
	金岡又左衛門	富山県	衆議院議員(元)	富山県	同志倶楽部	4・6・7・9	○	県会議員, 富山電灯社長
帝国党	今村勤三	奈良県	衆議院議員(元)			1・13	○	県会議員, 県農工銀行取締役
	岡井藤之丞	岐阜県	衆議院議員(現)	岐阜市	帝国党	8~10	○	県会副議長
	一之倉貫一	岩手県	衆議院議員(現)	岩手県	帝国党	7・8		県獣医学校長, 郡長
中正倶楽部	谷澤龍蔵	滋賀県	衆議院議員(元)	大津市	帝国党⑤	4・5・7・9	○	弁護士, 滋賀県会議員
	下村善右衛門	群馬県	衆議院議員(現)	前橋市	中正倶楽部	7・8	○	上毛物産・第三国立銀行取締役, 関東水力電気取締役
	三井忠蔵	山口県	衆議院議員(現)	下関市	中正倶楽部	8・9	○	下関市会議員, 彦島電灯・直方電灯社長
	牧野平五郎	富山県	衆議院議員(現)	富山市	中正倶楽部	8・10	○	呉服商, 十二銀行取締役, 富山実業新聞創刊
同志集会所	桑原政	茨城県	衆議院議員(現)	水戸市	中正倶楽部	5・7・8		工部大学校助教, 豊州鉄道取締役, 明治炭坑社長
	牧野逸馬	福井県	衆議院議員(現)	福井市	立憲政友会⑥	7~9		弁護士
	川越進	富山県	衆議院議員(現)	富山県	政友倶楽部	1・2・4・8・10	○	県会議員, 日州織物肥料社長, 北郡郡長
同志研究会	関信之助	茨城県	衆議院議員(現)	茨城県	政友倶楽部	2~11	○	水戸市会議員, 弁護士
	城重雄	宮城県	衆議院議員(現)	宮城県	無所属⑦	8・9	○	高鍋学校長
	望月小太郎	山梨県	衆議院議員(現)	山梨県	無所属⑦	7~9・12~15		大蔵省・農商務省嘱託, 英文通信社長

注：①「衆議院議員経歴」は現職(現)、元職(元)の別を示した。  
 ②「選挙区」は、市部と郡部に分け、郡部は県名を記した。  
 ③「所属党派」は、第十八回帝国議会議会期終了日(1903年6月4日)の所属党派を掲げ、元職の所属党派およびそれ以降、第十九回帝国議会議会期中(同年12月10日開院式、12月11日解散)までの党派移動は別に注記した。  
 ④「主要職歴」は、『議会制度百年史 衆議院議員名鑑』所掲のものの中から書き上げたが、1903年時点での職業を示すものとは限らない。  
 ⑤谷川龍蔵 第十七回帝国議会議会期末の所属  
 ⑥牧野逸馬 1903年12月3日、立憲政友会から無所属に異動。  
 ⑦1903年12月1日、無所属から同志研究会結成に参加。  
 出典：『紀伊毎日新聞』1903年11月29日付・12月3日付、『東京朝日新聞』1903年12月7日付  
 『議会制度百年史 衆議院院内党派編』衆議院・参議院編刊、1990年、『議会制度百年史 衆議院議員名鑑』衆議院・参議院編刊、1990年  
 戦前期官僚制研究会編・秦郁彦著『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』東京大学出版会、1981年により作成

憲政友会から、この日無所属に異動)を会長として次の決議を挙げ、規約を決定した。

決議

政府が第十九議案に提出せんとする府県廃合法案は、行政財政整理の趣旨に反し、且地方自治の基礎を破壊するものと認む。依て吾人同志は本案に対し絶対に反対す

規約

- (一) 廃県反対の聯合事務所の事務を統一し、運動を敏活ならしむる為、聯合各府県より二名宛、都合廿八名の委員を設くる事
- (二) 会計監督三名を設くる事
- (三) 決議案・意見書の起草及大会・懇親会開催の件は、凡て委員に一任する事

しかし、このような反対運動の全国的展開の中で、府県廃合に賛成し、これを歓迎する動きも少数ながら起こっていた。四国の徳島・香川・愛媛三県を廃合するという情報が出ると、八月二十九日、「丸亀県」の設置を求める運動のために上京するという動きが香川県から現れた(『東京朝日新聞』一九〇三年八月三〇日付)。この丸亀県設置運動については、大浦兼武も承知しており、後述するように、面会した福岡世徳市長に話している(22ページ、【史料7】参照)。複数の県が統合されて県域が拡大すると、これも後述する元田肇の言に見られるように(22ページ、【史料8】

参照)、県庁がその中間地点に設置されることを見込んで、これに賛成する動きが出てくるのである。同様のことは、北関東でも見られた。群馬県と栃木県の廃合情報を承けて、両県はいずれも自県が合併の主体となって相手方を併合することをくろむ一方、広大な県域の中央に位置するとして、足利町が県庁所在都市になるべく名乗りを上げるといふ具合であった(『東京朝日新聞』一九〇三年一〇月一三日付)。

さらに、こうした県庁の位置をめぐって地域利害がぶつかり合う動きの外に、旧藩領、旧国で廃県反対運動を展開し、あるいは逆に、廃合反対論に抗して廃合に賛成するという錯綜した動きも見られた。例えば、後掲【表5】で示したように、和歌山県の『紀伊毎日新聞』は、次のように述べて、旧紀州藩領の一体性を保持するという見地から、和歌山県の分割・廃県に反対していた。

我和歌山県の如きは、無論独立するのみならず、地形上よりするも、三重県の一部即ち旧紀藩の領分たりし南北牟婁郡を始め、奈良県の一部宇智・吉野二郡等は我県に編入し、以て彼の紀の川・新宮川の水利を応用して商工業の発達に利するに於いても当然のことなるは、敢て識者を待て語るまでもなき見易き説なるに、政府当局は何を苦しむで本県を割て一部を三重県に、一部を大阪府に合せんとする挙あるが如し、無謀も亦た甚しといふべし。我輩は信ず、此の分合の挙たるや、政費の節約の帰するが如く説くもあるも、左はあらず、全く交通の機関完備したる地より合同するものとして、決して本県の如き不便なる地は存在せしめざるべからず。有志者たるもの、これが反対の運動に怠らざらむことを希望して止まざるなり

(「府県廃合に就て」『紀伊毎日新聞』一九〇三年一月一五日付)

また、岩手県では【表3】で確認できるように、市役所での廃県反対運動の協議に始まり(『東京朝日新聞』一九〇三年一月一九日付)、廃県反対懇親会が一、〇〇〇人の参加で開催され(同前一月二五日付)、廃合反対陳情のため県会議員二四名が上京する(同前二月五日付)など廃県反対の活発な動きが続くが、その中で、旧仙台藩領の県議が宮城県への統合に賛成するという一幕も報じられていた(同前一月二七日付)。宮城県議会は、最終的には廃県反対で一致したと報じられているが(同前二月七日付)、県内の政治的対抗が地域的対立をとって現れる際に、旧藩領の区分が意味をもつものとして現象している例である。同様に福井県では、若狭国の敦賀郡民が福井廃県に賛成陳情を行うと報じられていたが(同前八月二〇日付)、これは、越前・若狭二国から成り、旧藩領も異にする一郡が独自の動きを示して廃県反対の足並みが揃わない例である。【表2】が示すように、府県廃合を行う政府が、旧国などを単位として廃合計画を策定する一方、廃県反対運動を展開する各県の側でも、旧藩領・旧国や郡など府県の枠組みに先立つ地域区分が、府県の枠組みに立脚する廃県反対運動に抗する動きを見せていたのである。

このような運動の全国的展開過程で、知事の中からも政府の政策に異論を唱えたり、廃県反対運動に「公然助力」するなど、政府の府県廃合計画に反対するかのような動きも現れた。

まず、府県廃合に対する正面からの反対ではないが、福岡県の河島醇知事が、「府県廃合といふ漢として要旨を得ず」という段階の言ではあるが、「整理の手には何れより着くべきか、是れ先づ深く注意せざるべからざるなり」という見地から、一方で鉱山監督署・土木監督署など国の出先機関と府県との権限の錯綜を調整し、他方で町村合併を前提に有給町村長を置いてこれに

所轄町村内の警察権を与えるなどした上で、制度改革を府県に及ぼすべきだと論じ、「地方長官は単に内務省に隷属するが如き状態あるは、其の当を得たりと謂ふを得ず」と述べていた(『山陰新聞』一九〇三年八月一四日付)。

そして、さらに、自県の廃県反対を言明する知事も現れた。『紀伊毎日新聞』一九〇三年一月二〇日付記事「府県廃合に就て本県某長官談」は、伯爵で貴族院議員の和歌山県知事・清棲家教の実名を避けつつ、

府県廃合問題は、閣議に於て略ぼ確定したるもの如く報しつゝあるも、実際に於て反対の態度に出ずるは早計の恐れありと。而して地方長官としての該問題に対する意向は勿論政府の命令に従はざるべからざるも、本県地方としては飽く迄反対の行動に出でざる可からず。亦た貴族院議員としては賛否何れかに帰着す可からざるは言を俟たずして明かなれども、兎に角法案として現はるゝ迄は觀望の位置に立たざる可からざるなり云々

と報じ、清棲知事が和歌山県の廃県に明確に反対していると報じていた。このような知事の動きは、『内務省史』第三卷(大霞会、一九七一年。茨木廣「第五章 地方長官会議」)が指摘した知事の二重性、即ち、「国の総合出先行政機関の長」としての地方長官と、「府県自治体の長」としての知事という二重性に起因するものであったと言えるものであり、当然起こりうることであった。

こうした動きに対して、内務省は、廃県反対運動を「黙認」していた当初の姿勢から転じて、規制に乗り出したと報じられた。後掲の【表6】に示したように、

府県廃合指定の知事等は、府県の利害と云ふよりは寧ろ自己の糊口上下り打算して、暗に人民を煽動し、廃県反対の声を熾にせしむる向もあり

やにて、内務省も初の程は黙認せしも、近頃は公然運動に助力するものもあるより、斯くては形式的にもあれ政府の行政方針に反対するものなれば打棄置かれずとて、兩三日前、一片の内訓を發したりと

(『山陽新報』一九〇三年一月二九日付) というのである。後掲【表5】で示したように、『紀伊毎日新聞』二月八日付「政府府県反対に干渉す」記事も、次のように報じていた。

政府は、府県廃合には左程重きを置かざりしが、其後反対の氣勢高まるに随ひ、余り度外視する訳にも行かず、且つ議會対策上交換問題として成べく強硬の態度に出づるの得策なるを知り、昨今躍起となり反対に干渉し、各府県に於て市町会が反対運動費の支出を決議するものに対しては之を取消さしめ、運動費は寄附を以てすべしと厳命し、有力者に対し、知事より上京せざる様通告せしめたりと

県庁所在都市を中心とした市・町挙げての反対運動に、地方行政の統轄系統を通して財政的・人的に規制を加えているのである。

## (2)和歌山県及び岡山県の動向

この項の最後に、府県廃合計画の中で廃県対象となった和歌山県と、隣県の一部(広島県東部の旧備後国部分)を併合して拡大・存続する岡山県について、それぞれの地域新聞の記事をもとに、その動向の詳細を検討しておく。

【表5】は、和歌山県の『紀伊毎日新聞』が報じた府県廃合関係記事を一覧表にしたものである。一九〇三年の下半期のみを見ても、桂太郎内閣の行政整理政策に関しては継続して報道しているが、府県廃合計画が具体的に報じられるのは八月四日が初めてである。

しかし、当初は、奈良県を京都府に、三重県を愛知県に統合すると報道



するなど（「行政整理の内容」八月四日付）、和歌山県の廃県に関する情報もたらされていなかったこともあつてか、コラム「無茶苦茶我記」が府県廃合賛成論を二度にわたって展開していた（八月三日付、一五日付）。このような『紀伊毎日新聞』が、和歌山県の廃県に反対する主張を明確に展開したのは、前述（11ページ）の二月一五日付「府県廃合に就て（本県）」記事が最初であり、同月一八日付「府県の廃合」記事では、内務省が全国の一九県を廃止すると決定したと報じた。この報道の後、和歌山市長・市会議長・商業会議所会頭ら市の行政・経済界が挙げて反対運動を展開したことは前述のとおりである。この廃県反対運動の中で、反対の理由を最も体系的に論じたのが森市会議長であつた。『紀伊毎日新聞』は、その主張を一月二六日、二七日の二日にわたって詳細に報じているが、中央政府の整理で二〇〇〇万円節減できるにも拘わらず、「四十余万円の政費節減をなさんがため十余県を廃し千四百万の生霊を窘しめんとする」ことは認められないとするその要旨は次のとおりであつた。

一、地勢上、大阪府と和歌山県は葛城山を境とし、畿内・南海道と所属・氣候・人情・風俗を異にし、「且つ数百年來、藩政治下に固有の習慣を馴致しありて彼此土地の情況を異にするか故に、地方經濟を同ふし、其負担を共にし、地方税支弁の事業を協同して施行するに適せず」。

二、地方税負担に差違があり、大阪府に合併されれば和歌山県民にとっては増税となる。

三、地方庁が大阪に移れば、そこへの往復に要する時間と費用が増加する。

四、府會議員数は、大阪選出が四四人、和歌山選出が九人（東牟婁郡が三重県に入れば八人）となり「思ふ様にならざる」ことは想像に難くない。

五、和歌山県庁廃止による官吏俸給等国費の送金減少などで經濟的損失があ

るほか、和歌山市は「荒涼の郷と變ずる」（この点については、四で詳述）。もつとも、『紀伊毎日新聞』は、反対一色の論陣を張っていた訳ではない。二月一〇日付の翠岳生署名の論説「廢県問題に就て」は、府県廃合は地方問題でなく国家問題であり、「人文の進歩と交通の發達とに依りて自然行政區域を拡張するは当然の事」であると政府の「府県廢置法律案」の提案理由と同じ主張を展開し、法律案未提出の問題に「自己一身又は一市一郡の利害の爲め賛否を決する」ことを批判していた。

このように廢県対象となつた和歌山県で、和歌山市を挙げての反対運動が展開されていたのに対し、県域が拡大・存続する岡山県では、『山陽新報』が【表6】に示したような報道を展開していた。ここでは、府県廢合計画の具体案に関する情報がその都度報じられるとともに、府県廢合が政府の行政整理計画の一環として策定されたものとしてどのような實際的效果をもつかについての検証記事、各地の反対運動を踏まえた「府県廢置法律案」の成否に関する報道など、多面的な報道がなされていたことが分かる。

以上のように、第一次桂太郎内閣による府県廢合計画の策定と「府県廢置法律案」の帝國議會提出準備は、とくに廢県対象とされた各県の反対運動とその全国的組織化を呼び起こした。前年の日英同盟の締結による國際關係の整備を前提として、対露開戦氣運が高まる中、第一次桂太郎内閣は、一方では、教科書疑獄事件など政府の責任を激しく追及する声に囲まれていた。対露開戦を視野に、政治・軍事・財政全般にわたる挙国一致体制のための元老の再登場を求めて一時は辞職したものの、それが却下された桂太郎内閣は、廢県反対運動の全国展開中で、引き続き厳しい政治状況の中にあつたのである。

月	政治情勢・行政整理関係記事	府県廃合関係記事	和歌山県・和歌山市関係記事
10	<p>13 東京電報12日、桂首相の内務大臣兼任、児玉源太郎の内務大臣免職と参謀次長任命を報ず(10.13)</p> <p>14 「府県分合と区裁判所」記事、某行政裁判所評定官の言として、府県分合の難事であるに比し地方裁判所の減少は容易だが、刑事裁判証人出頭の便宜から廃止後の復活を予想し、区裁判所と登記所は現状でも過少と報じる(10.14)</p> <p>17 「憲政本党の調査事項」記事、調査会の整理区分の「行政に関する分」として、文部省廃止、司法省廃止、警視庁廃止、郡制廃止、府県廃止などの事項を報道(10.17)</p>	<p>8 「府県廃合と経費節減」記事、内務省が「時勢の進運と交通機関の発達とに鑑み」、府県廃合法案を次期議会に提出すると伝え、15県が廃止され、年経常費約40万円節減と報道(11.8)</p> <p>16 「政府廃合と両案」記事、府県廃合に15、6県を廃合する児玉源太郎案と、廃合を4、5箇所止める清浦奎吾案の2案があったが、閣議は東京・埼玉を中心に2、3の府県を廃合することに決したと報道(10.16)</p> <p>21 「府県廃合と政友会」記事、政友会が調査させているとする栗原亮一・櫻井駿両代議士の談として、「三十有余年の久しき風俗習慣等の歴史的自然的関係より形成せる府県組織を打破改造して、僅かに二十万円内外の金額を減殺せんよりは郡制改正がよよし、将来交通機関完成後に畿内・8道に道庁を設置し、中央政務の一部を分与するとともに、郡制を廃止し、町村区域を拡張するのがよよしと報道(10.21)</p>	<p>7 10 嘉仁皇太子、和歌山県内巡遊</p>
11	<p>19 「裁判所の廃合」記事、行政整理の結果廃合される裁判所を報じ、総計20万円の節減と報道。控訴院3か所を廃合〔函館→仙台、名古屋→東京、広島→大阪〕廃県と同時に廃止する地方裁判所19(ママ)〔岩手・山形・埼玉・群馬・栃木・茨城・山梨・静岡・富山・福井・岐阜・滋賀・奈良・和歌山・鳥取・山口・徳島・佐賀・大分・宮崎〕</p>	<p>14 「府県廃合と議員数」記事、府県廃合で代議士等が第一に苦心するのは選挙法で、当局は調査中として、法案議会通過後は代議士数は2、3名増加と見込む(11.14)</p> <p>18 「府県の廃合」記事、「我が社の確信する所」として、閣議決定の廃合による節減額が48万9千円、廃止県数19県なるも、地方からの具申により、廃合案は節減額の範囲で内務省に委任され、内務省が21県の廃合、岩手・山形・群馬・埼玉・茨城・山梨・富山・福井・岐阜・滋賀・奈良・和歌山・鳥取・山口・愛媛・徳島・佐賀・大分・宮崎の19県の廃止を決めたこと、県庁所在地、廃合県と被併合県の別は調査中と報道(11.18)</p> <p>26 東京・芝・紅葉館にて府県廃合反対代議士会開催。発起人は木元源吉(奈良)、佐竹作太郎(山梨)、酒井善造(滋賀)。外に牧野逸馬(福井県)ら衆議院議員9人、岐阜市長堀口有一・福井市助役塚原儀三郎ら30余名出席し、代議士及び各地方上京委員で組織する「廃県反対聯合事務所」の設置などを決議。12月23日頃に「聯合総会」の開催を予定(11.29)</p>	<p>15 「府県廃合に就て(本県)」記事、政府の府県廃合案について、沿革及び地形・交通からして和歌山県が独立して存続すべき事を主張し、廃止案を批判(11.15)</p> <p>20 「府県廃合に就て本県某長官談」記事、その言として、議会未提出の今反対するのは早計だが、地方長官としては政府の命令に勿論従わねばならぬ。和歌山県としては「飽く迄反対の行動に出でざる可らず」、貴族院議員としては賛否いずれかに帰着せねばならぬが、法案が現れるまでは観望せざるをえないと伝う(11.20)</p> <p>21 廃県問題協議会の委嘱を受けた加藤和歌山市市長・森市会議長・志賀商業会議所会頭によって選任された調査委員15名、市会議場で会合(11.22)</p> <p>24 加藤和歌山市市長らと県会議員との協議の席上での森市会議長挨拶を、2日にわたって紹介(11.26-27)</p> <p>28 「有田支局報」、府県廃合で「和歌山市は打撃を受く」が有田郡は痛痒なしとする意見に対し、大阪府に合併されれば町村長の出張日数・費用が嵩んで人民の費消額が増加して民力休養に反するほか、県域が三重・大阪に分割されれば法人財産の処分にも困るなどとして有田郡への影響を主張(11.28)</p>
12	<p>3 政友会大会、「行政財政の整理は十分なる実績を挙げん事を期す」などを決議(12.5)</p> <p>5 「行政整理の発表」記事、5日付「官報」に「政府の所謂行政整理」の内容が発表されたと報道。廃止機関は、臨時沖繩県土地整理事務局、官業調査所、肥料礦物調査所、農工商高等会議、政務調査委員会、鉍毒調査委員会等(12.8)</p> <p>10 河野広中衆議院議長、本会議で内閣弾劾の「奉答文」を朗読(12.12)</p> <p>11 衆議院解散(12.12)</p> <p>— 「政友会の整理案評(当局者の談)」記事、判任官廃止、内国旅費・庁費削減案を無稽と批判(12.12)</p> <p>— 「予算不成立と財政計画」記事、明治37年度予算は前年度予算(36年度=35年度)を執行、予定予算では府県廃合に50万円、裁判所廃止に20万円を含むと解説(12.13)</p>	<p>3 12月3日午前8時25分発「東京電報」、「府県廃合に対する反対聯合会を開き、委員を選定其他の決議を為す。氣勢盛んなり」と伝う。10月に長崎市で開催した関西各市聯合会で廃県反対運動の実施を決議した結果、聯合会の運動展開と報道(12.4)</p> <p>5 廃県聯合委員会開催(於伊勢勘)、福井市の牧野逸馬座長にて運動経過を報告。運動方針を協議し、各党訪問委員を選定(12.9)</p> <p>— 「政府府県反対に干渉す」記事、府県廃合反対運動の高揚に対し、政府は「対議会策上交換問題として成べく強硬の態度に出づるの得策」として、市町村会の反対運動費支出決議を府県当局に取り消させ、有力者に上京を中止するよう知事に通告させる措置をとったと報道(12.8)</p>	<p>2 非廃県問題調査委員会、市会議場で開会、出席委員8名、森衆議院議員の電報につき協議し、加藤市長が委員1名を伴い、5日上京することを決定(12.4)</p> <p>5 加藤和歌山市市長、在京の森衆議院議員の「至急上京せよ」との電報を受け、6日の新聞記者招待会には出席せず、急速上京。廃県反対調査委員、和歌山市書記等見送り(12.6)</p> <p>6 和歌山市市長ら廃県反対運動者、6日に市内各新聞記者を風月庵に招待し、「彼我の意見を一致せしめ歩調を共にせんことを協議」する予定。</p> <p>10 「廃県問題に就て」論説記事(署名・翠岳)、府県廃合は地方問題でなく国家問題であり、「人文の進歩と交通の発達とに依りて自然行政区域を拡張するは当然の事」として、法律案未提出の問題に、「自己一身又は一市一郡の利害の為に賛否を決する」ことを批判(12.10)</p>

【表5】『紀伊毎日新聞』(和歌山県)所載の「府県廃置法律案」関係記事

月	政治情勢・行財政整理関係記事	府県廃合関係記事	和歌山県・和歌山市関係記事
7	<p>4 「行政整理と各省」記事、対議会約束の整理額を大蔵省が各省に按分するも陸海軍省は反対などと報道(7. 4)</p> <p>13 宮中で伊藤博文(枢密院議長)、山県有朋・松方正義(枢密顧問官)親任式(7. 16)</p> <p>15 児玉台湾総督、内務大臣に任命と報道(7. 16)</p> <p>18 「増租提出準備」記事、伊藤博文の枢密院入りにより、桂内閣・大蔵省は増税・地租増徴案再提出と報道(7. 18)</p> <p>19 「財政処理の案」記事、明治37年度予算の歳入出差額3000万円内外の処理策として消極・積極の二策を紹介報道(7. 19)</p> <p>25 「山本海相と行政整理」記事、児玉内相就任で決意の固まった行政整理に山本海相のみ反対と報道(7. 25)</p> <p>25 「政界雑記」記事、明治37年度の歳入欠陥1600万円補填のための行財政整理案を報道。府県廃合には触れず(7. 25)</p> <p>26 「両政整理二案」記事、行政・財政整理に曾禰蔵相案と貴族院案があると報道。両案とも府県廃合には触れず(7. 26)</p>	<p>28 「郡役所廃止の案」記事、8月開催の地方長官会議で郡役所廃止案が地方長官に諮問されると報道(7. 28)</p>	
8	<p>6 「行政整理鈍案」記事、桂内閣の行政整理案に、内閣ほか9省の現制を内閣ほか4省に廃合する鈍案と文部省廃止等に止める小刀案があり、後者に決したと報道(8. 6)</p> <p>7 「評論 反対論漸く起る」記事で文部省廃止反対論を紹介(8. 7)</p> <p>11 「文部省存廃問題」論説記事、有用の文部省を経費節減目的で廃止するとして無用視した菊池前文相らの責任を追及(8. 11)</p> <p>22 「経費節減と増税」記事、内閣が行政整理で経費節減を図る一方、積極的政策のため財源不足になれば砂糖消費税率引き上げ・煙草官営に至るか報道(8. 22)</p> <p>25 「文部省廃止問題」論説記事、廃省論の目的を詳細に報道(8. 25)</p>	<p>4 「行政整理の内容」記事、児玉・曾禰・清浦三相の調査した行政整理案を報道。文部省廃止、郡の自治制廃止、中央政府官吏3分の1減員、鉄道の特別会計移行のほか、府県廃合を断行し、奈良を京都に、佐賀を長崎に、福井を石川に、三重を愛知に合併等と報道(8. 4)</p> <p>9 「整理瑣談」記事、行政整理の内容を観測した中で、政府は「大に府県廃合を断行する決心なり」と報道(8. 9)</p> <p>13 「府県廃合と司法機関縮小」記事、政府当局の言として、いずれも交通機関の発達度に密接に関係と報道(8. 13)</p>	<p>13 コラム「無茶苦茶我記」、「自治の原子は町村にある」と交通の発達という理由から、「地方官会議に提出せんとする府県廃合」に大賛成と主張(8. 13)</p> <p>14 「行政整理に就て」論説記事、文部省・警視庁の廃止、府県の合併、裁判所の減少という政府の行政整理案を是認、なお補助金改革、戸籍法・登録法の改正と族籍記載の廃止を主張(8. 14)</p> <p>15 コラム「無茶苦茶我記」、裁判所経費節減につながるとして府県廃合を可とする自説を再論(8. 15)</p>
9	<p>4 「行政整理の二方面」記事、行政整理の大綱稍定まると報道(9. 4)</p> <p>5 「裁判所廃合説の実情」記事、行政整理で司法省削減額40万円達成の為、区裁百余か所、地裁・控訴院若干の廃止に至ると報道(9. 5)</p> <p>13 「行政整理案と法制局」記事、児玉・曾禰両相の大規模な行政整理案に清浦法相が反対するなど閣内の対抗を報道(9. 13)</p> <p>15 「郡制改正案」記事、行政整理主任が、郡管掌事務を市町村または府県に移し、郡を単なる行政庁とする郡制改正案を法制局が起草するはずと報道(9. 15)</p> <p>20 「文部省の存置」記事、政府が前言を翻して文部省を存置することに決したと報道(9. 20)</p> <p>29 「司法省の行政整理」記事、控訴院の廃止、官吏の減員等一通り調査結了と報道(9. 29)</p>		

注：①各記事冒頭の数字は、当該事項の日付。

(14 ページ上に続く)

②末尾の( )内の数字は、当該記事掲載の『紀伊毎日新聞』発行日。

③各記事冒頭の「」は、記事見出し。

出典：『紀伊毎日新聞』1903年7月～12月(和歌山大学紀州経済史文化史研究所所蔵マイクロフィルム)により作成。

【表6】『山陽新報』(岡山県)所載の「府県廃置法律案」関係記事

月	日	「府県廃置法律案」関係記事(冒頭の「」内は当該記事の見出し、末尾の( )内は記事掲載紙の日付)
8	4	「行政整理の内容」記事(『二六新報』転載)、児玉内務・曾禰大蔵・清浦司法三大臣の行政整理案として、文部省廃止、農商務省官署の府県庁移管、鉄道の特別会計化、中央政府の官吏3分の1削減、郡の自治制廃止とともに、「府県の廃合を断行す。奈良を京都に、佐賀を長崎に、福井を石川に、三重を愛知に合併す。此他埼玉、千葉、東京、神奈川及東北に二、三箇所、総計六、七箇所」と報道(8.4)
	15	「府県参事官廃止の議」記事、「郡役所の廃止、府県の廃合と共に、府県参事会を廃すべしといふの議、目下当局者の間に行はれつゝあり」と報道(8.15)
	18	「府県廃合案」記事、「府県廃合論は、行政整理の衝に当れる三大臣中、曾禰蔵相最も強硬なる主唱者の由にて、之に関する法律改正案は、多分第十九議会に提出せらるゝならんと云ふ」と報道(8.18)
	26	「府県廃合と選挙区」記事、「府県廃合に連動するものとして選挙区の変動・県名の変更を挙げ、選挙区の改正を要する件は、「従来の選挙区を存置し、特に第一選挙区、第二選挙区と云ふが如き区画を設くべしとの説もあり」と報道(8.26)
	29	「府県廃合案」記事、「府県廃合の件に就き更に聞く所に依れば、九州にては佐賀、宮崎、大分の三県を廃して他に合併し、近畿にては奈良、和歌山の二県を大阪府に、滋賀県を京都府に合併し、又関東方面にては埼玉県を東京府に合併し、千葉、茨城両県を一県となすの計画なりと云ふ」と報道(8.29)
	30	「北海道庁廃止の議」記事、「行政整理の結果、北海道庁を廃し、之に代ふるに県制を実施し、従来の支庁を郡に改め、又北海道庁の管掌に属する鉄道部を挙げて鉄道局の直轄たらしめんと議あり。調査の進行如何に拠りては実行を見るかも知れず」と報道(8.30)
9	6	「政友会と府県廃合及取引所問題」記事、6日の協議員会でこの2問題については政府案に反対の立場で、臨時委員に調査させ、「殊に府県廃合問題に就ては、地方党務の異同に關係する頗る大なるを以て、其利害に付十分調査をなし、来る議会に於て政府が本案を提出せし場合の参考となし」と報道(9.8)
	17	「府県廃合調査」記事、行政整理にともなう府県廃合につき浮説に基づく「大騒ぎ」を憶測と批判し、「實際整理の当局者は、単に地図上より幾何的分合を為すが如き粗漫のものにあらず、各地方の人情、風俗、歴史、習慣は固り、就中最も地形上の便利に重きを置きて調査せしものなれば、夫の千葉、埼玉を東京に合せ、滋賀を京都に合すが如きは、或は自然の結果なるべきも、四国を二県と為し、徳島、香川、愛媛の三県を合して丸亀県を置くが如きは、万之なき事にして、多分香川を愛媛に合せて三県と為すべく、他も大概之に準ずべしと云ふものあり」と報道(9.17)
	22	「府県廃合論の行惱」記事、「行政整理に伴ふ府県廃合に対しては、従来の歴史及風土、人情の異同により地方的大反対あるのみならず、地方経済其他法律關係等より、特に数県を廃合したりとて、其經費総額四十八万余円にして、財政上より見るときは格別の整理にもあらざるべしとの理由にて、目下の所、尙未定に属し居るが、多分見合わせとなるべしとの説あり」と報道(9.22)
	22	「両政整理案の内容」記事、「府県の廃合は九州、四国、中国、近畿、東海道の互りて、其県名は嘗て報じたる所と大差なく……去れども府県廃合問題は、地方の利害に大關係あるを以て、到底議会を通過せざるべし」と報道(9.24)
10	2	「府県廃合反対の一説」記事、「地方的關係を離れ財政上より反対する」説として、僅か40余万円の經費節約のために「非常の風俗を異にせる種族を一にし、同一なる命令の下に之を支配するは、策の得たるものに非ずと云ふに在り」と報道(10.2)
	2	「内定の廃合府県」記事、『東京朝日新聞』1903年10月1日付と同内容の府県廃合案を報道(10.2)
	4	「府県廃合法律案」記事、「行政整理により府県廃合に関する法律案は、愈々第十九議会に提出する由なるが、其廃止さるべき地の地方裁判所も同様廃止さるべしと。而して其地名は、議会に提出するまでは双方とも秘密になし置く筈なり」と報道(10.4)
	20	「府県廃合と貴族院」記事、「府県廃合に就ては地方的感情より反対頗る多く、各代議士も反対に同情を寄する者多きを以て、貴族院は公平無私に国家永遠の利害より觀察し、決する所あらんとて、既に各団体の問題に上り居れり。尤も同院の多数は、目下の政府案賛成の態度なりと云ふ」と報道(10.20.21日付にも再掲載)
	21	「行政整理と法律改正案」記事、「府県の廃合・裁判所の区画変更は議会の協賛を要するため、それによる經費削減額は来年度予算に計上されておらず、整理による經費削減額も各種法律改正案が通過するか否かで増減すると報道(10.21.22日付にも再掲載)
11	13	「府県廃合と選挙法其他」記事、「府県廃合に依り代議士の第一に苦辛するは選挙法なるが、右は其筋にても最も深長に調査を加へたる由にて、其結果二、三名の代議士増加する事となるべく、且府県制は尤も重大なる關係あるより地方局にて調査し、孰れも廃合案と同時に議会に提出する由なるが、府県廃合は政府にても大反対あるべきを覚悟し、十分に通過を予期し居らずといふ」と報道(11.13)
	20	「府県廃合に伴ふ一困難」記事、閣議決定の府県十九か所について、原案議会通過後に、各府県の「特種の財産」の処分について苦情百出し、当局者も苦心するため、調査が急がれていると報道(11.20)
	26	「府県廃合反対の訓令」記事、「府県廃合指定の知事等は、府県の利害と云ふよりは寧ろ自己の糊口上より打算して、暗に人民を煽動し、府県廃合の声を熾にせしむる向もありやにて、内務省も初の程は黙認せしも、近頃は公然運動に助力するものもあるより、斯くては形式的にもあれ政府の行政方針に反対するものなれば打棄置かれずとて、兩三日、一片の内訓を發したり」と報道(11.29)
12	8	「府県廃合の異動」記事、既報以後の一、二の変更点について、「山形県全部を秋田に合併する如く伝へられたるもの、今は同県中米沢市及び置賜三郡を福島県に編入せらるゝ事となれり」と報じ、併せて東北六県の衆議院議員選挙区についての「政府案」を報道(12.8)
	12	「内務省提出法律案」記事、内務省が第十九議会に提出する法律案として、「府県廃合に関する法律案」ほかを報道(12.12)

出典：『山陽新聞』1903年8月～12月(岡山県立記録資料館所蔵マイクロフィルム)により作成。

### 三 『山陰新聞』の行財政整理・府県廃合計画に対する論評と 廃合対象県に関する報道

島根県松江市で発行されている『山陰新聞』は、「松江新聞を譲り請け総て組織を改革し、題号を改め、紙幅を広め、更らに第一号より隔日発行務めて山陰の改良を謀るの責めに当らむことを期す」と宣言して、一八八二年五月一日に創刊されたものであるが、福岡世徳はその創刊号に「印刷長」として名を連ねていた(『山陰新聞』第一号、一八八二年五月一日)。「山陰新聞」は、以後、自由党系自由民権運動から立憲政友会に至る政治的系統の主張を貫いたが、政治的立場を同じくする福岡世徳は、従って、松江市長在任中も『山陰新聞』の有力な読者であったと考えてよい。

その『山陰新聞』は、【表3】に示したとおり、一九〇三年八月二二日から九月一日まで、「二政の整理」と題する一〇回の連続社説を掲載した。その論説の各回の題名と要旨・掲載日は次のとおりであった。

- (一) 整理の大綱 (八月二二日)  
児玉内務大臣・曾瀬大蔵大臣・清浦司法大臣による整理事業策定を歓迎しつつ、「緊縮」と「整理」は異なるとして、冗費を節約し積極的施設は推進することを求める。
- (二) 文部省全廃の議 (二三日)  
財政節約論、文部省無用・無能論、文部省を二政整理の犠牲とする論に反駁して文部省廃省論を批判し、「吾輩は寧ろ陸海軍を挙げて之れを全廃し、以て平和の率先者たるを以て自ら任ずるの却りて正義にして人道の福音たるを知る」と断言する。

(三) 府県廃合の議 (二七日)

鉄道・通信・汽船の発達、北海道及び台湾各県の面積との比較を根拠として、府県廃合計画は早計ではないとし、「山陰道の如く、北海道・台湾に比して尚交通運輸の不便なるものあるにもせよ、府県廃合は必至の趨勢なりと断ずるに於て、吾輩は未だ其不可なるを知らざるなり」とする。

- (四) 府県廃合の議 (承前) (二八日)  
さらに、財政上よりする府県廃合の効果認めたと上で、府県廃合とともに知事の権限拡張、警部長の廃止と知事によるその権限の兼併、効果のない参事官の廃止を主張する。そして、府県廃合の困難を予測して、人情・風俗・交通・運輸に配慮した廃合推進を求める。

- (五) 郡制廃止の議 (九月二日)  
中間機関としての郡衙の廃止とその経費の府県・町村への配分を主張する。

- (六) 補助費削減の議 (三日)  
当該事業が「保護に馴れて独立すること能はざる」ようになる補助費は削減すべしと主張する。

- (七) 地方費節約の議 (五日)  
「財政の源泉は地方に存する」、「地方苛めの中央温りの最も其可を見ざるは論なし」との立場から、地方の財源を涵養するために中央・地方が節約の連帯責任を負うことを求める。

- (八) 地方費節約の議 (承前) (六日)  
保護事業の拡張が「政党党派の其私を済さんとす」に因るとして批判し、前述の諸経費節約論を再論する。

(九) 地方費節約の議 (承前) (九日)

府県廃合とともに市町村合併を主張し、さらに、地租割の制限超過に限度を設定すること、「細民の其徳に浴するものある」ことから「戸数割なる一種の人頭税も亦大に節約」すべしと主張する。

(十) 結論 (二一日)

「唯単に歳入出の均衡さへ数字の上に相均しからしむれば足れりとする」政府の二政整理策を批判し、「財政整理の要とする処は、民の膏血を浪費せざるに在りて、即ち生産的に之を利用」することを求める。

見られるように、桂内閣の行財政整理策を数字合わせと批判し、府県廃合・地方費節約を重点に、積極的な二政整理、即ち、府県費・補助金を削減して生産的経費を拡充することで地方を「涵養」することを求めるものである。そして、そのためには、陸海軍を全廃して「平和の率先者たる」ことを求めるといふ急進的な主張も展開していた。

『山陰新聞』が、このような論調の中で、桂内閣の「府県廃置法律案」と同様の理由も根拠として、府県の廃合を承認していることが注目される。加えて、次に述べる『山陰新聞』記事「府県廃合と本県」からすれば、島根県が鳥取県に併合されるという情報が伝えられていたと見られる。福岡世徳市長は、このような『山陰新聞』の社説を読み、島根県は廃県という情報にも恐らく接した上で、「二政の整理」の「結論」が掲載された六日後に東京に向けて出発した訳である。

福岡世徳市長が在京中の九月二三日、『山陰新聞』は、論説「府県廃合の予想」で、「府県廃合は正しく其時なるべし」、「府県廃合は……如何に之れを廃合せば、地理・人情・風俗・交通等よりして、其宜しきに適するかの問題にして、廃合の可否は已に決せられたるものと見るも不可なし」と断言した上で、政府が府県廃合によって議会を操縦し、増税と交換しようとしていると批判し、

「政党者流の未だ容易に廃合の可否を言はざるもの」との批判も展開した。『山陰新聞』は、このように桂太郎内閣の行財政整理政策とその一環としての府県廃合計画を原理論的に検証する一方、府県廃合の具体案に関する情報も伝えていた。

この後の一〇月一日、『東京朝日新聞』が廃合府県に関する具体的情報を伝えた中で、「山陰道の島根、鳥取二県は小県なれども交通不便の為め其儘存置する筈なり」と報じたが、この記事は、その翌々日の一〇月三日、『山陰新聞』に「廃合の府県」と題してほぼそのまま掲載されていた。そして、その前日の一〇月二日、「府県廃合と本県」と題する次の記事が『山陰新聞』に掲載された。

府県廃合の結果、本県を鳥取県に併合するが如く伝ふるものありしも、其実は鳥取県を廃して本県に合するの地理上其当を得たるものあるよし。両県を合併するは事実なるも、行政機関の重要なものは、依然として当市を中心とする予定なるか如しと、東京より社友の許へ来信するものありき(『山陰新聞』一九〇三年一〇月二日付)

以上の検討から、福岡世徳市長が東京に向けて出発する前の『山陰新聞』は、桂内閣の行財政整理政策に対して八月末から長大な社説で論評を加えた中で府県廃合に賛成しており、府県廃合の具体計画に関しても島根県を鳥取県に併合するとの情報があつたこと、しかし、福岡世徳市長が在京中の一〇月一日に『東京朝日新聞』やこれに続く『山陰新聞』の報道から、島根県の廃県や松江市からの県庁移転はないとの見込みが生じていたことが確認できる。

#### 四 福岡世徳・松江市長の上京活動

以上のような、第一次桂太郎内閣が行財政整理の一環として計画した府県廃合をめぐる新聞報道、その中で廃県・分割が予想される諸県の反対運動の展開の中で、福岡世徳市長は上京し、活発な活動を展開した。<sup>12)</sup>

福岡世徳市長は、「明治三十六年九月十七日松江出發、府県廃合問題付上京、同二十日東京へ着、麴町相模屋ニ投宿。十月六日東京出發、同九日帰松ス」という日程で、東京での活動を展開した(福岡世徳『備忘録』)。次に掲げた【表7】は、東京(新橋)到着から帰松のための東京出發までに、市長が訪問し、来訪を受け、また連絡をとった全ての人物を、その属性別に整理して書き上げたものである。また、【表7】に示した各訪問者が福岡世徳市長の依頼に応じて収集・提供した情報を『在京日記』の記述から抜き出して示せば、次のとおりである。

##### 【史料】福岡世徳市長が上京活動中に入手した情報(表7)の情報1と情報15)

①各情報提供者の肩書は、戦前期官僚制研究会編／秦郁彦著『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』東京大学出版会、一九八一年、遠山茂樹・安達淑子編著『近代日本政治史必携』岩波書店、一九六一年(ここでは一九七一年刊行の第7刷を利用)、衆議院・参議院編刊『議会制度百年史 衆議院院内会派編』及び『議会制度百年史 衆議院議員名鑑』一九九〇年による。

②氏名の後の日付は、『在京日記』記載月日。

③常用漢字にない文字は常用漢字に改め、句読点を適宜補った。

【史料1】松平直亮伯爵(旧松江藩主家当主)の「御話ノ先」(九月二一日)

大浦 松方 松浦内務秘書官 西園寺公等

猶西園寺公ノ添書ヲ以テ桂總理大臣ニ面会ノ御見込

【史料2】若槻礼次郎大蔵書記官兼参事官(九月二二日)

府県ノ廃合ハ不可ナキモ、現今ノ如ク自治制ノ儘ニテハ、之ヲ廃合スルモ各国自カラ利害ヲ異ニスレハ、円満ニ地方ヲ益スル能ハス。故ニ、廃合スルナレハ、自治制ヲ改メ、県庁ハ政府ノ出張所ノ如クシ、長官ノ権限ヲ拡メ、県会等ヲ廃スレハ実効アルヘシ。然レトモ、現政府ハ自治制ノ儘ニ廃合スル見込ナランモ、之ヲ議會ニ提出シ、議會ノ反対アレハ強テ之ヲ貫クト云フ程ノ勇氣ハ無カル可ク、所謂議會操縦ノ方略ナルヘク、議會ニ於テモ反対多ク、到底衆議院ヲ通過スルコト難カルヘシ。故ニ、松江ノ県庁ヲ他ニ移サレンコトヲ防クニハ、非廃合論ヲ唱フル方利ナルヘシ云々

【史料3】松平子爵<sup>13)</sup>(九月二五日)

府県廃合按ハ政府ヨリ提出スヘシ。併シ烟草製造専売按ヲ通過セシムル為メノ掛引按ナルヘシ云々  
又久保田文部大臣ノ新任モ、二、三ノ大臣カ決定セシ予算ニテ実行スヘシトノ条件付ノ由云々

【史料4】山口宗義日本銀行理事(九月二六日)

例ノ件、大蔵総務長官ニ就キ探リ見タルニ、實際知ラサルモノ、如シ。大蔵省ニ於テハ予算ノ側ニ於テ金額ヲ定メ、其金額内ニ於テ廃合ヲ為ス次第二テ、何県ヲ廃シテ何県ニ合スル等ノ事ハ関係無シ。尔シ府県ノ廃合按ヲ帝國議會ニ提出スル事ハ決定シ居ルモノ、如クナレトモ、未ダ枢

月日	9月29日(火)	30日(水)	10月1日(木)	2日(金)	3日(土)
天候	雨	曇	雨後曇	大雨	曇
松江市・島根県関係者	◎松平直亮③ ◎山口一④	(受)山口宗義(電話)  △原田起城 帝	◎松平直亮② ○松平長③  ◎山口宗義⑥ 情報11 『東京朝日新聞』情報12  (受)園山勇(電話) 政	◎安井一② 会食 ◎山口一②	◎松平直亮③ 情報13  △山口亮 ◎千家尊福② 官  (発)園山勇 政 ◎岸清一① 依頼
政友会関係	×江原素六⑥	◎伊藤大八① 依頼 ◎元田肇② 依頼 情報8 ◎江原素六③ 情報9 (発)大岡育造(江原面会) ×桜井駿④	◎桜井駿① 情報10		(発)伊藤大八
関係	◎大浦兼武① 厨 情報7				
未詳			◎小山善④ ◎北尾一⑤	□笹岡元甲	
子息		(受)福岡禄太郎(電話) □福岡禄太郎	□福岡禄太郎	□福岡禄太郎	□福岡禄太郎
刀剣ほか	◎菊井金次郎②(受取) ◎赤坂・古物店⑤(観刀)			◎今村長賀①(鑑定依頼)	
通信	(受)(発)高橋義比 (受)子松長太郎	麴町郵便局で替金受取 (発)福岡マツ (発)高木謙之助	(受)『島根新報』 (受)太田臺之丞	(発)佐々田懋(電話不在) (発)高木謙之助 (発)太田臺之丞	

月日	4日(日)	5日(月)	6日(火)
天候	半晴	半晴	晴
松江市・島根県関係者	△安井泉  ○山口宗義①  ◎松平子爵④ 情報14 厨 □谷清瀬 ◎谷清瀬⑥ ○若槻礼次郎② 厨 ○梅謙次郎③ 学 厨  □小川秀太郎	◎松平直亮③ 情報15  ○安井一④ ○山口一⑤  □雨森辰太郎(禄太郎と)	
政友会関係		×伊藤大八①	◎伊藤大八① 情報16
関係			
未詳		□谷末恭蔵 ◎北尾一②	
子息	□福岡禄太郎	□福岡禄太郎	
刀剣ほか		◎今村長賀⑥(刀受取)	
通信	(受)高橋義比 (受)田代岑美 (発)小包2個	(発)福岡マツ	(受)福岡マツ (発)笹岡元甲

〔凡例〕	
◎	訪問し面談したもの
○	訪問したが面談の有無不詳
×	訪問したが不在又は面談なし
□	来訪あり面談したもの
△	留守中に来訪あり面談なし
①②…	当日の訪問順序
依頼	上京用件につき依頼
情報	情報入手(番号は史料参照)
厨	昼食の饗応を受ける
夜	夕食の饗応を受ける
宿	訪問先にて宿泊する
政	立憲政友会所属衆議院議員(現・元)
帝	帝国党所属衆議院議員(現)
貴	貴族院議員(現)
官	官界
学	学界
島	島根県関係
(発)	福岡世徳の発信
(受)	福岡世徳の受信

出典：『明治三十九年九月 在京日記』  
(福岡世徳関係文書)  
『議会制度百年史』(衆議院・参議院編刊、  
1990年)各巻により作成  
※島根県・松江関係者については、  
沼本龍氏のご教示も得た。



【表7】福岡世徳市長の上京活動(未定稿)

月日	9月20日(日)	21日(月)	22日(火)	23日(水)	24日(木)
天候	雨	雨	雨	大雨	晴
松江市・島根県関係者	◎松平直亮② 〔依頼〕〔夜〕 ○安井一③ ○山口一④  ×高橋慶太郎① 〔政〕	◎松平直亮③ 〔情報1〕〔屋〕  ◎千家尊福① 〔官〕〔依頼〕 ◎松平子爵② 〔依頼〕〔貴〕 □谷清瀬	◎山口宗義② 〔依頼〕  ◎若槻礼次郎① 〔情報2〕	◎梅謙次郎① 〔学〕〔官〕〔依頼〕〔夜〕	○千家尊福④ 〔官〕 ○谷清瀬③ ◎園山勇⑦ 〔泊〕〔政〕
政友会関係			◎伊藤大八④ 〔依頼〕		×元田肇② ×大岡育造⑤
関係					
未詳					×北尾一① □谷末一 ×渡部和光⑥
子息	□福岡禄太郎	□福岡禄太郎	□福岡禄太郎		
刀剣ほか			◎今村長賀③(研ぎ依頼)		
通信	(発)福岡マツ (発)福岡禄太郎 (発)高橋義比(2回)	(受)福岡マツ(小包)	(発)福岡マツ (受)向坂 (受)高木謙之助 (受)岡本	(発)園山勇	(発)高橋義比

月日	25日(金)	26日(土)	27日(日)	28日(月)
天候	半晴	晴	曇	半晴
松江市・島根県関係者	○松平子爵③ 〔情報3〕  園山勇① 〔政〕(前夜泊) ×原田越城② 〔審〕 △岩崎潤平 △北尾漸一郎	□山口宗義 〔情報4〕  □谷清瀬  △園山勇  ×岸清一②	×梅謙次郎①  □岩崎潤平	◎松平直亮④ 〔夜〕  ◎梅謙次郎① 〔学〕〔官〕〔情報5〕 ◎原田越城② 〔審〕〔情報6〕
政友会関係		○大岡育造① ○松田正久④ ×江原素六⑤ ○河野広中⑥		
関係		×大浦兼武③ 〔島〕		
未詳	◎北尾一⑥ △片岡元甲	□笹岡元甲	□小山善	△北尾一
子息	□福岡禄太郎	□福岡禄太郎		□福岡禄太郎
刀剣ほか	遊就館観覧⑤ ◎菊井金次郎⑦(研ぎ依頼)			刀剣会事務所③(観刀)
通信		(受)(発)福岡マツ		

(20ページ上段に続く)

密院ノ議ニハ付セラレス、此先キ枢密院ニ於テ不同意アレハ格別、否ラサレハ内閣内定ノ儘議會ニ提出セラルヘシ。而シテ、佐賀、奈良、宮崎、福井、四国ノ或ル県ノ如キハ、廃県ト為ルヘシ。中国ノ県ハ毫モ知レス。或ハ<sup>廃県</sup>北<sup>北</sup>無カランモ難計、兎ニ角是以上ノ事ハ知レス。猶他ノ方法ヲ以テ聞合セ、分リ次第報知スヘシ云々

【史料5】梅謙次郎法政大学総理（九月二八日）

吉原地方局長ニ内々問フタルニ、島根県、鳥取合併ノ議モ始メニハ有之シモ、遂ニ其議ハ止ミタルコトナレハ、多分心配ハ有之間敷トノ事ナリシヲ以テ、猶万一合併ノ議アルモ、県庁ノ所在地ノ事ハ能々話シ置キタレハ、将来若シ變ルコトアレハ通知シ呉ル、都合ナレハ、其際ニハ内報スヘシトノ事

【史料6】原田起城衆議院議員（帝国党・隠岐選出）（九月二八日）

府県廃合ノ事ハ政府ヨリハ提案スヘキモ、議會ニ於テハ通過セサルヘシ。猶若島根、鳥取合併スルコトトナレハ、県庁移転論ハ必ス起ルヘキモ、費用ノ点ニ於テ其議行ハル、コト無カルヘシ云々

【史料7】大浦兼武通信大臣（元島根県知事）（九月二九日）

鉄道ノコトハ、是迄局外ヨリ見テモ山陰道ノ不便ナルコトハ大ニ感セシ所、今其局ニ当ル以上ハ、経済ノ許ス限り速ニ敷敷スルコトヲ図ル考ナリ云々

此度ノ行政整理ハ、内閣ニ於テハ国家百年ノ計ヲ立テ、苟モ是ト信セシコト、仮令如何ナル障礙ニ逢フモ屈スルコト無ク之ヲ貫ク覚悟、府県廃

合ノ如キハ内務ノ主管ナレハ、未ダ其成按ハ聞カサレトモ、是迄モ内閣ニ於テ決定セシ以上、運動等ノ為メ決シテ動クコト無シ云々

猶四国ノ各県廃合ノ事新聞ニ上ルヤ、各県衆議院議員上京シテ運動ヲ始メ、最初、徳島、香川、愛媛ノ三県ヲ合シ、丸亀ニ県庁ヲ置クトノ事新聞紙ニ掲ケタルヤ、香川県ノ有志者ハ賛成ノ意ヲ表セシカ、其後更ニ徳島県ハ存置シ、愛媛、香川ノ両県ヲ合シ、松山ニ県庁ヲ置クトノ事新聞紙ニ掲ケタルトキニハ、香川県ノ運動者ハ忽チ反対ノ運動ヲ始メタリ。如此各県運動委員ノ陳情ニ依テ内閣力動ク様ノコトニテハ、一モ効ヲ奏スルモノニアラス云々

【史料8】元田肇衆議院議員（立憲政友会・大分県選出）（九月三〇日）

大分県モ廃スルトノ説アレトモ、分明ナラス。島根、鳥取合併ノ事ハ、仮令島根ヲ廃スルモ鳥取ニ県庁ヲ置クコトハ万々アル可カラス。県庁ハ必米子ナルヘシ。米子ハ中国鉄道モ畢竟通スルナルヘク、且ツ、甲県ヲ廢シテ乙県ニ合スルト云フハ、甲県ハ非常ニ感情ヲ悪シクスルヲ以テ、寧ろ両県ヲ廢シ新タニ一県ヲ置クコト、ナレハ、双方ノ感情ハ大ニ緩和ス。兎ニ角話ノ次第ハ承ハレリトノコト。大分県モ之ヲ廢スルトスレハ、福岡県ニ合併ハ不同意ナリ云々

【史料9】江原素六衆議院議員（立憲政友会・東京市選出）（九月三〇日）

府県廃合ノ事ハ未ダ政府調査ノ内容モ聞カス、本会ニ於テモ県會議員撰挙ノ為メ各地ニ出張等ニテ未ダ調査会ヲ開カス。然レトモ、兩三日内ニハ調査会ヲモ開キ、猶政府ノ内容モ探クル積リナレハ、知レタル上ハ通知ヲ為スヘク、且ツ、可相成島根県ノ利益ニ尽力スヘシ云々

【史料10】櫻井駿衆議院議員（立憲政友会・兵庫県選出）（二〇月一日）

一己トシテハ府県廃合ハ同意ナレトモ、今之カ小廢合ヲ為スハ<sup>徒ニ地方ノ</sup>不<sup>得</sup>也

騷擾ヲ来スノミニテ不得策ナリ。寧ロ今少シ交通ノ便開ケタル上、大廢合ヲ行ヒ、道序ノ如キモノヲ置キ、郡役所ヲ廢シテ便宜ノ地ニ支庁ヲ置キ、町村制ヲ改正シテ町村ヲ合併シ、町村長ハ有給ノ制ト為シ、三十円乃至四十円ノ月俸ヲ与フルコト、スレハ、其人ヲ得ルコトモ難カラサルヘシ（郡長俸給四十五万円、郡役所平均一郡役所八千円、府県費七百万円云々）

是レ自己ノ意見ナルカ、政府ニ於テハ府県ノ廢合ハ之ヲ断行シ、其範圍十五県ヲ廢<sup>シ</sup>ルト去<sup>テ</sup>フコトニ内定セルヤ<sup>ハ</sup>聞<sup>ク</sup>、而シテ郡役所ハ之ヲ存置スルコトニ内定セシヤニ聞ク。然レトモ政府ノ死活問題トハ為ラサルベシ。島根、鳥取ノ如キハ廢合ノ内ニ加ハリ居ルヤ否不明ナリ。若シ之ヲ廢合スルコト、為レハ、県庁移転ノ問題ハ随テ起ルヘシ。御話ノ旨趣ハ委細承知セリ云々

【史料11】山口宗義日本銀行理事（二〇月一日）

政府側ニ於テモ府県廢合案ハ必提出ナルヘキモ、必ス通過セ<sup>シ</sup>ムルトノトノ意思アルニアラス。猶久保田ガ文部大臣ト為リシニ付、自然様子ヲ探ルコトモ出来得ルナラント、歛ニ托シ訪問セシモ、始終来人アリテ遂ニ口出シ出来ス。何レ時機ヲ見テ探リ報知スル所アルヘシ云々。且ツ本日ノ朝日新聞ニ府県廢合ノコトニ付記事アリシトテ、該新聞ヲ贈ラレタリ

【史料12】『東京朝日新聞』記事の筆写（二〇月一日付、同日夜）

朝日新聞記事

行政整理ノ結果廢合セラル、府県ハ十八ヶ所ニシテ、内、埼玉県ヲ廢シテ東京府ニ合併シ、茨城県ヲ千葉ニ、山形県ヲ秋田県ニ、滋賀県ヲ京都府ニ、奈良県ヲ大阪府ニ、香川県ヲ愛媛県ニ、山口県ヲ広島県ニ、佐賀県ヲ長崎県ニ、宮崎県ヲ鹿児島県ニ合併スルコト文ハ略確實ナルモノ、如シ。此外山梨県ヲ廢スルコトモ内定シ居レト、之ヲ東京府ニ合スルカ静岡県又ハ神奈川県ニ合スルカ分明ナラス。又岐阜県ヲ愛智<sup>ト</sup>ニ合併シ、大分県ヲ福岡県若クハ熊本県ニ、和歌山県ヲ兩分シテ其一部ヲ三重ニ、一部ヲ大阪府ニ移シ、福井、石川、富山ノ三県ヲ一県若クハ二県ニ減シ、栃木、群馬、二県ヲ何レカ一方ニ合併スヘシトノ説アルモ、未ダ確報スルヲ得ス。尚、山陰道ノ島根、鳥取二県ハ、小県ナレトモ交通不便ノ為メ其儘存知スル<sup>テ</sup>管ナリト（<sup>①</sup>圈点は原文のまま）

【史料13】松平直亮伯爵（二〇月三日）

昨日松方伯ヲ訪ヒ尋ネ見タルニ、府県廢合ノ事ハ聞居ルモ、何府県ヲ廢合スルトノ事ハ未ダ聞カス。問合セタル上報スヘシトノ事ナレハ、知レ次第報知スヘク、若シ不利益ノ事アレハ頼ム積リナリ。猶西園寺公ヲモ明日ハ訪フ積リナリ云々

【史料14】松平子爵（二〇月四日）

清浦二面会ノ節、之ヲ問ヒ、府県廢合ヲ実行スルトノ事ハ聞キタルモ、他二同席者モ有之、何府県ヲ廢合スルヤハ之ヲ聞クコトヲ得サリシ。其<sup>②</sup>他内務省地方局在勤ノ大東某ニ問フタル、廢合府県ノ内、君ノ県ノ名ハ

無カリシ様寛ユトノ事ナリシモ、此人ハ新タニ地方局ニ入りタルモノナレハ、敢テ之ヲ信シ難シ。此件ハ次ノ議會ノ問題ト為ルコト無キモ、將來必ス起ルヘキ問題ナレハ、常ニ之ヲ心ニ留メテ図ル所アルヘシ云々。猶地方ノ諸氏ニ宜敷頼ム

【史料15】松平直亮伯爵（二〇月五日）

松江、米子ノ戸数、人口及銀行、会社、物産等ヲ取調、送付スヘキ様御依托アリ。猶松方始メ其外ノ返答知レ次第通知ス。佐藤、三島等ヘ宜敷トノ御伝言アリ

この【表6】と【史料1】〜【史料15】から指摘できるのは、次の諸点である。

第一に、福岡世徳市長が訪問した相手を見ると、これを、松江市・島根県関係者、政友会関係者、閣僚、その他（未詳）に分類することができる。この中、今回の上京活動で最も重要な役割を果たしたのは、松江市・島根県関係者であった。その松江市・島根県関係者には、松平直亮伯爵など旧藩主家に連なる人々、千家尊福男爵のように出雲大社大宮司でありながら、元老院議員から貴族院議員、文部省普通学務局長を経て埼玉・静岡県知事に任じ、一八九八年以来東京府知事の職にあつて内務省の地方行政事情に明るい者、園山勇前衆議院議員のように自由民権運動以来の盟友である者、若槻礼次郎（大蔵書記官兼参事官）・梅謙次郎（帝国大学法科大学長、内閣恩給局長、文部省総務長官などを経て法政大学総理）のような官界・大学界の要路にある者、山口宗義日本銀行理事のような金融経済界の要職にある者など、情報収集・陳情には極めて好都合な人々がおり（この外、大浦兼武通信大臣も一八九三年から九五年にかけて島根県知事であった）、また、実際に彼らは、

その立場と人脈を活用して具体的情報を入手し、福岡世徳市長に提供していた。福岡世徳は、その多くから、後述するように具体的に確度の高い情報を得ているのだが、『在京日記』の記述が示すように、これらの人々が福岡世徳市長に示した好意的な態度は注目に値する。<sup>15</sup>

そして、その中でも、松平直亮伯爵が福岡世徳に示した厚遇には特筆すべきものがあつた。<sup>16</sup>九月二〇日午前七時五五分に新橋に到着した福岡世徳市長は、恐らく別件の用務もあつた高橋慶太郎を直ぐさま訪ね、高橋義比助役、在京の子息福岡禄太郎に到着通知を出した後で宿所に入り、その日の夕方、第一の訪問先として松平直亮伯爵を訪ねて「上京ノ事件ヲ言上」し、伯爵から「夜食ノ饗ヲ受ケ」ていた。福岡世徳市長もまた、伯爵との特別な関係に加え、翌一九〇四年一月には貴族院議員となるような「議會制度百年史 貴族院・参議院議員名鑑」、その政治力と人脈に期待していたのである。

第二に、この上京活動からは、上述の訪問者から確認できる福岡世徳市長の多様な「人脈」が確認できるだけでなく、それぞれの訪問者自身が、福岡世徳のためにそれぞれの「人脈」を利用して情報収集に努めていたことも分かる。この点で重要なのは、前述の松平直亮伯爵の動きである。上京初日の夕刻、福岡世徳市長の要請をうけた松平直亮は、直ぐさま行動を起こし、翌日は自ら出かけて、『史料1』に示したとおり、九月二二日に通信大臣に就任したばかりの大浦兼武（元島根県知事）、松方正義、松浦内務秘書官、西園寺公望と連絡をとり、さらに西園寺公望の添書を得て桂太郎総理大臣に面会する見込みも立つ状況を作り出した。実際、福岡世徳市長は、二九日に再訪した大浦兼武通信大臣と面会して、山陰地方における鉄道敷設に関する政府の積極的対応、行政整理を完遂するという政府の断乎とした姿勢と、その一環としての府県廃合政策に関する政府の意欲が揺るぎないことを聞かされて

いるなど、現職関係からの情報入手に成功している。松平直亮はまた、当初の言明どおり松方正義と面会し、府県廃合案の詳細な情報入手する約束を得ていた。この点は、【史料14】に見られるように、松平子爵も同様で、清浦奎吾司法大臣に面会して府県廃合が実行されることを確かめ、さらに主担当部局である内務省地方局の現職官僚に島根県が含まれるか否かを確認し、その言に確信が得られないとして、将来の問題再発を予想して常に留意しておくとしているように、福岡世徳市長の要請に応じて正確な情報を収集・伝達しようとしていることが分かる。

【表7】で示したとおり、福岡世徳市長は、各方面に「上京ノ事件」について依頼・相談を行い、【史料1】～【史料15】のような情報を得ていたが、『在京日記』の記述による限りでは、情報提供がなされたことが確認できないのは千家尊福東京府知事と岸清一のみである。その千家尊福も「会合」を提案したと見られることから、福岡世徳市長は、ほとんど全ての依頼相手から情報提供を受けていたと言えよう。その情報を、内容と提供者について整理したものが【表8】であるが、これを加えて考察を続ければ、さらに次のことが指摘できる。

まず、福岡世徳市長が在京活動で入手した情報は、(1)廃合府県及びその中の島根県の処置に関するもの、(2)帝国議会での府県廃合法案の成立見通しに関するもの、(3)府県廃合推進に対する政府の姿勢に関するもの、(4)廃合後の県庁の位置に関するもの、(5)松江市に県庁を存置するための運動方法の教示、(6)島根県の利益・松江市の県庁存続のための工作の約束、(7)福岡世徳帰松後も情報収集活動を継続するという約束、(8)府県制の枠組自体に関する訪問相手の意見などであった。そして、これらの情報の内容から、福岡世徳市長が何に重点を置いて「頼談」したのかを窺い知ることができる。

【表8】福岡世徳市長の上京活動での入手情報

	松平直亮伯爵	若槻礼次郎	松平子爵	山口宗義	梅謙次郎	原田越城	大浦兼武	元田肇	江原素六	桜井駿	東京朝日新聞
対応する【史料】番号	1 13 15	2 14	3 11	4	5	6	7	8	9	10	12
(1)廃合府県(○)及びその中での島根県の処置(◎)に関する情報の提供			○	○	◎	◎	○	◎		◎	◎
(2)帝国議会での府県廃合法案の成立見通しに関する情報の提供	○	○	○			○	○				
(3)府県廃合推進に対する政府の姿勢に関する情報の提供		○	○	②			○				
(4)廃合後の県庁の位置に関する情報の提供	○				○	○		○		○	
(5)松江市に県庁を存置するための運動方法の教示		○					○				
(6)島根県の利益・松江市の県庁存続のための工作を約束	○				○				○		
(7)福岡世徳帰松後も情報収集活動の継続を約束	○		○	②	○				○		
(8)府県制枠組自体に関する意見の表明		○								○	
(9)人脈を活かして収集した情報の提供	③		○	②	○						

出典：福岡世徳『明治三十六年九月 在京日記』（福岡世徳関係文書）により作成  
注：丸数字は、当該情報の提供回数を示す。

(1) 廃合府県及びその中の島根県の処置に関する情報

前述のように、『山陰新聞』が府県廃合に賛成しており、かつ、島根県を鳥取県に併合するとの情報もたらされてきたことからすれば、府県廃合の具体計画の確認、廃合計画中に島根県は含まれるのか否かの確認は、福岡世徳市長が第一に知りたいものであったと言えよう。福岡世徳は七人から府県廃合計画一般についての情報を得、その中の四人からは島根県に関する情報を得ていたが、中でも【史料5】の梅謙次郎がもたらしたのは、府県廃合の具体的計画を担当する内務省地方局の吉原三郎局長に直接尋ねてのもので、なお含みはあるものの、島根県・鳥取県の合併はないとの情報であった。

(2) 帝国議会での府県廃合法案の成立見通しに関する情報

島根県が鳥取県に併合されるという情報がある段階では、その真偽とともに、府県廃合計画自体の成否、即ち、法律案の議会通過の可能性が重要になる。この点についても、【史料2】の若槻礼次郎、【史料6】の原田赳城、【史料11】の山口宗義のように、法案成立に否定的な情報を提供する者がいる一方、当然の事ながら【史料7】の大浦兼武逋信大臣のように、政府の固い決意を伝える者もあった。

(3) 府県廃合推進に対する政府の姿勢に関する情報

法律案が議会を通過するか否かは、議会の勢力分布・意見分布によるが、法案成立にかける政府の姿勢も重要である。この点でも、政府の揺るぎない意思を語る大浦兼武を除くと、【史料2】の若槻礼次郎、【史料3】の松平子爵、【史料11】の山口宗義はそれぞれに政府の姿勢のあいまいさ、駆け引きの具という見方を示していた。

(4) 廃合後の県庁の位置に関する情報

島根県が廃県の対象とならず、現状どおり単独の県として存続する場合は

問題はないが、廃止されて他の県と統合される場合は、県域の分割を伴うか否か、どの県と統合するのか、その統合は島根県を主体として他の県の全部または一部を併合するのか、他の県に島根県の全部または一部が併合されるのか、が問題となる。そして、このように島根県が廃合対象となる場合、松江に現に在る県庁は存置されるのか否かがさらに問題になる。京都の市長として、その振興策を模索している福岡世徳が最も関心をもち、この上京活動の眼目としたのは、まさにこの点、即ち、県庁移転の有無の確認と、県庁移転の回避であった。【史料2】の若槻礼次郎、【史料5】の梅謙次郎、【史料7】の原田赳城、【史料8】の元田肇、【史料10】の櫻井駿の言は、そのことを示している。中でも元田肇の語るところは、島根県・鳥取県の合併があれば県庁は必ず米子に置かれるとする点でも、府県廃合を円滑に進めるために県庁移転は有効な手段とする点でも、福岡世徳市長にとっては危機感を増幅させるものであっただろう。また、【史料15】の松平伯爵の注文は、県庁所在地を松江・米子のいずれにするか検討されるという事態になった場合に備えて、政府要路への工作のために両市の状況を承知しておきたいという意図から出たものと考えられることもできよう。

(5) 松江市に県庁を存置するための運動方法の教示

このように見ていくと、【史料2】の若槻礼次郎が、「松江ノ県庁ヲ他ニ移サレンコトヲ防ク」ための運動方法論を教示していることは、福岡世徳市長の上京活動のねらいの核心を示していると言えよう。【史料7】の大浦兼武が、県庁所在地となることを求めている陳情運動では内閣は動かせないとする中で、若槻礼次郎の教示は、搦め手からの運動が奏功するということを示唆するものであった。

この点に関連して、福岡世徳自身は県庁所在都市から県庁が無くなるとい

うことについての具体的な考察は行っていないが、廃県対象として取り沙汰されている和歌山市の市議会議長が次のように述べているのが参考となる。即ち、和歌山市の場合、分割されて大阪府と三重県に統合され、県として消滅すると報じられているのであるが、『紀伊毎日新聞』一九〇三年一月二七日付の「廃県問題協議会の概況（承前）」が報じる森和歌山市議会議長の同協議会席上での挨拶が、県庁移転の影響を端的に論じている（13ページ）で述べた廃県反対理由の中の第五点。

若し和歌山県庁を廃止せば、知事初め官吏の俸給・庁費・旅費等国庫より当地方に送來るもの六七万円、又県内外より地方庁へ來往する人の滞在費を杜絶し、其他種々の点に於ては非常なる損害を被り、殊に市は忽ち荒涼の郷と變すべし。抑土地の繁榮は、政治上の中心と經濟上の中心と相待ちて之れを全ふするものなり。東都の繁榮は百官有司星羅雲集するが故なり。若し他に都を遷さるゝこともあらば、復た今日の光景を保つ能はざるべし。

ここに、日清戦争前から松江市の人口が減少し、米子・安来に後れをとっているという危機意識から（竹永三男一九九四年b）、県都松江市の市長としてその振興策を模索している福岡世徳の、府県廃合計画に対する最大の関心があったのである。

(7)福岡世徳帰松後も情報収集活動を継続するという約束(6)は「情報」なし  
その点で、今回の上京活動で情報を提供してくれた者の多くが、引き続き情報入手に努力し、これを伝達するとともに、【史料9】の江原素六のように「可相成島根県ノ利益ニ尽力スヘシ」と明言してくれたことは、福岡世徳市長にとっては上京活動の成果を確信させるものであったと言える。

(8)府県制の枠組自体に関する訪問相手の意見

なお、【史料2】の若槻礼次郎、【史料10】の櫻井駿が、福岡世徳市長の意見を離れて、政府の府県廃合計画が現行の府県制の枠組みの中で策定されていること自体に批判的意見を述べている。この中、若槻礼次郎の言は、前述の「国の総合出先行政機関」と「府県自治体」という府県の二重性を否定し、中央集権的地方統治を論じるものであり、櫻井駿の主張は、戦時体制下の地方総監制に至る道州制論の先駆、町村制・郡制・府県制の全構造を改編しようとする議論として注目される。<sup>19)</sup>

福岡世徳市長は一〇月三日、千家尊福に「暇乞ヲ為シ」ていた。ここに至る上京活動で得られた松江市・島根県関係者の好意的対応、【史料12】の一〇月一日付『東京朝日新聞』記事に示される島根廃県の可能性の減少などが、上京活動打ち切りの判断を促したものと考えられる。そして、それはまた、一二月にかけて急速に展開する廃県反対運動に直接には参加しないことにつながるものでもあった。

## おわりに

第一次桂太郎内閣の府県廃合計画は、それ自体が県都松江市の今後を左右する性格のものであった。第十九議会の冒頭解散によって「府県廃置法律案」は成立しなかったが、島根県の処置と県庁の位置如何を確認し、県都としての松江市の位置を確保しようとする情報収集・依頼に奔走した福岡世徳市長の上京活動は、都市としての地盤沈下に悩み、振興策を必至に模索する地方都市・県庁所在都市の市長としての危機意識に突き動かされたものであった。そして、その上京活動で示された福岡世徳市長の人脈は、旧藩王家、政界・官界・経済界・学界の要路に在る松江市出身者や、自由民権運動から立憲政友会の

成立に至る政治活動の中で培われた結びつきをもつ人々との関係が、情報収集と陳情に十分に機能していることを示していた。その点で、福岡世徳市長の上京活動は、近代日本の政治史における中央と地方の政治的関係を、府県統合という国家の地方統治の根幹に関わる問題と、地方都市の市長の中央政界への陳情活動の方法の両面から、具体的に示すものと言えよう。

また、本件の主題である府県廃合計画と廃合が取りざたされた諸県の反対運動について見れば、廃藩置県後の府県体制の変動の中で、一八七六年の三府三五県体制から、奈良県・鳥取県などの県再置運動を経て成立した一道三府四三県という枠組みが、単に上から設定されたものというに止まらない実態をもって定着し始めていることも示していた。旧国・旧藩の枠組みによる反「廃県反対」の主張など、錯綜した動きをとまないつつ展開した一九〇三年の府県廃合計画をめぐる動きは、近代日本における政治・行政と地域との関係を考える素材としても意味をもつものであった。

#### 〔注〕

- (1) 市制施行から敗戦までの五六年余の期間に、松江市長に任じたのは、福岡世徳(四期)、高橋義比(三期)、高橋節雄(二期)、石倉俊寛(四期)の僅か四名であった。これを、同じく日本海側にあつて、近世城下町から県庁が存在する近代都市となった金沢市と比べてみれば、同期間に金沢史では一〇人の市長が交代している(本康宏史「序章 地方都市『金沢』―その輪郭と史的分析的視角―」橋本哲哉編『近代日本の地方都市 金沢/城下町から近代都市へ』日本経済評論社、二〇〇六年)。このことは、松江市の政治状況の特徴(政治的安定性)を示すものとして、注目すべき点である。
- (2) 福岡世徳関係文書は、福岡世徳が市長在任中とそれ以後、常時携帯して重要事項を筆記した『公務手帳』一二冊、経歴・旅行日程・自身と家族等の重要事項を記した『備

忘録』一冊、第一次桂太郎内閣による府県廃合計画策定の情報に接して、一九〇三年九月から一〇月に行った上京活動を詳細に記した『在京日記』一冊のほか、近代の文書群から成る。筆者はこれまで、本稿末尾に記した論考・史料翻刻を發表し、その紹介・検討を行った。

- (3) 明治三十六年十一月五日「内務大臣提出府県廢置法律案」(明治卅六年 公文雜纂 内務省三止 卷十三) 国立公文書館所蔵。また、明治三三年法律第三十五号「府県制」は、その第三条で、「府県ノ廢置分合又ハ境界變更ヲ要スルトキハ法律ヲ以テ之ヲ定ム」と規定している。

- (4) 「府県廢置ノ為メ改正ヲ要スル法規」及び要措置事項として内務省が取りまとめたものは、次のとおりである。

「衆議院議員選挙法」(別表に規定された選挙区の再編と議員定数の配分)  
「貴族院令」(多額納税議員の定数と選挙法)  
「罹災救助基金其他府県有財産」・「府県ノ营造物及債権債務」・「旧府県ニ於ケル事業並財務ニ関スル繼承方法」・「官報到達日数」  
「農工銀行法」(営業区域及び株主要件)

「土木監督官制・専売局官制・稅務監督局官制・林区署官制・鉾山監督署官制・通信官署官制・海事局官制」(府県名を掲げる官制)

「旧府県ノ吏員」・「旧府県ノ事業財産营造物權利義務」・「旧府県ノ法規」

(明治卅六年 公文雜纂 内務省三止 卷十三) 国立公文書館所蔵) による。

- (5) この「府県廢置法律案」によつてできる一道三府二四県の中で、道庁府県名と県庁所在都市名が一致しないのは、北海道庁の外は、神奈川県・三重・沖縄の三県である。
- (6) 『紀伊毎日新聞』一九〇三年一月一日付は、県庁所在地をどこにするか等は調査中と報道している(表5) 参照。

- (7) 同法律案の上奏裁可請願書の「可」印の下に墨書追記された文言(明治卅六年 公



文雜纂 内務省三止 卷十三「国立公文書館所蔵」による。

(8) 旧藩・旧国が、近代にあつても独自の地域的活動の単位として機能していることについては、同郷会の組織化、同郷人雜誌の刊行を分析した中で論じたことがある(拙稿「同郷会の成立——一八八〇—一八九〇年代における同郷会の成立」高井悌三郎先生喜寿記念事業会編『歴史学と考古学』真陽社、一九八八年)。

(9) 府県廃合計画の策定とこれに対する反対運動が展開していた一九〇三年の政治情勢については、宇野俊一「第一次桂内閣」(林茂・辻清明編『日本内閣史録1』第一法規出版、一九八一年)参照。

(10) 福岡世徳は、市長在任中の一九〇一年四月一六日には立憲政友会本部から「島根県支部創立委員」を囑託され(福岡世徳関係文書、市長退任後の一九一二年五月五日の総選挙で松江市選挙区から衆議院議員に選出されて、立憲政友会に所属していた)「議会制度百年史 院内会派編衆議院の部」。

(11) 一〇月一日に山口宗義を訪ねた福岡世徳市長は、山口から「府県廃合」記事を書き載せた同日付の『東京朝日新聞』を提供され、宿に持ち帰って『在京日記』にその記事を書き写していた。

(12) 福岡世徳市長がこの上京活動を行うに至った直接の契機について検討すると、差しあたり、①新聞報道による情報入手(前述)、②在京の島根県・松江市関係者からの情報提供、③他県の廃県反対運動従事者からの情報提供の三つの契機が考えられる。

この中、②在京の松江市・島根県関係者からの情報提供という点について見れば、後述するような福岡世徳とこれらの人々との親密な関係からすれば、その可能性は考えられる。また、③他県の廃県反対運動従事者からの情報提供の可能性については、福岡世徳市長は、関西各市協議会への出席と協議、その機会を利用した西日本各都市への出張とそこでの鉄道・勸業施設・学校等の精力的な視察・実地研究など、松江市長として他の県庁所在都市市長等との人的つながりを形成していたことは十分に

想定できる(竹永三男一九九四年b参照)。

(13) この時期に子爵であつた島根県関係者は、次の三名である(『華族大観』華族大観刊行会、一九三九年。但し、日本図書センター復刻版、一九九〇年による)。

松平武修 美作国旧鶴田藩主松平武聰の子

松平直平 松平直亮弟、出雲国旧広瀬藩主松平家養子、一八八四年子爵、一八九七年

七月から一九三九年七月まで貴族院議員、研究会所属。

松平直敬 出雲国旧母里藩主家。一九〇三年三月から一九一二年七月まで貴族院議員。

この中で、福岡世徳が上京活動で頼つた人物として、また、福岡世徳に提供した情報の質と量から判断して、松平直平であろうと推定する。

(14) 福岡世徳市長が『明治三十六年九月 在京日記』に書き写したこの『東京朝日新聞』記事は、細部で原文とは若干の異同があるが、記事の情報内容は同じで、正確に書き留められている。また、この記事は、「東京電報(九月三十日巻)」として、「廃合の府県」という見出しで『大阪朝日新聞』一〇月一日付にも掲載されている。

(15) 福岡世徳市長の上京目的である、島根県の処遇、県庁の位置等に関する情報の提供はもとより、松平直亮伯爵や梅謙次郎のように食事を馳走する者、園山勇のように宿泊させる者など、単なる上京・陳情者とその相手方というに止まらない親密な信頼関係が見て取れる。

(16) 子息福岡禄太郎は、今回の在京中の九月三〇日、福岡世徳に「上海行」(東亜同文書院入学)が確定したことを報告していたが、翌一〇月一日、福岡世徳は「松平伯爵邸二伺候シ、禄太郎二付テ之御礼ヲ述ベ」ていた。福岡世徳と松平直亮伯爵との関係は、旧君臣の情誼というに止まらず、その家族に及ぶ深いものであつたことが分かる。なお、福岡世徳は、この後、市長在任中の一九〇六年二月、七日松江市出発、二五日帰松という長期間、静岡県沼津に「松平伯爵御見舞」に行つていた(『備忘録』)。

(17) 九月三〇日に訪ねた元田肇の談話の中で、「高橋慶太郎弁護ノ事」という記述がある。

『議院制度百年史 院内会派編衆議院の部』は、高橋慶太郎が一九〇三年一〇月九日、衆議院議員「選挙法第十一条該当」（選挙権及被選挙権の欠格要件を規定）で退職と記している。

(18) 上京二日目の九月二一日、早朝から千家尊福を訪ねて「上京ノ事件ヲ頼談」した福岡世徳市長がその報告を松平直亮伯爵にしたところ、松平直亮は、「会合ニハ及ヒ間敷」と答えていた。千家尊福は、福岡世徳市長の上京活動が効果的に進むように、島根県関係者の「会合」を提案したとも推定できる記述である。

(19) 櫻井駿は、立憲政友会にあって、府県廃合問題の調査を担当していたが、その調査活動に関する報道の中で、福岡世徳市長に対して述べた内容と同様の主張を展開している。

府県廃合と政友会 府県廃合問題に就き、政友会は、栗原亮一、櫻井駿の両代議士をして調査せしめつゝあるが、其語る所を聞くに左の如し

政府当局が行政、財政整理上の結果として府県廃合問題を案出し、来る十九議会に提出せんとし、其廃合すべき府県は大略十五県位なるべしとの説あれども、今日之を實行せんとするは大早計たるを免れず。試に財政整理上より来る問題なりとせんか、本問題実施に依り節減する所の金額は、一府県平均二万円内外なるべしと云ふも、仮に府県を廃合すれば、出張所様のものを設けざれば行政機関の円満なるは供出難く、従て当局者所算の三十万円内外の金額は、或は恐らくは二十万円内外に減ずるやも計り難し。尚府県の廃合により減額すべき重なる費用は、府県知事、書記官、参事官、警部長の俸給位に過ぎざるが、三十有余年の久しき風俗習慣等の歴史的自然的関係より形成せる府県組織を打破改造して、僅かに二十万円内外の金額を減殺せんより、寧ろ郡制を改正すること目下の急務ならん。政府当局者は、府県の廃合は、郡制改革より寧ろ地方の苦情少なかるべしとの意見を持するもの多き様なれども、政党出身者にあらずる

一弊として、斯の如く下層の事情に疎き事情あるは免るべからざる結果ならん。併し百尺竿頭一步を進めて、政府案に賛成すべしとせば、交通機関の略ぼ完成を告ぐるの後、更に大廃合を断行し、中央政務の一部を畿内八道に分割し、東海道庁、西海道庁と云ふ如きものを設置し、郡制を廃して、町村の区域を拡張するを以て勝れりとする。要するに、当期議会などに提出すべき問題にあらず云々

〔紀伊毎日新聞〕一九〇三年一〇月二日付  
「政党出身者」でない桂太郎内閣は、下層の事情に疎いたため、府県廃合に対する反対は郡制廃止より少ないとするような見込み違いをしていること、政府案のような小規模な府県廃合でなく、交通網が発達・完成した将来において、全国を畿内と八道庁に分割してこれに政府権限を委譲するとともに、郡制廃止、町村合併を行うという構想を提示している。その内容を、本稿の三で論じた『山陰新聞』の連続社説「二政の整理」と比較すると、櫻井らの所説が、府県廃合の財政節減効果を重視せず、「道州制」につながるような畿内及び八道庁制を提示していることなどでは異なるものの、郡制廃止、町村合併などと共通する点も見られる。

#### 〔福岡世徳関係文獻〕

竹永三男・法文学部近現代史セミナー「初代松江市長・福岡世徳文書（一）」同（二）「同（三）」『山陰地域研究 伝統文化』第六号、第七号、第一〇号、一九九〇年、九一年、九四年 a)

福岡世徳文書研究会「初代松江市長・福岡世徳文書（四）」同五『山陰研究』第一号、第二号、二〇〇八年、二〇〇九年

竹永三男「旅をする市長―初代松江市長・福岡世徳の旅―井ヶ田良治ほか編『歴史の道・再発見』第五卷（渡来文化から長州戦争まで―山陽・山陰道をあぐるく―）、フォーラム A、一九九四年 b)

松尾寿・田中義昭・渡邊貞幸・大日方克己・井上寛司・竹永三男『島根県の歴史』山川出版社、二〇〇五年

〔付記〕

本稿脱稿後、浦田正吉氏の『近代地方都市下層社会の研究』（桂書房、一九九四年）が、その「第三章 自治体としての富山県の成立」の「第二節 明治三十六年の府県廃合問題と富山県」（初出は『富山県史たより』三号、一九七八年）において、富山県における廃県反対運動を、福井県・石川県の動向を視野に入れながら論じておられることを知った。浦田氏は、憲政本党系の地域新聞『富山日報』や富山県行政文書の分析に基づいて、府県廃合問題の経過を追うとともに、富山県議会・富山市議会・富山商業会議所など富山県側の反対運動を、治水・土木・勸業等に係る県財政の特徴との関連で分析するなど、廃県反対運動を富山県の実情に即して内在的に分析しておられる。

また、二〇一〇年三月刊行の『山口県史 史料編 近代②』は、「山口県非廃県同盟会」の『存県趣意書』や『馬関毎日新聞』所載の「非廃県の政談演説」会の記事を収録しており、重松正史氏が簡潔な解説を加えておられる。

なお、本稿は、島根大学法文学部山陰研究センターの二〇〇九年度山陰研究プロジェクト「初代松江市長・福岡世徳文書の解説・翻刻・研究と『初代松江市長・福岡世徳―史料と研究』（仮題）の刊行」（課題番号〇八〇三。研究代表者・竹永三男）、及び島根大学プロジェクト研究推進機構「萌芽研究部門」「歴史・文化資源を活かした『地域まるごとミュージアム』化実践プロジェクト―島根大学旧奥谷宿舎を取り巻く『ひと・まち・なりわい』をキーワードにして―」（プロジェクト・リーダー・会下和宏）の成果の一部である。

（たけなが みつお 島根大学法文学部教授）



# 島根県における鉄道敷設運動の出発

沼本 龍

## はじめに

島根県内に初めて鉄道が開通（鳥取県米子く島根県安来間）したのは明治後期、一九〇八年（明治四一）四月のことである。それは、一八七二年に日本で初めて鉄道が開通（五月、品川く横浜間仮開業。九月、新橋く横浜間開業。）してから三六年後のことであり、一八八八年に開業した山陽鉄道は既に一九〇一年に神戸く下関間を全通させていた。その後、県内を西進する山陰線（山陰本線）が浜田に達するのは一九二二年（大正一〇）、同線の全線開通（京都く幡生間）は一九三三年（昭和八）である。島根県は長い間「陸の孤島」であった。

こうした山陽に対する山陰の鉄道敷設の遅れは島根県の鉄道史を語る上では避けては通れない論点であり、日本近代史においては近年、内藤正中氏・阿部恒久氏・古厩忠夫氏らを中心に地域格差問題——「裏日本」化の問題として論じられている。<sup>1)</sup> こうした研究の動向を受け、地域での鉄道敷設運動の解明も、各府県域や各路線地域といった枠組みにとられない視点が必要とされるであろう。

ところが、現状では鉄道敷設をめぐる地域での動きは未解明な部分が多い。本稿の目的はそうした研究状況に鑑みて、島根県における鉄道敷設運動の実態を解明することである。とりわけ、運動の起源<sup>2)</sup> 始まりに焦点を当てるも

のである。

島根県における鉄道敷設運動について、大正期以降、幹線鉄道（山陰線）形成後に敷設されたJR木次線、JR三江線、一畑電車（一畑軽便鉄道）など支線鉄道の歴史は沿線の自治体史等で取り上げられ、比較的事態解明の蓄積がある。それに対して、冒頭で述べた、幹線鉄道開通に至るまでの時期の実態解明が遅れるというアンバランスな状況にある。そして、県内で鉄道敷設運動がいつ頃からどのような形で始まったかに関しては特に曖昧なままにされてきた。

【表】は、県内の鉄道敷設運動の始まりについて、島根県の近代史・鉄道史に関する代表的な著作での記述をまとめたものである。運動の開始時期に関して著作によってまちまちであるが、一八八七年・一八九二年・一八九九年の三つの時期に大別できる。研究史整理のため、ここで【表】をもとに三つの時期<sup>3)</sup> 画期を確認しておきたい。

第一は、【表】中、内藤正中著『島根県の百年（県民百年史三二）』など、一八八七年（明治二〇）以降、鉄道敷設運動が始まるとするものである。これは『鳥取県史』近代第三巻・経済編（一九六九年刊）が、一八八七年九月に松江で島根・鳥取両県の県会議員が集まり、陰陽連絡鉄道に関する協議を行ったとしたのを受けての見解である（これに関しては第一章で疑問を提起したい）。

『松江市議会史』 (1981年)	「明治五年、東京・横浜間に、わが国はじめての鉄道が開通した。それから二十七年後の同三十二年、松江市でも鉄道敷設の促進運動が起こり翌三十三年十二月には山陰鉄道期成同盟会(会長・金尾島根県知事)を結成し松江市に事務所を置いて米子以西の松江、浜田、山口に通じる鉄道の建設を強く中央に働きかけた。」(P. 37)
『島根県大百科事典 上巻』 (1982年)	①「島根県下で、鉄道建設の運動が始められたのは、1899年(明治32)の8月ごろから」(野本晃史)(P. 696) ②(1889年の山陰鉄道計画の登場により)「松江地方でも山陰鉄道の建設を望む声が強くなって来る」(池橋達雄)(P. 691) ③「広浜鉄道…1897年(明治30)ごろ石見部有志が浜田から広島に達する民営鉄道を企画した。佐々木懋らは芸石鉄道会社、恒松隆慶らは広浜鉄道会社を企画し、競争した」(池橋達雄)(P. 580)
内藤正中著 『島根県の百年』 (県民百年史32) (1982年)	「山陰における鉄道建設の動きは、明治二十年の私設鉄道条例の公布を機に同年九月十一日、島根・鳥取両県の県会議員有志が松江で会同して、岡山と境港をむすぶ陰陽連絡鉄道の建設促進を決議したことにはじまる。」 (1890年以降の鳥取県会、米子・日野郡の有志者など鳥取県での鉄道敷設運動に対して)「島根県会では、倉敷・境間の路線を、鳥取県日野郡石見から島根県能義郡内を經由して、安来・米子・境間とすることを決議して政府に建議した。」 「島根県では、三十二年(一八九九)八月に松江市の福岡世徳と岡崎運兵衛の両名が委員になって上京請願して以来運動が活発化した。」(P. 100～101)
『新聞に見る 山陰の世相百年』 (1983年)	「島根県の鉄道建設運動は、鳥取県よりかなり遅く三十二年、松江市と松江商業会議所の有志が鉄道期成同盟会をつくったのが始まり。」(P. 173)
亀井正夫編 『山陰の鉄道建設史』 (1985年)	「山陰線米子以西の開通 山陰鉄道期成同盟(会長島根県知事)を中心とする県民一体となつての請願運動が効を奏し既述のように明治39年2月第22回議会において山陰縦貫線「和田山～境間」が「福知山～今市間」に拡大された。」(P. 18・23)
『市制施行100周年記念 松江市誌』 (1989年)	「明治五年(一八七二)十月、東京・横浜間に、わが国初めての鉄道が開通した。それから二十七年後の同三十二年(一八九九)、松江市でもようやく鉄道敷設の促進運動が起こり、翌三十三年十二月、山陰鉄道期成同盟会(会長・金尾島根県知事)を組織し、松江市に事務所を置いて、米子以西の松江・浜田・山口に通じる鉄道建設を強く中央に働きかけた。」(P. 204・205)
『松江余談』 (1989年)	「鉄道は明治五年に新橋・横浜間が開通。明治三十四年には神戸・下関間の山陽本線が全線開通した。しかし、島根県は明治三十二年にやっと山陰鉄道敷設運動が始まる」(P. 49)
一畑電気鉄道株式会社総合資料集 『神々の里を走る電車たち』 (1994年)	「明治29年代には、官設鉄道建設への促進運動も盛んで、県選出代議士や松本欽次郎・糸原武太郎・福岡世徳らにより中央に働きかけていた。明治32年7月、松江市当局を中心として「山陰鉄道期成同盟」を組織し、福岡世徳・岡崎運兵衛を上京委員として、 第一目標 姫路～鳥取県間 第二目標 山陰縦貫線 第三目標 中国線 の具体案を示して、陳情を繰り返した。 明治33年11月 金尾稜巖(知事)を会長として 1)官設 姫路～鳥取線の促進 2)米子以西、松江～浜田～津和野を経て山口に達する山陰線速成 などについて、明治35年2月・帝国議会で請願書を提出するなどの運動を続けた。」(P. 11)
内藤正中編著 『図説 島根県の歴史』 (図説日本の歴史32) (1997年)	「山陰での鉄道建設計画の具体化は、明治二〇年(一八八七)の私設鉄道条例公布を機に、島根・鳥取両県の県会議員有志が松江で会同して、岡山と境を結ぶ陰陽連絡鉄道の建設促進を決議したことにはじまる。ところが二三年になると、岡山―津山―倉吉―米子―境、岡山―津山―勝山―根雨―米子、玉島―倉敷―新見―米子―境、倉敷―新見―安来―米子など、陰陽連絡の四路線が競合することになり」(P. 199)
山崎弘著 『山陰鉄道物語』 (2002年)	「島根県で鉄道建設の要求が上がったのは、やはり明治二五年のことである。この年に公布された鉄道敷設法が、大きな契機になっているのは言うまでもない。島根県議会では、県としての将来の鉄道構想に基づいて、倉敷―上石見―伯太―安来―米子―境へ至る陰陽のルートを決議し、内務大臣に請願している。同じころ、浜田でも鉄道期成会が結成され、積極的な敷設運動を展開している。」(P. 23・24)
広瀬鉄道株式会社資料集 『歴史の里に消えた鉄道』 (2007年)	「島根県で鉄道建設問題が具体的に表面化したのは、明治25年のことである。「鉄道敷設法」が制定され、帝国議会で「山陰山陽連絡線」の建設が論議され、予定線として「姫路～鳥取～境」「岡山～津山～境」など9路線が候補に挙げられていた。 「並河理二郎」及び「佐々木善右衛門」の2名は、県知事を訪ね「安来～倉敷間」の鉄道敷設を要請した。 同年12月の県議会において「並河理二郎議員」のほか4名から、「県下安来地方ヲ陰陽連絡鉄道中央線ニ挿入セラレン事ヲ請フ建議」が県会議長に提出された。」(P. 82) ※以下『島根県議会史』を引用(建議書)

(備考) 各文献の出版元などの詳細は本稿末尾の参考文献一覧を参照のこと。

【表】島根県における鉄道敷設運動の始まりに関する記述(年代順)

<p>上野富太郎・野津静一郎編 『松江市誌』 (1941年)</p>	<p>「松江市に於ける鉄道敷設促進の運動は、明治三十二年に至つて俄然擡頭した、同年七月市当局を中心とし、市内有志者数十名相会合し、鉄道期成同盟を約し、八月に入り実行に着手し、其運動方針の順序は第一姫鳥線、第二山陰縦貫線、第三を中国線とし、檄を県下各郡に飛ばして連絡を図り、委員二名(福岡世徳、岡崎運兵衛)を上京せしめた。第十四議会には、鳩山和夫より「鉄道敷設法改正案」を衆議院に提出、二月には同案は衆議院を通過し、更に姫鳥線速成の件衆議院に提出のことあり、右上京運動の成果も認識せられたのであつた。翌三十三年には、県下各郡鉄道速成委員より、知事金尾稜巖に建議し、之を推薦し統轄の任を託し運動方針を定めしめ、岡崎運兵衛、佐藤喜八郎、三島佐次右衛門、福岡世徳を委員とし、十二月島根県庁に於て山陰鉄道期成同盟会規約を設け、事務所を松江市に置き、会長を推薦(金尾知事を推選)幹事(郷田兼亮、根岸干夫、福岡世徳、村上寿夫、岡崎運兵衛、佐藤喜八郎、三島佐次右衛門)を定めた上、官設姫鳥線の速成、米子以西松江、浜田、津和野を経て山口に達する山陰線の速成を計るを期することとし、又上京委員は次の二項を定めた。(後略)」(P. 1221~1222) ※以下、「山陰鉄道速成ニ関スル請願」(1901年1月11日提出)、「山陰縦貫線中鉄道速成ニ関スル請願書」(1902年2月)など、1906年(建設決定)までの経緯が紹介される。(～P. 1227)</p>
<p>『松江八百八町内物語 白濁の巻』 (1955年)</p>	<p>「(松江の一引用者注)鉄道敷設促進運動は明治三二年八月からはじまつた。岡崎運兵衛、佐藤喜八郎、三島佐次右衛門、福岡世徳と、つまり白濁財閥たちの期成委員たちは、第十四議会に鳩山和夫をして法案提出させ、三十五年法案は通過した。」(P. 162)</p>
<p>『新修松江市誌』 (1962年)</p>	<p>「明治三十三年山陰鉄道期成同盟会ができて松江市に事務所を置き、米子以西の松江・浜田・山口に通ずる鉄道の実現を期すべく中央に働きかけた。同年六月米子に鉄道事務所を置き山陰線の事務を管理せしめ、三十五年十一月山陰で始めて境・米子・御来屋間に鉄道が開通した。米子以西へは三十九年起工、同四十一年松江駅がしゅん工して、十一月八日開通式をあげた。」(P. 331)</p>
<p>内藤正中著 「島根県下鉄道建設関係資料 (一)」 (1964年)</p>	<p>「島根県下の最初の鉄道敷設が、倉敷一境という陰陽連絡にかんするものから関心が寄せられていた」(P. 34) ※以下、『島根県議会史』第1巻・第2巻所収の島根県会による建議・意見書(1892、1895、1896、1900年)を紹介</p>
<p>『新修島根県史』 通史編2 近代 (1967年)</p>	<p>①(山陰線敷設について)「島根県における鉄道敷設促進運動は、明治三十二年八月、松江市の福岡世徳と岡崎運兵衛の兩名を委員として上京させて以来活潑化」(P. 752) ※『松江市誌』1220~1227頁からの引用したとの注記あり(P. 758) ②(陰陽連絡線の敷設に関して)「明治二十年後半には、浜田と広島を結ぶ広浜鉄道、また芸石鉄道の建設が計画され、その実現が要望されていた」(P. 754)</p>
<p>『松江商工会議所七十年史』 (1967年)</p>	<p>「県下での具体的な建設事業着手は、明治の末年まで時期が下がるが、鉄道敷設の要望と運動は二十年代から活潑にはじめられていたのであった。そうした要望のうち、もっとも早い時期に表明されたのが、島根県会における二十五年十二月六日付「県下安来地方ヲ陰陽連絡鉄道中間線ニ挿入セラレン事ヲ請フ建議」である。」(P. 31) 「松江市における鉄道敷設促進運動は、明治三十二年八月、福岡世徳と岡崎運兵衛の兩名を委員として上京されて以来活潑化」(P. 75・76)</p>
<p>NHK松江放送局編 『島根の百年』 (1968年)</p>	<p>「島根県で、鉄道建設問題が具体化したのは明治二十五年のことである。(中略)島根県会の有志議員から、島根県会の名において内務大臣に建議する「県下安来地方ヲ陰陽連絡鉄道中間線ニ挿入セラレン事ヲ請フ建議」が提案可決される。」(P. 169~170)</p>
<p>松村英男編 『島根百年』 (1968年)</p>	<p>「明治三十二年(中略)になって県民の要望を実現するための鉄道敷設運動が盛り上がり、松江市内の有志数十人が集まって期成同盟会を設けた」(P. 114)</p>
<p>内藤正中著 『島根県の歴史』 (県史シリーズ32) (1969年)</p>	<p>「島根県で、鉄道建設問題が具体化したのは明治二十五年(一八九二)のことである。(中略)島根県会でも、内務大臣にたいして“県下安来地方を陰陽連絡鉄道中間線に挿入せられんことを請う建議”が提案可決された。」(P. 174)</p>
<p>『鳥取県史』 近代 第3巻 経済編 (1969年)</p>	<p>「陸の孤島鳥取県にも、山陽鉄道の進展と二十年の私設鉄道条例の公布に刺激され、ようやく鉄道敷設の要望が高まり始めた。同年九月十一日には、鳥取・島根両県の県会議員が松江で会合し、岡山と境を結ぶ陰陽連絡鉄道の開設運動の方針を定めた。」(P. 746)</p>
<p>内田兼四郎著 『松江交通物語』 (1977年)</p>	<p>「山陰縦貫線実現の統一的運動が進められたのは明治三十五年(一九〇二)以降であつた。松江市に於ける鉄道敷設運動は明治三十二年(一八九九)七月であつた。」(P. 34)</p>
<p>速水保孝編著 『出雲の歴史』 (1977年)</p>	<p>「山陰の鉄道は、はじめは陰陽連絡を考えて企画される。二十六年に鉄道院が立てた官設鉄道計画も姫路・鳥取・米子・境を結ぶものであつて」(池橋達雄) (P. 385)</p>
<p>内藤正中著 『わが町の歴史・松江』 (1979年)</p>	<p>「山陰鉄道の敷設については、一八八七(明治二〇)年頃から話題となり、『山陰新聞』にも記事をみることができる。しかし本格的な鉄道敷設促進運動は、一八九九(明治三二)年八月に福岡世徳(市長)と岡崎運兵衛(衆議院議員)ら四名を代表委員として上京させて以来で、翌年一二月には山陰鉄道期成同盟会も結成された。こうして一九〇六(明治三九)年から、境・米子を起点にして東と西へ鉄道工事がすすめられていった。」(P. 210)</p>

以下右頁に続く

第二は、一八九二年（明治二五）に県内で鉄道問題が「具体化」したとするものである。【表】では『松江商工会議所七十年史』、NHK松江放送局編『島根の百年』などがある。<sup>3</sup>同年六月二日に、全国三三項もの予定線を掲げ政府の全国的鉄道網整備の構想を提示した鉄道敷設法（法律第四号）が公布された。同法は第一期の計画において島根県を度外視するなどの問題があり、<sup>4</sup>県内への鉄道敷設を求めるべく、島根県会は二月六日に「県下安来地方ヲ陰陽連絡鉄道中間線ニ挿入セラレン事ヲ請フ建議」を可決した。こうした島根県会による以後再三にわたる建議・意見書は『島根県議会議史』第一巻・第二巻（一九五九年刊）によってその内容が明らかにされている。<sup>5</sup>一八九二年に「具体化」するとした著作は同書の内容を受けて書かれたものと思われる。

第三は、一八九九年（明治三二）に鉄道敷設運動が活発化、もしくは始まったとするものである。これは『新修島根県史』をはじめ多くの著作が取り上げていること<sup>6</sup>で、上野富太郎・野津静一郎編『松江市誌』（一九四一年刊）の内容を受けてのものと思われる。同書は、松江市では一八九九年に鉄道敷設運動が「俄然擡頭」し、翌年に「山陰鉄道期成同盟会」の設立をもって運動が発展・全県化したことを指摘している。同書の成果は「山陰鉄道期成同盟会」以降、一九〇六年の米子〜今市（現出雲市）間の敷設決定に至るまでの運動の状況を詳細に明らかにしたことである。

【表】中の『松江市誌』・『島根県議会議史』以降の多くの著作はそれぞれ新たな史料を提示してはいない。そして、県内への鉄道開通までの記述（【表】では割愛している）も含めて、出典を詳細に明記していないものが多いが、基本的には前記両書の内容を引用したものである。このように、島根県の幹線鉄道開通までの鉄道敷設運動に関する研究は、『松江市誌』・『島根県議会議史』

以来ほとんど進んでいないと言っても過言ではない。<sup>7</sup>本稿ではそうした地域の鉄道敷設運動に関する研究を両書の水準から一歩進めたいが、問題はそれにとどまらない。

次に、両書の引用のされかたを確認してみたい。『松江市誌』は、一八九九年以前のことに関しては何も言及していない。また、同年に「俄然擡頭」したのは「松江市に於ける」運動と述べている。ところが、その後の著作においては、県レベルでの鉄道敷設運動の始まりを一八九九年とするものが現れる。『新聞に見る山陰の世相百年』は、「島根県の鉄道敷設運動は（中略）三十二年、松江市と松江商業会議所の有志が鉄道期成同盟会をつくったのが始まり」と、一八九九年以前の動きを全く消し去っている。<sup>8</sup>本稿では詳しく述べないが、松江市で本格的な鉄道敷設運動が行われるようになるのは、一八九三年七月に市長福岡世徳<sup>つきのり</sup>を中心に市役所内に「松江米子間鉄道請願事務所」が設置されたからである。<sup>9</sup>となると、『松江市誌』の「俄然擡頭」という表現には注意を要する。しかし、同書以降の特に松江市に関する著作の多くは、こうした点に関して極めて無批判に『松江市誌』の内容を引用してきたと言える。

そして、一八九二年を運動の始期、あるいは画期とするものについても同様に問題がある。鉄道敷設法公布後、県内でも鉄道敷設運動が活発化するが、それは同法が示す予定線を軸に展開された。<sup>10</sup>同法により官設鉄道建設の法的手順が明確化されたので、同法の第一期線を能義郡經由にしようとした先述の島根県会の建議などは、確かに鉄道実現に向けた「具体的」な動きであったと言える。<sup>11</sup>また、鉄道問題が県政の課題として浮上したことは一つの画期であろう。しかし、本稿で明らかにするように、県内にはそれ以前から鉄道敷設に向けた動きは存在した。これまでの研究では鉄道問題が「具体化」



する以前の状況を不問したまま、同年に「具体化」したと述べられてきたのである。

以上のことをまとめると、島根県における幹線鉄道開通までの鉄道敷設運動に関するこれまでの研究の問題点は、地域での鉄道敷設運動の実態解明の作業を抜きにして、『松江市誌』や『島根県議会議史』の内容を引用し、それらを直線的に結びつけて論じようとするため、一向に記述が具体的にならないうことである。<sup>12)</sup> すなわち、「具体化」・「台頭」・「活発化」といった言葉で大雑把に片付けられてきたと言える。さらに、それによって史実を見落としたり、さらには歪めてしまうといった重大な過ちを犯しているのである。

本稿はこうした研究の遅れを取り戻すための基礎的な作業として、これまで曖昧にされてきた地域の鉄道敷設運動の起源を明らかにしたい。特に、島根県内の動きに焦点を当て、出来る限り史料に基づいて論じていくこととする。本稿で主に用いる史料は島根県松江に本局を置く『山陰新聞』(一八八二年創刊)である。

鉄道敷設法の成立をめぐることは、同法が県内への鉄道敷設を遅らせる大きな要因となったことや、地域の鉄道敷設運動が活発化する契機になったことなどの問題があるが、これらの点は別稿に委ねることとする。よって、本稿が対象とする時期は、山陰地域で鉄道に対する期待や関心が高まる第一次鉄道熱期から、島根県内で主体的な鉄道敷設運動が見られるようになる一八九一年までとする。<sup>13)</sup>

## 第一章 第一次鉄道熱と山陰地域

### 第一節 一八八七年九月の松江での会合をめぐる

一八八六年(明治一九)年から一八八九年にかけて、全国的な私設鉄道設立ブームが到来する。これは松方デフレの終息と、日本鉄道会社(一八八一年創立)の好成績に刺激されたもので、関西、山陽、九州などの大私鉄会社はこの時期に設立された。しかし、一八八五年から一八九二年までに出版された私鉄は五〇社にのぼるが、設立にこぎつけたのはわずか一四社にすぎず、<sup>14)</sup> この時期の私設鉄道計画は投機的なものも多かった。そして、このブームは一八九〇年恐慌の到来で一気に沈静化してしまう。こうした私鉄ブームを、日清戦後期の私鉄ブームと区別して鉄道史では第一次鉄道熱と呼ぶ。もちろん、山陰地域もそうした鉄道熱のなかにあった。

島根県における鉄道敷設に向けた最初の動きは、こうした時期の一八八七年九月一日に島根・鳥取両県の代議士が松江に集まり岡山・鳥取県境間を結ぶ陰陽連絡鉄道の敷設を協議したこととされている。これは【表】にも示したように、一九六九年刊の『鳥取県史』近代・第三巻で述べられていることで、近年では老川慶喜著『日本史小百科・近代(鉄道)』(一九九六年刊)<sup>15)</sup>、錦織勤池内敏編『鳥取米子と隠岐(街道の日本史三七)』(二〇〇五年刊)<sup>16)</sup>で取り上げられるなど、通説化している。

さて、筆者がこの松江での会合が最初の動きだと「されている」と述べたのは、松江で発行された『山陰新聞』(一八八七年一〇月一九日付)にそれを全く否定するかのような記事があるからである。「山陰鉄道会議」と題する記事は以下のように報じている。

過日來の朝日新聞神戸通信中に当地に於て雲石因伯の県會議員が集合し

て山陰鉄道敷設の爲め会議を開きし旨を二回まで記載せしが這は何角の誤聞にてもあるべし右等の事実は全たく無根なれども早晚此点に着目せんことは吾人の希望する所にぞある

記事にあるように、『朝日新聞』（大阪にて発行）の「神戸通信」には九月二〇日付、一〇月九日付で山陰地方の県會議員らによる「山陰鉄道」の計画が報じられていた。以下はその記事である。

①九月二〇日付『朝日新聞』・「神戸通信」

山陰道の海産物其他重要産物に富むことは世人も已に知了せる所なるが此諸産物は運輸の路未だ開けざるに由りて所謂紅腐陳々相因るの傾なきにしもあらざるにぞ出雲、石見、因幡、伯耆の県會議員は夫の山陽鉄道の布設も遠きにあらざるを以て右四国を連貫したる一線の鉄道を布設して備前の岡山に通じ同處にて山陽鉄道に接続せしめ此鉄道を以て産物の運輸をなさんと計画し線路の調査をなしをる趣なるが此計画にして成立たらんには直ちに株金募集に着手する都合なりといへり蓋し此鉄道遂に落成して産物の運輸を始めなば産物運輸の一事のみは山陽鉄道よりも盛なるべきか

②一〇月九日付『朝日新聞』・「神戸通信」

山陰鉄道布設の計画ある事は已に報道を経たるが猶聞得たる所に拠れば該発起者たる出雲、石見、伯耆、因幡四国の県會議員は去一日出雲の松江に会合し線路ハ右四国を連貫して備前の岡山に入らめし同處にて山陽鉄道と接続するに決議せりとぞ又此山陰鉄道は其長さ山陽鉄道に及ばざれども線路中石見国は巖石頗る多くして施工困難なれば費額は金一千万円を要すといへり

続いて、一〇月二二日付の同紙に続報が報じられた。

③一〇月二二日付『朝日新聞』・「神戸通信」

夫の山陰鉄道布設出願の事は其主唱たる出雲石見伯耆因幡の県會議員及び有志が去十五日出雲の松江に会し出願委員を選挙せりといふ又此工費予算は金一千万円なれども出雲石見の二国には富人頗る多きに付募集し得んこと容易なるべしといへり

これら一連の「神戸通信」によると、「山陰鉄道」計画について一〇月一日と一五日に松江で協議がなされたとされる。さらに、一〇月九日付記事では「費額が「一千万円」との具体的な情報が現れ、一〇月二二日付記事に至っては「出願委員を選挙」したなどと話が独り歩きしていくのが特徴である。なお、これら『朝日新聞』に似たような記事は九月二五日付『山陽新報』<sup>17)</sup>（岡山）、一〇月一三日付の『東京日日新聞』<sup>18)</sup>にも見られる。

前掲『鳥取県史』には典拠が記されておらず、本稿で筆者は典拠となる史料に辿り着けなかった。『山陰新聞』を見る限り、九月・一〇月に松江で陰陽連絡鉄道に関する協議がなされたという記事は見当たらない<sup>19)</sup>。両県に關係する会合としては、九月一五日より松江で島根鳥取両県連合早爾糸共進会が開催されていたことが確認できる<sup>20)</sup>。

当時、『山陰新聞』の紙面には遠くは山陽鉄道に関する情報が掲載（八月二〇日、九月一五日）されるなど、鉄道事業に関する同紙の編集者の関心度は高かったと思われる。松江で陰陽連絡鉄道に関する協議が行われれば一大ニュースとなったであろう。のちの時代に見られる県内外での鉄道敷設運動に対する同紙の詳細な報道のありかたからしても、『朝日新聞』などが伝える松江での会合は「誤聞」の可能性が高いと思われる。

ところで、『山陰新聞』で島根県に関わる鉄道計画を報じた最初の記事は、一八八七年四月二〇日付「広島県下の鉄道」である。これは「県會議長なる」

脇栄太郎と栗村信武（広島商業会議所会頭）ら広島の有志が「同地より出雲の松江へ線路を布設せんと企て」たことに関する記事である。ただし、この記事は広島県側の動きを紹介するのみであり、島根県の人々の動きはわからない。

鉄道に対する期待はもともと早くから『山陰新聞』紙上に見られる。例えば、一八八四年八月二三日付「山陽鉄道」という記事では「頃日大坂に於て神坂の紳士数名相会して山陽道鉄道会社創立の談話ありしと同地の新聞に出たるが、果して然る挙のあるとせば実に賀すべきの事にして、これならば我々がちよつと及び届きも無いとおもひし山陰迎又早晚汽車の煙りを望むに至らんか」と、山陰への鉄道の延伸に対する淡い期待が述べられている<sup>21</sup>。また、一八八七年九月二一日付「山陰鉄道の初耳」という記事では、関西鉄道株式会社が京都・舞鶴間（同社の創立時の計画にあった京都・宮津間の誤りであろうか）<sup>22</sup>の鉄道を計画中であることを紹介しているが、ここでも「此鉄道成功の日に至らば我が松江の如きも交通の便のみならず経済上至大の關係を及ぼす事なるべし」との期待が述べられている。ただし、この記事は冒頭「近時各地に鉄道騒ぎの囂々たるにも拘らず所詮ればかりはと澄して居たる我が山陰道中の一地方へ今日鉄道の計画あらんとは思はざりしに」という言葉から始まり、鉄道熱に対して距離を置いて眺めているかのような印象も受けらる。

これら一連の『山陰新聞』の記事からは、島根県の人々の鉄道に対する関心の高まりや淡い期待といったものがうかがえる。しかし、島根県の側からの鉄道実現に向けた動きは見えてこない。

## 第二節 一八八九年における鉄道計画と島根・鳥取両県

第一次鉄道熱は一八八九年（明治二二）にそのピークを迎えた。同年には山陰地域に関わる鉄道計画が現れる。第一に、関西の実業家たちによる、山陰を東西に結ぶ山陰鉄道計画である。山陰鉄道会社は、兵庫・神崎・舞鶴・久美浜・鳥取・米子・松江間の路線を計画していた<sup>23</sup>。関西地方においては、京都府舞鶴が第四海軍区の鎮守府の有力な候補地と目されるなか、同年四月から六月の間に舞鶴を南から目指す鉄道計画が六社相次いで生まれた<sup>24</sup>。山陰鉄道会社とは、その中の一つ摂丹鉄道（神崎・三田・篠山・福知山・舞鶴）が五月に舞鶴・松江間の路線を延長して出願・改称したものである。ところが、関西の実業家たちによるこれらの計画は山陰鉄道も含め、政府によって全て却下され、計画は頓挫する。池橋達雄氏は、「山陰鉄道」という言葉が最初に出るのはこの計画においてであると述べている<sup>25</sup>。

第二に、関西地方でのこうした動きと連動するかのごとく、六月以降鳥取・岡山両県をまたがる陰陽連絡鉄道計画が登場する。このように一八八九年は山陰地域が鉄道敷設に向けて大きく動いた年となった。本節ではそうした同年の状況を明らかにしていくが、島根・鳥取両県の状況は極めて対照的であった。

### （一）鳥取県での状況

『山陰新聞』からは、一八八九年、鳥取県において四線の陰陽連絡鉄道計画が持ち上がったことがわかる。島根県側の特徴を考察する上でも重要なので、以下は簡単ではあるが、まず、同年における鳥取県での鉄道敷設運動の状況を同紙から概観しておきたい。これらはやはり私設鉄道として計画された<sup>26</sup>。

第一は米子〜玉島間である（「西線」と称された）。同路線は伯耆地域西部の日野・会見両郡の有志者と、岡山県浅口郡の有志者がその実現を目指していた。七月二日には、岡山県より来県した「坂之口谷九郎・辻英三」と、会見・日野両郡有志者が米子にて協議を行っている。<sup>28</sup> 第二の路線は米子〜津山〜岡山県和気間（同地にて山陽鉄道と接続）である。米子〜津山間は日野郡から岡山県勝山を経由するとされ、「国道線」や「西伯鉄道線路」などと称された。<sup>29</sup> この路線には鳥取県の米子・日野郡有志者と岡山県の美作地域の有志者ら関わっている。ここでは、鳥根県との関連で注目すべき動きが見られた。九月二四日に勝山にて鳥取・岡山両県有志者による協議会が開催され、「国道線」実現に向けての委員の選定、仮免許下付請願に向けての方針等が決定されるが、そのなかに日野・会見両郡で「雲石両国に遊説し賛成を得る事」が含まれていた。<sup>30</sup> 「国道線」実現に向けては鳥根県側への運動の拡大も視野に入っていたのである。第三は米子〜倉吉〜津山〜岡山間である。これには伯耆地域の東部四郡（汗入・八橋・久米・河村）の有志者が関わっていた。<sup>31</sup> 最後に、第四は高草郡古海（海徳村、鳥取近傍）〜八上郡河原〜同郡今在家（東郷村）〜同郡船岡〜八東郡福井（隼村）〜同郡若桜を経由して姫路に至る路線である。<sup>32</sup>

そして、これら各路線の有志者は自線の優位性を実証すべく、より具体的な行動を起していた。先に挙げた第一、第二の路線においては帝国工業会社技師で工学士の小田川全之を雇って実地測量を行っていることが確認できる。<sup>33</sup>

## （二）鳥根県での状況

鳥取県において鉄道敷設運動が活況を呈する一方、鳥根県においては「山

陰新聞』を見る限りほとんど動きが見られない。先に述べた、米子〜玉島間の鉄道計画を進めている浅口郡有志者の板谷と辻は、七月二日に米子で協議を行ったのち、松江に向った。そこで二人は「該鉄道に於ける民間有志者の意見を叩かんが為め二三の豪紳を訪問せしが其の最望も希望する所なりとの賛成を得」た。<sup>34</sup> これは、『山陰新聞』紙上において、鉄道敷設に向けた鳥根県の人々の地域での動きが確認できる最初の記事である。記事からは「二三の豪紳」が誰なのか、また、協議の具体的な内容も不明である。そして、こうした記事はこの年唯一この一件のみであった。まるで鉄道熱と隔絶されているかのような無風状況である。

さらに、『山陰新聞』では「山陰地方及び京都府下より続々株券の申込みあるよし」とも報じられたが、<sup>35</sup> 山陰鉄道計画に対して鳥根県の人々が働きかけたことが確認できる記事は見当たらない（この点は鳥取県に関しても同様であった）。同紙によって、同鉄道の工区、<sup>36</sup> 測量の状況、収支概算<sup>37</sup> など計画の詳細は鳥根県へ伝えられており、計画に関する情報が無かった訳ではない。ただし、山陰鉄道では大阪・摂丹地方で株主申込みが殺到し「殆んど満員」のため「山陰地方の資本家より進んで株主たらんことを申込みれば格別ならざれば該会社にて山陰地方より株主を募集する事は為さざる筈」であつたらしい。<sup>38</sup>

今のところ新聞以外の史料を見出せないのであるが、山陰地域において同計画に対する関心は低かったようである。それを裏付けるのが、六月二五日付の『山陰新聞』での東都久客・柳原豊太郎による投書「山陰鉄道ノ企ヲ聞キテ三丹因伯雲石ノ資産家ニ望ム」である。柳原豊太郎がいかなる人物であるかは不明であるがその肩書から在京者と思われる。

柳原は、「山陰鉄道ノ設企」について「近日接手セル山陰各地ノ新聞及ヒ

信書ニ於テモ一般人民就中資産家カ之レニ対スル感情ノ冷淡灰ノ如キ」状況であると述べている。それは、彼「ヲシテ筆ヲ舎テ、慚然タラシムル」ものであった。

彼は「如此ンバ人アリ若シ山口<sup>(山口)</sup>地方ニ資産家ナシト云フモ吾人ハ何ヲ以テカ之ヲ拒否スルヲ得ンヤ、人アリ若シ山陰地方ノ人民ハ生産社会ノ盲目者ナリト云フモ又吾人ハ何ヲ以テカ之ヲ否拒スルヲ得ンヤ」と、地域の有志に対して痛烈な批判を加えつつ、「嗚呼我山陰七州ノ資産家ヨ此鉄道ノ設計ハ決シテ他人ノ為メニアラサル口何ンゾ自ラ進ンテ此挙ヲ賛セサル何ンゾ蹶然奮フテ此ノ成工ノ迅速ヲ希ハサル」と嘆いている。彼によると、鉄道ができた場合、「資本ヨリ生スル百般ノ生産ニ向テ其ノ販路ヲ与へ、爾力掌中ナル山園田野ヲシテ生色滴ルカ如クナラシムル」ことが期待できたのである。柳原がこれほどまでに鉄道敷設を熱望するのは、山陰地方が「各地ノ中最モ下劣ナル生計ノ度ニ於テ在ル」からであった。そして、そうした状況は「実ニ産業ノ発達ニ緩慢ナルニ基因」するものであった。一八八〇年代後半においてこれほどまでにはつきりと山陰地域の不振が表明され、それを脱却する手段として鉄道が浮上している点が興味深い。

山陰鉄道計画に関してはこれまでに池橋達雄氏が『島根県大百科事典』で紹介している。それによると、同計画の登場により松江地方でも山陰縦貫鉄道の建設を望む声が強まったとされている<sup>39)</sup>。しかし、これまで明らかにしたように、『山陰新聞』からは島根県の人々が同計画に応じた様子は見当たらない。そして、翌年の同紙においても島根県内での鉄道敷設に向けた動きを報じた記事は見当たらない。よって、一八八九年の山陰鉄道計画が島根県内の鉄道敷設運動に影響を与えたとは言い難い。

### 第三節 第一議会における動き

第一次鉄道熱は恐慌の到来とともに立ち消えとなり、各地に勃興した私鉄計画は鳴りをひそめた。鉄道熱のピーク時ですら目立った動きの見られなかった島根県であったが、第一議会（一八九〇年一月二十九日開会）翌年三月七日閉会）に臨んだ同県代議士は鉄道問題に関していかなる動きを見せたのであろうか。

第一議会において、政府は、横川く軽井沢間一五〇万円、直江津く柏崎間一〇〇万円の鉄道建設費を要求した。ところが、周知の如く、衆議院は民力休養の立場から政府提出の一八九一年度予算案から六五〇万円を削減するが、その中には直江津く柏崎間の鉄道建設費（全額）が含まれていた。

しかし、第一議会の衆議院では、「鉄道政略」として全国的・長期的な展望を示し、かつ公債による鉄道建設であれば必ずしも鉄道拡張には反対ではないという代議士が少なくなかったことを松下孝昭氏が明らかにしている<sup>40)</sup>。そして、同氏も紹介しているように、そうした代議士のなかに、島根県選出の佐々田懋（那賀郡木田村・大成会）がいた<sup>41)</sup>。佐々田は鉄道敷設とは「大體の目的を立て」、「全国普く着手」すべきことを述べていた。

一八九一年二月一八日、衆議院本会議では横川く軽井沢間の鉄道建設費に続き、直江津く柏崎間の建設費に関する審議が行われた。松下氏が紹介したのは、佐々田による同路線の建設費削除の意見である。実はその際、山陰地域の鉄道敷設運動に関わる興味深い発言をしていた。その内容をここで明らかにしたい<sup>42)</sup>。

佐々田はまず自らを「本員杯モ鉄道ノ敷設ノ拡張ヲ望ム一人」であると断つたうえで、「一地方ノ利益一部分ニ着目シテ、是ガ敷設拡張スベキモノデナイト考ヘマス、否我々ノ膏血ヲ絞ラレタ租税ヲ以テ、一地方一部分ニ金ヲ費

スモノデナイ」と削除理由を述べている。国費は各地方に均等に分配すべきという論理が底流にある。佐々田によると、直江津く柏崎間の路線は「全体へ関係スルコトハ少クシテ、一地方一部分ニ関係スルコトガ多イ」路線であった。それではいかなる路線に着手する必要があるのだろうか。佐々田は続けて、以下のように述べている。

斯ノ如キ地方へ百万円ヲ投ジテ鉄道ヲ敷設スルトスレバ、是ヨリ<sup>(マヤ)</sup>まだ先キニ着手スル所ガアラウ、(中略)、私モ必ズアルト信ズル、試ニ<sup>(マヤ)</sup>鉄道敷設ヲ熱心ニ希望シ請願シテ居ル一二ヲ申セバ、北陸鉄道ト云フモノトカ、又山陰鉄道トカモ、山形ノ鉄道トカ、東北ノ鉄道ト云フモノモアル、私ガ此ノ四ツノ部分ニ就イテ考察ヲ下シテモ、其ノ関係スル所ハ皆十三四県五六県ニ関係スルモノデアル、即三四県若クハ五六県ノ利益ニナルト云ツテ、此ノ鉄道ヲ熱心ニ希望シ居ルモノデアルト考ヘル(傍点―引用者)

「三四県五六県ニ関係スル」鉄道と言うからには島根県を含めた山陰諸県を貫く山陰縦貫線ということになるのである。佐々田の言う「山陰鉄道」とは、本章第二節で述べた一八八九年の山陰鉄道計画をさすのか、もしくは同年の鳥取県で起こった陰陽連絡鉄道計画をさすのかはわからない。しかし、それまで島根県では地域において鉄道敷設運動がほとんど見られなかったことを考えると、民意を代表する代議士・佐々田のこうした発言は極めて興味深い。

島根県選出の代議士が鉄道拡張に対して前向きであることは次の出来事からも裏付けられる。この議会では一八九一年二月十九日、佐藤里治(山形県選出)によって、私鉄の合併や買収、公債による新線建設といった「我国鉄道前途」の方針を確定すべく、調査を行うための特別委員の設置を求める動

議が一六七名もの賛成を得て提出された<sup>(44)</sup>。閉会が間近に迫るなかこの動議は審議されることはなかったが、賛成者の中には島根県選出代議士全六名中四名(佐々田懋、佐々木善右衛門<sup>(45)</sup>、高橋久次郎<sup>(46)</sup>、吉岡倭文麿<sup>(47)</sup>)、鳥取県選出代議士も全三名中二名(岡崎平内、山瀬幸人<sup>(48)</sup>)がいた。このように、全国の代議士にとって官設鉄道拡張を望む声は強く、それは山陰地域の代議士においても同様であった。

ところで、第一議会では一八九一年二月二十八日付で貴衆両院に武信克三ほか一一九名による「山陽道岡山市ヨリ美作国津山及山陰道伯耆国倉吉ヲ経テ同米子ニ至ル鉄道布設ノ請願」が提出された<sup>(49)</sup>。佐々田が「鉄道敷設ヲ熱心ニ希望シ請願シテ居ル」と指摘したのはこの請願のことかもしれない。これは鳥取県の有志者によって作成・提出された請願書であるが、前節で述べた同県の動きと関連するので、ここで簡単にその特徴を述べておきたい。

請願書は岡山く津山く倉吉く米子間の官設鉄道敷設を求めている<sup>(50)</sup>。これは先に述べた一八八九年の鳥取県における陰陽連絡鉄道計画の第三の路線と一致する。『山陰新聞』では一八九〇年になると一月一日・一五日に鳥取市で行われた協議会に関する二件の記事を除いて鳥取県での鉄道敷設運動に関する記事は一旦見当たらなくなる<sup>(51)</sup>。請願書は恐慌により地域の私設方式での鉄道敷設運動が頓挫するなかで、官設方式での実現を目指す方針に切り替えた結果であろう。

請願者で名前がわかるのは鳥取県久米郡倉吉町の武信克三と、会見郡渡村(現境港市)出身の門脇重雄(のちに代議士)である。「紹介」議員は貴族院多額納税議員で倉吉町出身の桑田藤十郎、同県選出代議士の山瀬幸人、「立名岐」(岡山県選出の代議士・立石岐であろう)の三名で、いずれも路線地域に深く関わる人物である。請願書では「該地方有志者ハ数千円ヲ投シテ之

カ計画ヲナシ一昨年工學士小田川全之ヲ聘シテ實地ヲ測量セシメ工費ヲ量ラシメタル」結果、「凡ソ七線」ものうち、この路線が最適と判断したとある。

一八八九年の鳥取県下での鉄道敷設運動の経験は請願書の提出として結実したのである。請願書は末尾に八頁におよぶ各区間の「鉄道建築費予算」と地図を附属している。

このように第一次鉄道熱期から第一議会にかけての山陰地域における鉄道敷設運動は、鳥取県のほうが活発かつ具体的であった。同県では一八九一年になると再び地域での運動が活発になってくる。本章の最後に同年における鳥取県での鉄道敷設運動の動向を確認しておきたい。

『山陰新聞』では、五月頃から鳥取県での陰陽連絡鉄道敷設に関する記事が再び目立つようになる。「作伯鉄道」・「美伯鉄道」・「両山鉄道」と記事上の呼称はまちまちで、これらが同一の動きかどうかは確定できないが、鳥取・岡山両県をまたぐ、岡山く津山く倉吉く米子間の鉄道敷設運動が展開されていることが確認できる<sup>52</sup>。これらは先に述べた請願書で示された路線と同じである。そして、これらは、記事の文面上官設か私設か判然としない面もあるが、恐慌の影響を受けながらも私鉄方式での実現が目指されていたようである。しかし、一方で、「到底私設にてハ資本募集の意の如くならざる実情」があり、来たる「第二期の国会に官設鉄道布設の儀を請願せん」と奔走中であるとも報じられていた<sup>53</sup>。因みに、こうした鳥取県での計画と島根県との関係であるが、島根県の人々が計画に関わったことは『山陰新聞』からは確認することができない。

## 第二章 島根県における主体的な鉄道敷設運動の開始

### 第一節 一八九一年における島根県内の二つの動き

第一次鉄道熱の状況下、地域での鉄道敷設運動の展開ぶりにおいて島根県と鳥取県では全く対照的であった。鉄道への期待感や敷設を望む声が見られても、地域において目立った動きがほとんど見られなかった島根県で鉄道敷設に向けた主体的な動きが起るようになるのは一八九一年（明治二四）のことである。

一八九一年という時期は、山陽鉄道が四月に岡山く倉敷間を開通させるなど、本州の太平洋側には既に一筋の幹線鉄道が形成されつつあった。しかし、前年からの恐慌の影響で私鉄計画は停滞し、既存の鉄道会社の経営も悪化を余儀なくした。そして、こうした状況を打開すべく、地域では官設での鉄道実現を望む動きが強まっていた<sup>54</sup>。そうしたなか、本稿が対象とする島根県では二つ鉄道敷設運動が生まれた。まず、石見地域にて五月頃より馬車鉄道会社設立の動きが現れる。秋以降、出雲地域でも動きが起る。本節では順にその経緯を明らかにしていくこととする。

#### (一) 浜田く広島間における馬車鉄道会社設立計画

石見地域では一八九一年五月頃より、那賀郡浜田町から広島県広島市を結ぶ馬車鉄道計画がもちあがる。島根県内における具体的・主体的な鉄道計画としてはこれが最初のものと思われる。『山陰新聞』によると、岡本俊信<sup>55</sup>ら浜田有志者と南省三・桐原恒三郎（広島市会議長）ら広島有志者は「浜田と広島との間に於ける荷客運搬の便を謀らんが為め馬車鉄道を敷設せん」とを協議した結果「広浜運輸会社」を設立することとなった<sup>56</sup>。

「広浜運輸会社創設主趣」<sup>(77)</sup>によると「浜田ノ広島ニ於ケル旅客ノ交通貨物運輸ノ頻繁ナル両國ノ盛否ニ關係ヲ有スル他ニ口比ヲ見サル」ものであった。そして、以下のように地域交通の改善の必要性がはつきりと述べられていた。

両(広島・浜田―引用者注)運輸交通ノ便否如何ト顧ミレハ只一条ノ道路ニ依リ僅カニ人力車荷車等ヲ利用スルニ過キス何ソ殖産交通ノ便ヲ得タリト称スルヲ得ンヤ今ヤ世運ノ進歩ニ伴ヒ其一大要タル運搬上ノ方法輕便迅速ヲ謀ラサルヘカラス運輸ノ利鐵道馬車ヲ布設スルニ若クモノナシ

馬車鉄道とは、蒸気機関ではなく馬匹を動力源として貨客を輸送する鉄道である。馬車鉄道は速度や輸送力において蒸気鉄道に比べて著しく劣るものの、通常の馬車に比べると格段に優れていた。また、馬車鉄道は蒸気鉄道に比べて資本金が少額ですむため、資本蓄積に乏しい地域において適合的な交通手段であった。<sup>(78)</sup>

広浜運輸会社の計画によると、路線は浜田―後野―今市―坂本―市木―大朝―中山―本地―鈴張―可部―祇園―広島で、島根県内では那賀郡・邑智郡を経由している。いわゆる芸石街道に相当しており、<sup>(79)</sup>現在では浜田自動車道などの高速道路が走るなど、浜田―広島を結ぶ歴史的にも主要なルートであった。

そして、計画では前記の一二ヶ所に駐車場と馬置場を設置し、一日に荷車二度、客車四度の運行を予定していた。<sup>(80)</sup>ただし、線路は「鉄道敷設の目的を達するまで県道を往復し荷客の運搬は馬車を以て」するとされ、一気に鉄道の完成を目指すのではなく、最初は通常の馬車による営業を行い、その利益を鉄道建設に充てる予定であった。この点は「広浜運輸会社創設主趣」にても「初ヨリ事ノ完全ヲ望ムハ却テ成功ヲ期シ難キモノナレハ所謂漸進的ノ運動ヲ以テ暫ク普通ノ馬車ヲ利用シ事業ノ進歩ニ伴ヒ所期ノ目的ヲ達セン

と述べられている。

この計画には、島根県側の有志としては岡本俊信以外に、田村登(浜田物産会社社長)、横山直内、山崎定静(那賀郡今市村、のち県議)、石津平造が関わっていることがわかる。<sup>(81)</sup>一方、広島側では南・桐原のほか、広島―松江間の鉄道敷設を企てたとして第一章第一節で紹介した栗村信武が主要なメンバーであった。<sup>(82)</sup>陰陽の交通改善をめざす広島から動きの根強さを物語っている。こうした浜田―広島間の馬車鉄道計画は、その後長きにわたる同路線での鉄道敷設運動<sup>(83)</sup>のルーツと言うべきものであろう。

さて、広浜運輸会社の計画であるが、八月には路線での馬車を使つての試運転が行われた。<sup>(84)</sup>翌一八九二年一月一五日付『山陰新聞』記事の「広浜鉄道馬車会社」によると、広島県知事より照会を受けた篠崎五郎島根県知事も、那賀・邑智両郡長に対して「敷設の工成りたる暁にハ如何なる貨物を如何なる場所より積出すべきや等のこと」を「詳細取調」べるよう指示を下したようである。しかし、計画はなかなか進捗しなかつたようで、同記事では、岡本ら浜田有志による「協議の結果」を以下のように報じている。

先般石津氏が上京せる際上州碓氷峠の鉄道馬車を視察し其設計の模様を詳細取調へ齎し帰りたる意見に何れ広浜間も馬車を通せんとならハ今日道路を其俣使用することハ六ヶ敷からん依て是非とも鉄道を敷設せざるへからず左りとて之れを敷設せんとせハ六万円を要するなるへし其費用の事に關し又左なくとも今迄広島市の発起者より屢々該地(浜田か―引用者注)に人を派し彼の方より相談を掛けたることなれハ其議に報ふる為め今度ハ相当の人物を彼方に派遣し篤と協議せしむる方可ならんとのことに決せし由

浜田側有志も碓氷馬車鉄道の視察を行うなど計画を具体化させてはいた



が、設計や費用面での課題が浮き彫りとなっていたことがうかがえる。特に資金問題は深刻で、「広島」の周旋家・浜田に來りて種々有志者に説く所あり株主募集に尽力しつゝあるも案外に賛成者少<sup>65</sup>ない状況であった。

こうしたなか、三月頃より計画は進展した<sup>66</sup>。そして、浜田と広島間の「一等県道に依り毎日定期差立の馬車もて旅客及荷物を運送<sup>67</sup>」する「芸石馬車株式会社」が五月に設立された。同月、同社は創業総会を開き、定款等の決定や役員選挙を行った<sup>68</sup>。五月二〇日付の『山陰新聞』には「有限責任芸石馬車株式会社（広島市中島本町百七十二番邸）」として広告が掲載された<sup>69</sup>。

以上のような浜田と広島間の一連の馬車鉄道計画は島根県における鉄道敷設運動の先駆けとして画期的な出来事であった。ただし、芸石馬車株式会社については、一月には「至つて振ハさる由にて今や会社解散論を唱ふるもの甚だ多き」と報じられ<sup>70</sup>、同月二十七日に「解散」したと報じられる<sup>71</sup>。一方で、一八九三年一月には同社を「分離」し「独立」営業を行おうとする動きが浜田側（浜田支社）から起こっている<sup>72</sup>。地域ではこの時期、広島と浜田間の鉄道（蒸気鉄道）敷設運動も展開されている。馬車鉄道計画については、その行方も含めた一層の実態説明は今後の課題であるが、この地域での陰陽連絡交通に対する関心の高さを裏付ける事件であると言える。

## （二）「軍事鉄道」問題の発覚と『山陰新聞』

次は出雲地域の動きを見ていきたい。時期は一八九一年秋以降のことである。それは石見地域のように地域からの要請として起こったとは異なり、当時中央にて具体化されつつあった将来の鉄道網構想（計画）に対する反発として鉄道敷設運動が起こった点に特徴があった。運動の火付け役となったのは『山陰新聞』の報道とその独自の鉄道論Ⅱ「山陰鉄道論」であった。

老川慶喜氏が明らかにしているように、一八九一年は井上勝鉄道庁長官や経済学協会の鉄道調査委員会など、中央では官民双方から将来の鉄道網について様々な構想が打ち出された<sup>73</sup>。特に、七月に井上勝によって政府に提出された「鉄道政略二関スル議<sup>74</sup>」は、のちの鉄道敷設法（一八九二年六月二日公布、法律第四号）に結びつくなど、一八九一年は政府の全国的な鉄道網整備の構想が具体化していく時期であった。

こうした動きは『山陰新聞』によって地域にも伝えられていく。同紙は秋以降、中央での鉄道構想や計画の行方を取り上げ、具体的な路線も徐々に明らかとなってくる<sup>75</sup>。同紙の紙上や地域で問題となったのはいかなる点であったのだろうか。以下では同紙におけるそうした報道を順に確認し、同紙が独自の鉄道論Ⅱ「山陰鉄道論」に辿り着くまでの過程を明らかにする。

『山陰新聞』では、一八九一年八月一日付の記事「将来布設すべき鉄道線路」にて、鉄道庁の構想が報じられた。記事によると、鉄道庁は実業協会の求めに応じて「将来布設すべき線路の予定図案を作成したされる。『図案』には、山陰地域に関わる路線として、青森から下関にかけての日本海側地域の縦貫線と、倉敷と米子と境間があった。ただし、この「図案」は、鉄道庁においては「大凡そ」の「見込み」であり、まだ充分な「設計」はないと説明されている。

一方で、『山陰新聞』では鉄道庁以外の鉄道構想も報じられる。九月一日付「陸軍省の鉄道問題（日本）」という記事であるが、これは参謀本部作成「鉄道の軍事に関する定義<sup>76</sup>」の要約である。参謀本部は「鉄道政略二関スル議」の登場によって具体化する鉄道庁側の鉄道網整備の動きに対応して鉄道政策への介入の度合いを強めていた<sup>78</sup>。同書の登場に刺激されて参謀本部が作成・発表したのが「鉄道の軍事に関する定義」であった<sup>79</sup>。

陸軍は西南戦争（一八七七年）の頃から鉄道の軍隊輸送能力に着目するようになっていたが、参謀本部は一八八〇年代後半以降、国防上の観点から本州を縦貫する内陸幹線鉄道の実現を要求していた<sup>80</sup>。参謀本部は、海岸に接近した鉄道は戦時においては敵軍の攻撃を受けやすく軍事輸送に支障をきたすという理由から、鉄道は内陸を経由させることを望んでいた。「鉄道の軍事に関する定義」は、参謀本部陸軍部による『鉄道論』（一八八八年）や川上操六参謀次長の「日本軍事鉄道論」などと同様に、本州縦貫内陸幹線鉄道の完成を主張するものである<sup>81</sup>。財政上兵力増強が困難な現在、限られた兵力で国防に十分な効果を収めるためには、敵上陸地点への軍隊の「集合の迅速」を可能とする「軍事鉄道」の敷設が必要であった。そして、「鉄道の軍事に関する定義」は具体的な路線を掲げているが、それは海岸から「離隔」した形での青森から下関までの「縦貫鉄道」と、軍港など枢要地を結ぶ一三本の「支線」であった。前者は既存の鉄道についても海岸に接近した区間に對してはより内陸を通る路線を提示していた。

前置きが長くなったが、以下は「陸軍省の鉄道問題（日本）」に記載されている「幹線（縦貫鉄道）」の路線である（「支線」に関しては中国地方にかかるものがないので本稿では割愛した）<sup>82</sup>。

#### 幹線（縦貫鉄道）

幹線ハ本邦を縦貫するものにして敵の破壊を避くる為め勉めて海岸ハ離隔せしむ其の位置ハ先づ

青森より弘前を過ぎて羽後の大館に出て花輪、新町浄法寺を経て一ノ戸に至るべし若し之を不可なりとすれば大館より陸中の毛馬内、三ノ戸を経〇一ノ戸に至るも亦た可なり

一ノ戸ハ陸前小牛田に至る間ハ現在鉄道を用ゆ小牛田より磐城の白

石に至る間ハ糟川、茂庭、川崎を経て布設すべし（白石東京間ハ現線路）

小山より大宮を経て東京に至り並に大宮より高崎に至る其他小山より足利、熊谷、前橋を経て高崎に至る線路にも縦貫鉄道の性質を与へざる可らず是れ仙台より東京を経ずして直接に名古屋と連絡し以て大に其運搬速度を増加せんが為めなり（現線路）

高崎より上田（現線路）松本を過ぎ洗馬に出て福島、中津川を経て名古屋に至るへし（新線）若し然らざれば洗馬より諏訪、飯田、足助を経て名古屋に至るも可なり（新線）

名古屋より岐阜、米原、大津、京都、大坂、神戸、明石を経て姫路に至る（現線路）

大坂、姫路間の海岸鉄道万一不通となりたる時交通の確実を期する為め京都、園部、笹山、高岡、姫路間に複線を布設するを可とす（新線）  
姫路より岡山、尾の道、広島、廿日市、津田、六日市、朽木、津和野、山口、上郷、岩永、吉田、田部内、日下、小野を経て下の関に至る（広島までハ山陽鉄道選定の線路と同じ以西ハ全其選を異にす）

この「幹線」のうち、姫路〜下関間に注目してほしい。のちに山陽鉄道が敷設する路線（現在のJR山陽本線）が、広島から山口県にかけて柳井・徳山など海岸沿いを經由すると大きく異なり、かなり内陸を迂回していることがわかる。ここでは、島根県内の六日市〜朽木〜津和野といった鹿足郡各地を経由している点に注意したい。

ところで、井上勝の「鉄道政略ニ関スル議」では、①敷設すべき予定線の調査・測量、②敷設すべき官設鉄道の選定と工事、③政府による私鉄の買収（九州、讃岐、山陽など計八社）が主張されている。そのうち、②に関しては、

第一期に起工すべき官設線として、八王子く甲府間、三原く馬関（下関）間、佐賀く佐世保間、敦賀く富山間、福島く青森間、直江津く新発田間の六路線をあげていた。「鉄道政略二関スル議」は九月一四日の閣議において採択され、以後審議を経て、第二議會に提出される鉄道公債法案と私設鉄道買収法案の土台となつていった。<sup>83)</sup>

山陽鉄道は一八九一年三月に岡山まで開通させていた。しかし、同鉄道は恐慌による資金難の影響を受け、同年五月二日に、同年末までとしていた広島市までの竣工期限延長の申請を行うなど同鉄道の新線建設は停滞していた。<sup>84)</sup>「鉄道政略二関スル議」において三原く馬関間が官設予定線の一つに含まれるのはそのためであり、鉄道庁側は同社の買収を合わせて行うことで幹線鉄道網の早期完成を目指していた。<sup>85)</sup> 参謀本部はこの山陽鉄道の未成区間を極力内陸に經由させることを目論んでいた。九月一七日には鉄道問題について井上勝や川上参謀次長らを招いて閣内で協議がなされたことが『山陰新聞』によつて報じられる。<sup>86)</sup>

以上のように、将来の鉄道網のあり方をめぐつて井上を中心とする鉄道庁と参謀本部が協議しているという情報が『山陰新聞』によつてもたらされた。その際、同紙ではこうした国家機構内部での議論が、参謀本部の構想を軸に報道された点に特徴があった。

さて、これ以降も『山陰新聞』紙上では様々な情報や憶測が飛び交つた。九月三〇日付の記事「鉄道政略」では、政府には、山陽・九州両鉄道会社の買収と未成線の建設着手のほか、日本海側地域を縦貫する「複線」敷設の構想があることが報じられた。それは「馬関より山陰道に入り長門、石見、出雲、伯耆、因幡、但馬、丹後、丹波、越前、加賀、越中越後、羽前、羽後、陸奥に至りて現在の日本鉄道に合する」もので、先に述べた鉄道庁の「凶案」の

構想に近い。こうした「複線」構想は「鉄道政略二関スル議」にはなく、その情報源は不明であるが、参謀本部が強く主張する「縦貫鉄道の旨趣と相撞着する」ものであると説明されている。

そして、『山陰新聞』が次に具体的な路線を報じたのは一〇月四日付記事「軍事鉄道会議の結果」である。内容は過日來の鉄道庁と参謀本部の協議がまとまつたとするものであるが、同紙が独自の鉄道論を発表するきっかけとなつた。以下はその記事内容である（「幹線」部分のみ）。

川上参謀次長と井上鉄道庁長官が軍事鉄道の問題に就て種々協議する所ありし由ハ屢々之れを報道せしが同會議の結果ハ略ぼ左の如く定めりと云ふ

#### ○幹線

一 縦貫鉄道ハ悉く之れを複線とす但し新設線路ハ予じめ地所を買上げ置き既設線路ハ進んで布設に着手す

一 青森より弘前に至り大館、能代を経て秋田の東部を過ぎ新庄を経て山形に至り米沢に出で、福島と連絡する線路を新設す但し福島より東京に至る日本鉄道会社の線路ハ之れを買上げ幹線と為す

一 東京名古屋間に新設する幹線ハ未だ実測を経ざるを以て近々鉄道庁より技師を派し調査の後之れを決すべし但甲武鉄道会社線より信州諏訪を経て洗馬を過ぎ名古屋に達する参謀本部の説と直江津線路上田より分れて洗馬を過ぎ名古屋に達する鉄道庁の説と二派に分れ居れり

一 名古屋以西広島島以東の間ハ既設線路及び計画なる山陽鉄道を用ゆ故に現在の山陽鉄道線ハ悉く買上ぐへし

一 広島以西馬関迄ハ全く参謀本部の設計通り廿日市、津和野、山口、吉田を経て馬関に達す

こうした「結果」を受けて、次号一〇月六日付「県下鉄道問題」<sup>(87)</sup>では、これまで計画の紹介にとどまっていた同紙が初めて強い懸念を表明した。

其計画に據れば県下を通過するものハ唯鹿足郡津和野の一部へ一寸顔出しするのみにて其他一線の更に県下を貫通する者なきを奈何せん若し此の議にして不幸議会の協賛を得ば今後県下へ鉄道を敷設するの希望ハ且らく絶えたりと謂ふも決して誣言にあらざるを知る嗚呼我島根県下ハ遂に軍事上経済上鉄道の必要を發見せられざるか

参謀本部による本州縦貫内陸幹線鉄道の構想は、敷設の段階で後退させられ実際には思い通りに貫徹できなかったことを松下孝昭氏が明らかにしている。<sup>(88)</sup>しかし、鉄道敷設を求める地域からの陳情書類の多くが軍事的な観点から路線の意義を説明しているように、こうした陸軍の意向は地域社会において絶大な影響力をもった。<sup>(89)</sup>この時点で同紙が突如として懸念を抱いたのは「計画」が陸軍側のお墨付きを得たと見たからであろう。

次期帝国議会の開会は目前に迫っていた。「山陰新聞」は記事「県下鉄道問題」の最後に、鉄道問題に関して「近日を期して大に所感を吐露し以て県下七十万の同胞に訴ふべし否な山陰地方の人士に質さんこと」を期した。これが特集「山陰鉄道論」となる。

## 第二節 『山陰新聞』による特集「山陰鉄道論」

嗚呼吾が山陰道果して鉄道の要無きか之を国防上より觀、之を殖産交通上に察する嗚呼吾が山陰道果して鉄道の要無きか、近時軍事鉄道の問題起る而して其の設計に付て眼の及ぶ所ハ終に山陰道を見ざるものゝ如し

『山陰新聞』は一〇月一四・一五・一六・一七日に「山陰鉄道論の社告」を掲載し二〇日に特集「山陰鉄道論」を發表することを予告したが、前記はその

一節である。また、同論を「普ねく配布」するため、当日は一〇〇〇部を増刷するとした。<sup>(90)</sup>それは「自ら揣らず奮って山陰鉄道の為に挺んでて曉鐘の任に膺」るといふ同紙の決意表明であった。

『山陰新聞』一〇月二〇日付「山陰鉄道論」は政府（鉄道庁）・参謀本部による「軍事鉄道」計画のあり方を批判した、およそ二頁におよぶ特集記事である。これは請願書ではないが、石見地域での馬車鉄道計画に続く島根県における主体的な鉄道敷設運動の契機になった重要な記事なので、本節ではその内容を明らかにしていきたい。

同論は、「嗚呼山陰道ハ日本版図内にあらざるか何ぞ其れ政府民人俱に我山陰道を觀るの冷淡なるや」といふ一文で始まるように、山陰地方が鉄道政策の埒外に置かれたことに対する怒りが込められていた。「山陰鉄道」を必要とする理由は「軍事鉄道」・「経済鉄道」の二項から説明されている。以下、順番にその内容を確認していくこととする。

「軍事鉄道」の項の要点は「日本海の警備は国防上最も緊急必要」であり、「西伯利亞鉄道成功」後はその必要性が「更に増加」するということである。シベリア鉄道は同年五月三一日にウラジオストクにて起工式を挙げたばかりで、「山陰鉄道」はロシアの脅威に対する国防上の備えであった。しかし、「我山陰道一線の以て有事の日に備ふるものなき」状況であった。すなわち、現状では山陰に兵員を送るには「広島よりするも大阪よりするも三日程を要する」一方、「浦塩斯徳よりするときハ僅かに二日程に過ぎず」、「山陰鉄道」により兵員輸送を迅速化しなければならない。「山陰鉄道」が無ければ「一旦有事の日に際して大阪広島の師団□遂に山陰地方に其用を完ふすること能はざる」と断言している。

また、「海軍碇泊所」<sup>ネーデルステーション</sup>としての隠岐の重要性を挙げ、同所の防衛のために

山陰道の交通を改善する必要があると述べている。シベリア鉄道の全通によりその「利害」は「日本全国に及ぶ」とされ、対馬のみが海防上重要ではなかった。このように、「山陰鉄道」は「軍事上の必要」から不可欠であった。

次は「経済鉄道」の項である。前の項を受け、冒頭で「交通上又た山陰鉄道を棄れること能はず」とあるが、山陰は「地最も其理を得ずして交通最も不便なる」地域であった。「経済上」山陰が鉄道を必要とする理由はこの点に集約される。しかし、この項で山陰の地域経済の実態が具体的に説明されているわけではない。「軍事鉄道」の項でシベリア鉄道起工を契機とする環日本海地域の軍事的緊張の高まりから鉄道の必要性が説明されていたのは異なっていた。例えば、地域の産物名が出てくるのは以下の部分のみである。

彼の山陽の天然に其幸福を恣にするものあるハ吾輩が各節に於て詳述する所の如し今復た贅するを要せずと雖之れを大にしてハ山陰道物産に富まざるも猶ほ数百万石の米穀あり、其他之を小にしても海産物に雑品に以て鉄道を利用するの途なしとせず

一方で、鉄道の必要性や地域の状況を説明するのに常に念頭にあるのは太平洋側地域である。東京・大阪・京都が「智識商業の中心」となり「海陸交通の不便を感受」しないのは「太平洋地方天與の恵」のためであった。そして、「関係地方」の「活機」(発展)は「中心」の勢力如何によるとされ、鉄道は「中心」と「関係地方」とを「双方関連」させるものであった。

そして、この項が最も意識し、多くの字数を割いているのが山陰と山陽の差である。山陽線の沿線には鉄道が無くとも、「尽く海に沿ふて汽船の最大好便」(兵庫県南部)や「海路最幸の至便」(瀬戸内)があった。よって、「海に陸に天然の最大幸福と最大利益とを有し而かも軍事上左まで緊要ならざるべし」と思惟せらるゝ山陽道既設の鉄道を政府が買収の対象としていること

は大問題であった。「山陰鉄道論」は、交通不便な山陰地域が他地域に比べて冷遇されていることを強烈に批判した。ところで、こうした同論は、先に述べた馬車鉄道計画とは異なり官設での鉄道敷設を念頭に置いているのであるが、『山陰新聞』では一〇月二九・三〇日に「非鉄道買上按」(三一日に同按「補遺」を掲載)を連載した。そこでも政府の私設鉄道買収策に対して、私設鉄道買収よりも鉄道未設地方への鉄道敷設を優先すべきことを訴えている。

以上のように「山陰鉄道論」は近代日本の中央・地方の問題や、地域格差問題に立脚した鉄道論であった。「山陰鉄道」とは「國家共同の必要と利益とを保護し山陰全道をして独り日本版図外に置かしめざる」ものであった。すなわち、「山陰鉄道」とは山陰地域が近代日本國家の一員たりうるための条件であった。

この時期の鉄道構想には民間の鉄道技術者・佐分利一嗣の「山間鉄道」論のように日本の鉄道網の地域的な偏りを問題視し、今後は日本海沿岸などの鉄道未設地域への鉄道敷設を優先すべきとするものもあった<sup>91</sup>。國家機構内部での地域を度外視した鉄道構想の議論に反発した「山陰鉄道論」は、そうした鉄道構想と同一の流れを汲むものと言える。まさに地方からの鉄道構想であった。

ところで、「山陰鉄道論」で言う「山陰鉄道」とはいかなる路線を想定していたのであろうか。その最終的な「能事」は「山陰道を全通する一線」にあつたとされる。また、「軍事鉄道」の項では広島・大阪の地名が挙がっている。しかし、それ以上具体的には言及されていない。同論はこの点について、「山陰鉄道の議未だ天下の公論に上らざる」現状では「山陰鉄道」の具体的な路線に関しては当面は確定する必要がないとしている。今日優先すべきは「偏

へに山陰鉄道の利益と必要とを知らしむる」ことであつた。これは石見地域の馬車鉄道計画が地域の交通改善を第一に掲げ、路線も明確に示されていたのと大きく異なっている。「山陰鉄道論」の発端は、地域からの具体的な要請・計画に基づくというよりは、地域が鉄道政策の埒外に置かれたことであつた。同論の常に念頭にあるのは太平洋側地域であり、そうした他地域との差異によって自らの地域を説明している。同論は巨視的で近代日本の鉄道政策の問題点を見事に突いた内容ではあつたが、具体性に欠け、地域の内的な議論という性格は乏しいと言わざるをえない。

### 第三節 「軍事鉄道」問題発覚後の鉄道敷設運動と第二議会

#### (一) 地域における鉄道敷設運動

『山陰新聞』による「軍事鉄道」問題の報道と「山陰鉄道論」は、出雲地域に鉄道敷設運動を巻き起こした<sup>92</sup>。本節ではこの一八九一年秋以降に展開された鉄道敷設運動の実態を明らかにしていきたい。まずは地域での動きである。

『山陰新聞』が「軍事鉄道」計画を問題視して以降、まず動きが見られたのは、一〇月二五日に神門郡今市町（現出雲市）で開催された出雲有志地主農談会・第五回談話会でのことである<sup>93</sup>。これは先述の「社告」発表の直後である。談話会閉会直後、松江市の佐藤喜八郎<sup>94</sup>は「各郡の有力者に就き山陰鉄道の忽諾に付すべ□らさることを説いた。これは周囲の同意を得て「相当地に運動する所あらん」ことを約した。続いて、「予てより鉄道論にハ熱誠を凝し居り既に神門郡の有志者等へハ束を通じて其意を明かにせし」代議士の高橋久次郎（神門郡神原村）<sup>95</sup>が懇親会に出席し、「最も熱心に滔々数千百言、山陰鉄道の必要と利益とを開陳」した。これも「大に同意の注意を喚起

し」参加諸氏が各郡内を取りまとめ、請願その他に務めることを約したという。ただし、ここでの決定が各郡に持ち帰られ、その後どうなったかは不明である。そして、高橋は一月三日に今市町で行われた帝国議会前の送別会の席上にも、「山陰鉄道論」として鉄道問題について以下のように言及している<sup>96</sup>。

山陰道ハサイベリア鉄道の成功の暁にハ軍事上民業上共に焼点となるへきにより山陰鉄道論は目下必要と認るに新聞紙上によれば政府ハ山陰を度外視するものゝ如し故に余の上京期限を十日後迄に延期し出雲国の大地主即財産家及其他有志家ハ一応協議を遂げ其目的を達するの考なり  
(傍点—引用者)

以上のことから、県下出雲地域の大地主や代議士らがいち早く「軍事鉄道」問題に反応していることがわかる。そして、引用史料に「新聞紙上によれば」とあるように、彼らを突き動かしたものは『山陰新聞』の記事であつた。

一方、県内では松江市にて鉄道敷設運動が起こつた。一月八日付『山陰新聞』記事（原紙破損により表題不明）は以下のように報じている。

近日佐藤喜八郎福岡世徳等の諸氏が発企者となり先づ当市の輿論を一定し都合に依らハ請願書をも直ちに起艸して各郡へ参考かたぐゝ廻付し互に提携することに為し尚ほ進んでハ鳥取県と聯合するも可なるべしとの商議も既に整ふたる由

福岡世徳<sup>97</sup>とは初代松江市長である。記事からは、他地域との提携を視野に入れるなど、松江市を運動の中心地としようとする姿勢もうかがえる。『山陰新聞』によると、同地にて一月二〇・二七・二八・二九・三〇日に協議がなされたことがわかるが、佐藤と福岡以外に協議に参加したことがわかるのは三島佐次右衛門（市議、白湯魚町）<sup>98</sup>、高城権八（市議）<sup>99</sup>、岡本金太郎（市議、

山陰新聞主筆<sup>10)</sup>であり、いずれも同地を代表する有力者である。佐藤・福岡・三島・高城・岡本が「取敢ず発企者」<sup>11)</sup>となった二七日の市内末次本町臨水亭での協議では請願を行うことが決定したようである<sup>12)</sup>。

其請願書ハ発起人に於て之を負担し起稿の上ハ直ちに有志者の調印を求めて成るべく速かに取り絡め請願手続を為す事とし発企人諸氏ハ各々其最寄々々を担当して勧誘の勞を執ることを約せり

協議会場は料亭である。運動の拡大方法をめぐり、まずは各々の「最寄」を頼ろうという、地域での組織化の時間的余裕のない彼らの切迫した様子がかがえる。そして、この時期には一八八九年の計画とは別の私設「山陰鉄道」計画が鳥取県人の森田幹<sup>13)</sup>によつて松江市にもたらされた。この計画は、舞鶴（もしくは敦賀）↪鳥取↪島根県（全通）↪山口県三田尻間の三〇〇哩を一〇〇〇万円で敷設するというものであった<sup>14)</sup>。この計画に対する松江市側の意向は不明である。森田に対しては、二八日に佐藤、二九日に岡本、三〇日に松江市「発企人」五名がそれぞれ接触している<sup>15)</sup>。

以上が「軍事鉄道」問題の発覚と「山陰鉄道論」の発表を契機に島根県内に展開された鉄道敷設運動である<sup>16)</sup>。運動に関わつたのは主に出雲地域の大地主、県議・代議士層である。そのなかで、松江市では市長を中心とした市の政財界の中心的メンバーが先頭に立っていた。彼らは地方名望家としての公私両面のネットワークを生かして運動を展開していた。

ところで、この時期は本章第一節で述べたように石見地域では馬車鉄道計画が進行中であつた。しかし、『山陰新聞』を見る限り、石見地域では一連の《「軍事鉄道」問題》↪「山陰鉄道論」》を受けた動きは確認できない。同紙は鹿足郡津和野地方について、同地方が「軍事鉄道」の一部にかかるということ、「該地の人ハ何と無く今から前祝ひに一盃てふ感情を吹き出し居るが

如し」状況であつたと報じている<sup>17)</sup>。これまで明らかにした一八九一年における島根県内での二つの動きは必ずしも連動してはいないようである。

## (二) 第二議會での動き

それでは、これまでに明らかにした地域での動きは、第二議會（一八九一年一月二六日開会、同年二月二五日解散）に向けて結びついていったのだろうか。次は帝国議會での動きを見ていきたい。

第二議會において、政府は二月一四日に「鉄道公債法案」と「私設鉄道買収法案」の二法案を衆議院に提出した。官設鉄道の建設のための公債募集（九年度で三六〇〇万円）を定めた前者には六つの予定線が掲げられているが、これは「鉄道政略二開スル議」と同じ路線であつた<sup>18)</sup>。そのうち、島根県に關係しそうなものは三原↪馬関間のみであり、『山陰新聞』が恐れていた事態は現実のものとなりつつあつた。しかし、衆議院は私設鉄道買収法案を否決し、鉄道公債法案も議會の解散に伴つて審議未了となるなど、政府提出の二案は廃案となる。ここではこうした詳しい経緯の説明は先行研究に譲ることとして、島根県選出代議士の動きを追っていきたい。

この議會では、二月一〇日に佐藤里治らによつて「鉄道拡張法案」が提出された<sup>19)</sup>。第一議會での代議士に見られた、全国規模での官設鉄道拡張を望む傾向はより強まっていた。官設鉄道の拡張を定めた同法案は、政府案にはない全国の各路線（全国二三路線、工費計一億三五〇〇万円）を掲げており、山陰地域についても、「山陰線」として、①官設鉄道京都線路↪舞鶴↪宮津↪鳥取間、②姫路（もしくははその近傍）↪鳥取↪松江↪浜田↪山口間、③岡山（もしくははその近傍）↪米子↪境間、④広島↪浜田間の計四線を掲げている<sup>20)</sup>。そして、同法案提出者全一四名のなかには佐藤のほか、山陰地域

から佐々田懋<sup>(11)</sup>と山瀬幸人の二名が名を連ねている。また、賛成者全六十九名のなかには佐々木善右衛門、高橋久次郎、岡崎運兵衛<sup>(12)</sup>(松江)がいた。地域での動きとの関連では、石見地域出身(那賀郡)の佐々田が法案提出者として深く関わり、馬車鉄道計画が進行中の広島・浜田間が同法案中に含まれている点が注目される。

山陰地域の代議士たちが同法案に賛同する理由は単にその計画の規模だけではないであろう。「鉄道拡張法案理由書」<sup>(13)</sup>によると、現在の鉄道網は「本州ニ在テハ太平洋ニ面シタル一帯ノ平地ヲ東西ニ横貫シタルニ止マリ中央及日本海ニ面セル部分ハ敦賀、信越ニ線ノ僅カニ南北ヲ縦貫シタルモノ、外ハ未タ鉄道アルヲ見ス」という状態であった。「理由書」は次のようにそうした交通の地域的な不均衡の是正を訴えていた。

中央及日本海ニ面セル部分ハ陸ニハ嶮悪ノ道途アリ海ニハ航運ノ不自由アリテ鉄道ノ便益ヲ待ツノ外ハ交通ノ方便極メテ全カラサルナリ故ニ必要ノ程度ヨリ觀レハ太平洋ニ面セル部分ハ暫ク之ヲ後ニスヘキモ中央及日本海ニ面セル部分ハ寸時モ早く鉄道ヲ敷設シテ其天嶮ヲ破ラサルヘカラス

鉄道とは「国ノ血脈」であった。鉄道が「一地方ニ偏シテ局部ノ利便ヲナスノミ」では「国民ノ幸福ニ格段ナル不平均」をきたしてしまう。このように、「鉄道拡張法案」は山陰地域などの鉄道未設地域の実情を汲み取った性格をもち、「山陰鉄道論」にも通じるものがあつた。

そして、秋以降出雲地域(特に松江)を中心に作成された請願書であるが、その内容と行方はわからない。のちに『山陰新聞』で「当市の如きも第二期議会に対し山陰鉄道布設の件を請願せんと議あり、有志者ハ熱心に奔走せしも解散と與に立ち消同様の姿にてありし」とあり、衆議院解散の犠牲となつ

たようである。<sup>(14)</sup>

以上のように、地域での動きと議会での動きの明確な連動性は史料的に明らかにはできなかった。しかし、第二議会において島根県の代議士は、独自の動きではないものの、官設鉄道拡張を望む衆議院の動向に乗じるなかで前議会に比べてより強力に地域の利害を訴えていた。

## おわりに

本稿では先行研究でこれまで実態が不明確なままにされてきた島根県における鉄道敷設運動の始まりについて、主に『山陰新聞』を用いて明らかにしてきた。島根県では少なくとも一八九二年より以前に鉄道敷設に向けた動きは始まっていたことがわかった。最後に論点をまとめておきたい。

第一に、島根県では、一八八九年に運動が活発化した鳥取県とは対照的に、第一次鉄道熱期においては目立った動きがほとんど見られなかったが、一八九一年になって主体的な鉄道敷設運動が台頭した。その際、石見地域と出雲地域とで二つ運動が起こったが、特徴的だったのは前者(馬車鉄道計画)が地域経済の具体的な要請にもとづく動きであつたに對し、後者は地域の軍事的重要性や鉄道政策の不均等性を訴えるなど、地方・中央の問題に端を發した動きであつたことである。運動の契機となつた『山陰新聞』の「山陰鉄道論」からは地域経済からの具体的な要請は見えてこない。また、二つの運動は必ずしも連動したものではなかった。

第二に、帝国議会においては、県内代議士が地域での動向に比べて一足早く鉄道の必要性を表明していた。さらに彼らは鉄道政策に地域の利害を反映させる動きを強めていった。地域の動きとの連動性は不明な点があるものの、



第一議会と第二議会では活動の徹底度が異なる。そして、第三議会(一八九二年五月六日開会)六月一四日閉会)においても島根・鳥取両県の在京有志によつて山陰鐵道期成会が結成(五月二日)され、「山陰鐵道布設請願書」が作成・提出されるなど、山陰地域の「陸の孤島化」阻止の動きは続けられていく。

ところで、何故島根県での主体的な鐵道敷設運動の開始は隣の鳥取県よりやや遅く一八九一年であったのであろうか。これは推論の域を出ないが、明治一〇年代後半から二〇年代前半にかけて、島根県では地域交通の発達の一画期を迎えていたことが、ある程度関係すると思われる。

まず、内藤正中氏は『島根県の百年』にて、一八八四年(明治一七)に大阪商船会社による大阪と松江間の山陰航路が開設され、運賃コストと物価の低減が見られたことを一八八八年の『島根県農事調査』から明らかにしている。また、一八九一年五月に島根県知事籠手田安定が後任の篠崎五郎に宛てた『事務請渡書』(計八冊)は鐵道敷設運動のことには触れていない。その一方で、県内の交通に関して籠手田は「宍道湖及中海沿岸各地ノ間ヲ往復スル小形汽船ハ近来大ニ其數ヲ加ヘ、随テ其間ニ競争ヲ生シ競争劇甚ノ極」と伝えている。そして、一八九一年と言つと、島根県の懸案であった県下三大道路(米子と松江と山口線、松江と広島線、浜田と広島線)が完成した年である。

このように、当該期の島根県では主要道路の改修が一段落し、運輸面で汽船(特に中海・宍道湖圏域で)が力を伸ばしていた。特に地域における船運の強弱が鐵道敷設運動の開始時期に影響を与えたと思われる。

因みに、地域における鐵道の必要性については、当該期の『山陰新聞』記事からは地域の商工業者の意向が見えてこなかった。同紙にて一八九一年六月

より三度にわたり連載された社説「松江の商業」<sup>(2)</sup>では「山陰鐵道」(ここでは陰陽連絡線)が松江市にもたらす商業上の影響が論じられている。ここでは鐵道に対する期待ではなく、大阪商人・大阪資本の進出により松江の商業は蹂躪され、松江が「小売地」となりかねないという危機感が述べられていた。「山陰鐵道」の開通により、松江の商業は大阪商人との「生存競争」に立たされるといふのである。地域の商工業者の意向についても今後の課題である。

以上のように、本稿では地域での実態を解明することにとどまったが、今後は第三議会以降の鐵道敷設運動の実態解明に加え、鐵道敷設法と山陰地域の関係について地域格差問題も視野に入れた検討を行つていきたい。

#### 注

(1)内藤正中『島根県の百年(県民百年史三三)』(山川出版社、一九八二年)、阿部恒久『裏日本』はいかにつくられたか(日本経済評論社、一九九七年)、古厩忠夫『裏日本―近代日本を問いなおす―』(岩波書店、一九九七年)など。

(2)『表』では他に、内藤正中編著『図説島根県の歴史(図説日本の歴史三三)』(一九九七年)があげられる。『表』記載の各文献の出版元などの詳細は本稿末尾の「参考文献一覧」を参照のこと。

(3)『表』では他に、内藤正中『島根県の歴史』(一九六九年)、山崎弘『山陰鐵道物語』(二〇〇二年)、山陰鐵道研究会・祖田定一『島根県・安来市 広瀬鐵道株式会社資料集 歴史の里に消えた鐵道』(二〇〇七年)があげられる。

(4)鐵道敷設法は、今後官設で敷設すべき路線に関して、第二条で全国三三項もの予定線を列挙し、その中から第七条に掲げた九路線を第一期の計画(一二年間)として

建設することを定めていた（本稿ではこれを第一期線と呼ぶこととする）。以下は同法第二条に掲げられた山陰地域に関する路線である（日本鉄道史編『日本鉄道史』上編（一九二二年、清文堂より一九七二年に復刊）九五五〜九六一頁）。

#### 山陰線

一 京都府下舞鶴ヨリ兵庫県下豊岡、鳥取県下鳥取、島根県下松江、浜田ヲ経テ山口県下山口近傍ニ至ル鉄道

#### 山陰及山陽連絡線

一 兵庫県下姫路ヨリ生野若ハ笹山ヲ経テ京都府下舞鶴又ハ園部ニ至ル鉄道若ハ兵庫県下土山ヨリ京都府下福知山ヲ経テ舞鶴ニ至ル鉄道

一 兵庫県下姫路近傍ヨリ鳥取県下鳥取ニ至ル鉄道又ハ岡山県下岡山ヨリ津山ヲ経テ鳥取県下米子及境ニ至ル鉄道若ハ岡山県下倉敷又ハ玉島ヨリ鳥取県下境ニ至ル鉄道（傍線—引用者）

一 広島県下広島ヨリ島根県下浜田ニ至ル鉄道

このうち、傍線で示したものが第七条に記載され、第一期線となる（厳密には第七条の文面では「兵庫県下姫路近傍ヨリ鳥取県下鳥取ヲ経テ境ニ至ル鉄道又ハ岡山県下岡山ヨリ津山ヲ経テ鳥取県下境ニ至ル鉄道若ハ岡山県下倉敷ヨリ鳥取県下境ニ至ル鉄道」となる）。この路線は三本の比較線を含んでいるが、いずれも島根県内には及ばない。そして、第二条で予定線として掲げられながら第一期線には外れた路線が第一期線に昇格するには、帝国議会での協賛（法律改正）が必要であつた。

(5) 島根県議会史編さん委員会編『島根県議会史』第一巻・第二巻（島根県議会議事事務局、一九五九年）。島根県会では鉄道問題に関して以下のような建議・意見書が可決されている。一八九二年一月六日「県下安来地方ヲ陰陽連絡鉄道中間線ニ挿入セラレン事ヲ請フ建議」（第一巻、一〇九二頁）。一八九五年二月一日「島根県下ニ鉄道布設ヲ請フノ建議」（第一巻、一一九五・一一九六頁）。一八九六年一二

月「島根県下へ鉄道ヲ敷設セラレン事外二件ニ関スル再建議」（第一巻、一二三三頁）。一九〇〇年二月十九日「島根県下ニ鉄道ヲ敷設セラレンコトヲ請フ意見書」（第二巻、三八三頁）。一九〇二年二月「山陰鉄道敷設ニ関スル意見書」（第二巻、四六九・四七〇頁）。

(6) 【表】では他に『松江八百八町内物語 白濁の巻』（一九五五年）、『島根百年』（一九六八年）、内藤正中『わが町の歴史・松江』（一九七九年）、『松江市議会史』（一九八一年）、『島根県大百科事典上巻』（一九八二年）、前掲内藤『島根県の百年』（一九八二年）、『新聞に見る 山陰の世相百年』（一九八三年）、『市制施行一〇〇周年記念松江市誌』（一九八九年）、『松江余談』（一九八九年）がある。

(7) このほか、県内では一九〇八年の山陰線の開通までには、日清戦後期の芸石鉄道や大社両山鉄道など、実現に至らなかった私鉄計画も多数存在した。こうした計画に關しては【表】の『新修島根県史（通史編二）』・『出雲の歴史』・『島根県大百科事典上巻』などが紹介しているが、その路線や時期といったことにとどまり、実態解明は進んでいない。

(8) 【表】では他に、『島根県大百科事典上巻』（一九八二年、野本晃史担当部分）、『市制施行一〇〇周年記念松江市誌』（一九八九年）、『松江余談』（一九八九年）があげられる。

(9) 松江市役所所蔵『松江米子間鉄道請願事務所 記録』。

(10) 『山陰新聞』からは、鉄道敷設法公布後に島根県内には以下の三つの鉄道敷設運動が台頭したことが確認できる。これらはいずれも、自らの路線を同法の第一期線へ組み込もうとするものである。第一は鳥取県境〜島根県能義郡〜岡山県倉敷間である。これは能義郡を陰陽連絡線（鉄道敷設法第一期線）の経由地に組み込もうとする動きであり、先述の建議（前掲『島根県議会史』第一巻）はそうした動きの一環であつた（注11参照）。第二は那賀郡浜田〜広島間である。この路線は前掲鉄道敷設

法の第二条に「広島県下広島ヨリ島根県下浜田ニ至ル鉄道」として記載されている(注4参照)。同法公布後間もない七月五日付の『山陰新聞』(那賀郡浜田の要報(二日発))に、同路線の鉄道敷設法第一期線昇格を目指すための請願事務所設置の動きが報じられている。県内の同法公布後に見られる動きとしては早いものである。第三は、鉄道敷設法第七条記載(第一期線)の「広島県下三原ヨリ山口県下赤間関ニ至ル鉄道」を内陸の鹿足郡津和野経由へと導こうとするもので、九月頃よりその動きが確認できる(『山陰新聞』一八九二年九月二十九日「防州山口通信(九月廿六日発)」、同一八九二年十一月二十九日「石州鉄道に関する運動」など)。この運動には堀礼造らを中心とする鹿足郡有志が関わっており、彼らは路線の優位性を実証すべく独自に技師を雇って路線の実地測量を行った。この運動に関しては、宇田正氏が『近代日本と鉄道史の展開』(日本経済評論社、一九九五年)の第四章「明治中期一地方鉄道計画にかかる路線調査とその背景——津和野線関係実地測量をめぐって——」において詳細に明らかにしている。

(11) 島根県会の「県下安来地方ヲ陰陽連絡鉄道中間線ニ挿入セラレン事ヲ請フ建議」は、鉄道敷設法第七条記載の「兵庫県下姫路近傍ヨリ鳥取県下鳥取ヲ経テ境ニ至ル鉄道又ハ岡山県下岡山ヨリ津山ヲ経テ鳥取県下境ニ至ル鉄道若ハ岡山県下倉敷ヨリ鳥取県下境ニ至ル鉄道」のうち、倉敷と境間の採用を求めるものであった。そして、建議はさらにこの路線を「鳥取県下日野郡石見ヨリ霞印賀及本県下能義郡赤屋井尻母里安田大塚宇賀荘ヲ経テ安来ニ至リ島田ヲ過キ米子境ニ通スル」ものにすることを求めた(前掲『島根県議会議史』第一巻、一〇九二頁)。

(12) こうした傾向をよく表わしているのが前掲山崎『山陰鉄道物語』の以下のような記述(二六・二七頁)である。

松江市の鉄道敷設運動が加熱してきたのは、明治三二年(一八九九)になってからであった。島根県では、かつて明治二五年(一八九二)に、島根県議会議

から内務大臣に陰陽連絡線を請願している。また明治二八年(一八九五)には松江市を中心に、県議会議に働きかけ「島根県下に鉄道敷設を請う」という建議を国会に提出した。だがいまひとつ、本格的な運動までには至らなかった。それが三年になって急に火がついたのは、三三年に着工し、山陰を東へ延びて行く、陰陽連絡の境——鳥取——姫路線に大きく影響されたからだ。

(13) 山陰地方の鉄道敷設の遅れに関しては、阿部恒久氏が前掲『裏日本』はいかにつくられたか』の第六章「山陰地方の「裏日本」化」において、鉄道敷設法公布後の帝国議会での山陰地域への鉄道建設に関する議論と、実際の鉄道建設の実施状況を整理・検討し、山陰地方へ鉄道を建設することに対する政府の一貫した消極姿勢を指摘している。阿部氏は、島根県選出代議士恒松隆慶による帝国議会での鉄道敷設の要求など地域の側からの動きも明らかにしているが、鉄道敷設法公布以前の山陰地域の状況に関しては、一八八七年九月の松江での島根・鳥取両県議による会合のこと(前掲内藤『島根県の百年』からの引用)と、第一議会議に貴衆両院に提出された鳥取県有志武信克三ほか一一九名による請願(本稿第一章にて後述)のことしか触れていない。

(14) 原田勝正・青木栄一『日本の鉄道——一〇〇年の歩みから——』(三省堂、一九七三年)三九頁。

(15) 老川慶喜『日本史小百科・近代——鉄道』(東京堂出版、一九九六年)一三五頁。

(16) 錦織勤・池内敏編『鳥取・米子と隠岐(街道の日本史三七)』(吉川弘文館、二〇〇五年)一一二五頁。

(17) 『山陽新報』(一八八七年九月二十五日「山陰鉄道」)。

山陰道の海産物其他重要産物に富むことは世人も已に知了せる所なるが此諸産物は運輸の路未だ開けざるに由りて所謂紅腐陳々相因るの傾なきにしもあらざるにぞ出雲石見因幡伯耆の県會議員は夫の山陽鉄道の布設も遠きにあらざるを

以て右四国を連貫したる一線の鉄道を布設して此の岡山に通じて山陽鉄道に接続せしめ此鉄道を以て産物の運輸をなさんと計画し四国は線路の調査をなしをる趣なるが此計画にして成立たらんには直ちに株金募集に着手する都合なりといへり

(18)『東京日日新聞』(一八八七年一〇月三日「山陰道鉄道」)。

同鉄道(山陰道鉄道―引用者注)布設の計画ある由ハ曾て聞く処なりしが其發起者たる出雲石見伯耆因幡四ヶ国の県會議員諸氏ハ本月一日出雲の松江に集會を開き右布設大体の協議を為せし由なるが其線路ハ右四ヶ国を連貫し備前岡山まで布設し山陽鉄道に連接せしむべき見込みなりとの報知あり

(19)当時『山陰新聞』は隔日刊行であった。一八八七年九月二日は休刊、一三日(第八八八号)はマイクロフィルムにて原紙が全頁欠号であった。

(20)『山陰新聞』(一八八七年九月一七日「兩県勸業共進会開場式」)など。

(21)この『山陰新聞』での「山陽道鉄道会社」が、のちに神戸く下関間の鉄道を敷設する山陽鉄道会社に繋がる動きであるかどうかは本稿では明らかでない。後者の山陽鉄道会社の創立願書の提出は一八八六年(明治一九)二月二七日である。そして、最初の営業区間である兵庫く明石間が開業するのは一八八八年一月一日である(前掲『日本鉄道史』上編、八二〇く八二八頁)。

(22)関西鉄道は京都く名古屋間を連絡すべく滋賀県の有志によって企画されたが、京都の有志の賛同を得るためもあり計画に京都く宮津間が追加された。一八八七年三月に提出された「関西鉄道会社創立願書」は大津く四日市間、四日市く桑名く熱田間、伏見く奈良く大阪間、京都く宮津間の路線を掲げている。これに対して、鉄道庁長官の井上勝は他の計画との競合等の面から再出願を指令した。そして、翌年一月に再出願をした際の路線は草津く四日市間、桑名く四日市間、河原田く津間であり(この三区間は三月に敷設の免許を得た)、京都く宮津間は計画から消去された

(日本国有鉄道編『日本国有鉄道百年史』第二卷「大日本印刷株式会社、一九七〇年」五三九く五四二頁)。

(23)『山陰新聞』(一八八九年六月二日「山陰鉄道会社」)。

(24)日本国有鉄道編『日本国有鉄道百年史』第四卷(大日本印刷株式会社、一九七二年)四三六・四三七頁。宮川秀一「阪鶴鉄道の敷設をめぐる」(『兵庫史学』第四七号、兵庫史学会 一九六七年)一二・一三頁。木村辰男「山陰・山陽連絡鉄道の形成過程―鉄道敷設法の公布に関連して―」(『神戸学院大学紀要』第二卷第一号、一九七一年)五三く五六頁。

(25)島根県大百科事典編集委員会・山陰中央新報社開発局企画・編集『島根県大百科事典上巻』(山陰中央新報社、一九八二年)六九一頁(池橋達雄氏担当「山陰鉄道」)。

(26)一八八九年の鳥取県における鉄道敷設運動の状況について、二年後の『山陰新聞』(一八九二年六月二日「陰陽鉄道論再燃(東伯地方に)」)は以下の四路線を紹介している。①「山陰鉄道(舞鶴く但馬く因幡く伯耆く出雲(松江)間)、②「因幡鉄道」(播磨與井く因幡く伯耆く松江間)、③備前和氣く津山く倉吉く米子く松江間、④備後尾道く鳥取県日野郡く米子く松江間。

(27)玉島の有志者の二名は浅口郡選出の県會議員の辻英一と板谷九郎と思われる(岡山県編『岡山県会史』第一編、中国民報社 一九〇六年)。

(28)『山陰新聞』(一八八九年七月二七日「岡山及玉島の鉄道有志者」)。

(29)『山陰新聞』(一八八九年九月二七日「日野郡根雨宿通信」)。同(一八八九年一〇月七日「西伯鉄道の隧道」)。

(30)『山陰新聞』(一八八九年一〇月九日「鉄道設計決議書」)。

(31)『山陰新聞』(一八八九年七月二七日「伯州有志懇親会の結果」)。同(一八八九年九月三日「三国有志者の会合」)。

(32)『山陰新聞』(一八八九年九月一三日「鳥取の鉄道」)。

(33) 『山陰新聞』(一八八九年九月二七日「日野郡根雨宿通信」)。同(一八八九年一〇月七日「西伯鉄道の隧道」)。同(一八八九年一月二日「伯州根雨通信 鉄道問題」)。

(34) 『山陰新聞』(一八八九年七月二七日「岡山及玉島の鉄道有志者」)。

(35) 『山陰新聞』(一八八九年六月二三日「山陰鉄道会社」)。

(36) 『山陰新聞』(一八八九年六月二日「山陰鉄道会社」)。それによると、第一区は撰州神崎、丹後国多紀郡八上新村間、第二区は同所、舞鶴間、第三区は同所、久美浜間、第四区は同所、鳥取間、第五区は同所、米子間、第六区は同所、松江間であり、以上計三二六哩余であった。

(37) 『山陰新聞』(一八八九年六月二三日「山陰鉄道会社」)。同(一八八九年六月二七日「山陰鉄道」)。

(38) 『山陰新聞』(一八八九年六月二七日「山陰鉄道」)。

(39) 前掲『島根県大百科事典 上巻』六九二頁(池橋達雄氏担当、「山陰鉄道」)。

(40) 松下孝昭『近代日本の鉄道政策——一八九〇〜一九二二年——』(日本経済評論社、二〇〇四年)二八・二九頁。

(41) 前掲松下『近代日本の鉄道政策』二八頁。

(42) 佐々田懋(一八五五〜一九四〇)。那賀郡木田村(現浜田市)出身の政治家・実業家。佐々田は同村大庄屋佐々田類三郎の子として生まれた。若くして木田・追原両村連合戸長、浜田県県会議員(官選)、浜田県十五等出仕、島根県第一区会議員(↓議長)を務めた。一八八一年、雲石隠三州の新制島根県の初代県会議長となり、以来一八九〇年まで一〇年間議長を務めた。県会議長時代は国道改修に尽力している。一方で、佐々田は一八八二年、石見立憲改進黨を浜田に結成しその党首となるなど、県会議長・政党党首として自由民権運動に深く関わった。その後、佐々田は、第一回総選挙に県第五区(那賀・美濃・鹿足)から立候補し当選した。以後第二回(一八九二年二月)、第三回(一八九四年三月)と連続三回の当選を果たした。そして、県内有数

の大地主であった佐々田は一九一一年に貴族院多額納税議員に当選し一九一八年(大正七)まで務めた。佐々田は衆議院議員時代、大成会、協同倶楽部、独立倶楽部、溜池倶楽部、自由党に所属した。こうした政治活動の一方で、佐々田は第五三回立憲銀行、浜田県産紙会社の設立などに関わるなど実業界にも尽力している。特に、鉄道事業に関心が高く、山陽・中国・成田・京浜電気・王子軌道・芸備などの諸鉄道会社の設立に関わっている。そのうち、地域に深く関わるものは日清戦後期の芸右鉄道会社計画(浜田、広島間)がある。

#### 《参考文献》

島根県教育委員会編『明治百年島根の百傑』(報光社、一九六八年)。衆議院・参議院編『議院制度百年史 院内会派編衆議院の部』(大蔵省印刷局、一九九〇年)。

山陰中央新報社・島根県歴史人物事典刊行委員会編『島根県歴史人物事典』(山陰中央新報社、一九九七年)。前掲『島根県大百科事典上巻』五八〇頁。

(43) 以下、佐々田の発言は『帝国議院衆議院議事速記録』第二卷(東京大学出版会、一九七九年)七五六・七五七頁による。

(44) 『東京日日新聞』(一八九二年一〇月一日「鉄道買上に関する衆議院議員の意向」)。

(45) 佐々木善右衛門(一八五二〜一九一七)。能義郡荒島村(現安来市)出身で、一八六五年(慶応元年)広瀬の山村勉斎のもと皇漢学を学んだ。一八八一年(明治一四)島根県会議員に当選し、一八九〇年まで在任した(この間、副議長に二度就任。衆議院議員選挙では第一回(一八九〇年七月)、第二回(一八九二年二月)総選挙で当選。第一議会にては大成会、協同倶楽部、第二・三議会にかけて独立倶楽部に所属した。そのかわり、一八九〇年に松江日報社の総代、また、山陰製糸、松江銀行、松江電灯会社の設立に関わり、山陰生命保険株式会社、求待石製品合資会社、松江汽船会社の社長を務めた(前掲『島根県歴史人物事典』。前掲『議院制度百年史 院内会派編衆議院の部』)。

(46) 高橋久次郎(一八五八〜一九二六)。神門郡稗原村(現出雲市)の出身の政治家。戸長、県会議員(常置委員三期)を務める。衆議院議員としては、一八九〇年に第一回総選挙で当選(第三区、大成会)した。このうち簸川郡会議員(↓同議長、郡蚕業同業組合長、郡講農会総裁などを歴任した。そして、一九二二年の第一回総選挙で再び衆議院議員に当選した。以後一九二〇年(大正九)の第一回総選挙まで連続四回の当選を果たした。高橋は中央倶楽部↓立憲同志会↓憲政会に属し、岡崎運兵衛(後述)とともに県内の非政友系の中心的存在であり、憲政会島根支部の支部長も務めた。

《参考文献》

前掲『島根県歴史人物事典』。内藤正中「島根県関係衆議院議員選挙候補者別得票一覧」(『郷土』第二三号、島根郷土研究会 一九六二年)。柳葉義雄「島根県衆議院議員選挙史(一)」(『郷土』第一四号、一九六二年)。

(47) 古岡倭文麿(一八四九〜一八九七)。隠岐国周吉郡矢尾村に生まれる。式内社水祖神社神職で、隠岐騒動の中心的人物であった。衆議院議員としては第一回・第二回総選挙に当選。大成会、協同倶楽部、独立倶楽部に所属した(前掲『島根県歴史人物事典』。前掲『議会制度百年史 院内会派編衆議院の部』)。

(48) 『東京日日新聞』(一八九一年一〇月一日「鉄道買上に関する衆議院議員の意向」)。

(49) 鉄道博物館所蔵。

(50) 請願書では官設での実現を希望しつつも、一方で「若シ官設鉄道ヲ敷設スル能ハストセハ日本鉄道会社九州鉄道会社ノ如ク相当ノ保証ヲ与ヘラレン事ヲ請願仕候」とあるように私設での実現にも含みを持たせていた。

(51) 『山陰新聞』(一八九〇年一月四日「鳥取の鉄道論」)。同(一八九〇年一月二〇日「鉄道にかゝる協議遂に纏らず」)。

(52) 『山陰新聞』(一八九一年六月二日「立石代議士来らんとす」)。同(一八九一年七月七日「両山鉄道に就て(鳥取新報)」)。同(一八九一年八月五日「作伯鉄道の布設請願」)。

願)。同(一八九一年八月二日「作伯鉄道」)。

(53) 『山陰新聞』(一八九一年六月一八日「官設鉄道布設を請願せん」)。また、一〇月五日の記事(「伯州鉄道の成行(再記)」)でも「今度(第二議会——引用者注)ハ純然たる国家鉄道として請願」する予定であると報じられている。

(54) 松下孝昭「鉄道建設と地方政治(近代日本の社会と交通一〇)」(日本経済評論社、二〇〇五年) 六〜二九頁。

(55) 岡本俊信(一八四九〜一九二三)。那賀郡後野村(現浜田市)の出身。後野村戸長を務めたのち、一八八七年に県会議員となり、一八九〇年には県会副議長に就任した。一八八二年に石見立憲改進黨を結成したり、浜田銀行の初代頭取となるなど地方政財界の重鎮であった(前掲『島根県歴史人物事典』)。

(56) 『山陰新聞』(一八九一年五月八日「浜田広島間馬車鉄道を敷設せんとす」)。

(57) 同前の記事に記載。

(58) 前掲老川「日本史小百科・近代・(鉄道) 一一七〜二〇頁」。

(59) 前掲『島根県大百科事典 上巻』五三八頁(山藤忠・畑勉担当、「芸石街道」)。

(60) 『山陰新聞』(一八九一年五月八日「浜田広島間馬車鉄道を敷設せんとす」)。

(61) 『山陰新聞』(一八九二年三月二七日「浜広馬車鉄道に就て」)。同(一八九二年三月二九日「広浜馬車会社設立に就て」)。同(一八九二年五月一日「芸石馬車株式会社」)。  
(62) 『山陰新聞』(一八九一年九月一三日「広浜馬車会社に就て(芸備日々)」)。同(一八九二年五月一日「芸石馬車株式会社」)。

(63) 日清戦後期の浜田〜広島間の鉄道敷設運動に関しては、【表】にあるように『新修島根県史(通史編二)』・『島根県大百科事典 上巻』によって私設鉄道計画(広浜鉄道、芸石鉄道)の存在が明らかにされている。そして、そうした私設鉄道計画の挫折後、それに代わって盛り上がる官設方式での鉄道敷設運動を、松下孝昭氏が代議士・恒松隆慶の活動を軸に地方政治史の視点から明らかにしている(松下孝昭「地方鉄道

の形成過程―広島県の場合―」（山本四郎編『近代日本の政党と官僚』、東京創元社一九九一年）、前掲松下『鉄道建設と地方政治』一四九―一五一頁。

(64) 『山陰新聞』（一九九一年八月七日）「広浜馬車会社」。同（一九九一年八月一日）「広浜馬車会社馬車の試運転」。

(65) 『山陰新聞』（一九九二年三月五日）「広浜間の馬車設計」。

(66) 『山陰新聞』（一九九二年三月二九日）「広浜馬車会社設立に就て」。

(67) 『山陰新聞』（一九九二年五月三日）「芸石馬車株式会社（設立開置かる）」。

(68) 『山陰新聞』（一九九二年五月二五日）「芸石馬車株式会社」。同（一九九二年五月二〇日、芸石馬車株式会社広告）。創業総会の開催日については二つの記事で異同がある。

(69) 広告によると、芸石馬車株式会社の取締役は栗村信武・岡本俊信・岩崎永助・横山直内・保田八十吉、監査役は岡野七右衛門・桐原恒三郎・山崎定静、支配人は田村登・中野庸介である。また、広島本社は五月二五日、浜田支社は二〇日より開設とある。

(70) 『山陰新聞』（一九九二年一月二九日）「芸石馬車会社の存廃」。

(71) 『山陰新聞』（一九九二年二月一日）「芸石馬車会社の解散」。

(72) 『山陰新聞』（一九九三年一月四日）「芸石馬車会社石州浜田支社の株主臨時總會」。同（一九九三年三月二日）「芸石馬車株式会社支社の株主臨時會（浜田）」。後者の記事によると、浜田支社は「浜田郷津間」の営業を目標としている。

(73) 老川慶喜『近代日本の鉄道構想（近代日本の社会と交通三）』（日本経済評論社、二〇〇八年）第三章・第五章。

(74) 前掲『日本鉄道史』上編 九一五―九四六頁。

(75) 政府の私鉄買収計画については九月頃より、同月二日付「鉄道問題相定まる」・同二〇日付「鉄道買上の議決す」等の記事によって報じられている。

(76) 実業協会とは帝国実業協会のことである。同会は、かつて第一議會での佐藤里治提議の動議に共鳴していた、政府の積極的な鉄道事業に関心をもつ代議士らが第二議

会に向けて活動を強化するために結成していた議員集団である（前掲松下『近代日本の鉄道政策』四三頁、前掲松下『鉄道建設と地方政治』三七・三八頁）。

(77) 参謀本部調査「鉄道の軍事に関する定義」（一九九一年）。同書は小谷松次郎（編発行）『鉄道意見全集』（東京堂、一九九二年）に収録されている。そして、『鉄道意見全集』は、野田正穂・原田勝正・青木栄一・老川慶喜編『明治期鉄道史資料』第二期第二集・第一九巻「鉄道意見全集」（日本経済評論社、一九八八年）に復刻されている。

(78) 松下孝昭「鉄道経路選定問題と陸軍」（『日本史研究』第四二二号、一九九九年）二六・二七頁。前掲松下『近代日本の鉄道政策』三三頁。

(79) 前掲松下「鉄道経路選定問題と陸軍」二六・二七頁。

(80) 同前二五・二六頁。

(81) こうした一連の文献の内容やその比較に関しては前掲松下「鉄道経路選定問題と陸軍」を参照のこと。

(82) 「陸軍省の鉄道問題（日本）」は「鉄道の軍事に関する定義」の要約であったが、「縦貫鉄道」と「支線」の項目は要約されておらずほぼ同様のものである。同書記載の「幹線鉄道」は以下の通りである。

青森より弘前を過ぎ大館に出て花輪、新町、浄法寺を経て一ノ戸に至り或ハ大館より毛馬内、大湯、田子、三戸を経て一ノ戸に出るも可なり

一ノ戸より盛岡、磐井、南小牛田、松山、糟川、七北田、仙台、茂庭、川崎、圓田、宮、白石、福島、宇都宮を経て小山に至る

小山より大宮を経て東京に至り並に大宮より高崎に至る其他小山より足利、熊谷、前橋を経て高崎に至る線路にも縦貫鉄道の性質を与ふるを要す是れ仙台より東京を経ずして直接に名古屋と連絡し以て大に其運搬速度を増加せんか為めなり

高崎より上田、松本を過ぎ洗馬に出て福島、中津川を経て名古屋に至り或ハ洗馬より諏訪、飯田、足助を経て名古屋に至るも可なり

名古屋より岐阜、米原、大津、京都、大坂、神戸、明石を経て姫路に至る

大坂姫路間の海岸鉄道万一不通となりたる時交通の確実を期する為め京都、園部、笹山、高岡、姫路間に副線を布設するを可とす

姫路より岡山、尾の道、広島、廿日市、津田、六日市、柿木、津和野、山口、上郷、岩永、伊佐、吉田、田部、内日下、小野を経て下の関に至る

(83) 両法案の条文は前掲『日本鉄道史』上編(九四九〜九五二頁)を参照のこと。両法案については、井上の「鉄道政略ニ関スル議」の趣旨を、政府部内での審議を経るなかで変更した箇所があることを松下氏が明らかにしている(前掲松下『近代日本の鉄道政策』)。

(84) 前掲松下『鉄道建設と地方政治』二七・二八頁。

(85) 「鉄道政略ニ関スル議」にて「三原馬関線」は「本線へ延長凡百五十九哩ニシテ山陽鉄道会社力布設ノ権利ヲ得タルモノナレトモ同社ハ三原以西ノ工事ヲ中止セルヲ以テ後条ニ論スル私設鉄道買収策ヲ実施スルモノトスレハ直チニ布設ノ起工ヲ要ス」と説明されている(前掲『日本鉄道史』上編、九二〇・九二二頁)。

(86) 『山陰新聞』(一八九一年九月二日)「政府鉄道の方針を発表せんとす」。こうした動きについては前掲松下『近代日本の鉄道政策』三三頁。原田勝正「鉄道敷設法制定の前提」(『日本歴史』第二〇八号、一九六五年)三九〜四一頁を参照のこと。

(87) 『山陰新聞』は一八九一年一〇月五日(月曜日)が休刊であり、この号が次号となる。  
(88) 前掲松下「鉄道経路選定問題と陸軍」。前掲松下『鉄道建設と地方政治』第五章。  
(89) 青木栄一「鉄道忌避伝説の謎 汽車が来た町、来なかった町」(吉川弘文館、二〇〇六年)一一二頁。

(90) 『山陰新聞』(一八九一年一〇月一四日「山陰鉄道論の社告」)。この時点では一九日に発表としているが、翌日付「山陰鉄道論の社告」にて二〇日に訂正される。また、同論発表当日はさらに急遽三〇〇部を増刷したとされる(『山陰新聞』一八九一年

一〇月二〇日「山陰鉄道論」)。

(91) 前掲老川『近代日本の鉄道構想』第三章第二節。

(92) 「山陰鉄道論」では、帝国議会前で、政府、自由・改進黨各とも「鉄道国是」が一定しない今(未決の間)こそその目的を達成させる好機だとしている。同論では今後の運動(「山陰鉄道」の緊要性の周知)の方策についても言及している。それは、①政府各部署、軍部、貴衆兩院へ請願書を「山陰道連合して」提出↓②山陰道出身の貴衆兩院議員・高等官・有志者、島根・鳥取兩県知事らによる「一大山陰道会」を東京に設立(来月上旬)↓③「山陰鉄道期成同盟会」を設立し絶えず運動を行うというものである。

(93) 『山陰新聞』(一八九一年一〇月二〇日「当国鉄道論の消息」)。

(94) 佐藤喜八郎。松江市(白濁本町)の大地主。このとき松江市会議員であり、このうち二代目市会議長に就任する(一八九二年三月〜一八九七年)。また、松江商業会議所の特別会員に名を連ねるなど、松江を代表する有力者である。一方で、佐藤家は一九一九年に九三町歩の土地を所有するなど、県内有数の大地主でもあった。こうした佐藤は、鉄道敷設運動のみならず、帝国議会にて農事試験場設置の請願を行うなど地域振興に対して関心の高い人物である(この請願に関しては前掲阿部「裏日本」はいかにつくられたか」二五五・二五六頁で触れられている)。

#### 《参考文献》

渋谷隆一編『都道府県別資産家地主総覧 島根県編二』(日本図書センター、一九九八年)所収、「日本全国商工人名録第二版」(一八九八年)。同上所収、島根県農会調査「島根県の大地主」(一九一九年)。

(95) 高橋久次郎に関しては注46を参照。

(96) 『山陰新聞』(一八九一年一月七日「高橋代議士の送別会」)。

(97) 福岡世徳(一八四九〜一九二七)。初代松江市長。福岡は松江藩士吉田蔵六の次男と



して生まれ、藩士福岡至仙の長女松と結婚。同家を継いだ。松江藩士としては砲術士御番方に属している。その後の一八七〇年一〇月に松江藩権大属、一八七二年八月には島根県権大属に任じられ上京した。帰郷後は教育界に転じて松江雑賀南小学校教員などを務めた。一八八三年には司法省の試験を受けて代言人の免許を取得し市長就任までその職を継続している。そして、福岡は地域の自由民権運動において指導的役割を果たした。出雲国有志人民総代による国会開設請願の松江での会合では議長として議事を運営し、請願書を決定し上京委員を選任した。一八八一年一月には同志らと山陰自由党を結成し、福岡は党幹事となった。また、翌年五月創刊の『山陰新聞』に参画し、印刷長として自由党系の論陣を張った。そして、一八八九年四月に松江に市制が施行されるや、市長に選ばれ、以後一九一一年七月まで四期二年間務めた。なお、福岡は政治的には自由党↓政友会に属した。市長退任後の一九一二年五月の第一回総選挙では市部から政友会の候補として立候補し当選した(前掲『島根県歴史人物事典』、前掲『明治百年島根の百傑』)。

(98)三島佐次右衛門(七代目)(一八五二〜一九一〇)。松江の山口家に生まれ豊三郎と言い、藩政時代蠟座を営んだ三島家の養子に入る(一八八七年、七代目佐次右衛門となる)。一八八九年、松本欽次郎らとともに松江銀行を創設し、一八九八年には松江商業会議所二代目会頭となるなど地方経済の中心的人物であった。このほか山陰貯蓄銀行や島根県農工銀行の各頭取となったり、馬潟港浚渫や松江駅開設に尽力した(前掲『島根県歴史人物事典』)。また、三島家は一九二四年時点で五九・八町歩の耕地を所有するなど、県内有数の地主でもある(農商務省編『五十町歩以上ノ大地主』、一九二四年)。

(99)高城権八(生年不詳〜一八九八)。もと松江藩士で、維新後は勝部本右衛門とともに松江城の存置に尽力したとされる。一八八九年、松江市会議員選挙に当選(二級議員)、一八九二年に議長代理となる(前掲『島根県歴史人物事典』ほか)。

(100)岡本金太郎(一八六〇〜一九二六)。島根一中、東京専門学校にて学ぶ。卒業後、山陰新聞社に入社。同社では主筆、一九〇一年頃から社長に就任する。新聞記者の一方で、松江市会議員、県会議員(一八八七年、大原郡)となり、衆議院選挙にも出馬した。衆議院選挙では第一回から四回連続次点で落選、一九〇四年の第九回総選挙にて当選した(前掲『島根県歴史人物事典』)。

(101)『山陰新聞』(一八九一年一月二七日「本市の山陰鉄道協議会」)。

(102)『山陰新聞』(一八九一年一月二八日「山陰鉄道協議会」)。

(103)森田幹(一八四五〜一九一七)。岡村平一の長男として邑美郡今町に生まれ、同郡上町の鳥取藩士森田麗蔵の養子となり家督を相続した。維新の際上京し正親町三条殿の守衛、さらに海軍に移り、徳島県警部を奉職した。征韓論が起ると政府に不満を抱き帰郷して邑美義塾・共立社に参加した。鳥取中学校校長(一八七四年)、島根・鳥取両県併合時代の島根県学務課長となり、鳥取県再置後には汗入・会見、岩美の各郡長を歴任した。島根・鳥取両県併合時代には境県令の側近として因伯二州の人心慰撫に努めた。また、一八九〇年の第一回総選挙で県会議員の門脇重雄を推し、部下の郡吏員を奔走させて問題を起した。同年に依願免官(新日本海新聞社鳥取県大百科事典編集委員会編『鳥取県大百科事典』(新日本海新聞社、一九八四年))。

(104)『山陰新聞』(一八九一年二月一日「私設山陰鉄道論」)。

(105)『山陰新聞』(一八九一年一月二十九日「山陰鉄道敷設を謀議せんとす」)。同(一八九一年二月一日「私設山陰鉄道論」)。

(106)本文では省略したが、以下のような県会議員の動きも報じられている(『山陰新聞』一八九一年一月一日「山陰鉄道問題の消息」)。この「請願」の行方は不明である。一八九一年一月一日「山陰鉄道問題の消息」)。この「請願」の行方は不明である。県会議員諸氏中にハ五六の人々幸ひに当市(松江)引用者注)にハ寄々有志者中に鉄道問題も起り居ることなれば各郡々の同志会ハ後日に譲り取敢ず当市の有志と連合して請願せばやとの意見を有するものありし由なれども一二の人物

が故障を入れ県会議員ハ議員だけにて請願することに略定せしと

また、一月二八日に鳥取県米子町で開催された島根鳥取両県懇親会の席上において、岡本金太郎が「山陰鉄道布設の今日に緊急切迫せること」を述べていることが確認できる（『山陰新聞』一八九一年二月一日「両県懇親会の詳報」）。

(107) 『山陰新聞』（一八九一年一月三日「津和野の軍事鉄道に付き」）。

- (108) 前掲『日本鉄道史』上編 九四九〜九五二頁。「鉄道公債法案」第一条記載の官設鉄道予定線は以下の通りである。①「神奈川県八王子ヨリ山梨県甲府ニ至ル鉄道」、②「広島県三原ヨリ山口県下ノ関ニ至ル鉄道」、③「佐賀県佐賀ヨリ長崎県佐世保ニ至ル鉄道」、④「日本鉄道会社鉄道白河仙台南線路ヨリ山形県山形秋田県秋田ヲ経テ青森県青森ニ至ル鉄道」、⑤「官設鉄道敦賀線路ヨリ福井県福井石川県金沢ヲ経テ富山県富山ニ至ル鉄道」、⑥「新潟県直江津ヨリ新発田ニ至ル鉄道及本線ヨリ分岐シテ新潟若クハ其近傍ニ至ル鉄道」、⑦「既成官私設鉄道ニ要スル軍用停車場及其接続支線」。
- (109) 前掲『日本鉄道史』上編 九五二・九五三頁。和田洋「初期議会と鉄道問題」（『史学雑誌』第八四編第一〇号、一九七五年）。前掲松下「近代日本の鉄道政策」第一章。
- (110) 国立公文書館所蔵『公文雑纂 明治二十四年 卷三十九』所収。
- (111) 「鉄道拡張法案」第二条記載の山陰関係路線は以下の通りである。

#### 山陰線

- 一 官設鉄道京都線路ヨリ同府舞鶴及宮津ヲ経テ鳥取県鳥取ニ至ル鉄道
- 一 山陽鉄道会社鉄道姫路線路若クハ其近傍ヨリ鳥取県鳥取、島根県松江及浜田ヲ経テ山口県山口若クハ其近傍ニ至ル鉄道
- 一 山陽鉄道会社鉄道岡山線路若クハ其近傍ヨリ鳥取県米子及島根県境ニ至ル鉄道
- 一 広島県広島ヨリ島根県浜田ニ至ル鉄道

(112) 佐々田は第一議会で私設鉄道買収法案審査特別委員に選ばれている（大日本帝国議会誌刊行会編『大日本帝国議会誌』第一卷（一九二六年）一四四二頁）。

(113) 岡崎運兵衛（一八五〇〜一九一九）。明治期の県政財界のリーダー的存在。岡崎は神

門郡神原村の地主高橋佐十郎の二男に生まれ、一〇歳にして松江堅町の岡崎家の養子に入り、家督を継いだ（五代目運兵衛襲名）。岡崎は地方政界にては、一八八三年には県会議員（翌年副議長、一八九〇年には議長となる）、一八八九年に松江に市制が施行されると初代市会議長となった。そして、岡崎は衆議院議員として第一回総選挙に立候補し当選した。以来、第二回、第七回、第八回（繰上げ）、第一〇回、第一二回、第一三回と計七回の当選を果たした。岡崎は当初自由党系で、県議時代には佐々田懋・佐々木善右衛門などの改進黨系に接近したこともあった。しかし、衆議院議員となつてからの所属党派は、大成会↓独立倶楽部、帝国党↓大同倶楽部↓立憲同志会↓憲政会と、岡崎は県政界における非政友系の重鎮であつた（前掲『明治百年島根の百傑』、前掲内藤「島根県関係衆議院議員選挙候補者別得票一覧」）。その岡崎は一八七九年の「松江新聞」以来新聞事業に深く関わるが、一九〇一年には非政友系の『松陽新報』を創刊させている。また、岡崎はこうした政治活動の一方、産業資本家として交通・産業などの地域振興にも尽力している。なお、岡崎家は一九二四年時点（岡崎国臣）で五七・六町歩の耕地を所有する県内有数の大地主でもある（前掲農商務省編『五十町歩以上ノ大地主』）。

(114) 「鉄道拡張法案」は帝国実業協会に属する議員によつて提出されたが（前掲松下「近代日本の鉄道政策」四三頁。前掲松下「鉄道建設と地方政治」三七・三八頁、「山陰新聞」（一八九一年二月一七日「実業協会の代議士」）は、島根県選出代議士のなかでは佐々田と菅了法（邑智郡、独立倶楽部）の二名が実業協会会員であつたと報じている。

(115) 前掲「鉄道拡張法案」に付属。

(116) 『山陰新聞』（一八九二年五月二四日「山陰鉄道布設の請願」）。

(117) 『山陰新聞』（一八九二年六月一日「山陰鉄道布設請願の件に付き」）。

(118) 鉄道博物館所蔵。

(119) 前掲内藤『島根県の百年』九五〜九七頁。

(120) 島根県所蔵古文書簿冊一二七〇(八・八)『籠手田知事・篠崎知事 事務請渡書』。

(121) 『山陰新聞』(一八九一年六月一七日・二四日・七月二日)『松江の商業』。

【表】に關係する参考文献一覽(年代順)

上野富太郎・野津静一郎編『松江市誌』(松江市、一九四一年)(一九七三年、名著出版より復刻)

山陰日日新聞島根支社編『松江八百八町内物語 白鴻の巻』(山陰日日新聞社、一九五五年)

松江市誌編さん委員会編『新修松江市誌』(松江市、一九六二年)

内藤正中『島根県下鉄道建設關係資料(一)』(『島根地方史研究』第一九号、島根郷土研究会 一九六四年)

『新修島根県史』通史編二 近代(島根県、一九六七年)

高尾幸吉編纂・内藤正中執筆『松江商工会議所七十年史』(松江商工会議所、一九六七年)

NHK松江放送局編『島根の百年』(報光社、一九六八年)

松村英男編『島根百年』(毎日新聞社、一九六八年)

内藤正中『島根県の歴史(県史シリーズ三三)』(山川出版社、一九六九年)

『鳥取県史』近代第三卷・経済編(鳥取県、一九六九年)

内田兼四郎『松江交通物語』(松村印刷株式会社、一九七七年)

速水保孝編著『出雲の歴史』(講談社、一九七七年)

内藤正中『わが町の歴史・松江』(文一総合出版、一九七九年)

松江市議会編集・発行『松江市議会史』(渡部印刷、一九八一年)

島根県大百科事典編集委員会・山陰中央新報社開発局企画・編集『島根県大百科事典 上

巻』(山陰中央新報社、一九八二年)

内藤正中『島根県の百年(県民百年史三三)』(山川出版社、一九八二年)

山陰中央新報社百年史編さん委員会編『新聞に見る 山陰の世相百年』(山陰中央新報社、一九八三年)

一九八三年)

亀井正夫編『山陰の鉄道建設史』(美保土建(株) 文化部、一九八五年)

松江市誌編纂委員会編『市制施行一〇〇周年記念 松江市誌』(松江市、一九八九年)

松江まちづくりプロジェクト・社団法人 松江青年会議所編『松江余談』(松江今井書店、一九八九年)

山陰鉄道研究会・祖田定一『島根県・松江市 一畑電気鉄道株式会社総合資料集 神々の里を走る電車たち』(みどり印刷、一九九四年)

内藤正中編著『図説 島根県の歴史(図説日本の歴史三三)』(河出書房新社、一九九七年)

山崎弘『山陰鉄道物語』(今井出版、二〇〇二年)

山陰鉄道研究会・祖田定一『島根県・安来市 広瀬鉄道株式会社資料集 歴史の里に消えた鉄道』(米子プリント社、二〇〇七年)

〔付記〕

本稿は、島根大学法文学部山陰研究センターの二〇〇九年度山陰研究プロジェクト「初代松江市長・福岡世徳文書の解説・翻刻・研究と」初代松江市長・福岡世徳―史料と研究(仮題)の刊行(課題番号〇八〇三。研究代表者・竹永三男)の成果の一部である。なお、本稿執筆にあたり島根県総務部総務課の谷口啓子氏および鳥取県立公文書館の清水太郎氏には、史料等に関して懇切なる御教示をいただき大変お世話になりました。末筆ながら記してお礼申し上げます。

(ぬもと りゅう)



# 堀尾吉晴・忠氏父子に関する基礎的考察

福井将介

## はじめに

松江城を築城し、近世城下町松江の基礎を作り上げた堀尾氏について、これまで大きく分けて三つの研究の画期が見られた。

最初の画期は、江戸時代における研究である。まず、『太閤記』に代表される軍記物としての堀尾吉晴伝が成立した。<sup>1</sup>次に、幕府が、『寛永諸家系図伝』、『寛政重修諸家譜』への編纂資料として、諸家に家譜を提出させた。これを契機として、堀尾氏家譜が編纂された。<sup>2</sup>さらに松江藩松平氏の藩士が、出雲国内の歴史・地誌として記した郷土史的な研究がある。<sup>3</sup>

二番目の画期は、明治維新後、近代歴史学の導入により編纂され、大正と昭和にかけて出版された自治体史に、堀尾氏や松江城に関わる研究が見られる。

三番目の画期は、第二次世界大戦後、特に一九六〇年代の『新修島根県史』に代表される戦後の自治体史の編纂である。この時期、相次いで、堀尾吉晴個人の伝記と松江城関係の研究が発表されている。<sup>4</sup>

しかし、これらの研究には、問題が多く残されている。それは、いまだに堀尾吉晴の人物像と堀尾氏について、『太閤記』の影響を脱していないことである。また、江戸幕府編纂による『譜牒餘録』、『寛政重修諸家譜』など

の系譜類を主要な史料として用いるなど、二次史料を中心とした堀尾氏の研究が進められていたことである。<sup>5</sup>たとえば、島田成矩氏の『堀尾吉晴』は、本格的にまとめられた吉晴の伝記である。しかし、江戸中期から幕末にかけて加筆を加えられた写本を定本とし、いまだ史料価値の定まらない『武功夜話』を利用している点で致命的な問題がある。<sup>6</sup>

近年の研究動向は、「初代松江藩主は誰か」とする、問題関心から、佐々木倫朗氏が『堀尾吉晴と忠氏——松江開府を成しとげた武将たち』<sup>7</sup>を発表された。松江城と城下町の成立については、松尾寿氏の『城下町松江の誕生と町のしくみ——近世大名堀尾氏の描いた都市デザイン』<sup>8</sup>や、松江城築城についても、山根正明氏が『堀尾吉晴——松江城への道——浜松、富田、松江、城普請の軌跡』<sup>9</sup>を発表された。

堀尾氏研究が遅れた理由は、次の三点にある。第一に、改易により大名堀尾家に伝来した文書の散逸と、松江に残った一族の堀尾但馬家も、火災で史料が散逸した状況にある点である。<sup>10</sup>第二に、堀尾氏藩政時代の藩政史料の散逸である。第三に、堀尾家臣団は、全国に離散し、各家の相伝文書の調査がなされていない点である。そのため、家臣団、統治形態について未解明な部分が多くある。<sup>11</sup>

この度、確認できた最古の吉晴発給文書である天正十年（一五八二）から、

忠晴死後の寛永十一年(一六三四)までに至る史料目録<sup>16)</sup>を作成した。以下(No.番号)は、研究ノート「堀尾氏関係史料目録」の史料番号に対応する。この「堀尾氏関係史料目録」にもとづいて、本稿では、吉晴・忠氏の基礎的な事項について明らかにする。具体的には、吉晴の実名の変遷、吉晴花押の変遷、吉晴の所領の変遷、忠氏の知行宛行、寺社領の寄進について考察し、その上で、松江藩初代藩主についてまとめてみる。

## 第一章 堀尾吉晴の実名・花押・所領

### 第一節 吉晴実名の変遷 — 「吉晴」それとも「可晴」 —

堀尾吉晴の実名について、江戸幕府編纂の『譜牒餘録』、『寛政重修諸家譜』の表記は、「吉晴」などの諸説を記し、本文では「可晴」で統一している。

島田成矩氏の『堀尾吉晴』は、吉晴の他に「吉直」「可晴」などの事例を挙げ、秀吉死後、豊臣氏のことと憚られるようになったため「可晴」が使われるようになったとする。しかし、具体的な時期について述べられていない。

管見では、天正十年(一五八二)三月以前の吉晴の発給・受給文書は見つけることができなかった。吉晴の天正十年三月十日付書状<sup>17)</sup>(No.1。以下No.番号は、研究ノート「堀尾氏関係史料目録」の史料番号に対応する)では、「吉定」を名乗っている。その後、八ヶ月ほど過ぎた天正十年十一月の柏原八幡宮宛寄進状<sup>18)</sup>(No.3・4)から「吉直」を用いている。つまり、秀吉の備中攻め、本能寺の変・山崎の戦いから丹波国氷上郡に所領を得るまでの間に「吉定」から「吉直」へ改名したことになる。「吉晴」の初見は、天正十七年八月十七日付豊臣秀次下知状<sup>19)</sup>(No.30)である。「可晴」の使用は、慶長四年(一五九九)十月に越前府中を与えられた直後、慶長四年十一月二十二

日付の判物<sup>20)</sup>(No.127)から確認できた。このため『今立町誌』<sup>21)</sup>では、越前府中移封後、「吉晴」から「可晴」へ改名したとする。その後も慶長五年四月付寄進状<sup>22)</sup>(No.135)で「可晴」を用いている。しかし、同月の堀尾吉晴定書<sup>23)</sup>(No.134)では、「吉晴」を使用する。同年の八月八日付の田中吉次宛の書状<sup>24)</sup>(No.144)でも「吉晴」を用いている。そして、慶長六年以降の発給文書では、「可晴」を使用せず「吉晴」に統一している。

以上から、吉晴の実名は、天正十年(一五八二)三月に「吉定」、同年十月に「吉直」と改名し、天正十七年の文書で初めて「吉晴」と署名したものが見られ、浜松時代の文禄二年(一五九三)に発給した禁制でも「吉晴」を用いた。『譜牒餘録』に用いられている「可晴」と署名した文書は、慶長四年(一五九九)から翌五年の前半に集中する。

しかし、慶長五年の後半から再び、「吉晴」を用い始め、晩年に至るまで「吉晴」を用いる。すなわち、吉晴の実名は、吉定→吉直→吉晴→可晴→可晴・吉晴共用→吉晴と改名した事が分かる。

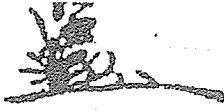
本稿では、「吉晴」について一般的に知られている「吉晴」で表記を統一し、必要に応じて、各時期に用いられていた実名で記すこととする。

### 第二節 吉晴花押の変遷

吉晴の発給文書のうち、「堀尾氏関係史料目録」から年代の判明する文書を抜き出し、このうち、写真等で花押の形式が分かったものと、原本・影写本で花押の形を確認した文書について考察する。これまで、「吉晴」から「可晴」への改名時期に関心がもたれてきた。しかし、吉晴の花押の変化を併せた検討を行うべきであろう。吉晴の花押を年代別に一覧とした「表I」を挙げ、この表をもとに検討する。

表 I 堀尾吉晴発給文書花押一覧

I 型



天正10(1582)・11・12

『柏原八幡神社伝来資料目録』

写真

II 型



天正10(1582)・11・吉

『柏原八幡神社伝来資料目録』

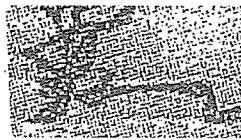
写真



天正17(1589)・8・19

『田中吉政』写真

清水文書



天正19(1591)9・6

『二戸市史』第1巻写真

盛岡南部家文書

III 型



文禄2-3(1593-94)9・21

『大日本史料』12-11

南部晋氏蔵文書

III 型



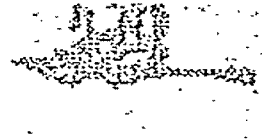
文禄3(1594)8・21『相国寺蔵西笑和尚文案』

「伏見大光明寺勸進帳」写真



慶長4(1599)・11・22

『今立町誌』第2巻写真 三田村家文書



慶長5(1600)・卯・吉

『武生市史』資料編神社・佛寺所蔵文書写真

佐治覚右衛門氏蔵文書

IV 型



(慶長10)(1605)7・12『相国寺蔵西笑和尚文案』

西笑和尚文案紙背文書9-18



(慶長11カ)2・8

『没後四〇〇年 木食応其』図録写真

橋本市 応其寺蔵文書



慶長15(1610)2・14

『島根県史編纂資料』日御碕神社文書①

影写本

(1) 天正十年十一月～十九年（Ⅰ型・Ⅱ型）

天正十年（一五八二）十一月の丹波国の柏原八幡宮（兵庫県丹波市）への寄進状二通（No. 3・4）は、『柏原八幡神社伝来資料目録』に写真が収録されている。写真版で確認すると、十一月十二日付と十一月吉日付の寄進状は、それぞれ花押の形が、明確に異なる。その後、西恩寺所蔵（福井県大飯郡高浜町）の天正十二年の寄進状（No. 7）では、十一月吉日と同じ形の花押が用いられており、天正十七年の清水文書（No. 31）でも、浜松移封後、天正十九年、九戸合戦時に発給した浅野長吉等連署書下（No. 51）の花押まで引き継がれている。そのため、十一月十二日付のものをⅠ型とし、十一月吉日付の花押をⅡ型としたい。

Ⅰ型からⅡ型へと花押が変化しているのである。変化の理由は不明である。Ⅱ型は、若狭高浜城に初の城主となった時期と、佐和山城主から小田原合戦を経て、約一年過ぎた時期まで使用している。

(2) 文禄年間～慶長五年前半（Ⅲ型・黒印）

次に、文禄二・三年（一五九三・九四）頃と推定される九月二十一日付前田玄以等連署書状（No. 81）では、Ⅰ・Ⅱ型の花押から形を変えたものが見られる。この花押は、Ⅰ・Ⅱ期に比べ全体を押し潰したように見える。やや崩れているが、文禄三年八月の「伏見大光明寺勸進帳」（No. 86）や、慶長四年（一五九九）十一月の越前府中領で発給の文書（No. 127）、慶長五年四月の越前府中領での寄進状（No. 135）まで確認できる。この文禄から慶長五年前半にかけて使用された花押を、Ⅲ型とする。慶長五年後半に入ると、七月の加賀井秀望の水野忠重殺害事件ののち、関ヶ原合戦中の書状（写しのみ伝わる）には、印判で出している。この理由として、加賀井秀望の事件に巻き込まれ、吉晴が、負

傷したためと考えるのが妥当であろう。

花押のⅡ型からⅢ型への変化には、天正十九年（一五九二）十二月の豊臣秀次の関白就任がある。これに伴い、秀吉が大閤を名乗り、豊臣政権内に二重権力の構図が現れた。この事は、翌二十年より始まった秀吉の朝鮮出兵（文禄の役）で、秀次付の家臣団は、畿内の警備を行うこととなり、吉晴は、秀次軍の一番備として三、〇八三名が動員予定であった（No. 69）ことと、朝鮮渡海用の安宅船の建造を吉晴等、秀次付の美濃・尾張・三河・遠江・駿河の諸大名に関白秀次を通じて、秀吉が命じた状況<sup>37</sup>などにみられる。文禄二年（一五九三）に入ると豊臣秀頼誕生により、秀吉・秀次間の対立が顕著になった時期でもある<sup>38</sup>。この前後の頃からⅢ型の花押を使い始める。文禄四年に秀次が失脚し、二重権力の構図が解消され、秀吉の死後、「可晴」を名乗った時期にもⅢ型の花押を用いている。

(3) 慶長十年～晩年（Ⅳ型）

関ヶ原の戦いの後、吉晴は、慶長十四年（一六〇九）三月付の「出雲大社棟札」（No. 288）に見える花押と、慶長十五年二月四日付の日御碕神社への判物（No. 294）には、別種の花押を用いる。この花押は、「西笑和尚文案」紙背文書の七月十二日付書状（No. 260）と応其寺蔵（和歌山県橋本市）の年末詳二月八日付書状（No. 266）にも見える。

この花押の使用時期について検討したい。『相国寺蔵 西笑和尚文案』の凡例によると、「たとえは一冊目の第三紙の紙背を一一三とし」とあり、この凡例に従うと吉晴書状は、「西笑和尚文案」第九冊の十八紙目に用いられた紙背文書である。第九冊は、慶長十年十二月から慶長十二年二月までの書状を収めている。そのため、少なくとも慶長十年以前の書状である。また、



書状の内容に「我等事明日下向仕候」とあり、吉晴の京都からの出立が、明日と記している。「堀尾古記」慶長十年（一六〇五）の記事に吉晴が、正月二十四日、富田を出立したとある。また、京より富田への帰城が七月二十四日であったとある。従って、七月十三日に京を出立する予定であるという書状の内容と、富田帰城までの時期が合致している。このため七月十二日付吉晴書状は、慶長十年の可能性が高い。従って、この花押は慶長十年まで遡ることが分かる。

次に、年末詳二月八日付木食応其上人宛の吉晴書状について考察する。この書状は、『大日本史料』十二編の吉晴卒伝の記事に吉晴花押として載せている<sup>44</sup>。また、和歌山県立博物館が、『没後四〇〇年 木食応其』特別展図録に写真と翻刻を載せている。写真から花押を確認すると、慶長十五年吉晴判物と同タイプの花押である。図録の解説では、遠方に移り疎遠になったことが記されていることから、浜松入城から秀吉の死までの期間に出された書状ではないかとする。しかし、天正十九年（一五九二）までⅡ型の花押が使用され、文禄三年（一五九四）から慶長五年（一六〇〇）前半にかけてⅢ型の花押が用いられている。そのため、この書状は、少なくとも、慶長十年から、応其上人が死去する慶長十三年までの間の書状であると考えられる。文中に、「我等事、今度御普請に付而ひかしへ罷下候」とあり、普請のため東の方へ向かうと述べている。これは、慶長五年以降の慶長八と同十一年に行われた、江戸城の手伝普請などが考えられる。このうち慶長八年の普請は、忠氏により行われており<sup>46</sup>、吉晴により普請の行われた慶長十一年の江戸城普請の可能性が高い。そのため慶長十一年頃と思われる。この花押は、出雲・隠岐への国替以降、吉晴最晩年の花押となる。この型式の花押をⅣ型としたい。

吉晴の発給文書に見られる花押の変遷を追うと、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳの時期に

分けられ、その名乗りとの相関関係は「表Ⅱ」のようになる。

「表Ⅱ」 通称と花押の相関関係一覧

時期	西暦	通称・官途名	実名	花押
天正十年十一月十二日	一五八二	毛介	吉直	Ⅰ
天正十年十一月吉	一五八二	毛介	吉直	Ⅱ
天正十二年三月	一五八四	茂助		Ⅱ
天正十七年八月	一五八九	帯刀	吉晴	Ⅱ
天正十九年九月	一五九一	帯刀亮		Ⅱ
文禄二年九月・三年八月	一五九三〜九四	帯刀		Ⅲ
慶長四年十一月・五年四月	一五九九〜一六〇〇	帯刀		Ⅲ
慶長五年八月	一六〇〇	帯刀		Ⅲ
慶長十年七月・十五年二月	一六〇五〜一〇	帯刀・帯刀先生	吉晴	Ⅳ

同表からは、天正十年（一五八二）十一月十二日付寄進状では、「毛介吉直」と署名、Ⅰ型花押である。十一月吉日付寄進状では、花押をⅡ型に変えている。その後、「帯刀」の官途名を用いてからも天正十九年までⅡ型花押を使用している。吉晴等、秀次付家臣の畿内警備が行われた文禄二年（一五九三）頃からⅢ型の花押を用いた。秀吉の死後、「可晴」を名乗った時期にもⅢ型花押を使用した。しかし関ヶ原の戦いの直前から、再び「吉晴」を名乗り出す。七月の加賀井秀望の事件により負傷し、この時期に発給した書状は、黒印を使用したもののみ確認でき、Ⅲ型花押が見られなくなる。関ヶ原以降、空白期間を経て、慶長十年からⅣ型の花押を用い始め、吉晴は晩年までこれを使用した<sup>48</sup>。

### 第三節 所領の変遷

堀尾吉晴の所領については、堀尾但馬の子孫が、慶長三年（一八六七）に筆写した「堀尾家記録」<sup>49</sup>所収の「御知行所覚」に見える記載と、堀尾家普

提寺春光院蔵の「堀尾家由緒書」<sup>50</sup>など、後世に成立した記録類の記述をもとに論じられてきた。一次史料では、天正十年（一五八二）丹波水上郡での秀吉知行宛行状（No.2）と同十三年近江佐和山領の領知方目録（No.14）<sup>53</sup>が知られていた。本節では、新たに確認できた吉晴の所領を考察する。

#### (1) 近江・丹波・若狹（一、天正十三年以前）

天正十年（一五八二）以前の所領関係文書は確認できなかった。近江時代の知行は、天正十五年十一月の成菩提院文書（米原市柏原）の田中吉政書状（No.21）から窺える。この書状は、吉晴が、田中吉政に近江国坂田郡大野木（米原市）にある、成菩提院領の年貢の所務について問い合わせた返書である。田中吉政は、「大野木内二有之由候て、去年所務被抱置候、此方へ御引渡之由候間、為下除申儀不可成申候」と、大野木の地はずで、「此方へ」（秀次領）に引き直されると返答している。また、吉晴は、「関白様被成御朱印候者、其旨を以可申談由申候へ共、信長殿御朱印にて御理之儀ハ可有如何候哉、被加御分別」とあるように、織田信長の朱印状を根拠に、大野木の支配を認めるように求めており、吉政から信長朱印状に対する秀吉朱印状の優越性を指摘され、たしなめられている。大野木に関しては、天正十三年（一五八五）の堀尾吉晴領知方目録<sup>54</sup>においても記載が無く、信長の朱印状を権利の根拠にしていることから、近江長浜時代の吉晴の所領に大野木が含まれていた可能性が考えられる。<sup>56</sup>

丹波水上郡での所領は、『史跡黒井城跡 保存管理計画策定報告書』<sup>57</sup>によれば、天正十年の本能寺変の後、明智氏の旧領を秀吉軍が制圧する。それにより、吉晴が、丹波黒井城（丹波市春日町）に入城し、柏原八幡宮（丹波市柏原町）への寄進も行われたという。文禄四年（一五九五）の「柏原八幡宮

縁起」<sup>58</sup>（No.92）には、吉晴が、秀吉の奉行として柏原八幡宮を再建したとある。翌十一年、「堀尾家由緒書」<sup>59</sup>では、若狹高浜城主一七、〇〇〇石を有し、この時初めて城主に任ぜられたと、「堀尾家記録」<sup>60</sup>には記している。

#### (2) 近江佐和山時代（一、天正十三〜十八年）

吉晴は、豊臣秀吉の命により、天正十三年（一五八五）に若狹佐垣の国吉城（福井県三方郡美浜町）に移る。しかし、わずか六十日ほどで近江佐和山城（彦根市）に移封された。これは、天正十三年閏八月二十一日付の領知目録<sup>61</sup>で確認できる。村井毅史氏は、佐和山城周辺にほとんど吉晴の知行地が見えないこと、佐和山城から湖岸・中山道沿いに約十五kmにわたり知行地が分布すること、吉晴の所領の七割が佐和山城から二十km以上離れた高時川・姉川流域の地域に集中すること、久徳氏、平野氏等、秀吉直臣から吉晴付きとなった家臣の知行地を大上郡・坂田郡に集中して与えていることを指摘<sup>63</sup>している。

佐々木倫朗氏は、佐和山を含む近江は、基本的に秀次に与えられたもので、秀次付きの宿老として、吉晴に佐和山が与えられたことを指摘している。

さらに、山根正明氏は、城付きの直轄領の管理や大垣城への補給路の確保が吉晴の任務であり、佐和山四万石という一城の主という姿よりも、秀吉政権の忠実な下僚という姿でとらえている。

近年、この時期の秀吉蔵入地の文書が、『思文閣古書資料目録』二〇八に紹介された、天正十三年閏八月二十二日付羽柴秀吉朱印状<sup>66</sup>（No.15）である。

江州坂田郡所之臺所入目録

一、式百九拾式石式斗九升 朝妻

一、千四拾九石五斗

長岡

一、千三百九拾四石 常喜

一、千八百九拾六石八斗 かん田

一、千八百七十式石五斗 黒田六郷

合六千五百五石

天正十三年壬八月廿二日（朱印）

堀尾毛介とのへ

近江坂田郡の朝妻<sup>67</sup>（米原市朝妻筑摩）・長岡<sup>68</sup>（米原市山東町長岡）・常喜<sup>69</sup>（長浜市常喜町）・かん田<sup>70</sup>（長浜市加田町）・黒田六郷<sup>71</sup>（米原市山東町本郷、大鹿、北方、山室、志賀谷、常谷一帯）六、五〇五石を蔵入地に繰り入れるとあり、この地域の蔵入地代官に吉晴が、任命されたことを示している。佐和山時代の吉晴知行地に、秀吉朱印状に見られる地域を加えたものが「図I」になる。「朝妻」は、飛騨・美濃からの木材を琵琶湖水運により、輸送する水運の拠点となる湊で、佐和山と長浜の中間に位置する。「黒田六郷」は、黒田荘の五村（本郷・大鹿・北方・志賀谷・山室）に堂谷が加わり、山東町本郷一体に比定されている。中山道沿いに「長岡」と「黒田六郷」に含まれる「本郷」と「常谷」の地域があり、美濃国境の「かしわ原」（米原市柏原）と「さめかい」（米原市醒井）の吉晴知行地の中間に位置する。本郷六郷の「志賀谷」地区は丘陵を挟んで「長岡」に隣接する。「大鹿」、「北方」地区は、横山丘陵を挟んで「常喜」と「かん田」に隣接している。「常喜」は、東に横山丘陵、西に布施川が流れ、「かん田」は神田山北西麓に位置する。いずれも長浜市の平野部に所在し、高時川・姉川流域に存在する知行地群と中山道沿いに集まる知行地群の中間に位置する。

吉晴領知目録と秀吉朱印状から読み取れるものとして、東山道と北陸道沿いの蔵入地を管理させることで、越前・北陸方面と美濃大垣への交通路の確

保と、後詰めへの任務、そして美濃・越前・若狭からの物資の往来を行うことを秀吉は、吉晴に求めていたことが考えられる<sup>72</sup>。また、秀吉の蔵入地と吉晴の所領を合わせると、中山道から姉川流域にかけての地域を一体化させる事ができる。このため、秀吉は、自らの蔵入地の管理を吉晴に任せることで、秀次付とした吉晴への影響力を残したことが窺える。

(3) 尾張・伊勢の所領（一、天正十八年～文禄三年）

天正十八年（一五九〇）、小田原合戦の後に尾張・北伊勢五郡を支配した織田信雄は、転封を秀吉に命ぜられた。しかし、信雄は、転封を拒否したため、改易された。替わって家康旧領の駿河に中村一氏、掛川に山内一豊、横須賀に渡瀬繁詮、久野に松下之綱、浜松に堀尾吉晴、三河吉田に池田輝政、三河岡崎に田中吉政と秀次付の重臣と、新たに秀次付とされた武将が駿河・遠江・三河に国替となった。

吉晴の浜松入城は、いつ頃か。天正十八年八月一日付秀吉朱印状<sup>73</sup>（No.35）で、吉晴は、山内一豊と佐竹義重等上洛のため「柏原より八幡山まで」（米原市柏原から近江八幡市まで）の伝馬と人足を供出するように命じられている。そのため、八月頃まで、佐和山城主であったと考えられる。天正十八年九月二十日付秀吉朱印状<sup>74</sup>で、山内一豊へ遠江相良・植原・佐野三郡に五万石を与え、同日付で渡瀬小次郎（繁詮）を遠江城東郡での秀次領代官に任ずる秀吉朱印状<sup>75</sup>が見られる。天正十八年九月二十一日付で豊臣秀次が發給した「遠州替地目録」<sup>76</sup>（No.36）は、この間の事情を示す。

#### 目録

一、貳百六拾壹石一〇八合 かつら能郷

一、貳百九拾七石六斗四升九合 もり山

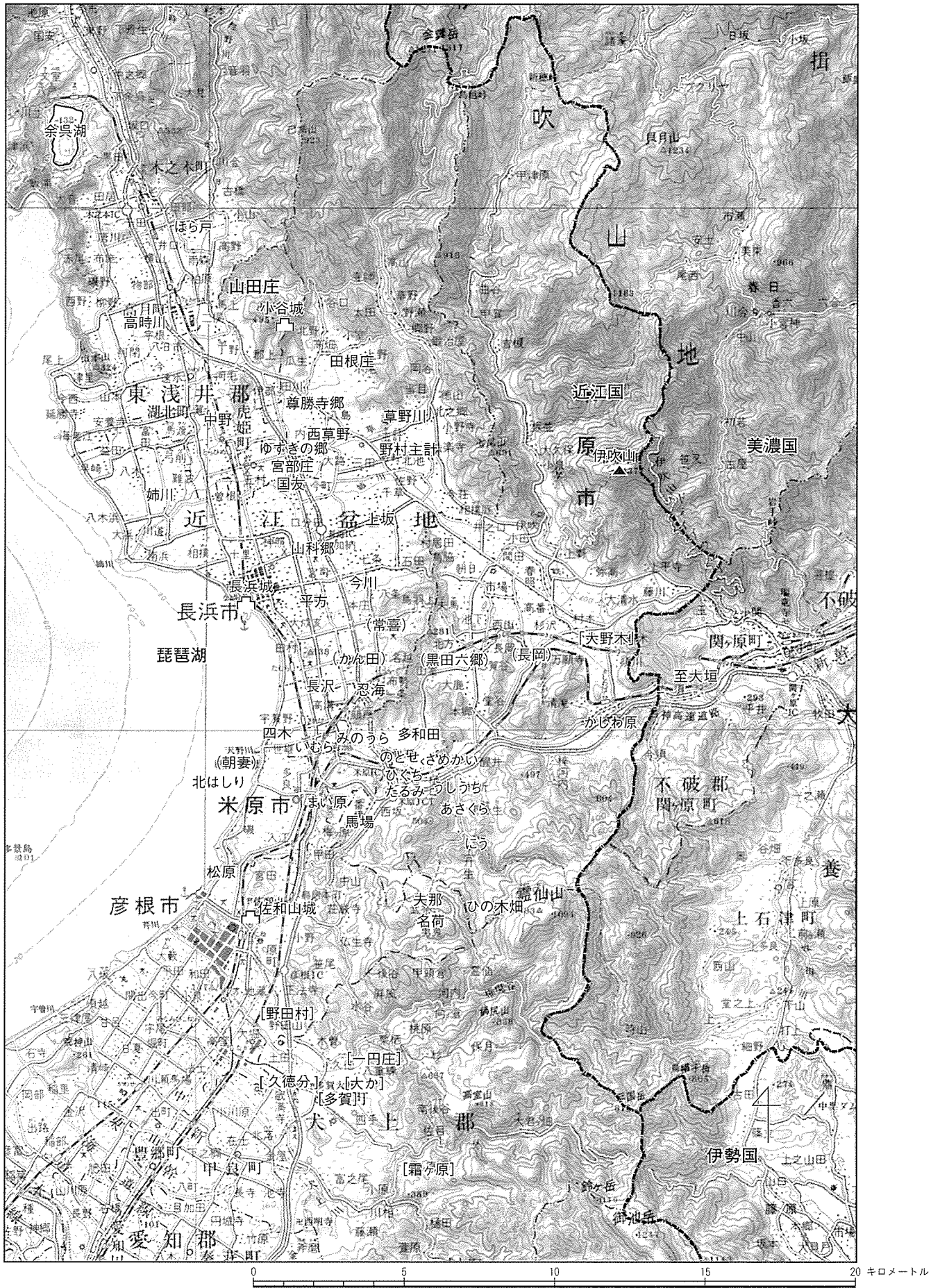


図 I 佐和山領関係図（国土地理院発行 20万分の1地勢図「岐阜」「名古屋」〈平成17・18年発行〉により作成）

※〔秀吉蔵入地は（）、犬上郡内久徳分は〔〕、坂田郡内平野分の所在地未詳〕

一、四百四拾壹石一斗六升三合 たんば

以上

都合九百九拾六石九斗貳升

此内千石三石余無也、

右遠江為替地遣之者也、

天正拾八年九月廿一日 秀次(花押)

堀尾帯刀殿

遠江での替地として、秀次から吉晴へ、「かつら能郷」・「もり山」・「たんば」(尾張国海東郡桂、森山・丹波)九九六石九斗二升を与えるものである。文中に「遠江為替地遣之者也」とあり、遠州の領地を拝領した後の文書であることが分かる。恐らく、秀吉か、秀次の蔵入地に入った遠江の地の代りに、



図Ⅱ 尾張領関係図

(国土地理院発行 20万分の1地勢図「名古屋」(平成17年発行)により作成)

尾張に替地として与えられたと考えられる。(図Ⅱ参照)

堀尾氏の尾張領を地図上で確認すると、森山と丹波(愛知県海部郡美和町森山・同町丹波)が、津島街道沿いに隣接している。「森山」は、「織田信雄分限帳」では、「森山の郷さハ井なハ」、「同郷さハ井繩」とある。「丹波」は、「織田信雄分限帳」に「たんばの郷」とある。「かつら能郷」(愛知県海部郡七宝町桂)は、「森山」・「丹波」と直線で四km程度離れている福田川の中流右岸に位置する。「織田信雄分限帳」では、「桂ノ郷」とある。(図Ⅱ参照) 文禄四年の秀次失脚以降、清須城に、福島正則が入り、一柳直盛(尾張黒田城主)、石川光吉(犬山城主)がおり、秀吉直轄地が丹羽郡中部・丹羽郡西部・海東郡西部・海西郡・愛知郡南部・知多郡に置かれた。

さらに、天正二十年(一五九二)の正月十一日付豊臣秀吉朱印状で伊勢国鈴鹿郡内二、〇〇〇石を与えられている(No.66)。

知行目録

- 一、六百四拾三石四斗八升七勺 勢州すゝか郡内 あかたの郷
- 一、貳百七拾四石六斗五升 同 池山之郷
- 一、四百六石三斗三升 同 西富田郷
- 一、貳百五拾七石三升 同 ひろ瀬之郷
- 一、貳百七拾五石一斗貳升 同 津がの郷
- 一、百四拾三石六斗八升 同 山本郷
- 合式千石三斗
- 右全可領知者也、

天正廿年正月十一日(朱印)

堀尾帯刀とのへ

いずれも伊勢国鈴鹿郡内で、「あかたの郷」(英多郷、亀山市川崎町)、「池

山之郷<sup>85</sup>（亀山市安坂山町池山）、「西富田郷<sup>86</sup>」（鈴鹿市西富田町）、「ひろ瀬之郷<sup>87</sup>」（「広瀬」、鈴鹿市広瀬町）、「津がの郷<sup>88</sup>」（「津賀郷」、鈴鹿市津賀町と高塚町一帯）、「山本郷<sup>89</sup>」（鈴鹿市山本町）とある。英多郷は、賤ヶ嶽合戦と小牧長久手合戦で、秀吉軍が伊勢を攻撃した際に攻めた峯城の所在地である。池山之郷が、亀山市池山だとすれば、近江から鈴鹿山脈を越えて伊勢に入る鈴鹿峠の支道である安楽越を伊勢側に下った場所である。安楽越は、鈴鹿山脈南部の仙ヶ岳南西の県境稜線上に位置する峠であり、標高496mに位置する。鈴鹿川の支流安楽川を遡上し池山を過ぎ、岩水溪を経て岩坪川沿いにかかる。安楽越の伊勢方面は、鈴鹿峠に比べると緩やかであるという<sup>90</sup>。池山から東に安楽川沿いに下ると峯城のある英多郷に入ることとなる。つまり、峯城は、安楽越から伊勢に入る街道を押さえる位置にある。西富田、広瀬、津賀は、英多の東側、安楽川と鈴鹿川の合流した付近の北岸が、西富田であり、その北側に広瀬がある。津賀は、広瀬の東側の鈴鹿川下流左岸、同川支流河次川流域にあたる台地の付近である。山本郷は、やや北西に離れており、入道ヶ岳の東南麓に所在する。同日には、他の秀次付の田中吉政と池田輝政にも三重郡内で知行が与えられている<sup>91</sup>。

また、文禄三年（一五九四）七月上旬から九月にかけて、伊勢国内で太閤検地が行われ、改めて鈴鹿郡内で吉晴に知行が与えられている<sup>92</sup>（No.87）。

#### 知行方目録

- |              |       |         |
|--------------|-------|---------|
| 一、千九百拾壹石三斗七升 | 勢州鈴鹿郡 | あかた村    |
| 一、壹石六斗八升     | 山年貢   | 同村      |
| 一、八拾七石貳斗五升   | 同郡    | 池山安楽寺村内 |
| 合貳千石         |       |         |

右今度以検地之上改令扶助

畢全可領知候也、

文禄三年九月廿一日（朱印）

堀尾帯刀とのへ

文禄三年（一五九四）の伊勢国における太閤検地をまとめた「伊勢国中御検地高帳写<sup>93</sup>」では、鈴鹿郡「アカタ之郷」（英多）が、一、九九二石二斗四升であり、「池山之郷」が、八八八石三斗とある。「伊勢国中御検地高帳写」からあかた村（英多村）について、ほぼ一円地、池山については、安楽寺村と呼ばれる地域が与えられている。

天正二十年（一五九二）には、英多村を主とし、その周辺の地域を与えられていたが、文禄三年（一五九四）には英多村に集約されているのを特徴とする。

天正二十年・文禄三年に与えられた地域は、現在の三重県鈴鹿市と亀山市内に入る。（図Ⅲ参照）

英多の峯城の廃絶時期について、天正十二年（一五八四）の小牧長久手合戦での落城<sup>94</sup>と、天正十八年の岡本宗憲の亀山築城により廃城<sup>95</sup>の二説がある。しかし、近年の発掘調査の成果により、堀尾氏による整備の可能性も排除できなくなったと指摘されている<sup>96</sup>。堀尾氏の伊勢領は、近江から伊勢への安楽越（鈴鹿峠の支道）の交通路の要衝を押さえていたことになる。また、伊勢での所領関係文書は、いずれも知行方目録であり、知行宛行状は伝わっていない。他の大名の事例で、天正二十年の田中吉政宛知行宛行状<sup>97</sup>には、無役（軍役を掛けられていない）とあり、在京賄領とされる。このため、堀尾氏の伊勢の所領も在京賄領のような性格ではないかとも考えられる。

#### (4) 遠江西部の太閤蔵入地（一慶長四年）

先に、遠州の替地として尾張国内での知行地を紹介した。文禄四年



図Ⅲ 伊勢領関係図（国土地理院発行 20万分の1地勢図「名古屋」により作成）

（二五九五）秀次失脚以降、田中吉政、中村一氏、山内一豊と事件に連座しなかつた諸将は、旧秀次領を増された。この時期の遠江の堀尾領は、知行方目録が伝わって居ない。そのため、在地に残された文書から所領を推定する必要がある。堀尾氏に関わる史料は、磐田郡・長上郡・敷智郡・引佐郡・鹿玉郡・豊田郡・周智郡では見られる。山名郡・浜名郡は不明である。浜名郡・敷智郡の南部、浜名湖の今切の渡しに、吉田城の池田輝政が手形を発給しており、池田氏の管理下と考えられる。また、徳川家康は、濱名郡白須賀と磐田郡中泉に所領を有し、周智郡南部は、山内氏管理の太閤蔵入地に含まれている。

遠江での太閤蔵入地は、『山内家史料』（二豊公紀）に収録された史料をもとに、本多隆成氏の研究<sup>99)</sup>があり、また秀次蔵入地に関する渡瀬繁詮宛秀吉朱印状写も伝わる。その他、これまで知られていなかった、堀尾氏管理の太閤蔵入地に関わる史料を紹介したい（No.128）。

遠州御蔵入目録

高台壹万九千五拾五石四斗三升	濱名 井伊谷 河勾 宇間郷
内 四千六拾六石五斗九升	永荒
貳千八百四拾壹石壹斗九升	文五ヶ慶式迄
貳千參百八拾五石壹升	荒川成 うんか入
五千五百七拾石參斗六升	免
物成四千百八拾六石貳斗八升	
内 貳千八百參拾石六斗七升	米
六百參拾七石貳斗八升	大豆
七百拾八石參斗三升	麦
此外拾六石五斗	山札米

以上

慶長四年

霜月廿四日

堀尾帯刀(花押)<sup>⑩</sup>

徳善院

長東大藏大輔殿

増田右衛門尉殿

参

『角川日本地名大辞典』によると、「濱名」(浜松市北区三ヶ日町)は、中世の浜名神門、戦国期浜名郷・あるいは浜名荘と同一地域とすると、現在の浜松市北区三ヶ日町大字岡本・只木・摩訶耶・平山・佐久米・駒場・都筑・大崎・津々崎・宇志・三ヶ日・日比沢・通称地名大福寺を含むとされる。浜名湖北西に位置する地域と考えられる。浜名湖北西のかなり広い範囲を指している。「井伊谷」(浜松市北区引佐町)は、徳川家臣井伊氏の故地である。『角川日本地名大辞典』では、奥山から都田(旧引佐町奥山から井伊谷を抜けて旧浜松市都田)にかけての一带を含む井伊氏の支配領域全体の呼称として用いられたと推定している。「河勾」(河輪) (浜松市南区河輪町)磐田市竜洋町)は、長上郡の天竜川下流の兩岸にまたがる地域で、「宇間郷」(浜松市中区領家町・向宿町)南区瓜内町)は、馬込川下流域の旧浜松市南東部一帯を指す。ちょうど、浜名湖北西岸の地域、井伊谷地域と浜松城の南側から天竜川にかけての地域に一九、〇五五石四斗三升あまりの大閤蔵入地が存在していたこととなる。浜松時代の関係領域が、「図Ⅳ」である。

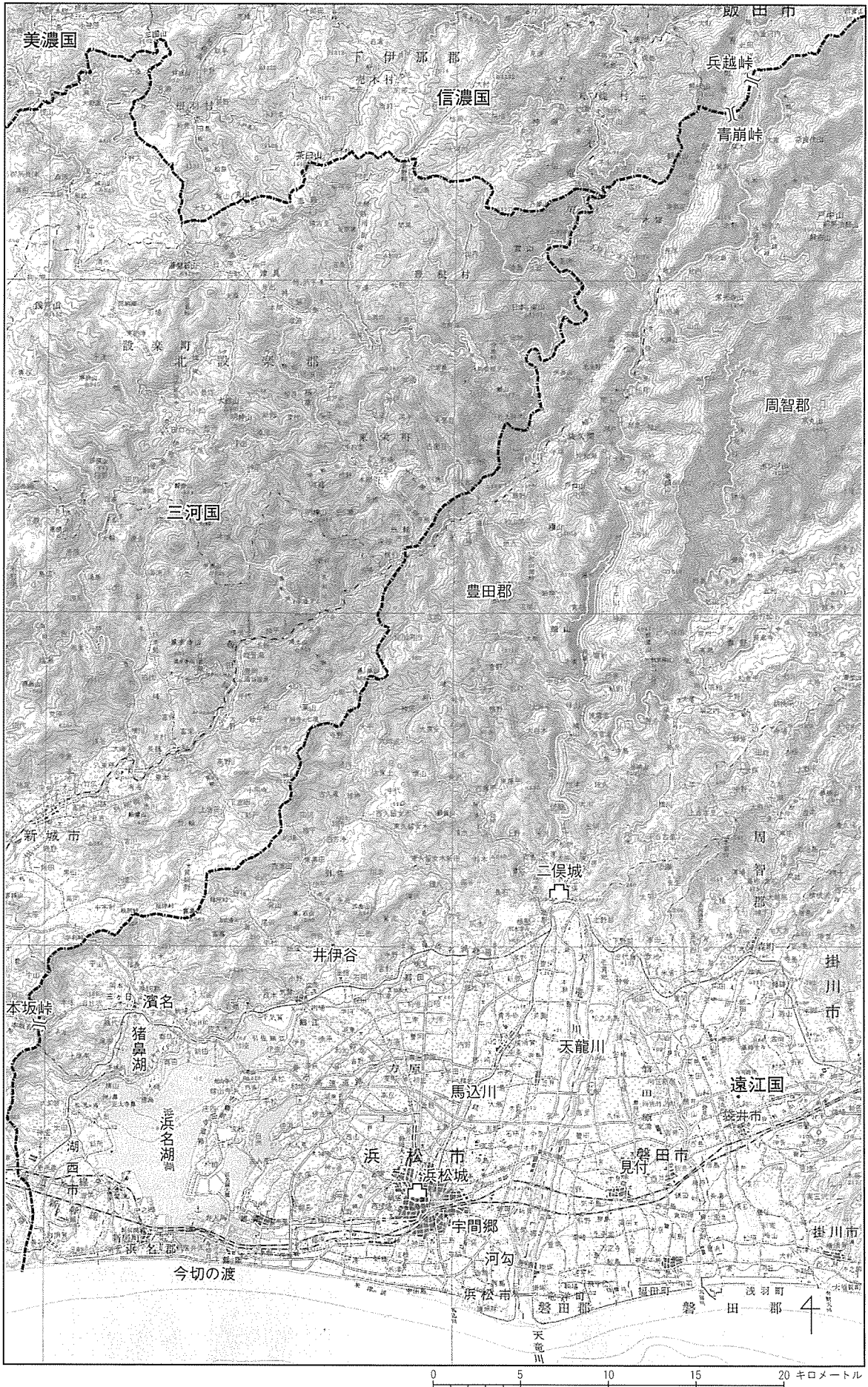
この文書では、蔵入地の「高合」(総石高)を記し、次に、損免をあげている。「高合」から損免分を引いて、「物成」(年貢高)を算出している。堀尾領での大閤検地は、文禄四年(一五九五)と慶長四年(一五九九)に行われたが、現在のところ、北部遠州地域である豊田郡、周智郡内、(浜松市天

竜区内)のものしか伝わっていない。この文書には、四カ所の地を「高合壹万九千五百四斗三升」と表し、地域別の詳しい石高が記載されていない。このため、各地域のどの程度の範囲を含むのか不明である。しかし、天竜川流域の河勾と馬込川下流域宇間郷を含むため、この地域が荒川成<sup>⑩</sup>の状態であると思われる。永荒は、四、〇六六石五斗九升が、慶長四年頃に永荒<sup>⑩</sup>となった田畑を指し、「文五々慶式迄」の二、八四一石一斗九升が、文禄五年(慶長元年)(一五九六)から慶長二年に永荒となった田畑を指すと考えられる。全体の約四八・八%が永荒・荒川成になり、堀尾氏管理の大閤蔵入地の荒廃した状況<sup>⑩</sup>を伝えている。

また、「免」として「五、五七〇石三斗六升」とあるのは、損免を意味すると考えられる。総石高一九、〇五五石四斗三升から損免分一四、八六三石一斗五升を引くと、四、一九二石二斗八升となる。史料に見える物成分は、四、一八六石二斗八升である。これに山札米分の一六石五斗を足すと一〇石五斗あまり不足している。物成四、一八六石二斗八升の内、米(二、八三〇石一斗一升)、麦(六三七石二斗八升)と大豆(七一八石三斗三升)である。物成の約三二・五%が大豆・麦であり畑作も盛んである様子が見える。大閤蔵入地では、前田玄以・増田長盛・長東正家が、毎年十一月五日から十二月十日以前に目録小帳の提出を命じる書状を出している。このため、「遠州御蔵入目録」は慶長四年(一五九九)の大閤蔵入地からの物成を報告するため、吉晴が作成した文書と考えられる。

吉晴は、慶長四年十月に徳川家康・宇喜多秀家・毛利輝元等の豊臣三大老から越前府中を与えられ<sup>⑩</sup>(No.125)、この「遠州御蔵入目録」発給の二日前に越前今立郡の大滝掃部宛に「奉書紙之事、如前々申付候、自然当領内似せ昏売買之者於有之者可告知、遂糺明可申付者也」と奉書紙役を申しつけ





図IV 遠江国関係図（国土地理院発行 20万分の1地勢図「豊橋」「伊良湖岬」により作成）

る判物<sup>107</sup>」を出している。「遠州御蔵入目録」以降の豊臣政権から浜松領へ発給された文書は、全て堀尾信濃守忠氏宛になっている。従って、慶長四年（一五九九）十一月の「遠州御蔵入目録」は、浜松領関係の吉晴最後の発給文書に当たる。会津征伐において堀尾氏の軍勢を率いたのが忠氏であることから、慶長四年末から慶長五年の浜松城主は、信濃守忠氏であったことになる。

## 第二章 堀尾忠氏の発給文書

### 第一節 出雲入国をめぐる

堀尾忠氏は、『譜牒餘録』などの堀尾氏系図類によると吉晴の次男で、長男の金助（吉晴の従弟説もある）が、小田原合戦で陣没したため、嫡子となつたとされている<sup>108</sup>。慶長三年（一五九八）正月四日付浅野幸長書状案<sup>109</sup>で、すでに「信濃守」に任官していた。慶長四年、吉晴が、越前府中を与えられてから浜松城主となる。「忠氏」の名乗りは、徳川秀忠の一字を拝領したと江戸幕府が諸家に提出させた家譜類を纏めた『譜牒餘録』の年末詳八月十八日付徳川秀忠書状写<sup>110</sup>に記載される。しかし、その時期は不明であった。慶長五年（一六〇〇）四月十八日付吉川貞恒証状<sup>111</sup>では、本文中に「黄幣之事、忠氏公為思安出来旨、」と見える。そのため、慶長五年四月時点で、忠氏と名乗っていたことは確実である。これから、『譜牒餘録』の秀忠書状写を慶長四年以前のもものと推定した。

忠氏は、会津征伐に堀尾勢を率い、関ヶ原合戦では、岐阜城攻め、関ヶ原合戦当日には、大垣城の西軍に備え、合戦開始と同時に戦場へと動いた<sup>112</sup>。

合戦後、堀尾氏は、家康から出雲・隠岐を与えられた<sup>113</sup>。ここで父の吉晴が、

子の忠氏か、どちらに出雲・隠岐を与えられたのが従来問題となっていた。この点を検討する。

### 第二節 家臣への知行割

初代松江藩主については、佐々木倫朗氏の研究が詳しい<sup>114</sup>。佐々木氏は、久代景備書状<sup>115</sup>（No.161）に見える慶長五年（一六〇〇）十月末の情勢を分析し、慶長五年十二月の西笑承兌の書状案<sup>116</sup>（No.166）から出雲国造千家と堀尾信濃守忠氏との交渉が行われた事を指摘している。また、「堀尾古記」にみえる「知行わり」について、忠氏から家臣へ知行地の宛行をした事例として、辻角介宛知行宛行状<sup>117</sup>（No.170）を提示し、忠氏が初代藩主である可能性が高いと論証されている。

#### (1) 忠氏の知行宛行状

『堀尾古記』にみえる「知行わり」は、辻角介宛忠氏知行行状<sup>118</sup>（No.170）が、従来、史料として用いられてきた。

『史料綜覧』の慶長六年三月二十七日条に「出雲富田の堀尾可晴の子同志氏、湯浅勘平に知行を與ふ」という綱文が立てられている。この記事を元に、東京大学史料編纂所所蔵、「湯浅文書」<sup>119</sup>の慶長六年三月二十七日付湯浅勘平宛忠氏知行宛行状<sup>120</sup>（No.171）を確認した。

為扶助「一石令宛行迄、」目録別紙在之」全可令領知、仍」如件、

慶長六年  
三月廿七日 忠氏（花押）

湯浅勘平殿

石高の部分が破損しており何石を与えられたか不明である。忠氏は、湯浅勘平という人物に所領を与えていた。文中に、「目録別紙在之」とあり知行

宛行状とは別に知行目録も発給された。

湯浅氏は、文禄四年（一五九五）八月四日付の湯浅茂左衛門尉宛秀吉朱印状<sup>174</sup>で、越前府中領域（今立郡・丹生郡）に五〇〇石の所領を秀吉から与えられている。このことから湯浅氏は、吉晴の越前府中領有を契機に、堀尾氏の家臣になったと推測できる。その後、慶長九年（一六〇四）十月十二日付湯浅惣左衛門宛福島正則知行宛行状<sup>175</sup>が発給されており、湯浅惣左衛門は、忠氏の死の前後に、堀尾家中を退いていた。

また、『伯耆志』<sup>176</sup>に樋口彦助（No.173）・同勘八（No.174）、小杉右衛門佐（No.175）宛の忠氏知行宛行状が収録されており、合わせて、五点の忠氏知行宛行状を確認することができる。

## (2) 忠氏の知行方目録について

忠氏の知行宛行状とともに発給された知行目録について、東京大学史料編纂所所蔵の「蘇美神社文書」<sup>177</sup>影写本を確認した。「蘇美神社文書」は、明治二十九年（一八九六）に三河国幡豆郡松坂村（現愛知県額田郡幸田町蘇美<sup>すみてん</sup>神社）で採訪し、同三十四年の八月に東京大学史料編纂所が影写したものである。堀尾氏の発給文書で家臣団への知行目録は、この点しか確認できない（No.172）。

### 知行方之目録

千三百式十石之内

一、八百六拾四石

式千四百八十八石之内

一、四百式拾七石

合千式百九拾老石

内

一、四百式拾石

浅井長三郎とのへ

一、四百石

一、三百参拾石

一、八拾石

一、六拾石

以上

右令割符可領知之者也、

慶長六年

三月廿七日

（堀尾）  
忠氏

黒田三介とのへ

上田権右衛門尉とのへ

今村介守とのへ

宮崎新九郎とのへ

忠氏は、意字郡「湯屋村」<sup>178</sup>（島根県八束郡東出雲町揖屋）と「出雲郷村」<sup>179</sup>（同八束郡東出雲町）の土地を、浅井長三郎と他四名の家臣に相給の形で所領を与えていた。最大四二〇石から、最低は六〇石を知行地とする。湯屋村（揖屋村）では、他に揖屋神社へも四〇石を寄進している。二カ村の土地の残りの部分がどのように扱われたか。また、八〇石・六〇石という小規模な知行地を与えられた人物も見られるため、実際に地方知行制が取られていたかどうか不明である。

文書に見える人物のうち、浅井長三郎は、文書を保管する蘇美天神社のある三河国須美郷で天文十八年（一五四九）に「浅井弥右衛門尉信忠」の活動が見られる<sup>180</sup>。また、享和二年（一八〇二）の「松平知行所須美村明細帳（控）」<sup>181</sup>では、文明二年（一四七〇）より浅井氏は、蘇美天神社の神主を務めていたとされる<sup>182</sup>。このため浅井長三郎は、三河国須美郷の浅井氏の出身であると考えられる。上田権右衛門尉は、慶長八年（一六〇三）十一月に中村一忠が、家老の横田内膳を殺害した際に、中村氏への援兵として派遣され、討死している。黒田三介・今村介守・宮崎新九郎等は、不明である。堀尾忠晴期の「出雲・隠岐堀尾山城守家中給知帳」<sup>183</sup>によると浅井姓の家臣に浅井勘左衛門尉、浅井李之丞<sup>184</sup>、浅井長五郎がいる。上田姓の家臣に上田萬助、上田権右衛門・

弥平次、上田助兵衛、上田吉右衛門が確認できる。黒田姓の家臣には、黒田喜八郎、黒田将監が見える。今村姓の人物は、今村権七、今村弥五右衛門尉、今村三左衛門尉、今村喜助、今村右衛門九郎、今村市郎兵衛、今村平吉、今村勘五郎、今村平太、今村右馬之丞、今村九七郎がいる。

ここで挙げた二点の文書と、『島根県史』『伯耆志』所収の知行宛行状から、慶長六年（一六〇一）の知行割は忠氏により家臣団の編成が成されたと考えられる。また、発給文書として知行宛行状と知行目録が出されており、出雲・隠岐入国時に家臣達が、忠氏と主従関係を結んでいたことは、忠氏が国主である可能性を示す。

次に、国内の寺社領への寄進の問題について検討し、出雲入国時の国主を確定する。

### 第三節 寺社への寄進（一慶長六・七年）

家臣団への知行割が行われた直後、慶長六年（一六〇一）四月より堀尾氏は、出雲国内の寺社への領地の寄進を行う。これまで確認された文書は、堀尾家の重臣が連署で発給しており、当時の国主が誰であったのか混乱を招く要因となっていた。次の慶長六年卯月付の堀尾忠氏寄進状は、出雲国主が忠氏であった可能性を示す。

#### (1) 出雲国内への寄進状

堀尾氏は、慶長六年四月より出雲国内の寺社へ、知行地の寄進を行い。翌年から大規模な検地を行った。寺社からの提出文書について、慶長六年二月の「岩屋寺寺曆書出」(No.169)がある。

慶長六年（一六〇一）四月と八月そして翌七年三月に堀尾氏重臣により、

二種類の形式で寄進状が発給された。この寄進状は、「於能義郡安田村之内、百石之地寄進有之条」と寄進する土地の範囲を挙げ、「清水寺」と宛先名を記した文書である。また、一つは宛先名を記載せず、文中に「能義郡富田八幡領之事」と宛先と寄進地を本文中に記した形式の寄進状である。それぞれの文書をⅠ型とⅡ型に分類した。

#### Ⅰ型 堀尾家四奉行連署寄進状

於能義郡安田村之内、百石之地寄進有之条、全可有寺務之旨候、

仍如件、

慶長六

卯月廿六日

藏人頭 貞親 (花押)<sup>135</sup>  
 頼母助 正秀 (花押)<sup>136</sup>  
 左兵衛尉 貞恒 (花押)<sup>137</sup>  
 掃部助 宗光 (花押)<sup>138</sup>

清水寺

(No.177)<sup>139</sup>

#### Ⅱ型 堀尾家四奉行連署寄進状

能義郡富田八幡領之事、於當庄之内、參拾石之地寄進有之條、全

可被社務之旨候、仍如件、

慶長六

卯月廿六日

藏人頭 貞親 (花押)  
 頼母助 正秀 (花押)  
 左兵衛尉 貞恒 (花押)  
 掃部助 宗光 (花押)

(No.178)<sup>140</sup>

I型とII型文書の現存状況をまとめた「表Ⅲ」である。

「表Ⅲ」 慶長六・七年堀尾家寄進状現存状況

19	I型	9	II型	4	その他	32	合計
----	----	---	-----	---	-----	----	----

「表Ⅲ」で、慶長六・七年（一六〇一〜〇二）の現存寄進状は、三二点ある。

I型とそその変形の文書が、全体の半数以上の十九点を占める。次いでII型が九点見える。そのほかの形式のもの四点であった。この結果からI型とII型の形式の寄進状が、出雲入国当初の堀尾氏寄進状の基本形であったと考えられる。その他に重臣が単独で発給した文書と様式の異なる文書も見られる。堀尾重臣の発給した文書は、いずれも出雲国内の神社へ発給されている。

(2) 出雲国外への寄進状

先に重臣による寄進状を説明したが、次に忠氏による寄進状を説明する。これは、伊勢神宮御師の文書を、天保八・九年（一八三七〜三八）に御巫清直が編輯した『輯古帖』<sup>(14)</sup>収録文書で、天保年間に伊勢山田の吉澤主水という人物が所蔵していた（No.197）。『三重県史』資料編中世2によると、現在、原本は三重県立博物館に所蔵されている様である（No.196）。

伊勢大神宮江<sup>(15)</sup> 於神門郡馬來<sup>(16)</sup> 村之内百五拾石 令寄進薦畢 永可有社

務 仍如件、

慶長六年

信濃守

卯月 日

忠氏（花押影）

山田

吉澤太夫殿

寄進状の内容は、吉澤太夫宛に、信濃守忠氏が、伊勢大神宮へ神門郡馬

來村<sup>(17)</sup>（出雲市馬木町）内一五〇石を寄進するものである。忠氏は、信濃守に慶長三年（一五九七）正月時点で任官し、慶長八年三月二十五日に出雲守へと転じる。<sup>(18)</sup>（『寛政重修諸家譜』）。堀尾忠晴期の「出雲・隱岐堀尾山城守家中給知帳」<sup>(19)</sup>では、伊勢内宮へ五〇石、外宮へ一五〇石を与えているから、伊勢神宮外宮宛の寄進状であろう。また、宛所の吉澤太夫は、伊勢神宮外宮の御師で、堀尾家と師檀関係を有していたと推定される。

この寄進状は、慶長六年という入国直後の寄進状であり、堀尾忠氏が国主であることを示す重要な史料となる。また、これまで同年の寄進状は、家臣により発給した出雲国内の神社宛の物しか確認できていなかった。この忠氏文書から入国当初、領国外の神社宛に、忠氏が寄進状を発給していたことを指摘しておきたい。<sup>(20)</sup>

この時期以降では、慶長六・七年（一六〇一〜〇二）に発給されたI・II型の形式を含まない寄進状も現れてくる。日御碕神社を例に挙げると、堀尾家治世下で、社領は松江藩に収公され、改めて寄進されたが、それも一度に旧領すべてが寄進されたわけではなく、臨時的な措置であった印象はぬぐえないとされる。<sup>(21)</sup>この状況は、I型とII型の他に、重臣単独の寄進状、吉晴による判物など様々な形式の寄進状を受けている状況から推測できる。日御碕神社では、元和六年（一六二〇）になり宇龍浦五〇石・園村五六三石三斗、合わせて六一三石三斗が公的に認められている（No.339）。仁多郡では、代官を務めていたと考えられる土肥甫庵が、落合貞親と連署で発給した慶長九年の寄進状も見られる（No.239）。出雲大社・鰐淵寺のように慶長七年以後の検地をもとに、慶長九年十月に寄進状の発給を受けた神社は、II型の型式に近い文書（No.246〜No.248）である。

入国当初の堀尾氏は、重臣の連署で寄進状を国内宛に、I型「於能義郡

安田村之内、百石之地寄進有之条」と寄進する土地の範囲を挙げ、「清水寺」と宛先名を記した文書（宛名を記した方式）とⅡ型文中に「能義郡富田八幡領之事」と宛先と寄進地を本文中に記した形式（〓郡〓領之事と記した方式）の二種類発給していた。領国外の寺社へは、忠氏自身が寄進状を発給した。つまり、領国内の寺社へ、重臣一同による連署形式の寄進状を出し、国外へは忠氏の寄進状を出すという役割分担がなされていたのである。このことは、対外的な折衝の多い国外の寺社へ寄進状を発給した堀尾忠氏が、入国当初の出雲・隠岐国主であったことを示している。

## おわりに

本稿では、吉晴の実名が、吉定↓吉直↓吉晴↓可晴↓可晴・吉晴共用↓吉晴と変化した時期を、吉晴の発給文書より説明した。吉晴花押の変遷からは、吉晴の花押は四つに分類できる。特に、Ⅲ型花押は、「可晴」を名乗った時期にも使用している、さらに花押の変遷から年未詳文書の年代比定を行った。吉晴所領の変遷については、佐和山・浜松における吉晴領及び尾張・伊勢の所領と遠江西部の太閤蔵入地について新知見を加えた。

忠氏は、慶長五年（一六〇〇）には忠氏を名乗っていた。彼が、堀尾家臣団への知行宛行を主導し、出雲国外の寺社へ忠氏が寄進状を出していた。国内と国外で文書を発給する役割分担が、堀尾家中でなされたであろうと推測し、国外の寺社へ忠氏により寄進状発給がなされた事は、国主が忠氏であることを示すものと結論した。

本稿付載の「堀尾氏関係史料目録」は、不完全なものである。今後史料を順次増補したい。また、堀尾忠晴については、今後の研究課題としたい。

## 注

(1) 『太閤記』は、吉晴に仕えていた小瀬甫庵による著作である。忠晴への仕官の機会があった山鹿素行による編纂の『武家事紀』では、堀尾家臣、堀尾但馬・揖斐伊豆の人物像について、素行の親族が仕えた平戸藩主松浦鎮信編『武功雜記』との共通性が見られる。

延宝六年（一六七八）に書写された編者不詳の『堀尾家伝』（国立公文書館所蔵）などの伝記類の成立が見られる。幕末期に岡谷繁実により『太閤記』など諸書を集大成した『名将言行録』が現れている。

(2) 『寛永諸家系図伝』には、堀尾氏改易直後のため堀尾氏の記述はなく、家譜類の提出は行われなかったようである。その後、幕府が、諸家の家譜提出を命じ、貞享三年（一六八六）に成立した「貞享書上」に堀尾家と姻戚関係を持つ石川家から堀尾氏の家譜が提出された。「貞享書上」を寛政十一年（一七九九）に編集した『譜牒餘録』が現存し、『寛政重修諸家譜』の編纂材料に用いられている。堀尾家菩提寺である春光院にも『堀尾家譜系』（松江市歴史叢書Ⅰ所収）という堀尾家譜が所蔵されている。

(3) 出雲国内の地誌には、松平直政・綱隆に仕えた儒学者黒沢石斎による承応二〓寛文元年（一六五三〓六一）に誌された『懐橋談』がある。また、黒沢長尚により享保七年（一七二二）に『雲陽誌』が成立する。宝暦年間成立（一七五一〓六四）の『雲陽大教録』などが知られている。これらの地誌には、出雲各郡寺社の由来などに堀尾氏に関わる事蹟を記載する。また、松平氏藩政下の松江藩士により堀尾家給帳の筆写が行われている。幕末の松江藩の儒学者であった桃節山による『出雲私史』に堀尾三代の歴史を記述している。桃節山は、「節山史料」という題名で収集史料を纏めているが、未見である。「節山史料」の一部は、『松江市誌』編纂時の史料に用いられている。

(4) 『島根県史』第七・八巻、島根県（戦前第八・九巻）一九三〇年。（名著出版より

一九七二年復刻された。以下、特に明記しないかぎり、戦後版を文中では使用する。『松江市誌』上野富太郎・野津静一郎編、松江市、一九四一年（名著出版より一九七三年復刻された）。

(5) 『新修島根県史』通史編1、島根県、一九六七年。（臨川書店より一九八四年復刻された）を代表とする島根県内の戦後の自治体史には、恩田清氏の「出雲における堀尾検地の概況」恩田清著、『郷土』一五、島根郷土研究会、一九六三年など検地帳を分析した研究が多い。

(6) 堀尾吉晴の人物伝として、「堀尾吉晴」岩成博著『大名列伝』2 武功編下、児玉幸多・木村礎編、人物往来社、一九六七年。「堀尾吉晴」藤澤秀晴著『山陰の武将』正編、藤岡大拙・藤澤秀晴編 山陰中央新報社、一九七四年。「堀尾吉晴」島田成矩著、今井書店、一九九五年。

(7) 松江城の研究として、戦前の研究として、「千鳥城の築城とその城下」岡田射雁著、『松陽新報』一九〇六年四月（郷土資料島根叢書）第一篇、島根縣教育會編、一九三三年に再録）。

「松江城」藤本充安著『島根県史要』、島根縣私立教育會編、一九〇七年。「千鳥城址」後藤蔵四郎著『島根県史蹟名勝天然記念物調査報告第二回』、島根県内務部学務課編、一九二五年。注(4)の『島根県史』と『松江市誌』を挙げるができる。戦後の研究として『重要文化財松江城天守閣修理工事報告書』、松江城天守修理事務所編、一九五五年。『松江城』河田忠親著、今井書店、一九六七年。『松江城の城郭復元と史料―松江城の城郭図をめぐる―』島田成矩著、発行元不明、一九七〇年。「―松江城の城郭について―」島田成矩著、『島根県文化財調査報告書』第十集、島根県教育委員会、一九七五年。「松江城下図と城下町(一)」島田成矩著、『松江工業高等専門学校 研究紀要』第十一号、松江工業高等専門学校、一九七六年。「松江城下図と城下町(二)―松江の発生とその年代―」島田成矩著、『松江工業

高等専門学校 研究紀要』第十二号、松江工業高等専門学校、一九七七年。「松江城下図と城下町(三)」島田成矩著、『松江工業高等専門学校 研究紀要』第十三号、松江工業高等専門学校、一九七八年。「松江城」『日本城郭大系』一四、新人物往来社、一九七九年。『増補 松江城物語』島田成矩著、今井書店、一九九九年（初版一九八五年）などを挙げるができる。その後、島根大学附属図書館の所蔵となった「堀尾期松江城下町絵図」を用いた『城下町松江を歩くⅠ―松江の誕生と町のしくみ―』ふるさとブックレット山陰の自然と文化2、松尾寿著、たたら書房、一九八六年が、発表される。他に発掘調査関係の報告書など多数の松江城関係の研究が存在する。

(8) 『堀尾家記録』『新修島根県史』資料編2所収は、慶応三年（一八六七）の筆写であり、他の史料の影響をどの程度受けているか、史料批判を行いながら利用する必要がある。

(9) 武功夜話に関する史料批判は、『偽書『武功夜話』の研究』藤本正行・鈴木眞哉著、洋泉社、二〇〇二年に代表される偽書説をとる研究がある。

原本調査を行った史料研究として、『武功夜話』の成立時期をめぐって、三鬼清一郎著、『織豊期研究』2、織豊期研究会、二〇〇〇年。「家伝史料『武功夜話』の研究」小和田哲男著、『日本歴史』723、吉川弘文館、二〇〇八年があり、新人物往来社版『武功夜話』は、江戸中頃から幕末にかけて加筆等を加えた写本とする。

(10) 『堀尾吉晴と忠氏』佐々木倫朗著、松江市教育委員会、松江市ふるさと文庫4、二〇〇八年（単著aとする）。「初代藩主は誰？」同著（『松江藩の時代』山陰中央新報社、二〇〇八年。初出二〇〇七年。論文aとする）。「初代藩主再論」同著（『山陰中央新報』二〇〇九年九月二十六日・十月三日付紙面。論文bとする）。

(11) 『城下町松江の誕生と町のしくみ』松尾寿著、松江市教育委員会、松江市ふるさと文庫5、二〇〇八年（注(7)『城下町松江を歩くⅠ―松江の誕生と町のしくみ―』

ふるさとブックレット山陰の自然と文化2、松尾寿著、たたら書房、一九八六年を  
全面改訂している。

- (12) 『堀尾吉晴―松江城への道』山根正明著、松江市教育委員会、松江市ふるさと文庫6、  
二〇〇九年

- (13) 『譜牒餘録』によると堀尾忠晴は、娘の嫁いだ石川家に、堀尾氏の関係文書を引き継  
がせている。堀尾吉晴・忠氏・忠晴等堀尾一族の説話を載せる『寧園齋談叢』（国立  
公文書館所蔵）の表紙見返しに亀山藩石川家の人により書かれた旨が記されている。  
藤澤秀晴氏は、「堀尾吉晴」「山陰の武将」において石川憲之（忠晴外孫）の残した  
書とするが、典拠を明記していない。

- (14) 堀尾一族のうち、但馬の家は、松平直政に仕え、松江藩士となった。その子孫の所  
蔵した史料は、明治維新後、明治三十六年（一九〇三）一月五日未明の古江村満願  
寺の火災（『山陰新聞』明治三十六年一月六日付）により、伝来文書の多くを失った  
と、『島根県史』8に記載されている。

- (15) 東京大学史料編纂所の史料探訪で、堀尾家臣であった湯浅家、山路家（家譜類と「堀  
尾家給帳」異本の影写あり）の史料が調査されている。

伯耆国会見郡皆生村（米子市内）に堀尾家臣が移住したことが伯耆の地誌『伯耆民  
談記』に見え、幕末の鳥取藩官選地誌『伯耆志』に關係文書が収録されている。

- (16) 文中引用史料は、「堀尾氏關係史料目録」(No. )と対照させている。

- (17) 『岐阜県史』資料編古代中世4、坪内文書12号

- (18) 『大日本史料』11―2。他に『兵庫県史』資料編中世3、柏原八幡神社文書8・9号

- (19) 『東浅井郡志』4、池野文書1号

- (20) 「第二章 中世の今立町 第三節 織豊時代の今立町」松原信之執筆『今立町誌』第  
一卷本編、今立町誌編さん委員会、一九八二年

- (21) 『今立町誌』2、三田村家文書22号。他に『福井県史』資料編6に収録

- (22) 『福井県史』資料編6、佐治寛右衛門家文書21号

- (23) 『福井県史』資料編5、上坂一夫家文書23号

- (24) 色川本田中文書（東京大学史料編纂所所蔵謄写本）。『柳川の歴史3 筑後国主田中  
吉政・忠政』中野等著、柳川市史編集委員会、二〇〇七年では、「田中民部大輔書状  
写」（慶應義塾大学幸田成友文庫所蔵）を用いた読み下し文を載せる。

- (25) 注(10) 佐々木倫朗単著 a

- (26) 『柏原八幡神社伝来資料目録』柏原町歴史民俗資料館調査報告1、柏原町歴史民俗資  
料館編、一九九三年

- (27) 『本堂復興落慶法要記念誌』西恩寺（福井県高浜町）一九九七年

- (28) 『秀吉を支えた武将 田中吉政』、市立長浜城歴史博物館・岡崎市美術博物館・柳川  
古文書館編、サンライズ出版、二〇〇五年。41頁

- (29) 『二戸市史』第一巻、二戸市史編さん委員会編、二〇〇〇年。705頁

- (30) 『大日本史料』12―11、補遺261頁。慶長十六年（二六一）六月十七日条

- (31) 『相国寺蔵 西笑和尚文案』伊藤真昭、上田純一、原田正俊、秋宗康子共編、思文閣出版、  
二〇〇七年。347頁

- (32) 『今立町誌』資料編2、今立町、一九八一年。口絵写真

- (33) 『武生市史』資料篇、神社・佛寺所蔵文書、一九六五年。口絵写真

- (34) 三河池鯉里において、水野忠重の殺害事件に巻き込まれ重傷を負う事となった。事  
件は、吉晴が、水野忠重と加賀井秀望と同席した際に、秀望により、忠重は殺害された。  
秀望は、吉晴に討ち取られたが、忠重の家臣等に吉晴の忠重殺害を疑われ、負傷し  
たとされる。慶長五年八月二日と同月十三日付堀尾帯刀宛徳川家康書状（『譜牒餘録』  
堀尾帯刀）所収）で、家康は吉晴への見舞状を出している。吉晴は、翌年、家康の  
前で関ヶ原合戦時に負傷し、浜松にいたことを述べている（『改定史籍集覽』26『慶  
長年中卜齋記』慶長六年九月十五日条）。



(35) 慶長五年八月八日付田中吉次宛書状写では、岡崎で治癒を受けた札を述べており、「印判写」が記され、花押を用いていない。また、「御武功記」「山内家史料」（一豊公紀）の慶長五年八月二十六日付吉晴書状写では、「印判」を使用している。

(36) 『武家事紀』巻31『山鹿素行全集』所収文書

(37) (天正二十年) (一五九二) 十月十日付関白宛豊臣吉朱印状『青森県史』近世1、131号

(38) 文禄二年(一五九三) 卯月付制札(浜松市中区普濟寺蔵)が未確認。

(39) 出雲大社宝物館所蔵

(40) 島根県立図書館所蔵影写本

(41) 注(31)。339頁

(42) 『没後四〇〇年木食心其』特別展図録、和歌山県立博物館編、二〇〇八年。44頁。

(43) 「堀尾古記」「新修島根県史」資料編2は、天正十二年(一五八四)一六四四)二月までの記録であり、堀尾期の出雲の情勢を伝える史料である。

(44) 『大日本史料』12-8。慶長十六年(一六一二)六月十七日条

(45) 注(42)

(46) 「御手傳覚書」「大日本史料」12-1。慶長八年三月三日条

(47) 「御手傳覚書」「大日本史料」12-3。慶長十一年三月一日条

(48) 注(40)。慶長十五年二月までの使用が確認できる。今後、未確認の年末詳文書の年代比定に用いることができる。

(49) 『新修島根県史』資料編2

(50) 『松江市歴史叢書』1

(51) 堀尾氏旧領の地域で編纂された地誌について十分に調査していないが、遠江国内で近世に編纂された『掛川誌稿』、『遠江国風土記伝』には、堀尾氏に関わる記事を確

認できる。

(52) 円成寺所蔵。注(6)「堀尾吉晴」島田成矩著、236頁に写真が掲載されている。

(53) 『新修彦根市史』第5巻、802号

(54) 「東京大学史料編纂所所蔵 編年文書家分」乾35。この書状は、『柳川の歴史』3 筑後国主田中吉政・忠政」中野等著、柳川市史編集委員会、二〇〇七年に東京大学史料編纂所所蔵影写本の読み下し文が引用されている。

(55) 注(53)

(56) 注(50)「堀尾家由緒書」に元龜二年(一五七二)に近江国長浜で三〇〇石を与えられたとある。大野木は、近江国坂田郡内であるため、堀尾吉晴領知行目録に見える「平野分、一、一〇四石」と見える、堀尾家臣に組み込まれた平野氏の所領に含まれる可能性もある。

(57) 『史跡黒井城跡 保存管理計画策定報告書』、兵庫県春日町編、兵庫県春日町、一九九三年

(58) 『兵庫県史』史料編 中世4、柏原八幡神社1号

(59) 注(50)

(60) 注(49)、「堀尾家記録」では、「若州小浜ニテ、壱万石、始テ城主ニ被仰付」とある。「小浜」は、「高浜」の誤りであると考えられる。

(61) 注(53)

(62) 「佐和山城と封建領主堀尾毛介(吉晴)」天正一三年閏八月廿一日付け堀尾毛介宛て羽柴秀吉「江州所々知行方目録」の検討」村井毅史著『近江佐和山城・彦根城』城郭談話会編、サンライズ出版、二〇〇七年

(63) 注(53)「堀尾吉晴領知行目録」で、「犬上郡久徳分」三、〇五五石、「坂田郡平野分」一、一〇四石とある。このうち「久徳分」について、犬上郡多賀庄内(彦根市と多賀町)一帯、三、〇〇〇石の知行を認める天正十一年(一五八三)八月朔日付「久徳左近兵衛尉宛羽柴秀吉領知行状写」『新修彦根市史』第五巻、784号と同日付「久徳左近兵

衛尉領知目録写』『新修彦根市史』第五巻、785号が残され、犬上郡内の堀尾領は、久徳氏の所領であったと考えられる。坂田郡の平野分については、「領知方目録」が残されていない。注(62)の村井氏論文では、『信長公記』に見える近江衆の平野土佐守か、その一族と推測している。

(64) 注(10) 佐々木倫朗単著 a

(65) 注(12) 山根正明著

(66) 『思文閣古書資料目録』208、89号

(67) 『角川日本地名大辞典』滋賀県

(68) 『角川日本地名大辞典』滋賀県。天正十九年にも秀吉の直轄地である。

(69) 〓(71) 『角川日本地名大辞典』滋賀県

(72) 例えば、若狭の鉄を朝妻より大垣までの運搬(No.22)、東山大仏殿造営の木材の柏原より朝妻までの運搬(No.26)、禁中作事用木材の美濃表佐より朝妻までの運搬(No.28)など物資の輸送を行っている。

(73) 『新修彦根市史』第5巻、819号

(74) 『山内家史料』一豊公紀、山内家史料刊行委員会編、山内神社宝物資料館、一九八〇年。明治末〜第二次世界大戦末期まで、「山内家家史編輯所」で編纂された山内家歴代藩主の伝記のうち初代山内一豊の伝記。戦災により原史料の多くが失われたとされている。

(75) 『難波創業録』6所収文書

(76) 財団法人石川文化事業財団お茶の水図書館成篁堂文庫所蔵。堀尾文書。

(77) 〓(79) 『角川日本地名大辞典』愛知県

(80) 徳川家康領の磐田郡中泉一、〇〇〇石分も考えられる。

(81) 『愛知県史』資料編12、104号。「織田信雄分限帳」は、織田信雄の尾張・伊勢領有時代の家臣団の知行地を賞高表示で書上げたものである。『愛知県史』資料編12では、

天正十三年(一五八五)当時の知行地を各給人単位で書き上げたとし、天正十一年の検地に基づく宛行を基礎とし、小牧・長久手合戦中の知行替や戦後の加増など知行地の変動を反映している。天正十一〜十三年の織田信雄宛行状を回収し作成したと考えられ、小牧・長久手合戦の後の信雄領国の縮小に伴い変動した知行の変動を再把握する目的で作成されたとする。

(82) 第八章 天下人の直轄地 第二節 福島正則の支配 白峰旬執筆『新修名古屋市史』第二巻、新修名古屋市史編集委員会編、一九九八年。尾張の堀尾領の状況は、不明である。

(83) 『思文閣古書資料目録』208、90号

(84) 〓(90) 『角川日本地名大辞典』三重県

(91) 『三重県史』資料編近世1、117号・118号

(92) 亀山市博物館所蔵。「亀山と天下人」小図録写真より翻刻した。

(93) 『三重県史』資料編近世1、142号

(94) 「峯城」『日本城郭大系』9、新人物往来社、一九八〇年。『長者屋敷遺跡 峯城跡・中富田西浦遺跡』三重県埋蔵文化財調査報告133-1、三重県埋蔵文化財センター、一九九六年

(95) 『第4回亀山市文化財調査速報展示 瓦』リーフレット、亀山市博物館編、二〇〇八年

(96) 同右。出土瓦と石垣石材から、堀尾氏の峯城整備を示唆している。

(97) 『三重県史』資料編近世1、117号

(98) 注(74)の伝記に関係史料が掲載されている。

(99) 『近世初期社会の基礎構造』本多隆成著、吉川弘文館、一九八九年

(100) 注(75)

(101) 財団法人石川文化事業財団お茶の水図書館成篁堂文庫所蔵。堀尾文書。

(102) 第二節 吉晴花押の変遷で述べたⅢ型花押である。

(103)・(104) 『角川日本地名大辞典』 静岡県

(105) 『日本国語大辞典』では、「川成」を洪水のために土砂が流出して川原になった荒田で、この土地の年貢課役は免除されていたとする。

(106) 『日本国語大辞典』では、「永荒」を災害などのために田畑や屋敷が復旧の見込みの立たないほど荒れることを意味する。

(107) 注(99) の本多氏による山内氏領域の研究によると、慶長二〜三年(一五九七〜九八)にかけて各村でほぼ一〇%前後の減収となっているとし、佐野郡平野村では、文祿四年と慶長四年を比較すると定物成は三分の一に減少している。その最大の要因はわずかずつではあるが毎年川成などがあり、それによって不作地が累積していることであると説明している。堀尾領内でも同様の状態に陥っていたことが、この史料から窺うことができる。

(108) 『検証・山内一豊伝説』渡辺淳著、講談社、二〇〇五年。106・107頁

(109) 三大老連署知行宛行状写『徳川家康文書の研究』中巻449〜450頁

(110) 注(21)

(111) 慶長五年五月十三日付堀尾信濃守宛豊臣家三奉行連署書状写。「加賀古文書」『加賀藩史料』1所収。加賀から江戸へ向う前田家家臣に、浜松で米と大豆を与えること(No.138)。同年六月二十五日付堀尾信濃守他七名宛豊臣家三奉行連署書状「兼松文書」。会津攻めに従軍する兼松正吉への兵糧と馬料の給付を東海道筋の領主へ命じられ、堀尾忠氏に、遠江国見付(磐田市)で兼松正吉へ給付を行うように求められていた。(No.139)

(112) 『堀尾金助と裁断橋』山田秋衛著、『熱田裁断橋物語』社本鋭郎編、姥堂裁断橋保存会。

堀尾遺跡顕彰会、一九七〇年、(初版)『堀尾金助と裁断橋』文化財叢書第三二号、名古屋

古屋市文化財調査保存委員会、一九六二年)には、愛知県大口町桂林寺蔵『古城由

来記』(明和年間の成立力)に吉晴の従弟との説を挙げる。『第七章 全国制覇にむかっ

て 第四節 豊臣秀吉の登場』加藤益幹執筆『新修名古屋市史』第二巻では、尾張に土着した堀尾氏の一族の出身である可能性が高いとする。『堀尾吉晴』島田成矩著では、尾張の堀尾氏出身で、吉晴の養子となったとの説を掲げる。

(113) 『浅野幸長蔚山籠城後書状案紙』『大日本古文書』浅野家文書257号

(114) 『譜牒餘録』(堀尾帯刀)所収

(115) 『今立町誌』資料編2、三田村家文書23号

(116) 『改定史籍集覧』26、『慶長年中卜齋記』慶長五年(一六〇〇)九月十五日条

(117) 『関ヶ原合戦と近世の国制』笠谷和比古著、思文閣出版、二〇〇〇年。関ヶ原合戦で知行宛行状を発給せず、口頭伝達により恩賞を与えたとする。

(118) 注(10)

(119) 『那須文化研究』13「黒羽町所蔵の関ヶ原合戦関係文書について」8号、

(120) 『相国寺蔵 西笑和尚文案』232号

(121)・(122) 注(4) 『島根県史』第8巻、11頁

(123) 湯浅文書は、大正十五年(一九二六)千葉市向寒川町、湯浅豊作氏所蔵文書を影写した。現在所在不明であり、情報をご存知の方は、お知らせください。

(124) 『福井県史』資料編2 湯浅文書

(125) 東京大学史料編纂所蔵影写本

(126) 『因伯叢書』4。『伯耆志』は、文書年号や記事に検討を要する部分が見られる。例えば、堀尾家臣の樋口氏の由緒として、大坂の陣の後、堀尾氏に仕官し、元和六年(一六二〇)の年号の知行宛行状の発給を受けるとある。しかし、忠氏の没年からこの文書は、慶長六年であると推定した。また、『堀尾家記録』では、樋口彦助が、関ヶ原合戦で堀尾勢の中に見える。樋口氏・小杉氏の他、服部茂大夫、笑庵五郎八、二宮久治郎の記事が見え、伝来文書を収録する。

(127) 愛知県額田郡幸田町蘇美天神社所蔵

(128) 『角川日本地名大辞典』島根県。揖屋村とも呼ばれている。

(129) 同右。現在の東出雲町出雲郷付近。読み方は、あだかい、あたかい、あだかえ、とも読むが、現在は、あだかや、と読まれる。

(130) 天文十八年（一五四九）四月七日付本證寺門徒連判状。『岡崎市史』史料古代中世、本證寺文書1号。浅井長三郎との直接の系譜関係は、不明である。

(131) 『幸田町史』資料編1、50号。原本は、須美区有。蘇美天神社は「牛頭天王」とされ、「当社神主浅井弥次左衛門迄文明二年より九代神職相続申候」とある。

『豊坂村誌』左右田才次郎編、国書刊行会、一九八二年（初版一九三四年）。では、浅井家が代々神主を勤めたあり、『幸田文化財めぐり』幸田町教育委員会編、幸田町、一九八四年では、永祿年間から浅井氏が蘇美天神社の神主を勤めたと記載される。

(132) 「出雲・隠岐堀尾山城守家中給知帳」、『松江市歴史叢書』1

(133) 翻刻では、「浅野」と記載されるが、松江市歴史資料館整備室所蔵の写真で「浅井」と確認した。

(134) 『仁多郡誌』岩屋寺文書2号。寺の由緒と寺領の変遷を記す。宛先の土肥甫庵は、入国時の仁多郡代官であったと推測され、土肥氏に提出する目的で作成されたと考えられる。

(135) 落合藏人頭貞親。天正十八年（一五九〇）浜松領で、手形を発給した落合助右衛門直親か。慶長六年（一六〇一）〇四）まで仕置を勤める（『堀尾古記』）。

(136) 堀尾頼母介正秀。「堀尾氏家譜系」（春光院蔵）では、山中城攻めで活躍した堀尾善兵衛。慶長五〜六年の仕置を勤める（『堀尾古記』）。

(137) 吉川左兵衛尉貞恒。「堀尾氏家譜系」（春光院蔵）では、小牧・長久手合戦の龍泉寺の戦で、吉川新兵衛に戦功があったとする。越前府中領有時代に吉川新兵衛尉貞恒が、文書を発給しており、左兵衛尉と考えられる。日御碕神社へ単独で寄進状を発給する。

後に、若狭守と称す。

(138) 堀尾掃部助宗光。吉晴の弟、氏光と同一人物か。浜松時代、北部遠州、犬居地方の寺社へ寄進状を発給する。「御地頭堀尾六左衛門尉」と記された神社棟札が確認でき、二侯城主と考えられている。江戸時代の史書『創業録引証』（東京大学史料編纂所蔵）では、二侯三萬石八帯刀第二賜ル。是ハ山中落城ノ時戦功アルニ依テナリ。但シ帯刀高ノ内ナリト見付宿ノ者ノ物語ナリ。」とある。『掛川誌稿』所収慶長三年（一五九七）の棟札に「堀尾掃部」が見える。掃部の家は堀尾家中最大の六、五〇〇石を有し、修理・掃部を通称に用いた。

(139) 清水寺文書『旧島根県史編纂資料』（島根県立図書館所蔵影写本）東京大学史料編纂所影写本で宛名を補訂

(140) 竹矢家文書『旧島根県史編纂資料』（島根県立図書館所蔵影写本）

(141) このうち、(2) 出雲国外の寄進状で取り上げる慶長六年卯月付堀尾忠氏寄進状を除くと、『忌部神社大宮神宮寺秘事記』所収の寄進状は、堀尾氏家臣の吉川貞恒によるもので、『出雲意字六社文書』の広江家文書の（No.217）、（No.218）の「堀尾家安堵状」の発給者は、不明である。

(142) 本論文では、神宮文庫に稿本を所蔵する、東京大学史料編纂所影写本を使用した。

(143) 『三重県史』資料編2の史料解題によると、伊勢外宮の御師吉沢主水家の伝来文書『輯古帖』には、二二点の文書が収録されたが、現存する文書は、九点である。現在は、一卷に成巻してある。

(144) 『角川日本地名大辞典』島根県。現在の出雲市馬木町付近。馬来とも書き、神門川中流部左岸に位置する。神門川が、出雲平野に入る位置に所在する。『三重県史』資料編2吉沢文書3号では、「高来村」と翻刻されるが、馬来村と思われる、今後、原本との照合を行いたい。

(145) 『寛政重修諸家譜』

(146) 注 (132)

(147) 慶長六年から七年にかけての寄進状の内、この慶長六年卯月付堀尾忠氏寄進状以外の文書は、全て出雲国内の寺社宛であり、発給者も『出雲意字六社文書』の広江家文書を除き、堀尾氏の家臣により発給されている。

(148) 「堀尾家箱帳」に見える他の出雲・隠岐国外寺社に対しても、忠氏の寄進状が発給されたと考えられる。

(149) 「第四章近世 第三節 藩政の開始と大社地域 一 堀尾氏・京極氏・松平氏の入部と大社地域」、山崎裕二執筆、『大社町史』中巻、大社町史編集委員会編、出雲市、二〇〇八年

(150) 島根県立図書館所蔵影写本

(151) 『仁多郡誌』覚融寺文書3号

(平成22年1月～3月に滋賀県と愛知県内において市町村合併が行われたが、平成21年12月までの市町村名で本論文は記述した)

史料調査の際にお世話になった各所蔵機関

蘇美天神社宮司浅井俊一氏、財団法人石川文化事業財団お茶の水図書館、

神宮文庫、国立公文書館、国立国会図書館、島根県立図書館、島根大学附属図書館、東京大学史料編纂所、松江市文化財課・松江市歴史資料館整備室

本稿の作成にあたり、松江市歴史資料館整備室の西島太郎氏に御指導・御助言を賜りました。また、史料解説について同室の新庄正典氏から御助言を賜りました。記して感謝いたします。

(ふくい まさゆき)









# 松江藩主の居所と行動

——京極・松平期——

西島太郎

## はじめに

江戸時代の松江藩についての研究は、昭和16年(1941)に刊行された『松江市誌』<sup>①</sup>以降、どれだけ深化したのであろうか。『松江市誌』編纂時の史料の多くは確認できず、その上、藩主松平家の史料も散逸している。市町村史編纂での在地史料の発掘も多くないなか、先人の努力により、徐々に事実が明らかにされてきている。しかしながら、松江藩の研究を行うために必要な、基礎となる諸道具については、いまだ整備されていないのが現状である。本稿で取りあげる、藩主の居所と行動についても同様である。

江戸時代、松江藩主が参勤交代していたことは周知の事実である。しかし何年何月何日のある時点で、藩主が江戸にいたのか、松江にいたのか、とっさに調べようとしても容易に調べられるものがない。藩主がいつの時点でどこにいたのかによって、藩の行事や、藩士、出入りの商人たちの動きも違って来るであろう。そのため、こういった基本事項は、周知の事実としておかなければならない。

この様な松江藩研究の実態を鑑みて、本稿では、最も基本作業となる、藩主の居所とその行動について明らかにする。

本稿を書くきっかけとなったのは、安部吉弘氏所蔵の「御代々様東西御発駕御着御日限帳」との出会いによる。本史料は、藩主がいつ江戸を出発し、いつ松江に到着したのか、松江をいつ発し、江戸へ到着したのかを、克明に記している。ところどころ記載のない部分があるものの、ほぼ江戸時代全ての時期の藩主の動きがわかる。

これまで、藩主の居所とその行動を調べようとすれば、各藩主の年譜を丁寧に読み込むなかから明らかにしなければならなかった。藩主の居所と行動を一覧にしたものはない。

本稿では、「御代々様東西御発駕御着御日限帳」を基本にして、年譜のある藩主については年譜により校訂し、松平期の藩主の居所と行動について、一目でわかる様にした。また、一代で潰えた京極忠高の居所と行動についても、拙著『京極忠高の出雲国・松江』<sup>②</sup>による成果を盛り込んで付すこととした。今後、松江藩研究の道具として活用され、多くの事実が明らかとなることを期待したい。

## I. 「御代々様東西御発駕御着御日限帳」について

### (1) 「御代々様東西御発駕御着御日限帳」 1冊

松平期全ての参勤交代の状況を知ることのできる「御代々様東西御発駕御着御日限帳」の形態は、縦13.3cm、横19.3cmの横帳で、32丁の綴りである。表紙に「御代々様東西／御発駕 御着御日

限帳／上田」とある。内題は「御元祖様より 御代々様東西／御発駕御着御日限帳」と記されている。元祖の松平直政が、出雲国を幕府から拝領した寛永15年（1638）2月11日から、10代定安が文久3年（1863）4月4日に江戸から松江城へ到着した記事までを載せる。225年間の記録である。松平氏歴代を、各人が家督を継いだ時点から死去するまでの、松江－江戸間の発着年月日を記している。また道中川留となった時や、伊勢神宮など立ち寄った場所についても注記がある。

その内容の信憑性は、現存する各藩主の年譜と校合を行うと、ほとんど合致することから、概ね正確なものと判断される。しかし誤写と思われる部分もあるので注意が必要である。

帳簿の最後は、9丁分白紙となっているところをみると、文久3年4月以降の近い時期に作成されたのではないと思われる。裏表紙の見返しには、「上田徳吉」と墨書がある。上田氏は松江藩士である。しかし藩士の当主の事跡を記した「列士録」<sup>3)</sup>には、徳吉の名はない。松江藩士上田一族の一人と推定するにとどめたい。

## (2)「松平家参勤交替記」1冊<sup>4)</sup>

「御代々様東西御発駕御着御日限帳」が、初代直政から10代定安までの状況を記しているのに対し、「松平家参勤交替記」は、初代直政から9代斎貴の嘉永5年（1852）の江戸在府までの状況を記す。

本書は、『島根県史』編纂のため、大正15年9月22日に松江市寺町の高見朔一郎所蔵本を謄写したものである。外題は「松平家参勤交替記」となっている。しかし本文の書き出しは、「参勤交替記」とのみ記しており、こちらが元の題名であろう。1丁表に「御元祖様より／御当代様まで／御帰国／御参府御日限取調、可差出旨ニ御座候処、／於御役所、以前之儀、帳面等無御座、相分／不申候処、小口（堀か）弥太郎帳面所持ニ付写／取、別紙之通、」とある。「御元祖様」は初代直政、「御当代様」は記述の終わる嘉永5年正月14日時における藩主、9代斎貴である。斎貴は、翌嘉永6年9月5日に隠居するので、この冊子が写されたのは、嘉永5年正月14日から同6年9月5日までの1年7か月余りの間ということになる。

本冊子を写し取った人物は不明である。所蔵者の高見氏の先祖の可能性が高い。この冊子を写し取った人物は、藩主の帰国と江戸参府の日限を調べて差し出すよう命ぜられている。命じたのは誰かも判然としない。しかし作者は、藩の役所で調べようとしているから松江藩士であろうし、命令したのもその主人であろうと推察される。

この冊子が写された嘉永5年正月から翌年9月までの時期は、出雲へ帰国しない藩主斎貴に対し、家老塩見宅広が諫死、斎貴は急遽帰国した。翌年3月には、近習頭の三谷忠太郎らのクーデターが露顕し、9月、ついに斎貴が隠居に追い込まれた時期にあたる。これまでの藩主の参勤交代の状況を調べ、現藩主の状況と比べようとした可能性が考えられる。

また、藩の役所には、歴代藩主の参勤交代の状況がわかる帳面がなかったことも判明する。しかも、藩の役所でわからなかった藩主の参勤交代の状況を記した帳面が、「小口（堀か）弥太郎」なる人物が所持していたのである。

「御代々様東西御発駕御着御日限帳」は、「松平家参勤交替記」の本文と同じ形式で書かれており、文言も略して記した部分を除き同じである。そのため同一の祖本を基にしていると考えられる。両書で違うのは、前書には、後書の記載以降（定安期）の状況も記しており、また、後書には最初に書写理由を記した部分があることである。このことから、同内容の祖本に、「松平家参勤交替記」以降の状況を書き継いだものが、「御代々様東西御発駕御着御日限帳」であると考えられる。双方

ともに、誤字脱字があり、一長一短がある。しかし、平出や欠字のあり方から、「御代々様東西御発駕御着御日限帳」の方が、祖本の状態をよく留めていると判断される。

## II. 藩主の居所と行動がわかるその他の史料——校訂諸本について——

「御代々様東西御発駕御着御日限帳」を底本に、歴代藩主の居所と行動の一覧を作成した。しかしこの冊子には、もととなった史料からの、写し間違えと思われる箇所がいくつか見受けられる。そのため、藩主の居所と行動を記した年譜等の史料によって校訂を行い、諸本の異同を明確にした。本稿では、あえて異同のある日時について、どれが正確な日時なのか決めることはしなかった。今後の研究の深化により確定されることを期待したい。

校訂に用いた史料は次の通りである。

### (1) 「出雲侯御参勤御帰国記」1冊<sup>(5)</sup>

本書の奥書によれば、松江市茶町の桑原羊次郎氏所蔵の折本を、昭和24年6月1日に筆写したものである。万年筆で写しとられている。奥書の注記は、「原本は楮紙の口厚手を以て作れる、巾式寸四分五厘、縦五寸七分弱の折手本に参行宛二段に認めあり、小口口式枚、表紙には御参勤御帰国記とあり、但し第何代より治世何年に至るまでの文字は筆写の際附加せしものにて、勿論原本には記載なきものである」と記している。内容は、6代宗衍の延享2年(1745)から、10代定安の文久4年(1864)正月22日の京都到着までの、江戸—松江間の発着年月日を記す。

### (2) 「高真院様御年譜」1冊<sup>(6)</sup>

本書は松平初代直政の年譜である。奥付に「小川」とある。『出雲叢書』14収載の「高真院様御年譜」<sup>(7)</sup>は、この旧小川氏所蔵本を底本としたものと思われ、一二点のつけ方や文面が全く同一である。また次に述べる「雲国侯年譜」の松平直政の項とも同じである。しかし「雲国侯年譜」に比べ小川氏旧蔵「高真院様御年譜」は、一二点や文章をきちんと書いており、良質の写本と判断される。

### (3) 「雲国侯年譜」4冊<sup>(8)</sup>

本書は、内題の下に「臣謹按黒澤三右衛門安部忠弘著」とあり、松江藩儒の家、黒澤忠弘の編纂であることがわかる。編纂時期は、初代松平直政から7代治郷期の文化8年(1811)までを記していることから、19世紀前期に編纂されたものと考えられる。島根県立図書館本は中嶋氏旧蔵本である。各冊子の内容は、次のようである。

第一冊	初代直政—3代綱近	慶長 6～宝永 6年(1601—1709)
第二冊	4代吉透—5代宣維	寛文 8～享保16年(1668—1731)
第三冊	6代宗衍	享保14～天明 2年(1729—82)
第四冊	7代治郷	宝暦 1～文化 8年(1751—1811)

### (4) 「天隆公年譜」5冊<sup>(9)</sup>

松江藩の儒官であり、藩校文明館の初代教授桃白鹿が編纂した、6代藩主松平宗衍の年譜である<sup>(10)</sup>。松江藩士の経歴を記した「列士録」によれば、彼は寛政2年(1790)正月13日に幕府へ提出する藩主「御系譜」の「御用懸」になり、享和元年(1801)8月に没しているから、この間に成立したものと考えられる。

### (5) 『松平不昧伝』所載「松平不昧年譜」<sup>(11)</sup>

本書は、松平家が所持していた諸史料を利用して、松平家編集部によって編集され、大正6年(1917)4月に籌文社から刊行されたものである。

## (6) 『贈従三位松平定安公伝』1冊

昭和9年(1934)に定安の子、松平直亮が父の伝記を足立吉氏(栗園)に依頼して編纂し、同年4月に私家版として刊行された。「御代々様東西御発駕御着御日限帳」の記載がなくなる、元治元年(1864)以降の居所と行動は、すべて本書によった。

以上、校訂で用いた史料を、歴代に当てはめると次のように整理される<sup>(12)</sup>。

初代直政——「高真院様御年譜」「雲国侯年譜」「松平家参勤交替記」

2代綱隆、3代綱近、4代吉透、5代宣維——「雲国侯年譜」「松平家参勤交替記」

6代宗衍——「天隆公年譜」「雲国侯年譜」「出雲侯御参勤御帰国記」「松平家参勤交替記」

7代治郷——「雲国侯年譜」「出雲侯御参勤御帰国記」「松平不味年譜」「松平家参勤交替記」

8代斎恒——「出雲侯御参勤御帰国記」「雲国侯年譜」(部分)「松平家参勤交替記」

9代斎貴——「出雲侯御参勤御帰国記」「松平家参勤交替記」

10代定安——「出雲侯御参勤御帰国記」『贈従三位松平定安公伝』

## Ⅲ. 歴代藩主の居所と行動の特徴

歴代藩主の居所と行動を一覧(後掲の「松江藩主の居所と行動」)にしてみると、各藩主の行動の特徴をうかがうことができる。まず当然のことながら、参勤交代を隔年で行っているという点である。しかし、諸々の事情により隔年参勤を果たせない場合があり、そのことが居所から見える藩主の特徴になる。

参勤交代の道筋は、藤沢秀晴氏が明らかにされているように、松江から山陽へと向い、そのあと東海道を通る場合と、中山道を通る場合の2つがあった<sup>(13)</sup>。日数も、天保13年(1842)に中山道を通った例から25日かかったとし、東海道を通った場合、23日だったと推定されている。

しかし、「松江藩主の居所と行動」一覧(後掲)によれば、5代松平宣維までは速いもので17日、多くが20日前後である。6代宗衍は25日～1か月近くかけることが多く、途中、近江唐崎や石山寺、宇治など遊覧することも多かった。7代治郷は、20～25日間かけ、それ以降の藩主も25日前後という場合が多かった。いずれも、東海道・中山道のどちらを通ったのかははっきりしない場合がほとんどである。最も早く江戸(東京)ー松江間を行き来したのは、明治2年に定安が、維新政権から松江藩知事に任ぜられるために、英国汽船にのって東京(江戸)へ赴いた時で、わずか6日で松江から江戸へ行った。

参勤交代の日数について、藤沢氏が検討した事例は、江戸後期の場合であった。江戸前期では、20日前後という速さで江戸ー松江間を行き来していたのである。

次に、東海道と中山道のどちらを通るのが通常の道程であったのか。藤沢氏ははっきり述べていない。「松江藩主の居所と行動」一覧からは、日光社参して上下する場合、必ず中山道を通ったことがわかる。宝暦7年(1757)5月に宗衍が江戸から松江へ帰国する際、一旦、東海道をめざしたものの、大雨によって道橋大損であるとの理由で、急遽、中山道に進路を変更している<sup>(14)</sup>。何らかの理由があるときに、中山道を通っていることが窺える。さらに、藤沢氏が指摘されるように、江戸ー松江間の日数は、中山道より東海道のほうが2日短い。旅程が1日でも多いと、それだけ経費はかさむ。そのため、旅程の長い中山道は、東海道に比べ効率的でない道順であった。これらの

ことから、東海道が通常の道程だったのではないだろうか。日光社参を兼ねるか、東海道が橋梁などの破損で通りにくい場合など、理由のある時に中山道が選ばれたものと考えられる。

また興味深い点として、初代松平直政は、参勤交代の道中で生涯3度も伊勢神宮へ社参しており、彼の信仰のあり方を考えるうえでも注意すべきである。

次に、各藩主の出雲帰国回数をみると次のようになる。

#### 各藩主の出雲帰国回数

京極忠高	2度	松平初代直政	13度	2代綱隆	12度	3代綱近	15度
4代吉透	0度	5代宣維	8度	6代宗衍	6度	7代治郷	21度
8代斎恒	7度	9代斎貴	11度	10代定安	11度		

藩主であった期間にもよるが、7代治郷が最も回数が多く、藩主としては1度も松江の地を踏まなかった者(4代吉透)もいた。様々な理由がある。以下、各藩主の居所と行動から読み取れる特徴について解説を行う。

#### 京極忠高

寛永12年(1635)6月に武家諸法度が幕府から発せられ、全国の大名たちはこれ以降、毎年4月に隔年で参勤交代するよう定められた。すでに元和3・4年(1617・18)頃から諸大名の隔年参勤が行われていた。この寛永12年の武家諸法度により、西国大名と東国大名とが4月に入れ替わる、隔年交替となった。

京極忠高の治世は、ちょうど寛永12年の武家諸法度が発せられた時期にあたる。そのため寛永11年冬に江戸へ来た忠高は、翌12年を江戸で滞在したものと考えられる。彼が再び松江へ帰国するのは、寛永13年の4月のことだった<sup>(15)</sup>。

#### 松平初代直政・2代松平綱隆

京極氏のあと、出雲国を引き継いだ松平氏は、幕府の法令を守り、隔年参勤を行っている。しかし、その状況にはいくつかの特徴が認められる。

松平初代の直政は、出雲国拝領以後、慶安2～4年(1649－51)の3年間を除き、亡くなるまで参勤交代を隔年で行っている。慶安2～4年は、江戸城西丸の修築の監督を命ぜられていた<sup>(16)</sup>。そのため、在府したものと考えられる。

直政期の特徴として、嫡子綱隆が父と交替で松江へ帰国することである。3代綱近以降は、7代治郷が家督継承前に1度、帰国したのみであるのに対し、直政・綱隆父子が交互に松江―江戸間を往復している事実は興味深い。綱隆は、生まれてから22歳まで武蔵国(江戸)にいたが、23歳の承応2年(1653)から隔年で松江―江戸間を往復し、家督を継承するまで7度、松江の地を踏んでいる。

また、父子が交互に出雲へ帰国したのであるが、かならず江戸で数日から1・2か月の間、父子が共に暮らしている。父直政は、嫡子綱隆が江戸へ下ってくるのを見届けて、松江へ帰国したのである。では、なぜ直政・綱隆父子は、交替で帰国したのだろうか。直截理由を示すものはない。しかし、一つには、嫡子の初めての出雲帰国が、直政53歳の時で、自らの年齢を鑑みて、自分のいない間の出雲支配を嫡子に任せ、直政亡き後の代替わりを円滑に行うことが目的だったのではないだろうか。

#### 3代松平綱近

3代綱近は、17歳で家督を継ぐまで、武蔵国(江戸)にいた。家督を継いでから宝永元年(1704)

に隠居するまで、欠かさず隔年で参勤交代を行い、15度出雲国へ帰国している。また他の藩主が隠居後は江戸で暮らすのが多いのに対し、彼は、隠居後、亡くなるまでの5年間に松江城北の丸（今の護国神社のある場所）で暮らした。

彼の松江への思い入れは、自らが隠居後、松江で暮らすという点にうかがえるだけでない。松江における松平家の菩提寺、月照寺の大修理を行ったことにも現れている。延宝3年（1675）に彼が藩主になると、まず先代綱隆の廟所の設営にかかり、翌年、宝山院（綱隆）廟門を建造した。続いて初代直政（高真院）の廟門建造に取り掛かり、3年後に完成させた。また高真院廟門建造の4年後に、同寺の大修理を行った<sup>(17)</sup>。

綱近は、松江における菩提寺整備を積極的に行い、自らも隠居後、松江に居住したことに見られるように、出雲国に深い思い入れのあった人物だったのである。

#### 4代松平吉透

綱近と対照的なのが、4代吉透であった。2代綱隆を父にもつ吉透は、宝永元年2月に綱近の養子となると、その3か月後に家督を継いだ。家督を継いだ翌年9月に亡くなるので、藩主としては1度も帰国しなかった。しかし、彼は松江生まれで、18歳まで松江で育ち、貞享2年（1685）9月に江戸へ行った人物であるから、藩主として松江の地を踏むことはなかったからといって、松江を知らなかったとはいえない。兄綱近の出雲国での取り組みを、松江でつぶさに見て育ち、これから藩主して活躍しようとした矢先の死去だったのである。

#### 5代松平宣維

4代吉透が急死したこともあり、彼の嫡子宣維（莊五郎）は、8歳で家督を継がなければならなかった。そのため、江戸生まれの宣維は、家督継承から9年の間、出雲国松江へ向かうことはなかった。そして正徳4年（1714）に17歳にして、はじめて出雲へ帰国した。以後、京都への幕府の使いを命ぜられた享保元年（1716）と同14年を除き、隔年で参勤交代を果たしている。藩主として8度帰国し、江戸で亡くなった。

#### 6代松平宗衍

5代宣維が、34歳で亡くなったことにより、家督はまたしても幼少の嫡子（幸千代、宗衍）が継がなければならない事態が訪れた。享保3年（1731）8月に家督を継承したとき、宗衍（幸千代）はわずか3歳であった。そのため母里藩の松平直員が、松江藩松平家の名代を勤めた<sup>(18)</sup>。江戸で生まれ、江戸で育った宗衍は、家督を継承してから14年の間、江戸にいた。延享2年（1745）4月に、17歳にして初めて出雲国松江へと向かった。しかしその後、4度、隔年参勤で出雲へ帰国するものの、4度目の帰国（宝暦元年）も、わずか4か月半で江戸へ向かう。しばらく病気を理由に江戸在府が続き、同7年に6年ぶりで出雲へ帰国したときも、養生を理由に4か月で江戸へ向かった。2年の後、帰国し、翌年参勤のために江戸へ向かうと、その後は病気を理由に江戸に居続け、再び出雲へ帰国することはなかった。明和4年（1767）の隠居後も、亡くなるまで江戸で暮らした。そのため、宗衍は藩主としての期間が長いにもかかわらず、わずか6度しか出雲の地を踏んでいない。

#### 7代松平治郷

6代宗衍があまり出雲へ帰国しなかったのに対し、子の7代治郷は、家督を継ぐと隠居するまで、律儀に隔年参勤を繰り返した。文化3年（1806）に隠居して、江戸大崎の別邸へ移った後も、2度、出雲の玉造温泉へ入湯のため帰国している。治郷は生涯21度、出雲へ帰国しており、歴代藩主のなかで最も多く帰国した殿様であった。そのため、治郷は父宗衍と違い、領国のことを熟知して藩

政改革（御立派の改革）に臨み、殖産興業に勤めたことがわかる。

### 8代松平齋恒・9代松平齋貴

8代齋恒は16歳で家督を継ぐと、隔年参勤を繰り返した。彼が文政5年（1822）に32歳で江戸において亡くなると、わずか8歳の子齋貴（鶴太郎。齋齋）が家督を継いだ。文政10年（1827）9月に13歳で初めて出雲へ帰国した。そして弘化2年（1845）まで、9度の隔年参勤を繰り返した。以後、将軍の名代としての上洛などがあり、4年の間、江戸在府し、嘉永2年（1849）に出雲へ帰国するも、わずか3か月で江戸へ下った。

齋貴は天保頃から「大酒、酔狂、淫蕩」がはなはだしくなり、出雲国へも帰国しなかった。そのため家老などが諫言したにもかかわらず、効果はなかった。ついに嘉永4年11月2日、家老の塩見宅広が諫死した<sup>(19)</sup>。塩見の諫死により、齋貴は急遽松江へ向かう。12月14日に江戸を発ち、1か月後の翌5年1月14日に松江に着いた。正月を道中で迎えての帰国であった。

翌年3月、近習頭の三谷忠太郎や用人の安藤謙之丞らにより、齋貴を廃して広瀬藩主を松江藩主に迎えようとするクーデターが露顕した。藩内の統制が図れない状況から、親戚である越前福井藩の松平春嶽、美作津山藩の松平齋民、肥前佐賀藩の鍋島直正らの計らいで、齋貴は隠居に追い込まれた。彼は4月に隠居願いを幕府へ提出し、9月5日に隠居が許された。隠居後は、松江城内に観山御殿を建て、安政5年（1858）までの5年間、住んだという<sup>(20)</sup>。同5年に江戸へ行き、5年後、江戸で亡くなった。

### 10代松平定安

齋貴の跡を継いだ10代定安は、文久3年（1863）までの10年間、順調に隔年参勤を果たした。しかしこれ以降の維新前後は、京都との往復で、江戸（東京）には行かなくなる。幕末から維新前後の定安は、松江を基点に行動している。文久3年以降で江戸（東京）に行ったのは、維新政権により松江藩知事に任ぜられるために赴いた明治2年（1869）であった。明治4年7月14日に廃藩置県となると、9月7日に松江を発し、東京へと向い、以後亡くなるまで東京で過ごした。

## おわりに

本稿では、江戸時代における松江藩主の居所と行動を、一覧にして明らかにし、そこから読み取れる特徴について考察を行った。京極・松平期に限定されるものの、参勤交代が制度化されてからのものであるから、隔年参勤するのを通常とする。しかし、隔年参勤していない場合がいくつかあり、そこに藩主の行動の特徴を読み取ることができた。

参勤交代は、江戸時代の前期は20日前後で江戸—松江間を行き来することが多く、後期になると25日前後から1か月近くかけるように変化した。その道程は、東海道を通るものが主であったものと推定された。中山道を通るのは、日光社参を兼ねる場合か、東海道を通るのに支障がある場合であった。道中、社寺参詣を行うこともあり、松平初代直政は伊勢神宮へ、宗行も多賀大社や石山寺など参詣した。松江の地で亡くなったのは2代綱隆と3代綱近であり、とくに綱近は、松江の菩提寺月照寺の大規模な修繕など、墓所の整備を積極的に行っており、出雲国松江に対する思い入れの程を知ることができた。逆に、6代宗行や9代齋貴は、江戸での生活を好み、出雲への帰国は多くなかった。

藩主の居所と行動からは、この他にも様々に読み込むことが可能である。松江藩政や家臣の動き、

江戸や領国出雲での様々な出来事について、藩主がどこにいたのかを念頭に、史料を読み解いてゆくと、これまでと違った側面が見えてくるであろう。また本稿では、なぜ宗衍以降、それまでよりも日数をかけて江戸―松江間を往復するようになっていくのかについて、解答を与えることができなかった。別の角度からの分析が必要である。本稿で言及することができなかった、松江藩の参勤交代の人数や、諸本による藩主の行動した日時の違いを正していくこと等とともに、今後の課題としたい。

## 注

- (1) 上野富太郎・野津静一郎編、松江市庁刊。1973年、名著出版より再刊。
- (2) 松江市教育委員会、2010年。
- (3) 島根県立図書館所蔵。
- (4) 島根県立図書館所蔵『旧島根県史編纂史料 近世筆写編 152』。
- (5) 島根県立図書館所蔵。架蔵番号 092/44。
- (6) 島根県立図書館所蔵。架蔵番号 092. 8/97。
- (7) 島根県立図書館所蔵。架蔵番号 C1/2088/14。
- (8) 島根県立図書館所蔵。架蔵番号 092. 8/1243。
- (9) 島根県立図書館所蔵『旧島根県史編纂史料 近世筆写編 187』。旧広瀬藩主松平直平蔵本を、大正2年8月に謄写したものである。
- (10) 各冊の内題左下に「教授兼侍講臣桃源蔵（白鹿）奉命修撰」とある。
- (11) 『増補復刻松平不昧伝』原書房、1999年。
- (12) なお、昭和46年10月16日から11月3日にかけて、島根県立博物館で開催された「月照寺展」で作成された「月照寺展目録」には、「藩祖先譜七冊」（初代）、「綱近同（年譜）一冊」（3代）、「吉透同一冊」（4代）、「宣維同三冊」（5代）、「宗衍同七冊」（6代）、「斉恒同三冊」（8代）、「斉斎（斉貴）同四冊」（9代）が記載されている。いずれも参照すべき年譜（とくに斉恒・斉貴）であるものの未見である。
- (13) 藤沢秀晴「山陰諸藩主の参勤交代」『島根県地方史研究』20、1964年。
- (14) 「雲国侯年譜」宗衍、宝暦7年5月19日条。
- (15) 以上、西島太郎『京極忠高の出雲国・松江』松江市教育委員会、2010年。
- (16) 「高真院様御年譜」。
- (17) 西島太郎「松江月照寺の高真院廟門と町大工」『季刊文化財』119。2009年。なお、初代直政から3代綱近までの墓地は、江戸にはなく、松江の月照寺にしかなかった。4代吉透以降は、江戸の天徳寺に本墓があり、松江の月照寺には支墓が設けられた。
- (18) 「雲国侯年譜」。
- (19) 『松江市誌』448頁。
- (20) 『松江市誌』448－450、520頁。

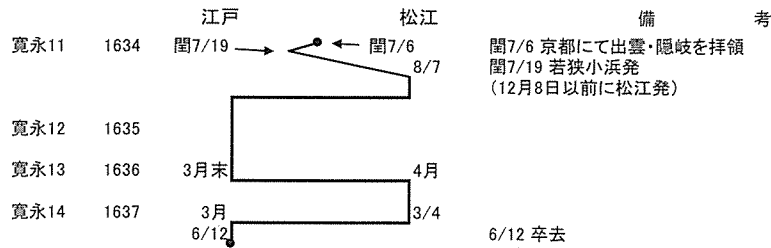
〔追記〕 貴重な史料の閲覧を許された安部吉弘氏（松江市春日町）には、記して謝意を表します。

（にしじま たろう 松江市歴史資料館整備室）

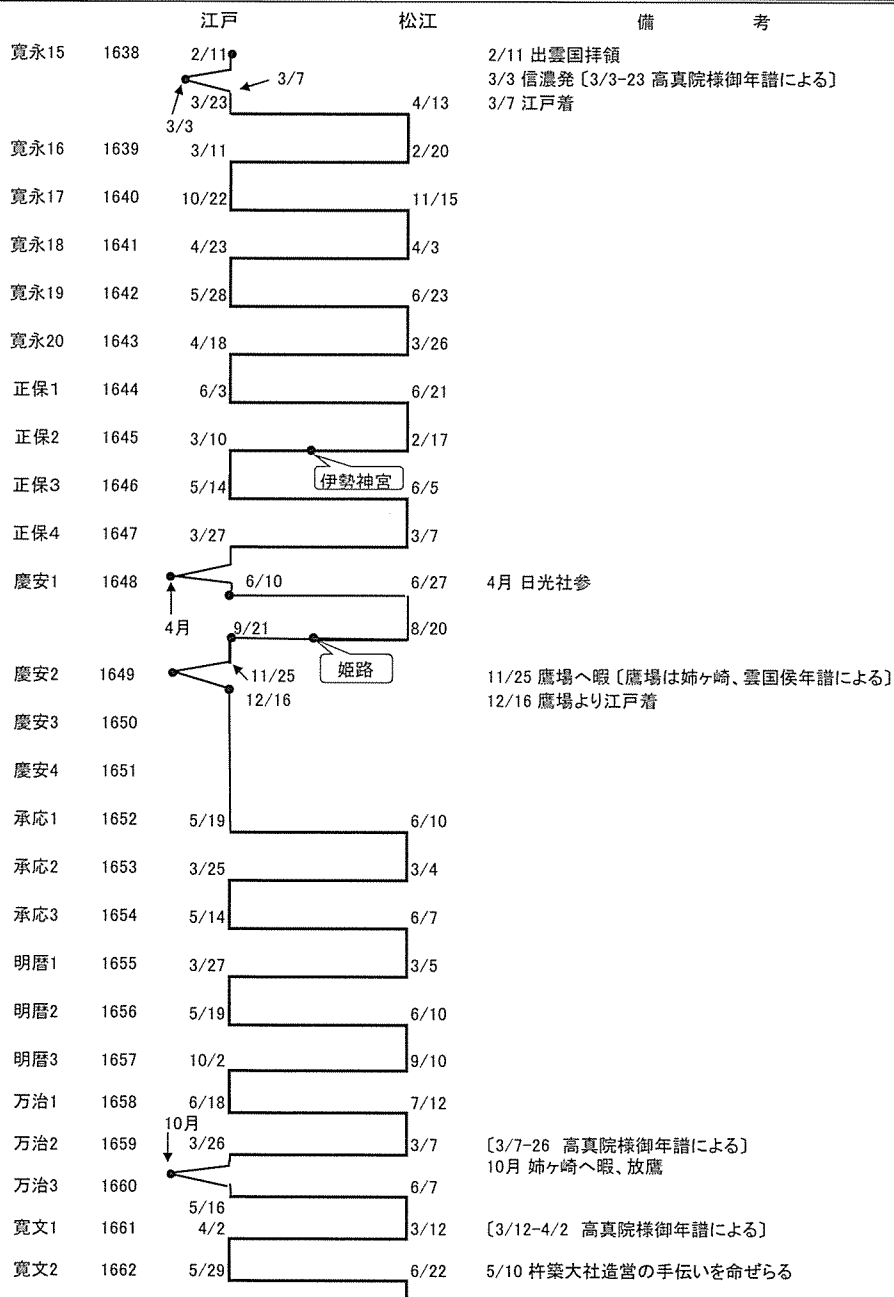


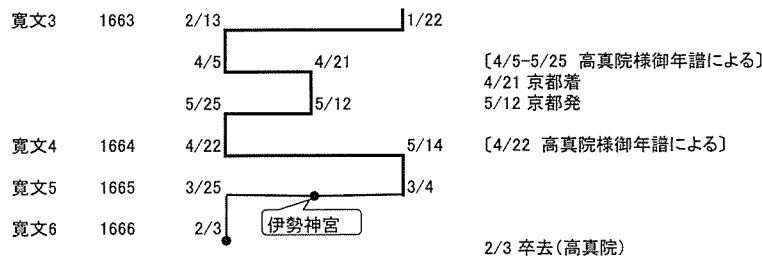
## 松江藩主の居所と行動 ——京極・松平期——

### 京極忠高 (1593-1637)

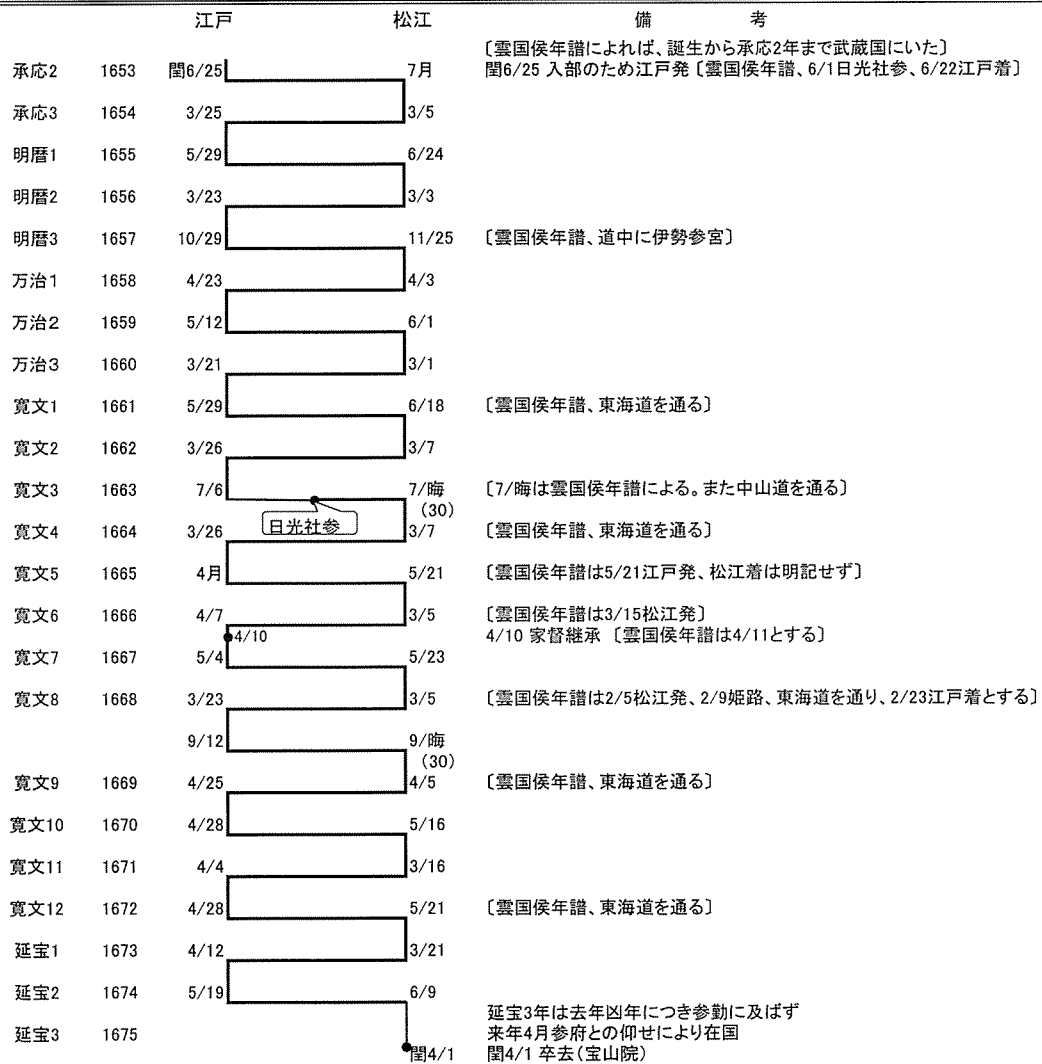


### 初代 松平直政 (1601-66)

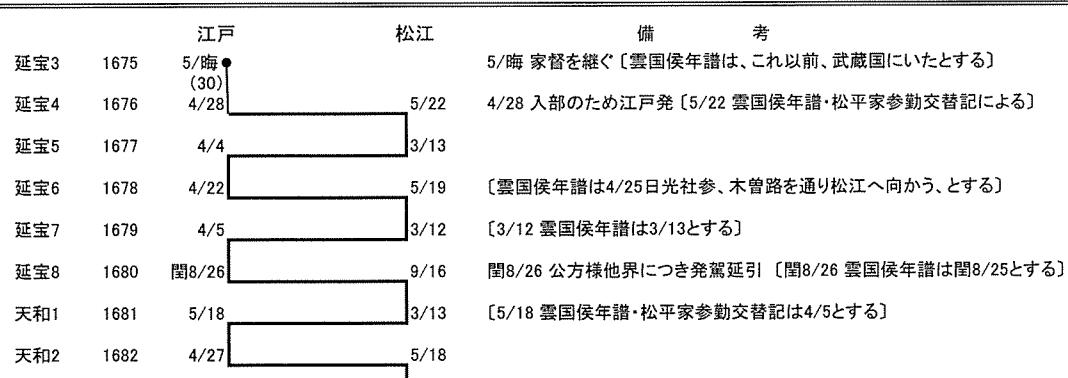




## 2代 松平綱隆 (1631-75)



## 3代 松平綱近 (1659-1709)



天和3	1683	4/5	3/14	[4/5 松平家参勤交替記は5/5(ママ)とする]
貞享1	1684	5/6	5/28	
貞享2	1685	4/10	3/18	
貞享3	1686	4/29	5/18	[雲国侯年譜は5/10京都、5/28松江着とする]
貞享4	1687	4/10	3/18	[雲国侯年譜、木曾路を通る]
元禄1	1688	5/25	6/15	
元禄2	1689	4/12	3/18	
元禄3	1690	5/9	5/29	
元禄4	1691	4/10	3/19	
元禄5	1692	4/25	5/16	[雲国侯年譜、木曾路を通る]
元禄6	1693	4/7	3/15	
元禄7	1694	5/2	5/22	
元禄8	1695	4/6	3/15	
元禄9	1696	4/25	5/15	
元禄10	1697	4/6	3/14	
元禄11	1698	4/25	5/15	[雲国侯年譜、5/9播磨明石]
元禄12	1699	4/6	3/15	[3/15 雲国侯年譜は3/5]
元禄13	1700	4/22	5/14	
元禄14	1701	4/6	3/16	
元禄15	1702	4/晦 (30)	5/21	[雲国侯年譜、5/15播磨高砂遊覧]
元禄16	1703	4/9	3/18	[雲国侯年譜、東海道を通る]
宝永1	1704	5/晦 (30)	8/晦 (30)	5/晦 隠居 [雲国侯年譜、6/5赤坂館から青山館へ移る] [雲国侯年譜、8/9青山館発、8/晦 松江城北の丸着]
宝永2	1705	8/9		
宝永3	1706			
宝永4	1707			
宝永5	1708			[雲国侯年譜、松江城北の丸に居す]
宝永6	1709		11/15	11/15 卒去(隆元院) [雲国侯年譜、松江城北の丸で卒去]

#### 4代 松平吉透 (1668-1705)

	江戸	松江	備考
宝永1	1704	2/22 ●	[雲国侯年譜、寛文8年7/16 松江生、貞享2年(1685) 9/5 松江発 9/27 江戸着、以後在江戸] 2/22 養子となる
宝永2	1705	5/晦 ●	5/晦(30) 家督を継ぐ
		9/6 ●	9/6 卒去(源林院)

#### 5代 松平宣維 (1698-1731)

	江戸	松江	備考
宝永2	1705	10/21	[雲国侯年譜、元禄11年(1698) 5/18 江戸生、8歳で家督を継いだ後も在江戸] 10/21 家督を継ぐ
宝永3	1706		
宝永4	1707		
宝永5	1708		
宝永6	1709		
宝永7	1710		
正徳1	1711		
正徳2	1712		

正徳3	1713			
正徳4	1714	5/2	5/24	5/2 入部のため江戸発 (17歳)[5/24 松平家参勤交替記は5/4とする]
正徳5	1715	4/3	3/12	
享保1	1716	10/29	11/15	京都への「御使」を仰せつけられ滞府 [10/29-12/16は雲国侯年譜による]
		12/16	12/2	[雲国侯年譜、10/29江戸発、11/13大津着、11/15京都着、12/2京都発、12/16江戸着]
享保2	1717	4/24	5/18	[5/18 雲国侯年譜は5/6]
享保3	1718	7/4	6/11	
享保4	1719	4/19	5/13	
享保5	1720	4/5	3/12	
享保6	1721	4/21	5/12	
享保7	1722	4/5	3/12	
享保8	1723	3/20	4/11	
享保9	1724	9/4	8/12	
享保10	1725	3/26	4/19	[雲国侯年譜、4/9京都]
享保11	1726	9/4	8/12	[雲国侯年譜、7/21松江を発し日御崎社参、7/26松江城着、8/22京都]
享保12	1727	3/20	4/11	
享保13	1728	8/26	8/5	[雲国侯年譜は8/4松江発、8/26品川着、すぐに江戸へ向かう]
享保14	1729			滞府願
享保15	1730	2/5	2/24	
		9/8	8/12	
享保16	1731	8/27		秋まで滞府 8/27 卒去(善隆院)

## 6代 松平宗衍 (1726-82)

		江戸	松江	備考
享保16	1731	8/27		[雲国侯年譜、享保14年(1729) 5/28江戸生] 8/27 家督を継ぐ(3歳)[雲国侯年譜、10/13家督継ぐ、名代は母里藩松平直員]
享保17	1732			
享保18	1733			
享保19	1734			
享保20	1735			
元文1	1736			
元文2	1737			
元文3	1738			
元文4	1739			
元文5	1740			
寛保1	1741			
寛保2	1742			[雲国侯年譜、12/11元服、14歳]
寛保3	1743			
延享1	1744			
延享2	1745	4/23	6/1	[出雲侯御参勤御帰国記これ以前なし] 4/23 入部のため江戸発 (17歳)
延享3	1746	4/1	3/8	[雲国侯年譜、2/12杵築・日御崎社、鱒淵寺など初めて国中を廻る]
延享4	1747	4/22	5/15	[4/22、出雲侯御参勤御帰国記は4/23、雲国侯年譜は4/22]
寛延1	1748	3/1	2/5	
寛延2	1749	8/13	9/8	
寛延3	1750	3/26	2/25	[3/26、出雲侯御参勤御帰国記は3/25][雲国侯年譜、3/6近江唐崎・石山寺遊覧、 3/8多賀大社参、木曾路を通り、3/21日光社参、3/25江戸着とする]

宝暦1	1751	6/1	6/29	[雲国侯年譜、6/13伊勢参宮、6/21宇治遊覧、6/25勝間田駅]
		11/4	10/17	[10/17、出雲侯御参勤御帰国記は10/16、雲国侯年譜は10/17]
宝暦2	1752			在府
宝暦3	1753			御容体につき滞府
宝暦4	1754			在府
宝暦5	1755	11/13	11/28	京都への「御使」を命ぜられ滞府 [11/13-12/21は雲国侯年譜による]
		12/21	12/9	[雲国侯年譜、11/13江戸発、11/18駿府、11/21熱田、11/26大津、11/28京都着、12/9京都発、12/13桑名、12/15今切、12/21川崎発、品川、江戸着]
宝暦6	1756			在府
宝暦7	1757	5/19	6/12	[雲国侯年譜、5/28大雨で道橋大損により中山道を通る]
		11/1	10/11	[雲国侯年譜、9/16江戸表で養生する幕府許可出る]
宝暦8	1758			在府
宝暦9	1759	5/15	6/7	
宝暦10	1760	4/1	3/9	
宝暦11	1761			御容体につき滞府
宝暦12	1762			在府
宝暦13	1763			御容体につき滞府
明和1	1764			在府
明和2	1765			御容体につき滞府
明和3	1766			在府
明和4	1767	11/27		11/27 隠居 [出雲侯御参勤御帰国記これ以降なし。以後は雲国侯年譜による]
明和5	1768			
明和6	1769			
明和7	1770			
明和8	1771			
安永1	1772			
安永2	1773			
安永3	1774			
安永4	1775			
安永5	1776			
安永6	1777			
安永7	1778			
安永8	1779			
安永9	1780			
天明1	1781			
天明2	1782	10/4		10/4 卒去(天隆院)

## 7代 松平治郷 (1751-1818)

		江戸	松江	備考
明和3	1766	8/5	8/28	[雲国侯年譜、宝暦1年2/14江戸生] 8/5 入部のため江戸発 [8/5、松平不味年譜は8/8、雲国侯年譜は8/5] [雲国侯年譜、11/5国内巡覧]
明和4	1767	3/1	2/9	
明和5	1768		11/27	11/27 家督を継ぐ(17歳)
明和6	1769	10/22	11/13	[雲国侯年譜、11/8播磨尾上高砂遊覧]

明和7	1770	9/4	8/13	
明和8	1771	4/29	5/11	[5/11、松平不昧年譜・出雲侯御参勤御帰国記は5/23] [雲国侯年譜、5/4京都、5/11伊勢参宮、5/23松江着]
安永1	1772	4/4	3/13	[3/13、出雲侯御参勤御帰国記は3/12、雲国侯年譜は3/13]
安永2	1773	4/24	5/14	
安永3	1774	4/4	3/14	
安永4	1775	4/23	5/14	[4/23、松平不昧年譜・出雲侯御参勤御帰国記・松平家参勤交替記は4/22]
安永5	1776	11/13	10/22	
安永6	1777	4/24	5/15	[4/24、松平不昧年譜は4/20、出雲侯御参勤御帰国記は4/14、雲国侯年譜は4/24] [5/15、出雲侯御参勤御帰国記は5/16、雲国侯年譜は5/15]
安永7	1778	4/5	3/14	
安永8	1779	4/28	5/19	
安永9	1780	10/1	9/9	[雲国侯年譜、9/18伏見]
天明1	1781	4/25	5/18	[雲国侯年譜、5/12風邪で播磨大久保滞留]
天明2	1782	4/5	3/14	[雲国侯年譜、3/21摂津八幡山崎遊覧]
天明3	1783	1/19	2/10	
天明4	1784	4/5	3/14	
天明5	1785	1/19	2/10	[2/10、松平不昧年譜・出雲侯御参勤御帰国記は2/9、雲国侯年譜は2/10]
天明6	1786	4/6	3/14	
天明7	1787	5/9	5/29	
天明8	1788	9/26	9/2	[雲国侯年譜、3/20日御崎社参][9/26、出雲侯御参勤御帰国記は10/1、 雲国侯年譜は9/26][雲国侯年譜、風邪で伏見にて3日間滞留、美濃路を通る]
寛政1	1789	4/25	5/16	
寛政2	1790	4/5	3/15	
寛政3	1791	9/18	11/25	[9/18、松平不昧年譜・出雲侯御参勤御帰国記は11/5、雲国侯年譜は10/5]
寛政4	1792	10/10	9/18	
寛政5	1793	5/9	5/29	
寛政6	1794	3/26	3/5	
寛政7	1795	4/22	5/16	
寛政8	1796			[雲国侯年譜、7月、痔疾癒えず参府延引]
寛政9	1797	11/15	10/18	
寛政10	1798			
寛政11	1799	9/21	10/14	[雲国侯年譜は10月江戸発、11月松江着とする]
寛政12	1800	4/6	3/12	
享和1	1801	5/1	5/25	[5/25、松平不昧年譜は5/26、雲国侯年譜は5/25]
享和2	1802	3/18	2/14	
享和3	1803	4/27	5/27	
文化1	1804	3/21	2/24	
文化2	1805	4/21	5/13	
		10/26	10/1	[雲国侯年譜は9月松江発、10月江戸着とする]
文化3	1806	3/11		3/11 隠居(大崎に移る)
文化4	1807			
文化5	1808	1/21	2/27	1/21 国で入湯のため江戸発[雲国侯年譜、入湯は玉造温泉]
		6/12	5/15	[6/12 出雲侯御参勤御帰国記は6/10。5/15 出雲侯御参勤御帰国記は5/10、 雲国侯年譜は4月] [出雲侯御参勤御帰国記これ以降なし]
文化6	1809			
文化7	1810			[雲国侯年譜はこれ以降なし]
文化8	1811			

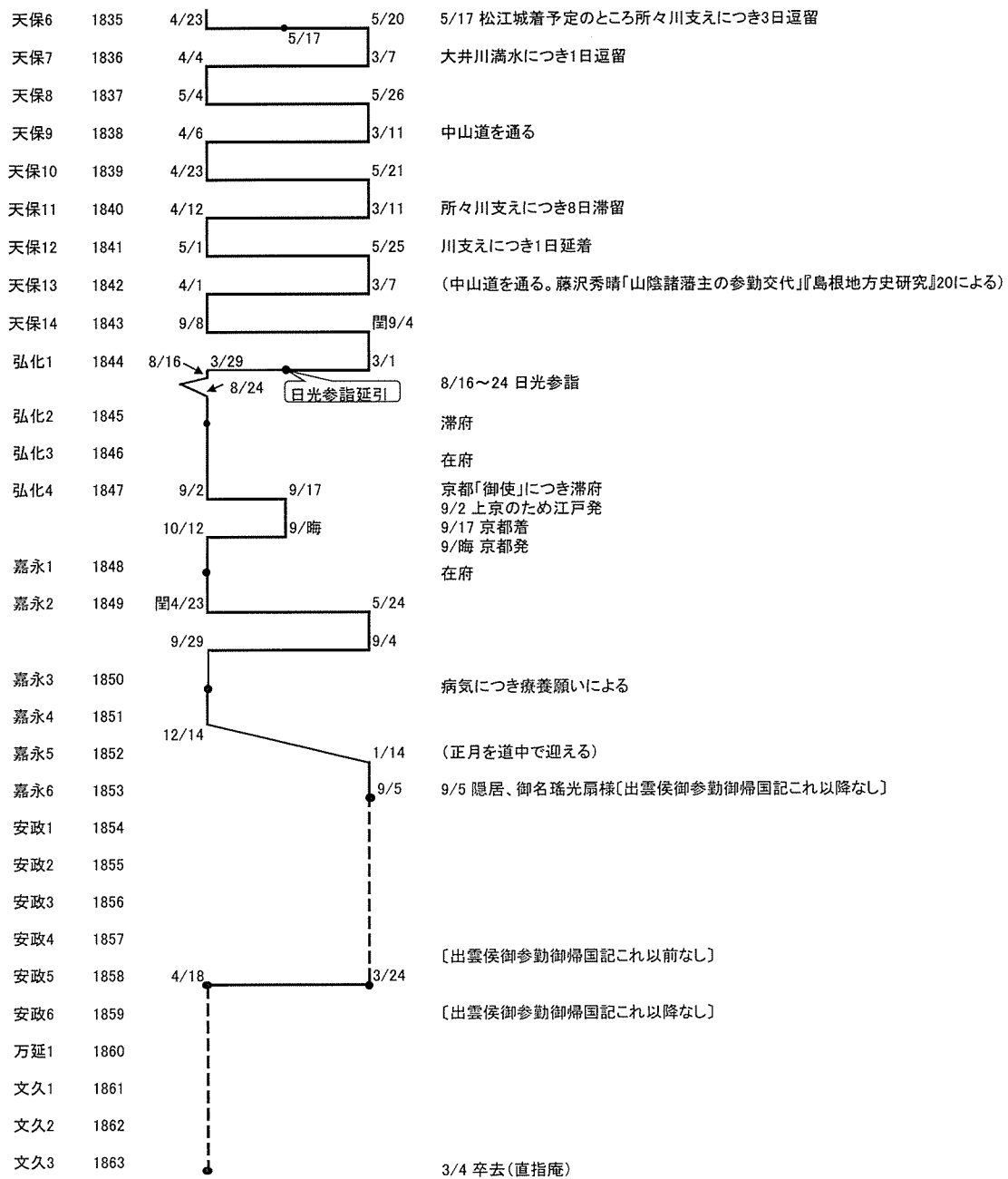
文化9	1812			
文化10	1813			
文化11	1814			
文化12	1815			
文化13	1816	間8/21	9/17	[出雲侯御参勤御帰国記・雲国侯年譜これ以前なし] 間8/21 国で入湯のため江戸発
文化14	1817	2/12	1/13	[2/12 松平不昧年譜は3/12、出雲侯御参勤御帰国記は2/9]
文化15	1818	4/24		4/24 卒去(大圓庵)・[出雲侯御参勤御帰国記これ以降なし]

### 8代 松平齋恒 (1791-1822)

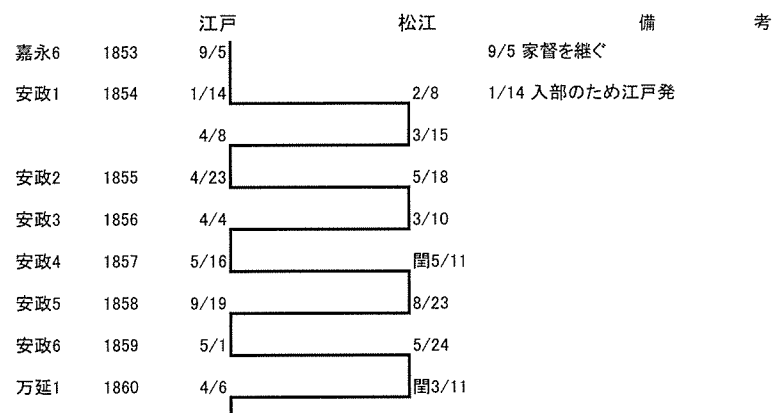
	江戸	松江	備考
文化3	1806	3/11	3/11 家督を継ぐ(16歳)
文化4	1807	5/1	5/1 入部のため江戸発
文化5	1808	4/8	[雲国侯年譜、6/4円流寺詣、6/8松江城本丸に登る、6/10乗輿で城下廻る] [雲国侯年譜、2月杵築社参]
文化6	1809	4/21	
文化7	1810	3/21	[雲国侯年譜、2/2杵築・日御崎社参]
文化8	1811	8/5	[雲国侯年譜、これ以降なし]
文化9	1812	3/21	
文化10	1813	5/13	
文化11	1814	3/21	
文化12	1815	9/11	
文化13	1816	4/1	
文化14	1817	9/4	
文政1	1818	2/29	
文政2	1819	間4/11	
文政3	1820	3/22	
文政4	1821		御容体につき滞府
文政5	1822	3/21	3/21 卒去(月潭院)

### 9代 松平齋貴 (1815-63)

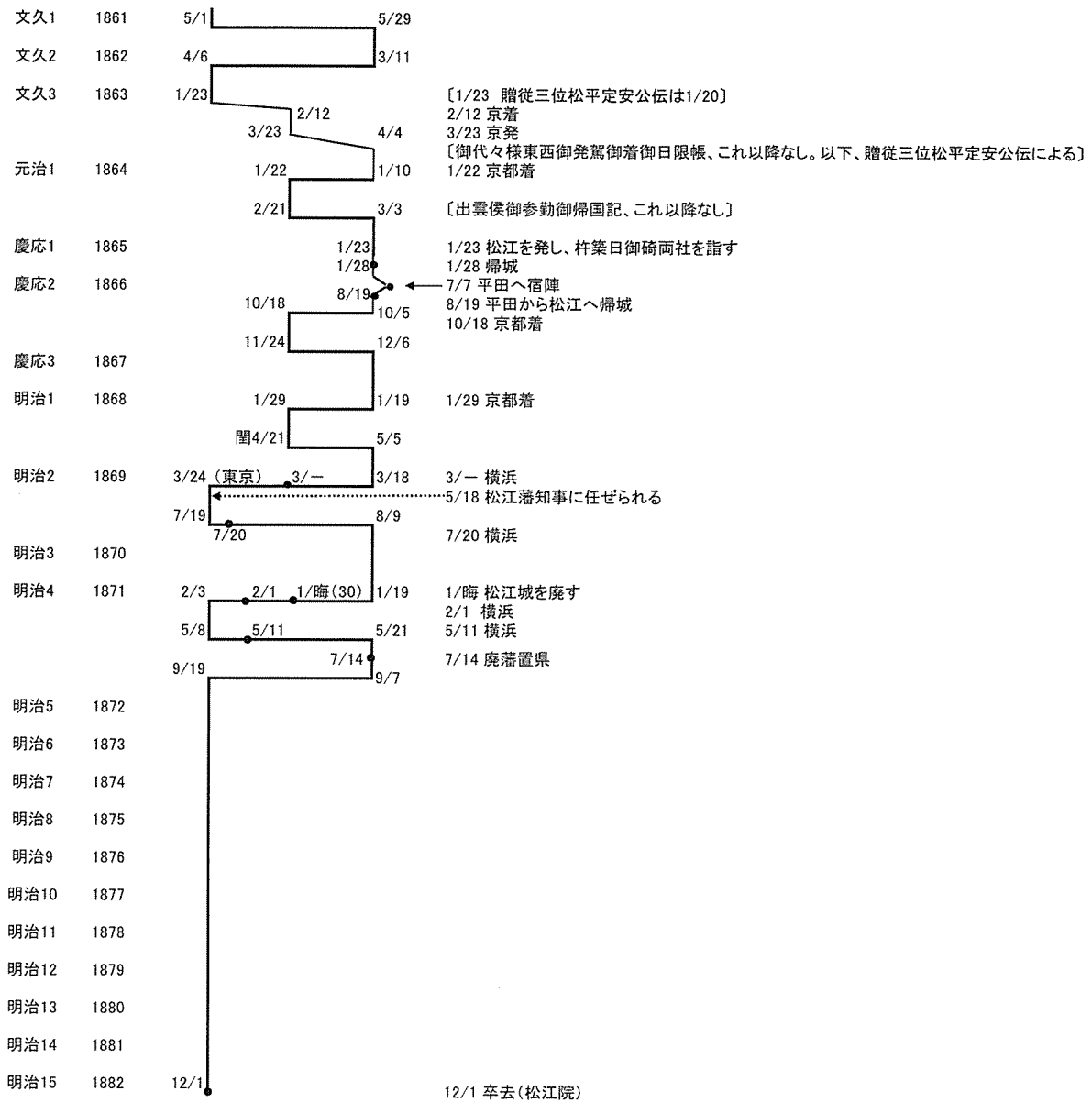
	江戸	松江	備考
文政5	1822	5/23	5/23 家督を継ぐ
文政6	1823		
文政7	1824		
文政8	1825		
文政9	1826		
文政10	1827	8/6	8/6 入部のため江戸発
文政11	1828	4/4	大井川満水につき4日滞留 公家衆参向につき府中に1日逗留
文政12	1829	4/23	
天保1	1830	4/2	間3/1 大井川満水につき2日滞留
天保2	1831	4/23	
天保3	1832	3/27	
天保4	1833	4/23	
天保5	1834	4/8	大井川満水につき5日滞留・[4/8、出雲侯御参勤御帰国記は4/4]



10代 松平定安 (1835-82)









# 松江東照宮と圓流寺伝来の石造物について

—松江神社、圓流寺、鰐淵寺等に所在する石造物—

岡崎雄二郎・西尾克己・稲田 信・椿 真治・  
木下 誠・松尾充晶・高屋茂男

## 1. はじめに

松江藩の時代、現在の松江市立女子高等学校の所在地（松江市西尾町）に、「東照宮」とその別当寺として建てられた「圓流寺」があった。

東照宮は寛永5年（1628）堀尾忠晴が徳川家康を祭神として建立したものである。また、圓流寺（山号照光山、天台宗）は、鰐淵寺密厳院の僧豪教を招いて開山としている<sup>①</sup>。東照宮も圓流寺も、松江藩によって支えられる格式の高い社寺であった。

その後、明治10年（1877）に、楽山（西川津町）に松平直政を祀る楽山神社が建立され、東照宮は明治31年（1898）に楽山神社に合祀された。さらに、楽山神社は翌明治32年（1899）10月に松江城山内へ移され、松江神社と改称した<sup>②</sup>。松江神社には、これらの経緯により、建造物、宝物、石造物等に東照宮から移されたものが伝えられている。

一方、圓流寺は莊嚴な本堂を持つ寺院であったが、昭和16年（1941）ごろには「僅かに本堂の所在に旧来庫裏の古材を用いて小規模の庫裏を再建し、御霊殿、通殿、拝殿、四ツ足門、唐門、鐘楼等は存するものの、唐門の外は桧皮葺きを瓦葺に改めた。」という状況であった<sup>③</sup>。その後、残った建物等も徐々に失われ、昭和40年（1965）の松江市立女子高等学校の建設で全ての建物は解体され、圓流寺は小堂宇となり、中に収められた歴代将軍の位牌、什器、経典等を除いて、他所に散逸していった。

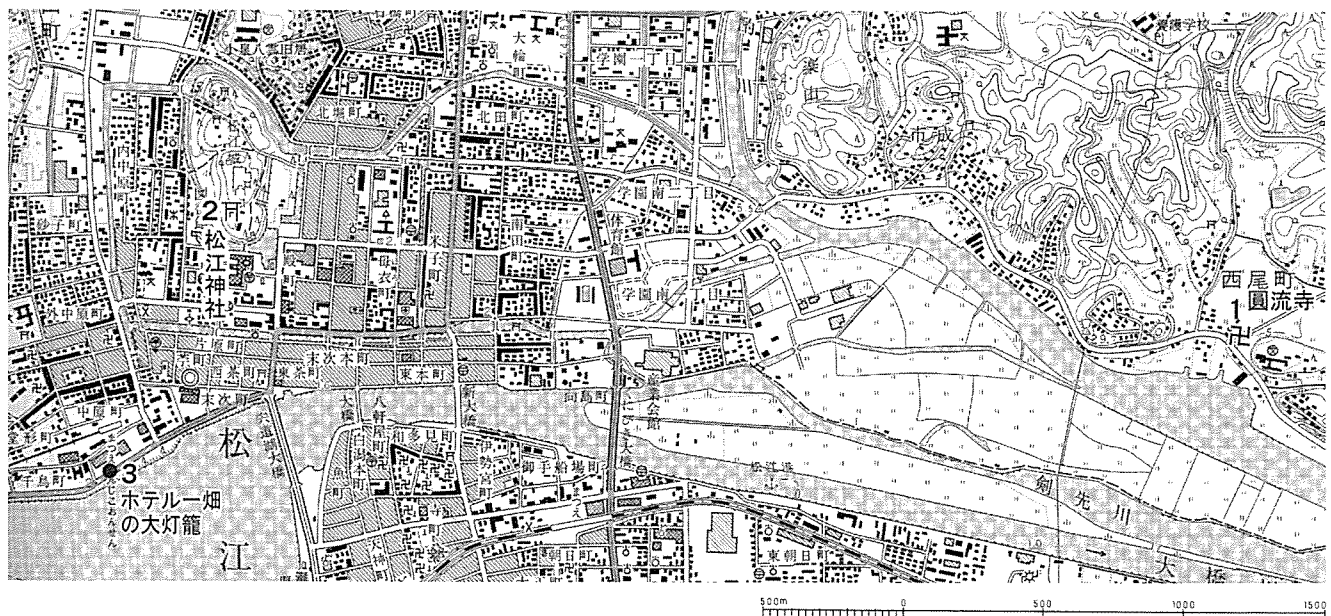


図1 東照宮、圓流寺伝来の石造物位置図（1. 圓流寺 2. 松江神社 3. ホテル一畑の大灯籠）

松江藩によって維持され、高い格式を持った東照宮、圓流寺の記録、記憶が失われていく中で、可能な範囲で現時点での記録をとどめていくことは重要と考える。東照宮、圓流寺の寺格、社格を考えると、多くの関連石造物が存在したと思われるが、本稿では、松江神社所在の東照宮伝来の石造物、圓流寺伝来とされるホテル一畑（千鳥町）の大灯籠、現圓流寺（西尾町）の板碑、また、鱒淵寺に残る圓流寺住職の石塔を紹介する。

注1 上野富太郎、野津静一郎『松江市誌』1941

注2 注1に同じ

注3 注1に同じ

（参考）黒沢長尚『雲陽誌』1717（享保2）、朝酌小学校開校八十周年記念事業委員会『あさくみ郷土誌考』1956、朝酌郷土誌編集委員会『朝酌郷土誌』2001

## 2. 松江神社の石造物群

松江神社境内には参道沿いを中心に、鳥居、灯籠、狛犬（唐獅子）、手水鉢等が配されている。（表1）昭和16年頃の圓流寺について、「山上の鳥居は慶安二年四月十七日松平直政の寄進にて、二ヶの石燈籠は元治二年四月十七日松平定安の建設にかかっている」<sup>(1)</sup>とあり、その後、記事の鳥居と灯籠は松江神社に移され、現存する。また、手水舎も東照宮から移されたと伝えられ、手水鉢も合わせて移されたと考えられる。

### (1) 松平直政寄進鳥居

松平直政寄進の鳥居は旧東照宮跡（松江市西尾町）に建っていたもので、昭和40年（1965）刊行の書籍には「旧東照宮跡上の鳥居」として移転前の写真とともに紹介されている<sup>(2)</sup>。松江女子高の校舎建設に伴い、昭和42年（1967）に松江神社に移され、現在、神社正面の参道入口に据えられている。鳥居の脇に「葦（華）表再建 昭和四十二年十二月」と刻まれた小さい石碑がある。

花崗岩製の明神鳥居で、2本の柱の上に2本の石材を組み合わせた笠木、島木（1石で表現）を渡し、その下に貫を入れ、貫と島木の間額束を建てている。笠木上面は屋根形に加工し、中央から両端に向けて緩やかに反り上がり、笠木、島木の両端は内側に向かって斜めに切り落としている。柱は内向きに傾き、両柱下部は根巻石で固定している。

柱下部から笠木上端部までの高さは5.02 m（中央で4.85 m）、笠木の横幅（先端部間）は6.85 m、島木の横幅（上端部間）は6.5 m。額束は高さ47 cm、幅40 cm、貫は縦幅43 cm、横幅6.45 m。柱は下部で直径52 cm、上部で直径43 cm、柱間（芯芯）は下部で3.96 m、上部で3.5 m。根巻石は直径1.1 mである。柱は左右とも2つの円柱を継いでおり、左柱は高さ2.99 m、右柱は高さ3.6 mで継いでいる。

左柱には「慶安二 己丑曆四月十七日」「出雲侍従源直政朝臣」、右柱には「奉寄進」「石葦（華）表一基」「照高山」「東照宮大権現寶前」の銘文が刻まれており、この鳥居が慶安2年（1649）4月17日に松平直政によって寄進されたことが分かる。石材を見ると、全て花崗岩ではあるが、笠木、島木、正面左柱（下部：慶安2年の銘文が刻まれた石柱）、右柱（上部）はやや赤味がかっており、他の石材とは異なる。

注1 上野富太郎、野津静一郎『松江市誌』1941

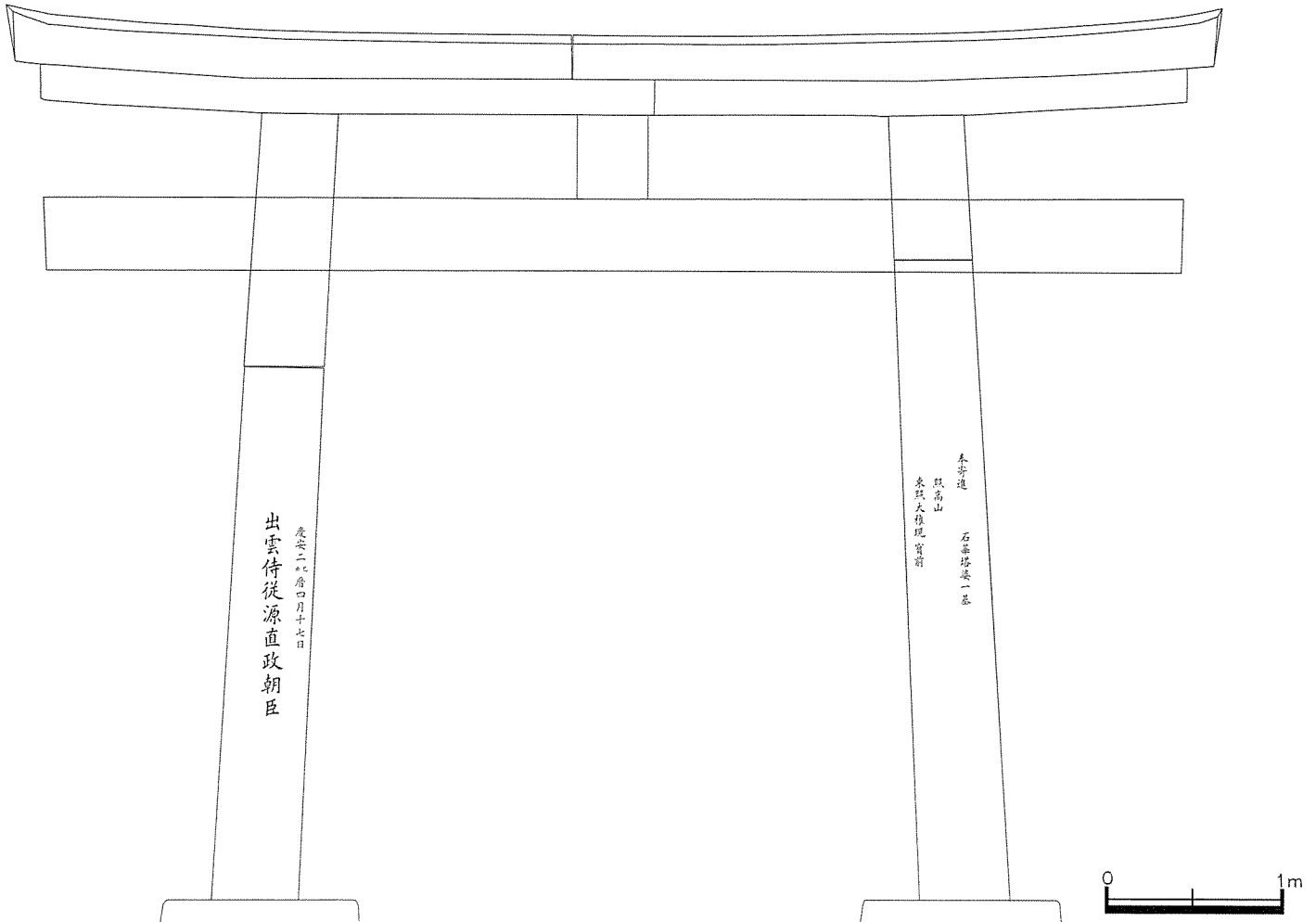


図2 松平直政寄進鳥居実測図

## (2) 元治二年四月十七日銘灯籠

元治二年（1865：慶応元年）四月十七日銘灯籠は、北側（松江城本丸側）から入る参道両側に据えられている。東照宮にあったもので<sup>(1)</sup>、松江神社に移されたものである。

宝珠から基壇までの総高2.92mを測る。全体的に風化が進んでいるが、製作当初の形態を保っている。石質は、出雲市久多美町産の久多見石（黄褐色軟砂岩）と思われる。

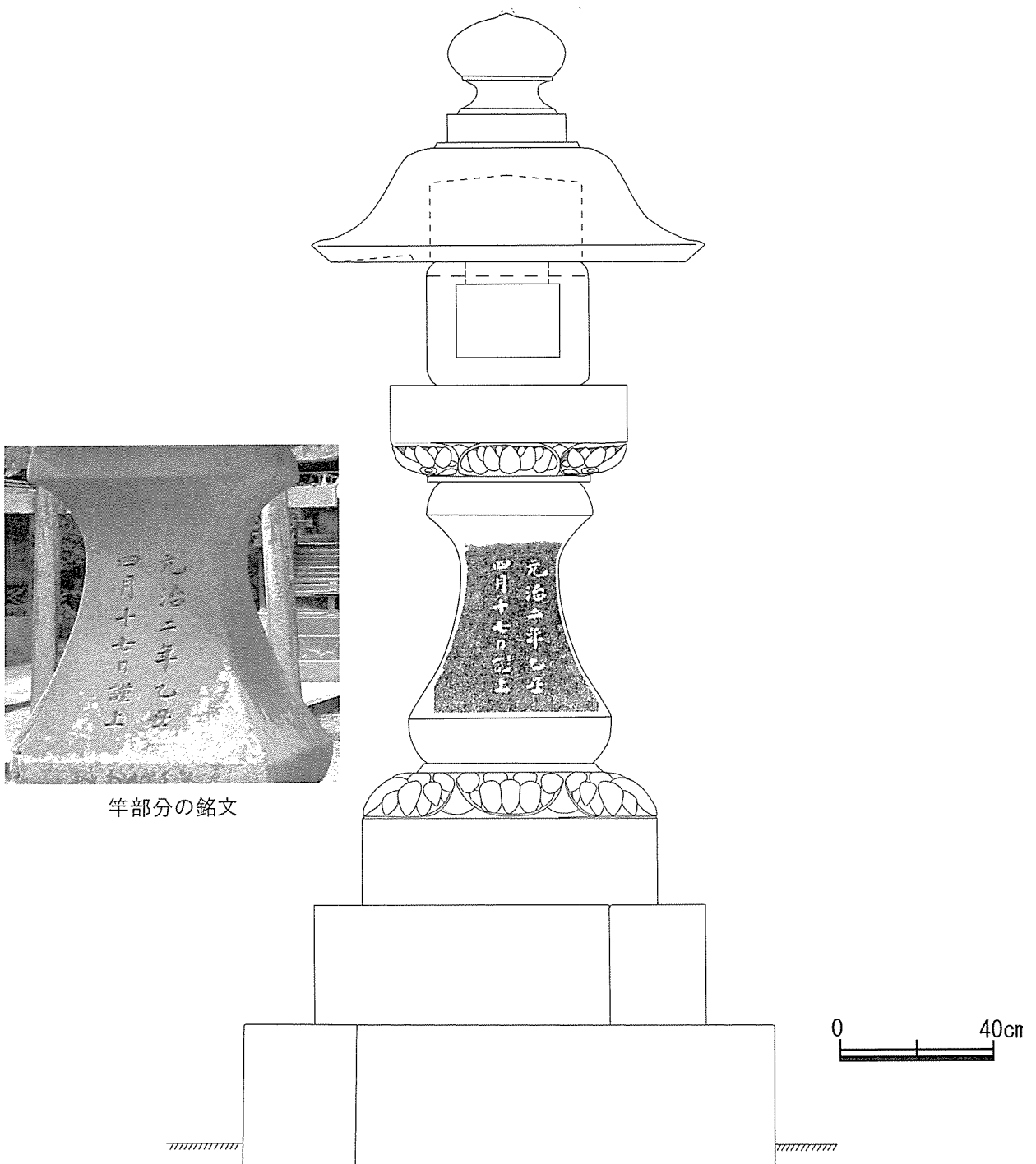
宝珠は、高さ33.6cm、最大径30.4cmを測る。先端部を欠失する。下部に一辺30.4cmの方形台部を設ける。

笠は、高さ31cm、軒先端部102cmを測る。上部から軒先に向けて急傾斜する。笠の内面は高さ17.6cm、横幅40cmの割り込みを設ける。

火袋は、高さ31.8cm、幅41.6cm。上下両端は丸味を帯びる。内側に縦18.8cm、横26.4cmの方形の窓を設ける。火袋の内面上部は、横幅21.6cmほど割り込まれ上へ空いている。

中台は、高さ24.8cm、一辺61.2cmを測り、下部に葵紋を一辺で3単位彫り込む。

竿は、高さ73cm、瓢箪の変型で、上部屈折点の幅は42.4cmを測る。下部屈折点の幅は52cmを測る。中央部正面に「奉獻」、裏面に「元治二年乙丑 四月十七日謹上」と刻んである。



竿部分の銘文

図3 元治二年四月十七日銘灯籠実測図

基礎は、高さ 34.1 cm、一辺 76 cm を測る。上部に葵紋を一辺で 3 単位彫り込む。

基壇は 2 段積む。上段は、高さ 31 cm、一辺 101 cm を測る。厚み 24.5 cm 程度の直方体の石を 4 個組み合わせる。下段の石は、地面に入り込み深さは不明。地上高は 33 cm。一辺は、137 cm を測る。厚み 29 cm 程度の直方体の石を 4 個組み合わせる。

伊藤菊之輔『出雲の石造美術』1965 に旧東照宮跡の石燈籠として写真とともに紹介されており、昭和 40 年（1965）ごろまでは旧東照宮跡（松江市西尾町）に建っていたことが分かる。松平直政寄進の鳥居と同時期に、松江市立女子高等学校校舎建設に伴い移転されたものである。

（刻字の拓本については文化財課囑託の荻野哲二氏の協力を得た。記して感謝の意を表す。）

注1 上野富太郎、野津静一郎『松江市誌』1941、伊藤菊之輔『出雲の石造美術』1965

### (3) 手水舎と手水鉢

手水舎の説明板によれば、「東照宮の手水舎にして寛永十六年（1639）に松平直政公の命によって建築されたもので、大工棟梁は渡辺加兵衛尉、藤原好真の作と云う。明治三十年（1897）十月現在ある本殿拝殿と共に、この地に移築した」とある。<sup>1)</sup> 現在、木造檜皮葺の手水舎と、屋根下に自然石の手水鉢が据えられている。

手水舎は高さ 3.1 m、屋根は檜皮葺の寄棟造りで、正面軒先幅 4.0 m、奥行き 3.5 m、棟に装飾を施した来待石製の棟石 1 個を載せる。四柱は全て 10 cm 幅の角材で、正面柱間は 2.25 m、奥行き 1.68 m である。

手水鉢は緑がかった自然石（波の浸食を受けたような堆積岩）で、高さ 85 cm、上面から底に向かって細くなる形態である。上面の横幅 1.82 m、縦幅 1.2 m、水穴は横幅 85 cm、縦幅 58 cm、深さ 20 cm、底の横幅 130 cm である。

### (4) 北側参道の鳥居

北側参道の鳥居は明治 35 年（1902）に奉納されたもので、北側（松江城側）に向く参道入口に据えられている。花崗岩（三刀屋御影石）製の明神鳥居で、2 本の柱の上に 2 本の石材を組み合わせた笠木、島木を渡し、その下に貫を入れ、貫と島木の間額束を建てている。笠木上面は屋根形に加工し、中央から両端に向けて緩やかに反り上がり、笠木、島木の両端は内側に向かって斜めに切り落としている。柱は内向きに傾き、両柱下部は根巻石で固定している。

左柱には「明治三十五年十月建之」「大原郡斐伊邨 石工種藤市」、右柱には「発起人 坂田金太郎」の銘文が刻まれており、この鳥居が明治 35 年 10 月に発起人坂田金太郎等によって寄進されたこと、石工が大原郡斐伊村（現雲南市）種藤市であつたが分かる。また、両柱には 3 段に分けて寄進者銘が刻まれており（表 2）、明治 35 年頃の状況を示している。元は神社正面に据えられていた。

注 1 朝酌郷土誌編集委員会『朝酌郷土誌』2001 の「松江東照宮」の項に、手水舎について、『松江神社記略』によるとして、「手水舎 西尾村の東照宮にあったものを、御社殿とともに移築されたもので、大工棟梁 渡部加兵衛好真の作である。昭和十年京都御所勤務古建築研究家川上邦基氏より、稀代の名作であると称賛をうけた屋舎である。」とある。

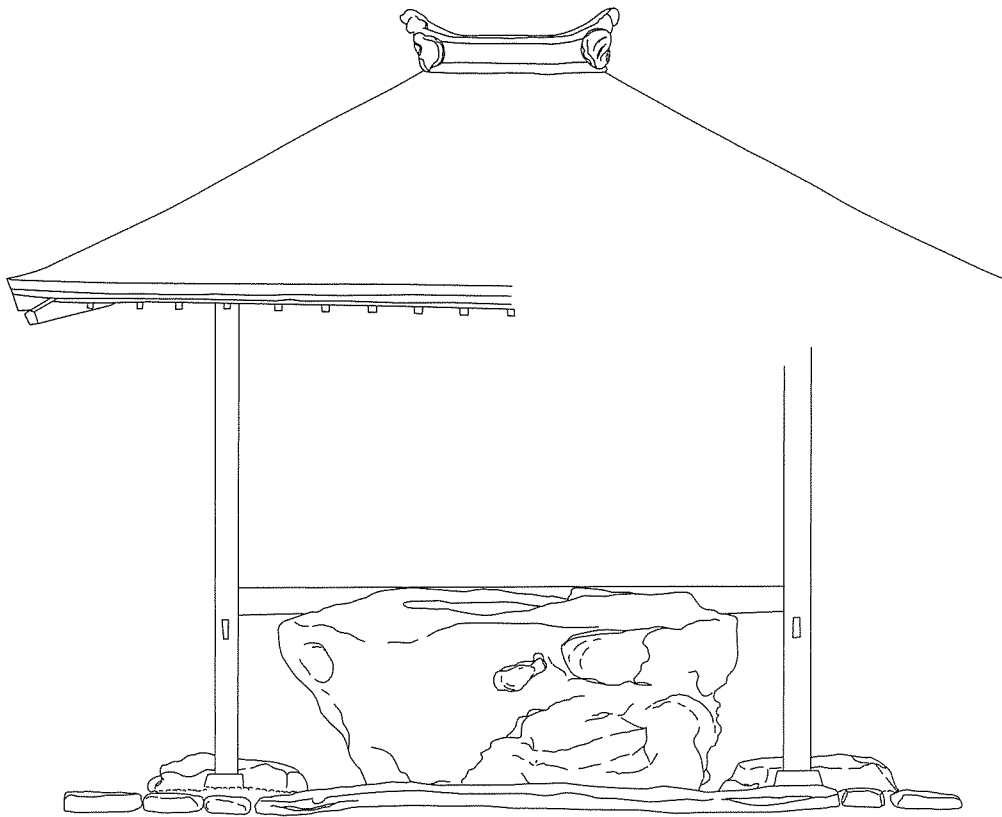


图4-1 手水舎、手水鉢実測図（立面図）

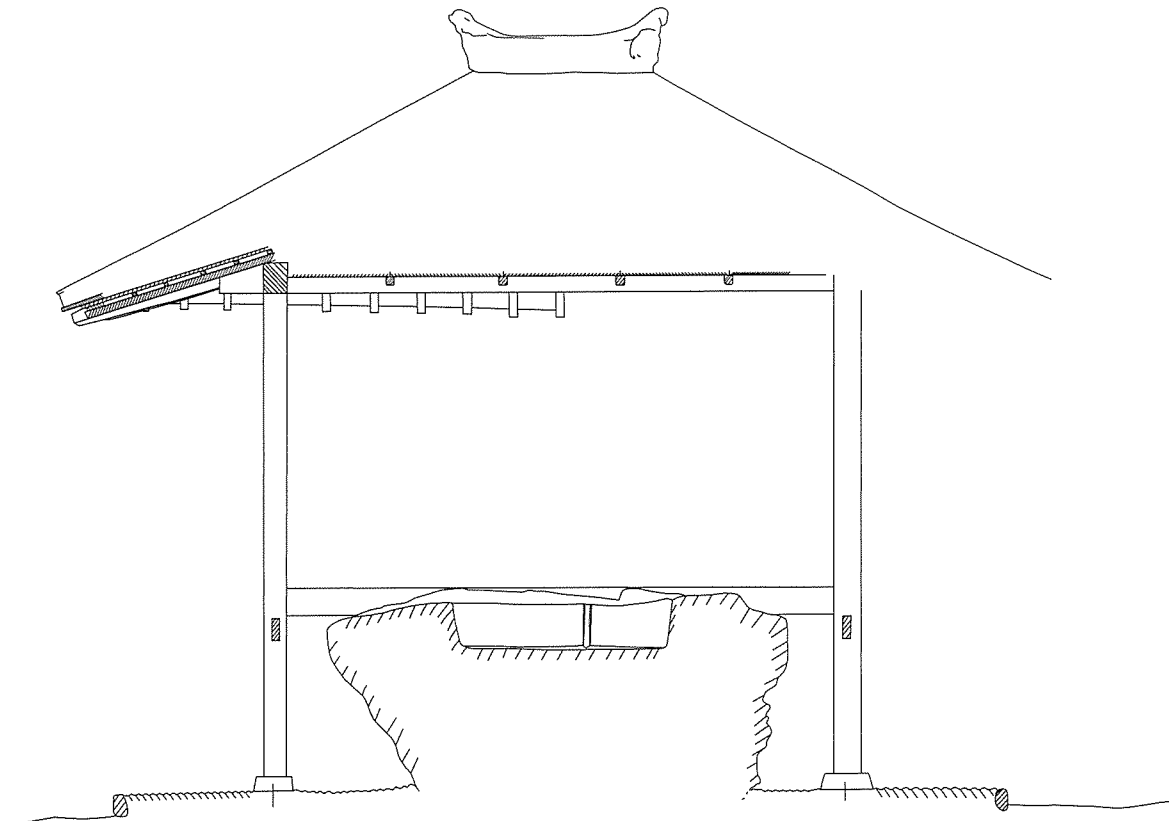
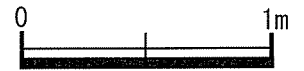
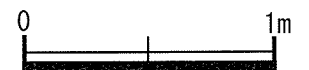


图4-2 手水舎、手水鉢実測図（断面図）





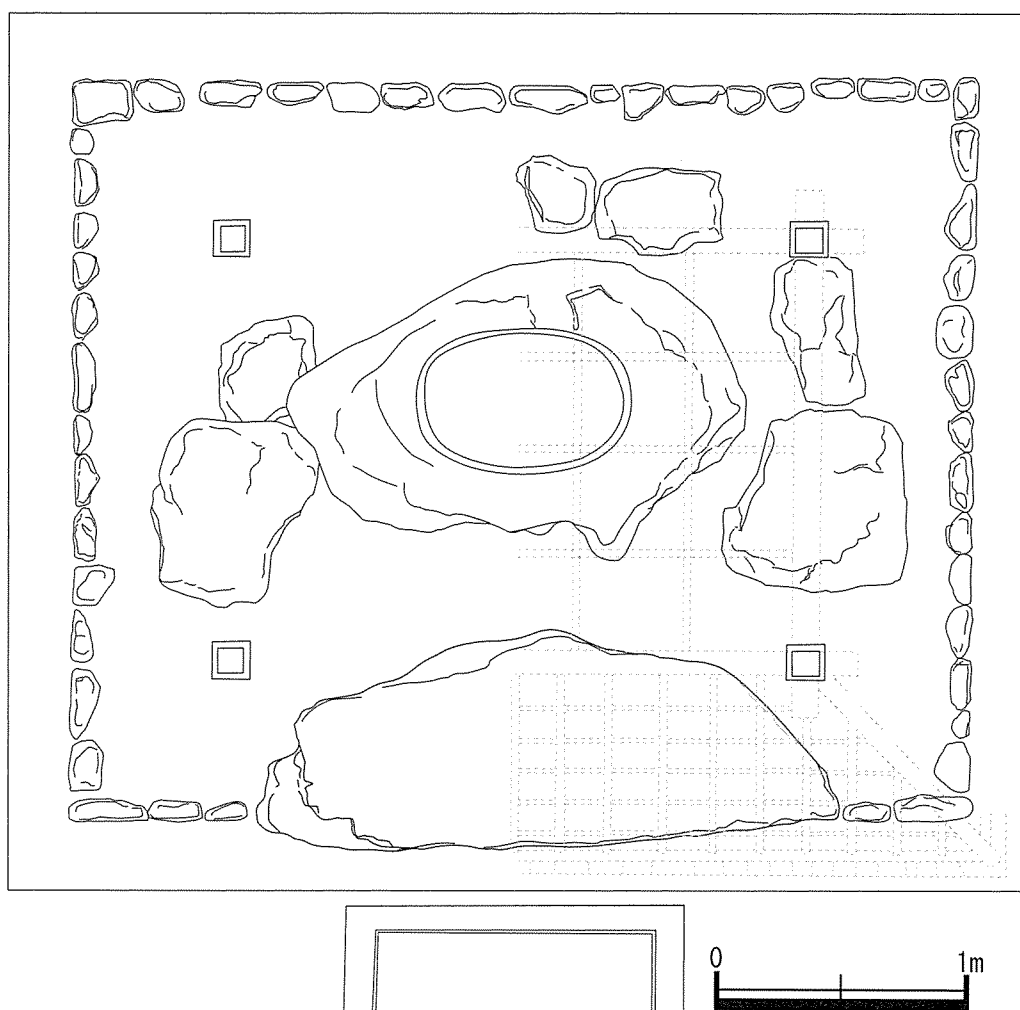


图4-3 手水舎、手水鉢実測図（平面図）

表1 松江神社の石造物一覧

No.	西暦	和 歴			種 類	銘 文	石材	備考
		年	干支	月日				
1	1649	慶安2年	己丑	4月17日	鳥居	(左柱)慶安二 己丑曆四月十七日 出雲 侍従源直政朝臣(右柱)奉寄進 石華表一 基 照高山 東照宮大権現寶前	花崗岩	東照宮伝来
2	1967	昭和42年		12月	再建碑	華表再建 昭和四十二年十二月	花崗岩	
3					唐獅子(右)		来待石	
4					唐獅子(左)		来待石	
5	1907	明治40年		6月5日	灯籠(右)	(表)奉献(裏)明治四十年六月五日 石工興 原熊太郎	来待石	
6	1907	明治40年		6月5日	灯籠(左)	(表)奉献(裏)明治四十年六月五日 石工興 原熊太郎	来待石	
7					灯籠	(台座)神谷金之助 神谷浩之助	来待石	
8					手水鉢		自然石	東照宮伝来
9					灯籠		来待石	
10	1877	明治10年	丁丑	6月	灯籠	(表)奉献(裏)明治十丁丑年六月吉日(台座) 松江市南田 旧藩士	来待石	
11	1879	明治12年		5月5日	灯籠	(表)奉燈 陸軍大尉正七位勲五等造(裏)明 治十二年五月五日	来待石	
12	1877	明治10年	丑	10月	灯籠	(表)奉献(裏)明治十年丑十月	来待石	
13					神社名柱	(正面)縣社 松江神社(右)祭神 旧藩祖贈 従三位松平直政公	花崗岩	
14	1902	明治35年		10月	鳥居	(左柱)明治三十五年十月建之 大原郡斐 伊邨 石工種藤市(右柱)发起人 坂田金太 郎	花崗岩	
15	1865	元治2年	乙丑	4月17日	灯籠(右)	(表)奉献(裏)元治二年乙丑 四月十七日謹 上	来待石	東照宮伝来
16	1865	元治2年	乙丑	4月17日	灯籠(左)	(表)奉献(裏)元治二年乙丑 四月十七日謹 上	来待石	東照宮伝来
17					灯籠		来待石	
18					灯籠		来待石	
19	1895	明治28年		1月1日	鳥居(稲荷社)	明治二十八年一月一日 松本□次郎 同□ □建設	花崗岩	

表2-1 北側参道の鳥居寄進者銘文

																正面右
																一段目
																二段目
																三段目
																四段目

表 2 - 2 北側参道の鳥居寄進者銘文

																								明治三十五年十月建之	正面左	
																										一段目
新善助	上代達右工門	森助甚右工門	隅村邦次郎	清原宮太郎	清原宗太郎	三〇〇之助	宮本忠助	三原紋右工門	南拾番	湯原帛三郎	安達為三郎	古志伴蔵	古瀬忠太郎	鬼村節郎	布施鉞太郎	山本権七	大谷善之助		田中帛三郎	布野徳市	廣部卯助	新田嘉太郎				二段目
	布野重右工門	福間〇蔵	福島源七郎	船越〇重〇	松田林蔵	山根榮太郎	野津嘉兵エ	野津源太郎	野津善七	村田〇助	長岡住右工門	高橋貞太郎	佐原武〇〇	米田金五郎	神門廣助	加納傳右工門	勝谷半之助	西尾松太郎	原文平	春木周七	犬山龍叟	石田喜一郎				三段目
																			石工種藤市	裏大原郡斐伊邨			表常松之謹書			

### 3. ホテル一畑の大灯籠

ホテル一畑の大灯籠は総高約3.8m、高さのある堂々たる春日型灯籠で、宝珠、笠、火袋、中台、竿、基礎からなる。石材は、見たところ差し渡し5mm前後の目の粗い鉾物で構成される花崗岩であるが、出雲地方では見かけない。

宝珠は、高さ40cm、最大径52cmを測り、肩部がやや角張る。請花は高さ22cm、最大径53.6cmを測り、高さ17cmの範囲に簡略化した8つの蓮弁紋を廻らす。

笠は、六角形で、高さ61.2cm、上端径84cm、蕨手先端部径132cm、下端径114cmを測る。反りはよく、蕨手の巻き込みは強いが、先端部の風化、欠落が著しい。

火袋は、六角形で、高さ60.8cm、一辺40.4cmを測る。輪郭線は、上下端手前で大きく曲がり全体的に丸みを帯びる。最大径は、中位で81.2cmを測る。各窓は、縦38cm、横30cmの縦に長い長方形の浅い割り込みがあり、内2窓は透かしとなっている。窓は、透かしの底面から9cmほど上で火袋の中心部に向けて斜めに8cm上がっていく。他の4面には、8弁の菊花紋様を2面に、矢羽根状で内側に溝を彫った十字紋を2面に浮き彫りしている。

中台は、高さ36.4cm。上半部は、六角形で高さ17.2cm、一辺54cmを測る。内側に隅丸の格狭間を割り込む。下半部は、高さ19.2cm、全周に8つの複弁蓮弁紋を半肉彫で表す。1単位の幅は32~33cmである。

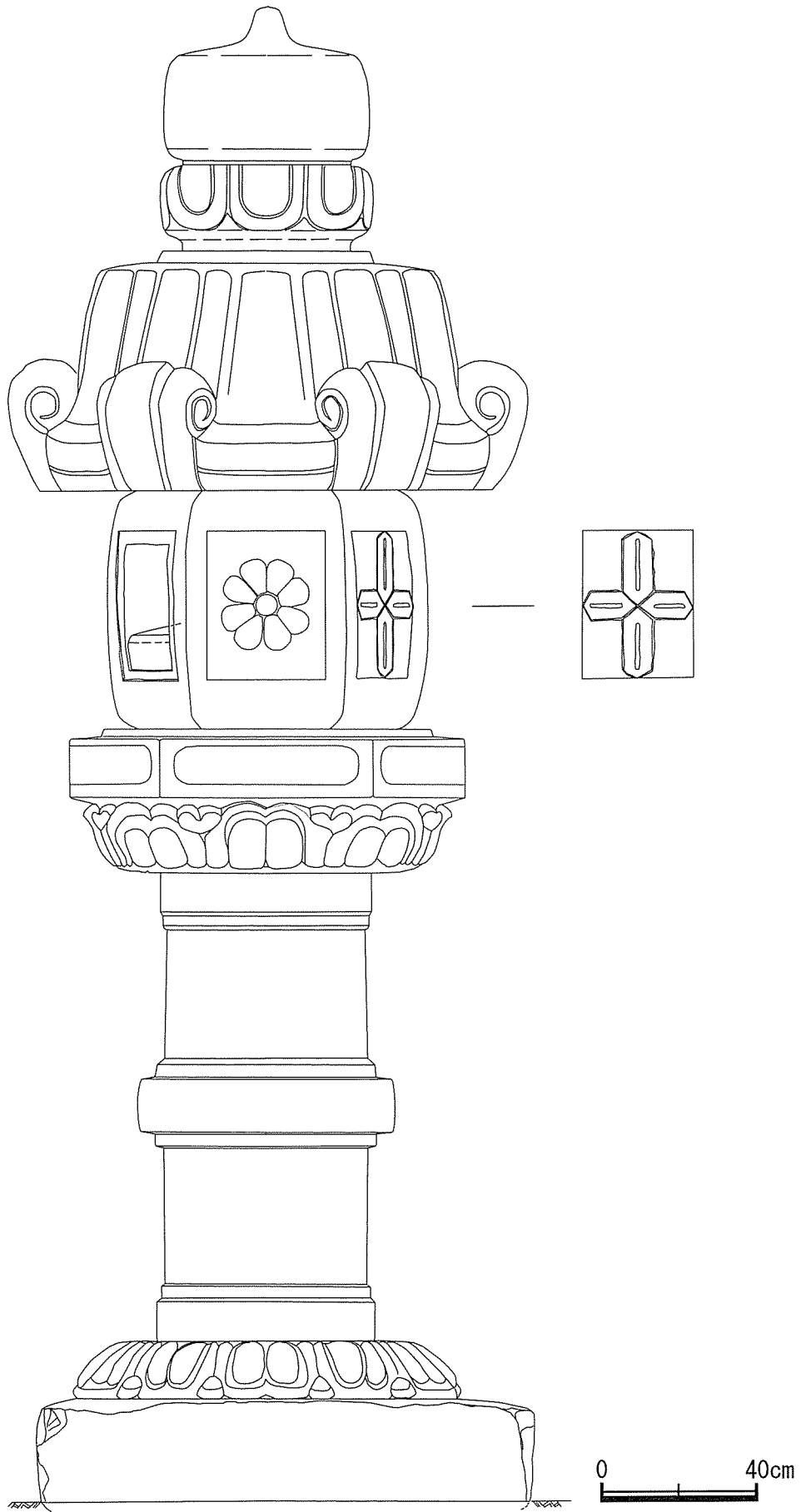


図5 ホテルー畑の大灯籠実測図

竿は、高さ119.6cmで、中膨れとなる。上端部の直径53.6cm、下端部の直径55.2cm、中位の大帯(節)は縦14.4cm、直径65.2cmを測り、上下に段を1つずつ設ける。さらに上、下端部から10cmの部位にそれぞれ段を1つ設ける。

基礎は、高さ14.8cm、上端径76cm、下端径96cmを測る。全周に8つの複弁蓮弁紋(反花座)を半肉彫で表す。1単位の幅は27cm前後である。

基壇は、地面からの高さ26cm、差し渡し126cmほどで粗割り、荒加工のままである。

圓流寺にあったこの灯籠は、昭和40年(1965)の女子高造成の折、売却された。まず母衣町のスーパーふくしまの北側川辺に移ったという。次に、内中原町の個人邸に行き、昭和50年代になって、ホテル一畑が渡部善之助社長時代に購入し、以来本館前西側のガーデン芝生の南端に建てられている。欠失部各所は、樹脂に砂を混ぜて修復されている。

当初は1対で建っていたと思われる。これとそっくりではないかと思われる大灯籠が伊藤菊之輔著『続出雲の石造美術』に紹介されている。それによれば「旧岡崎別邸の六角型燈籠 松江市殿町 旧岡崎別邸(現島根県農業共済組合連合会)に、はだの柔らかな大型燈籠がある。高さ三・五米、宝珠は高く大きく先端は尖っている。笠もグロテスクと思われるほど高く大きく、火袋には菊や十文字が彫ってあるが、頑丈そのもので、中台下の蓮華は美しいが、基礎の反花は拙く、後補かと思われる。俗に梨子目みかげといわれ。柔軟な欠点があるが、量感ゆたかな偉容をもつ燈籠である。」とある。

両者を比較してみると、高さ3.5mとされたのは、基壇を除けばほぼ同じ高さとなる。火袋に表現された菊や十文字の装飾も同じではないかと思われる。掲載されている写真を見ても、全体の姿、形はよく似ており、これが対になるもう一方の大燈籠ではないかと考えられる。また、『朝酌郷土誌』によれば、「現在ホテル一畑の庭園に、四メートルもあると思われる古燈籠が立っている。これは地元では東照宮にあった対の大灯籠の一つだという。同ホテルでは、堀尾吉晴が豊臣秀吉から拝領した燈籠と伝えられることから、保存加工して大切にしている。東照宮と圓流寺は堀尾忠晴の創建であり、富田城下に保存されていたものを、圓流寺へ運んだとも考えられ、もしそうだとすれば、これだけでも松江藩主の東照宮への心入れが察せられる。」としているが、拝領云々の話については、真実のほどは分からない。

#### 4. 圓流寺の板碑

東照宮、圓流寺のあった丘陵(現松江市立女子高等学校)の麓に鉄筋コンクリート造の現在の圓流寺があり、徳川将軍や圓流寺住職の位牌などがある。建物の前方と後方に花崗岩製の板碑が3基残されている。建物前方の板碑を1号、後方の板碑を建物に近い順に2号、3号と呼ぶ。いずれも天保3年(1832)の紀年銘をもつ。

##### (1) 圓流寺1号板碑

1号板碑は、やや赤みがかった花崗岩製で、総高130cm、2段の同じ花崗岩製の基壇上に板碑が乗る。板碑は高さ94cm、幅43cm、厚さ18.5cm、上端部を高さ5.5cmほどの蒲鉾形に加工している。上段の基壇は高さ18cm、幅63cm、奥行き39.5cm、下段の基壇は高さ18cm、幅100cmである。

板碑の正面には「南無薩達磨芬陀梨迦蘇多覽」、裏面には銘文と「天保三壬辰春」の紀年銘が刻まれている。1号板碑裏銘文は次のとおりである。

(1号板碑裏銘文：原文は縦に刻む)

師名豪教不詳□□初住鰐山密嚴院寛永中 蒞命□戻  
此山開基畢

東照神宮廟祭祀事是謹相傳師生平特法事延寛至讀誦  
一萬三千部其延可□也延寶六年戊午六月十四日示寂  
葵鰐山云子誰不敏承之奉職各年于此因縁真事文延其  
名湮成也皎記貽史□焉銘曰

讀誦史□ 殞有舌存

淡徳可尚 足春凌是

天保三年壬辰春

沙門慈空合□

### (2) 圓流寺2号板碑

2号板碑は、やや赤みがかった花崗岩製で、下部は土中に埋まっている。板碑は高さ140cm以上で、幅40cm、厚さ16cm、上端部を高さ6cmほどの蒲鉾形に加工している。

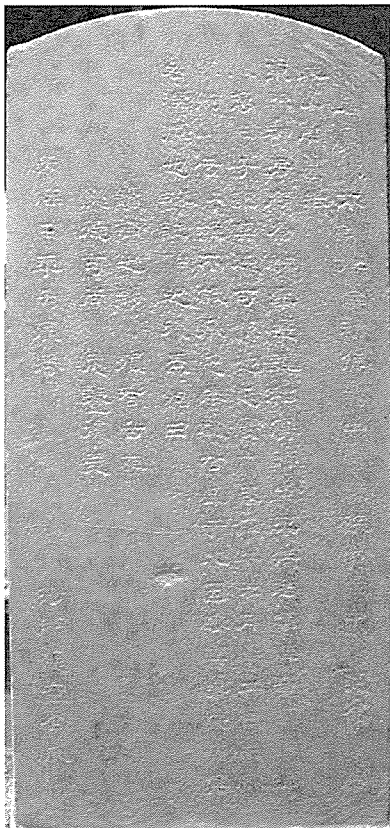
板碑の正面には梵字と「神」、背面には梵字と「天保三壬辰春」の紀年銘が刻まれているが、裏面に銘文は刻まれている。

### (3) 圓流寺3号板碑

3号板碑は、やや赤みがかった花崗岩製で、自然石の基壇上に板碑が乗る。板碑は高さ86cm、幅40cm、厚さ15cm、上端部を高さ5cmほどの蒲鉾形に加工している。板碑の底部には幅17cmのホゾを造り付け、基壇には同幅のホゾ穴を穿って板碑を建てている。

板碑の正面には梵字と「荒神」、裏面には梵字と「天保三壬辰春」の紀年銘が刻まれている。

(裏銘拓影)



(表)

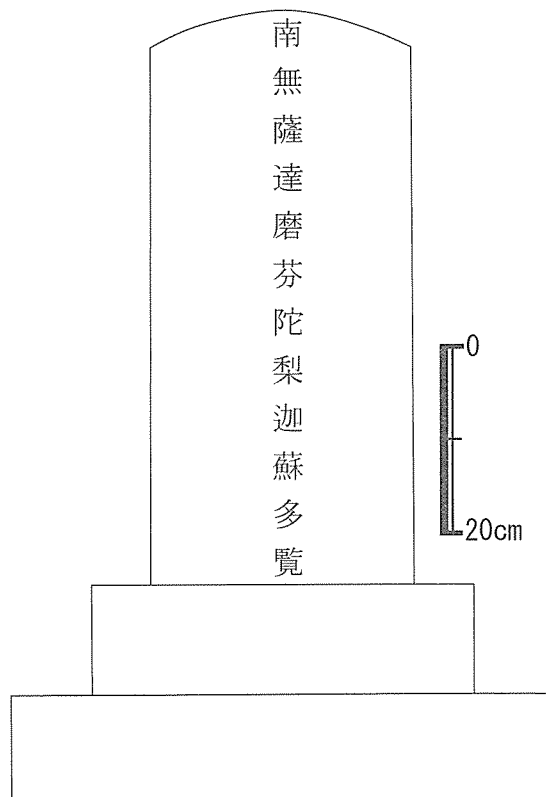


図6 圓流寺1号板碑実測図

(表)

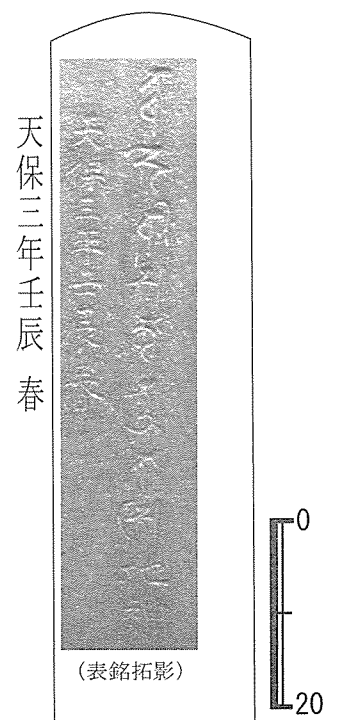


図7 圓流寺2号板碑実測図

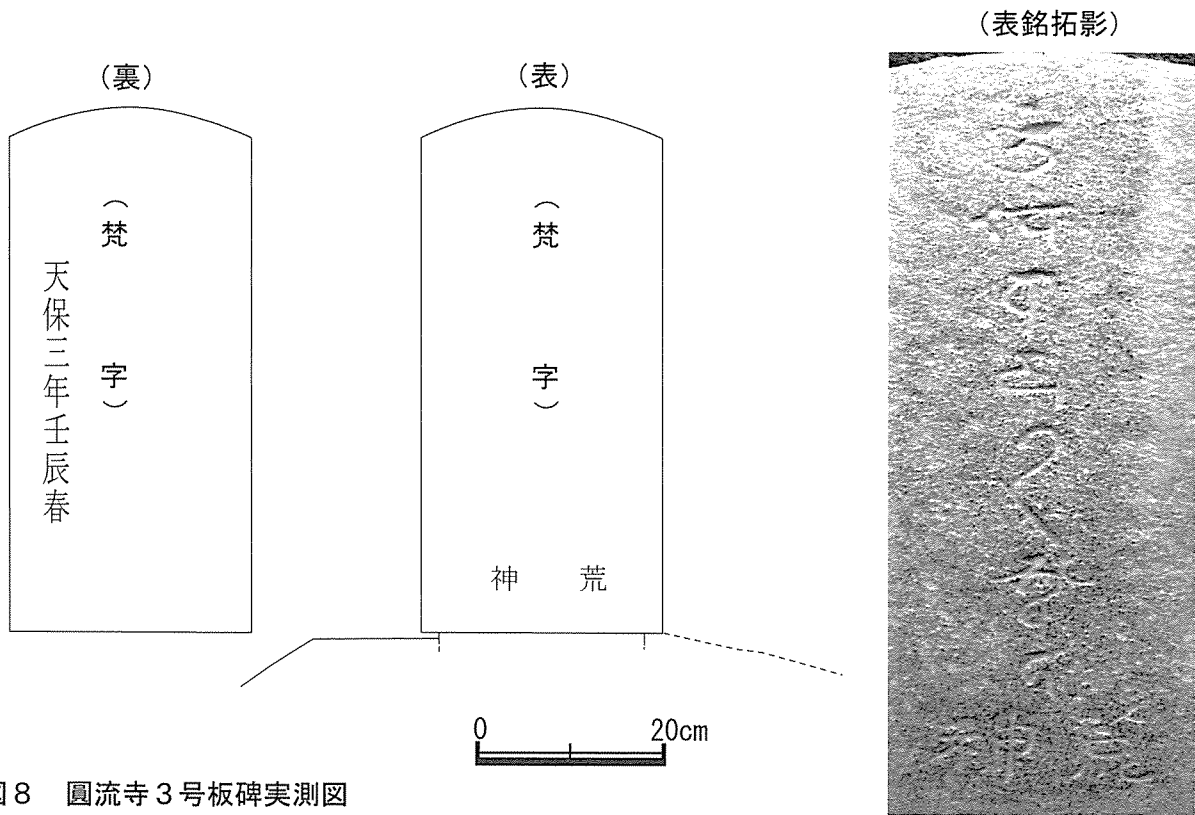


図8 圓流寺3号板碑実測図

表3 圓流寺住職位牌一覽(圓流寺蔵)と無縫塔(墓石)の所在

	位 牌 (表)	位 牌 (裏)	鰐淵寺無縫塔配置
1	(梵)當寺開基大阿闍梨堅者法印豪教 和尚位	延宝六戊午年六月十四日	等樹院
2	(梵)當寺二世大阿闍梨堅者法印豪豫 和尚位	寛永十癸酉天三月七日	
3	(梵)當寺三世大阿闍梨堅者法印盛傳 和尚位	天和二壬戌年十月八日	
4	(梵)當寺四世大阿闍梨堅者法印傳與 和尚位	元禄十五年午七月十八日	
5	(梵)當寺五世大阿闍梨堅者法印榮胤 和尚位	正徳五未年三月十八日	是心院
6	(梵)當寺六世大阿闍梨堅者法印寂海 和尚位	享保廿一辰年二月八日	等樹院
7	(梵)當寺七世大阿闍梨堅者法印慧勇 和尚位	宝曆九巳卯天正月七日	
8	(梵)當寺八世權大僧都堅者法印胤澄 和尚位	明和元申年十二月八日	
9	(梵)當寺九世大阿闍梨堅者法印義湛 和尚位	安永五丙申年三月四日	松本坊
10	(梵)當寺十世大阿闍梨堅者法印智龍 和尚位	寛政十年戌午正月十八日 行年七十二終	松本坊
11	(梵)當寺十一世大阿闍梨堅者法印達海 和尚位	寛政五癸丑年仲冬廿三日	
12	(梵)當寺十二世權大僧都堅者法印智順	文政五壬午八月八日 行年七十一終	松本坊
13	(梵)當寺十三世大阿闍梨堅者法印性寂 和尚位	文政五年壬午三月六日 行年六十七終	
14	(梵)當寺十四世大阿闍梨堅者法印慈空 和尚位	天保八丁酉歲三月四日 行年七十五終	是心院
15	(梵)當寺十五世大阿闍梨堅者法印泰道 和尚位	天保十四癸卯年三月廿五日 行年六十五寂	是心院
16	(梵)當寺十六世大阿闍梨堅者法印孝順 和尚位	弘化三丙午年十月二日	松本坊
17	(梵)當寺十七世大阿闍梨堅者法印大空 和尚位	弘化四丁未年九月七日	是心院
18	(梵)當寺十八世大阿闍梨堅者法印諦信 和尚位	安政元甲寅十二月十七日寂 行年三十七	
19	(梵)當寺十九世大阿闍梨堅者法印心海 和尚位	明治卅年九月十一日卒 敬田院耕得一乘居士居 俗名村田耕一	
20	僧覺湛大和尚位	明治十二年九月廿七日 清浄院殿敷沓閣晏居士 行年七十有一俗名高橋伴造	松本坊(僧正賢湛大和尚)
	三界萬靈有縁無縁等	智春聖人不退位	

## 5. 鰐淵寺の石塔

鰐淵寺（出雲市別所町）は天台宗の寺院で、伝承では推古天皇2年（594年）、信濃の智春上人が当地の浮浪の滝に祈って推古天皇の眼疾が平癒したことから、同天皇の勅願寺として建立されたという。

圓流寺の住職は、開山豪教を始め、歴代が鰐淵寺から出ており、鰐淵寺には圓流寺住職を勤めた僧侶の無縫塔（墓石塔）などが残されている。圓流寺周辺では住職の無縫塔などが確認できないことから、鰐淵寺の出身寺院の墓所に葬られたと考えられる。

圓流寺住職の無縫塔は仁王門の東側の丘陵斜面で、西林木町（出雲市）から鰐淵寺に抜ける旧道沿いにある鰐淵寺僧侶の墓石群の中に所在する。今回調査した墓石群は三段に分かれており、上段が松本坊、中段が是心院、下段が等樹院の僧侶の墓所である<sup>①</sup>。

等樹院墓石群は、32以上の石塔からなり、幅約20m、奥行き約10mほどの平坦地山ぎわに幅約17～20m、奥行き約1～2mほどの石積み基壇を設け、その上に無縫塔を中心とする石塔を配置している。石塔群のある平坦地内を鰐淵寺から西林木町の靈雲寺脇に抜ける旧道が通り、東に向かって中段（是心院）、上段（松本坊）の石塔群に至る。

### (1) 前圓流寺阿闍梨堅者法印榮胤塔（是心院（中段）墓石群）

圓流寺第五世榮胤の石塔は中段の是心院墓石群中央に位置する。総高106cm、塔身、基礎、基壇からなり、いずれもやや赤みがかかった花崗岩である。

塔身は高さ67cm、上部の最大経35cm、最下部の経22cm、頂部は宝珠状に加工されている。正面は高さ53cm、幅10.5～13.5cmほど一段削り、その中に「正徳五乙未」「(梵字) 前圓流寺阿闍梨堅者法印榮胤大和尚位」「三月十八日」と刻む。基礎は高さ15cm、側面に請花を廻らし、頂部の経33cm、底部の経22.5cmである。基壇は高さ24cm、幅23cmである。

### (2) 圓流寺開基豪教塔（等樹院（下段）墓石群）

豪教塔は圓流寺開基（山）豪教のために、明治10年（1877）に没後200回の追業として圓流寺20世覺湛が再建したもので、等樹院墓石群の正面右寄りにあり、総高172cm、2段の基壇の上に自然石の石碑を載せる。

石碑は高さ95.2cm、幅約35cm、厚さ約25cmで、正面に梵字と「圓流寺開基豪教塔」、裏面に「延宝六戊午年六月十四日遷化 明治十丑年正當二百之追業圓流寺二十世覺湛再建之」と刻む。基壇は石碑と同石材の切石である。上段の基壇は1石の高さ40cm、幅68cm、奥行き50cm、下段の基壇は3石で、高さ37cm、幅は正面右から約17cm、約46cm、約41cm、奥行きは約83cmである。

### (3) 前圓流寺阿闍梨堅者法印寂海墓（等樹院（下段）墓石群）

圓流寺第六世寂海の石塔は、等樹院墓石群の正面左寄りにあり、総高95cm、来待石製の塔身と花崗岩製の二段の基壇からなる。

塔身は高さ64cm、上部の最大経31cm、最下部の経22.5cm、頂部は宝珠状に加工されている。正面は高さ51cm、幅7～11.5cmほど一段削り、その中に「前圓流寺阿闍梨堅者法印寂海墓」と刻む。裏側には「享保二十一丙辰歳二月八日」と刻む。基壇上段は高さ20cm、上幅41cm、下幅42cm、上面には塔身を請ける加工が施されている。基壇下段は高さ11cm、幅50cmである。

塔身は風化が少ないことから作り直された可能性があり、基壇は花崗岩製だが、やや風化気味である。

注1 鰐淵寺住職佐藤泰雄氏の御教示による。



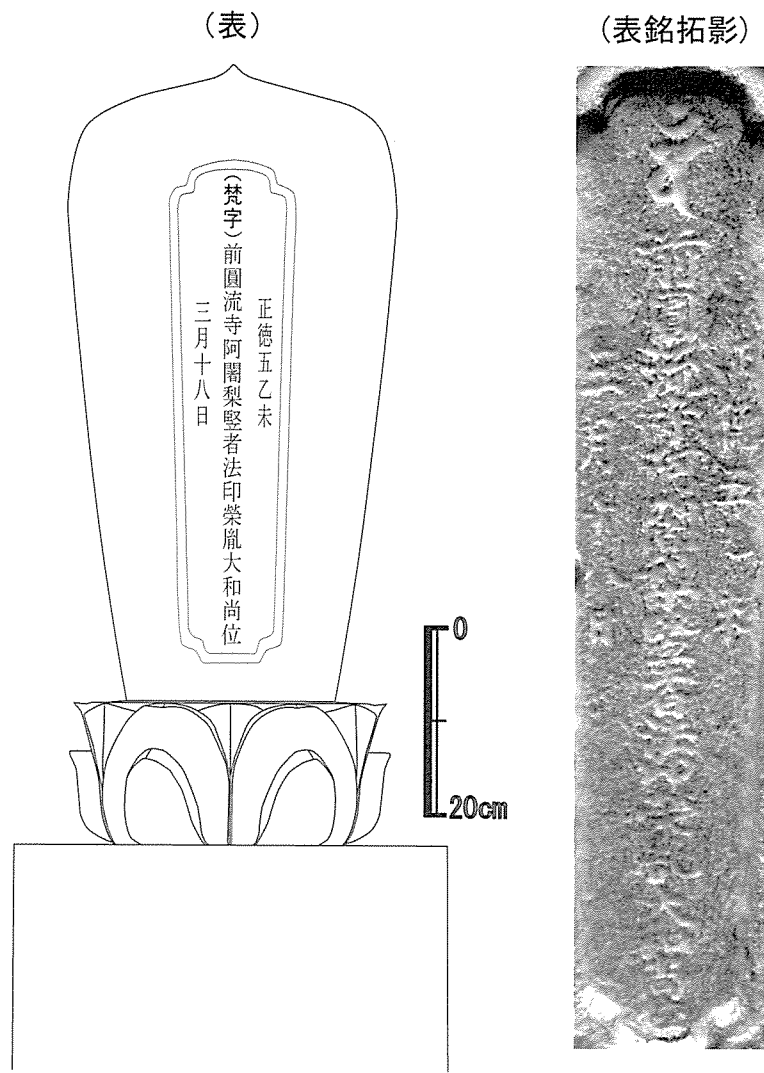


图9 前圓流寺阿闍梨堅者法印榮胤塔実測図

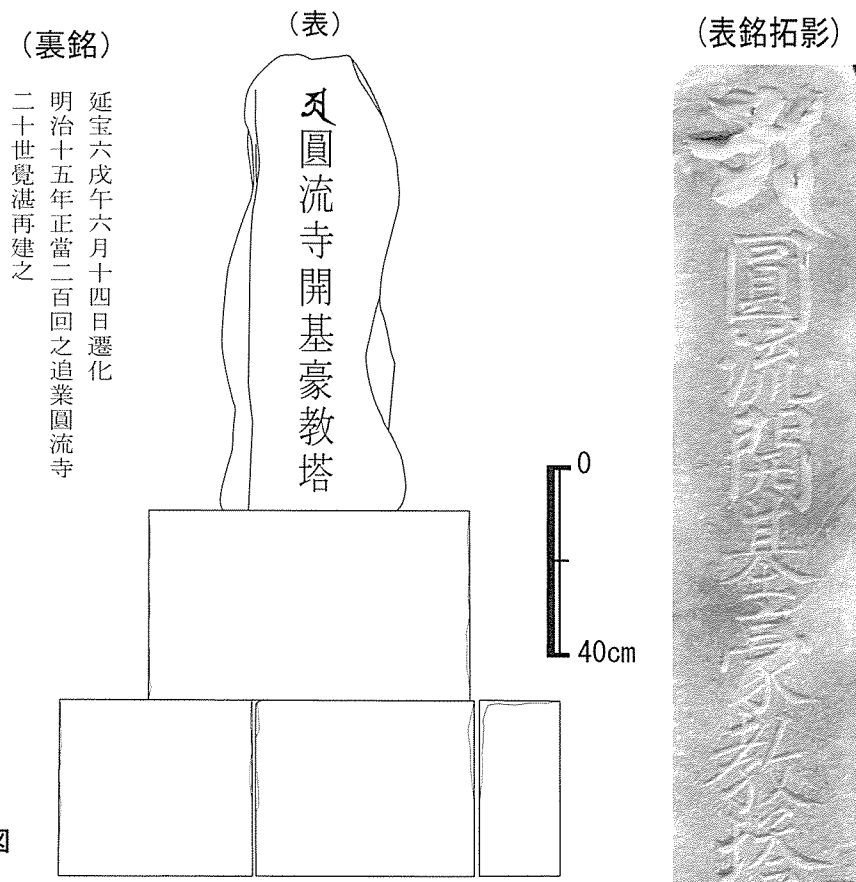


图10 圓流寺開基豪教塔実測図

(表)

(表銘拓影)

(裏銘)

享保二十一年丙辰歲二月八日

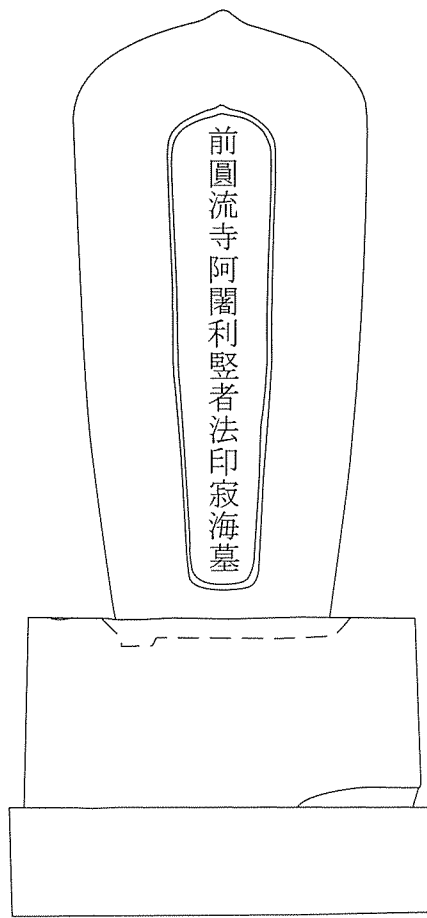


図 11 前圓流寺阿闍梨堅者法印寂海墓実測図

0 20cm

表 4 鱒淵寺所在の圓流寺関係石塔一覽

等樹院(下段)墓石群	是心院(中段)墓石群			松本坊(上段)墓石群			所在			
(前面)前圓流寺阿闍梨堅者法印寂海墓 二十世覺湛再建之 明治十五年正當二百回之追業圓流寺 (背面)延宝六戊午年六月十四日遷化 (前面(梵字)圓流開基豪教塔	前圓流寺第十四世 壽七十五寂	前圓流寺第十五世 天保 三月 前圓流寺第十七世	弘化四丁未秋九月七日 壽六十二歲而寂 三月十八日	(前面)正徳五乙未 三月十八日 (梵字)前圓流寺阿闍梨堅者法印榮胤大和尚位	(前面)前圓流寺第十二世 文政五年壬午八月八日	(前面)前圓流寺第十世 (背面(梵字)法印智順塔	(前面)前圓流寺第十一(十六)世 (左面)前圓流寺第十一(十六)世 (前面(梵字)法印智龍塔	(右面)弘化三丙午年十月二日 (前面(梵字)法印智順塔	(前面)前圓流寺法印義湛塔 明治廿八年九月廿六日寂行年六十一歲 石工善太郎	銘 文

## 6. その他の石造物（P44の写真）

### (1) 紐解神社の松平定安寄進鳥居（松江市西尾町）

紐解神社にある花崗岩製の鳥居は東照宮伝来のもので、北側柱に「従四位上行左近衛権少将源朝臣定安謹上」、南側柱に「元治二年乙丑四月十七日」とある。これより、松平定安が元治2年（1865）に建てたことが分かる。なお、「昭和43年復原」と書かれた碑が横に建つ。

### (2) 圓流寺と西尾団地との間にある墓

県道に沿って圓流寺と西尾団地との間に高さ67センチの来待石製の無縫塔が一基ある。表の銘文は風化のために梵字以外は読めないが、裏に「十九才寂愍湛僧正ノ弟子」「明治二十三年寅七月六日」と刻む。なお、東側に隣接して来待石製の墓石があり、正面は風化のために読めないが、側面に「松江藩士高橋氏」「明治十〇年九年七日壽七十一而寂」とある。但し、両者の関係は不明である。

### (3) 松江市立女子高等学校内の東照宮石碑

明治45年（1912）、西尾地区では、旧東照宮跡に「東照宮遺址」の石碑を建立し、旧跡の記憶を残そうとした。石碑は、現在も松江市立女子高等学校内にあり、表面の銘文の一部には剥落が認められる。銘文の翻刻については、『あさくみ郷土誌考』1956等に掲載されているので割愛する。

## 7. おわりに

東照宮とその神宮寺である圓流寺に係る石造物について、実測を中心とする調査の概要を報告した。最後に、今回の石造物調査の成果と今後の課題について記しておきたい。

### (1) 石材について

東照宮の山上と麓に据えられていた2基の鳥居（松平直政寄進鳥居、松平定安寄進鳥居）は共に花崗岩製である。現在、松江神社に移された慶安2年（1649）銘の「松平直政寄進鳥居」は、やや赤みをもつ花崗岩製で、同質石材と思われる鳥居には、寛永16年（1639）に同じく直政が寄進した<sup>(1)</sup>日御碕神社（出雲市大社町）の鳥居がある。管見の限りでは、やや赤みをもつ花崗岩製の鳥居は出雲地方では類例があまりなく、松江藩などが関わり特別に他地域から搬入された石材と推定される。また、圓流寺に残る板碑も少し赤みをもつ花崗岩で、天保期で新しいものの、他地域から搬入された可能性が高い。なお、紐解神社に移された元治2年（1865）銘の「松平定安寄進鳥居」は、出雲地方で良く見かける白っぽい花崗岩製である。

灯籠については、凝灰質砂岩製（来待石、久多美石）と花崗岩製のものがある。松江神社に移された「元治二年四月十七日銘灯籠」は、表面の剥落状況より出雲市久多美町産の久多見石の可能性が高い。同じ石材の製品としては、松江市外中原町の松平家菩提寺である月照寺の「天隆公（宗衍）寿蔵碑（月照寺：萩野喜内の撰文により宗衍公の治績を刻む）」<sup>(2)</sup>が著名である。一方、現在の圓流寺前方にある六地藏や小型の万延2年（1861）銘の灯籠は松江市宍道町産の来待石製と考えられる。「ホテル一畑の大灯籠」は、目の粗い鉱物で構成される花崗岩製で、出雲地方ではあまり見かけない材質である。

### (2) 規模について

東照宮にあった鳥居と灯籠については、共に出雲地方では最大級の製品である。鳥居の高さは、

松江神社の「松平直政寄進鳥居」が5 m、紐解神社の「松平定安寄進鳥居」が5.1 mで、灯籠の高さでは、「ホテル一畑の大灯籠」が高さ3.8 m、松江神社の「元治二年四月十七日銘灯籠」が2.9 mを測る。総て藩主により奉られたものであり、松江藩の格式にあった規模を有しているといえよう。

なお、東照宮と比較すると、圓流寺に関わる大型石造物は知られていない。現在の圓流寺には板碑3基（花崗岩製）と灯籠（来待石製：海心和尚建立）1基及び六地藏（来待石製）が存在し、板碑は高さ1 m前後、灯籠も精緻に加工はされているものの小型品で、また、六地藏も同様に小さいものがある。

### (3) 製作年代について

松江神社の「松平直政寄進鳥居」は慶安2年（1649）の銘をもっており、出雲地方で紀年銘による管見の限りでは、前記日御崎神社の「松平直政寄進鳥居」に次ぐ古さである。因に、東照宮・圓流寺が創建された寛永期の同社寺由来の石造物は今のところ確認されていない。

「圓流寺の板碑」3基は、いずれも天保3年（1832）の紀年銘をもつ。1号石碑の銘文からすると、開基豪教の150年遠忌を記念して、時の住職慈空が建てたものである。

東照宮には、元治2年（1865）銘の「松平定安寄進鳥居（紐解神社）」と「元治二年四月十七日銘灯籠（松江神社）」があり、史料的制約の中で断定はできないが、この年に、東照宮では遷宮等の大きな行事があったのではと推定される。

最後に、課題として歴代圓流寺住職等に関係する石塔調査について記しておきたい。今回、鰐淵寺（出雲市別所町）にある歴代圓流寺住職の無縫塔などの石塔について、3坊（松本坊、是心院、等樹院）の墓地で確認調査を実施し、残された文献史料が少ない中で、圓流寺と鰐淵寺とのつながりを石造物で探るといふ調査方法の端緒を試みる事ができた。しかし、確認できた関係石塔は圓流寺歴代住職の約半数分である。鰐淵寺山内に無数に存在すると考えられる石造物の調査はかなりの時間を要すると考えられるが、今後の調査とその成果に期待したい。

注1 伊藤菊之輔『出雲の石造美術』1965

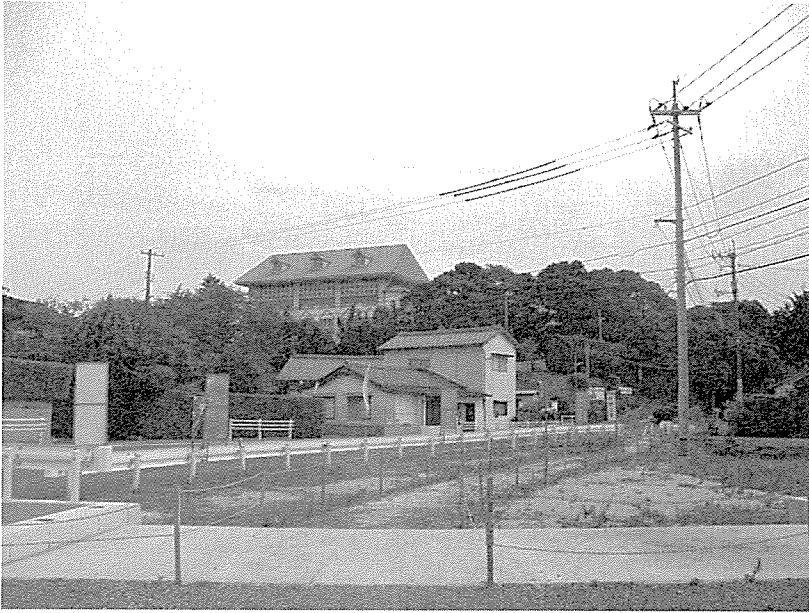
注2 宍道正年『ふるさと久多美から松江へ』2009

[本稿は、平成21年に行った松江東照宮と圓流寺伝来の石造物調査の成果を報告するものである。石造物調査にあたっては、岡崎雄二郎、西尾克己、稲田信、椿真治、木下誠、松尾充晶、高屋茂男があたり、本稿の執筆も分担して行った。図面の浄書は高屋茂男が行った。]

### 謝 辞

本稿を執筆するにあたり、鰐淵寺住職佐藤泰雄氏、松江神社宮司永岡章典氏、株式会社ホテル一畑常務取締役総支配人尾添敏郎氏、同取締役経営企画室・総務部総括支配人福富茂人氏には、調査に訪れた私たちに対し多大な御便宜と御協力をいただきました。山根克彦氏、米原実氏には圓流寺に関するご教示をいただき、山根氏には更に特別寄稿をいただきました。記して感謝申し上げます。

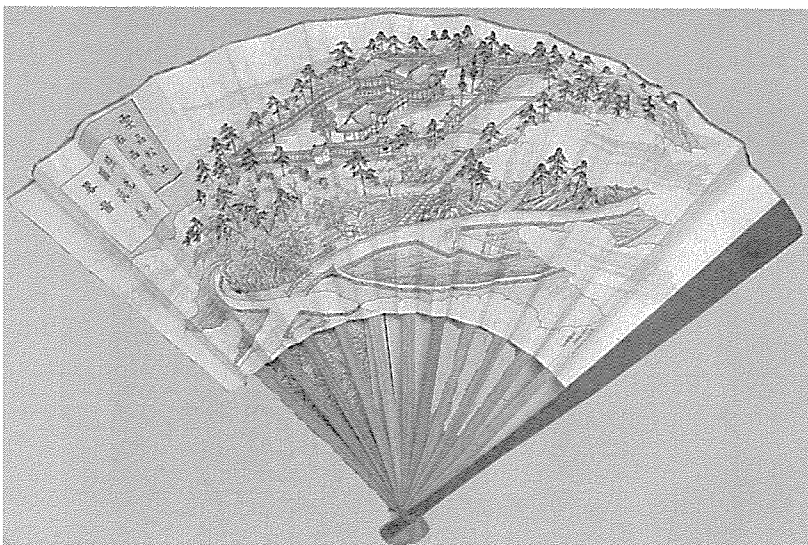
(おかざき ゆうじろう)  
(にしお かつみ)  
(いな たまこと)  
(つばき しんじ)  
(きのした まこと)  
(まつお みつあき)  
(たかや しげお)



東照宮跡（西から望む）  
（現松江市立女子高等学校）



現在の圓流寺堂宇



圓流寺が描かれた扇面  
（圓流寺蔵）



圓流寺（松江市西尾町）にあった御霊殿と四脚門（昭和40年〔1965〕8月撮影）



松平直政寄進鳥居  
(松江神社)



元治二年四月十七日銘灯籠  
(松江神社)



手水舎と手水鉢  
(松江神社)



北側参道の鳥居と元治二年四月十七日銘灯籠  
(松江神社)



ホテル一畑の大灯籠 (遠景)



ホテル一畑の大灯籠





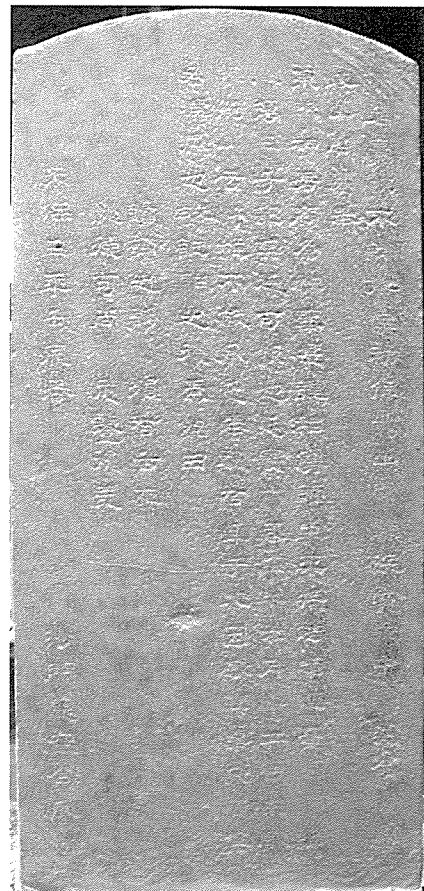
圓流寺 1号板碑、灯笼（圓流寺前方）



圓流寺 2、3号板碑（圓流寺裏）



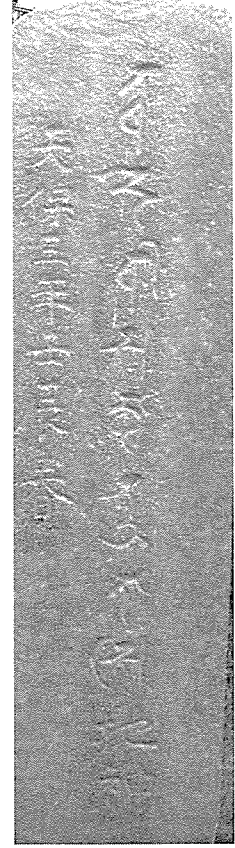
圓流寺 1号板碑



圓流寺 1号板碑裏銘文拓影



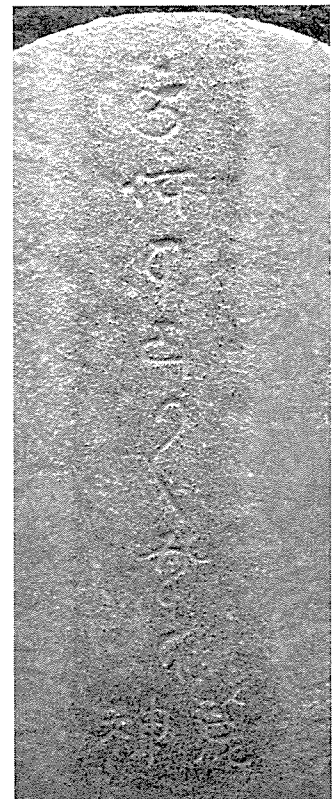
圓流寺2号板碑



圓流寺2号板碑裏銘文拓影



圓流寺3号板碑



圓流寺3号板碑裏銘文拓影



鱈淵寺松本坊（上段）  
墓石群（1）



鱈淵寺松本坊（上段）  
墓石群（2）



鱈淵寺是心院（中段）  
墓石群（1）



鱈淵寺是心院（中段）  
墓石群（2）



鱈淵寺等樹院（下段）  
墓石群（1）



鱈淵寺等樹院（下段）  
墓石群（2）



前圓流寺阿闍利豎者法印榮胤塔  
(是心院墓石群)



僧正魁湛大和尚塔 (松本坊墓石群)



前圓流寺阿闍利豎者法印寂海墓  
(等樹院墓石群)



圓流寺開基豪教塔 (等樹院墓石群)



松平定安寄進鳥居（紐解神社）



圓流寺と西尾団地とにある墓石



松江市立女子高等学校内の東照宮石碑

# 将軍家を祀った東照宮と圓流寺

山根克彦

## 1. 圓流寺の創立

天台宗照高山圓流寺（松江市西尾町）は、堀尾吉晴の孫忠晴が寛永5年（1628）に西尾の地に、東照宮の別当寺として建て、祀ったものである。その後、寛永15年に信濃国松本より出雲に移封された松平直政が、明暦元年（1655）に大猷院殿（3代将軍徳川家光）の靈廟を建立している。そして寛文3年（1663）家光の13回忌に鐘楼を造営し、殿堂伽藍が整えられる。

## 2. 歴代将軍家の靈廟圓流寺

圓流寺は3代将軍徳川家光の靈廟が造られてから、これより後は寛永寺に葬られた将軍は、この圓流寺に祀られることになり、増上寺に葬られる将軍は寺町の誓願寺に祀られるようになった。

### 圓流寺の歴代将軍の位牌

	院号	補任	没年
3代徳川家光	大猷院殿	元和9年7月(1623)	慶安4年(1651) 48歳
4代 家綱	嚴有院殿	慶安4年8月(1651)	延宝8年(1680) 40歳
5代 綱吉	常憲院殿	延宝8年8月(1680)	宝永6年(1709) 64歳
8代 吉宗	有徳院殿	享保元年8月(1716)	宝暦元年(1751) 68歳
10代 家治	凌明院殿	宝暦10年9月(1760)	天明6年(1786) 50歳
11代 家斉	文恭院殿	天明7年4月(1787)	天保12年(1841) 69歳
13代 家定	温恭院殿	嘉永6年11月(1852)	安政5年(1858) 35歳

天台宗東叡山寛永寺は、家光が創建した将軍家の祈祷寺であって、真言宗三縁山増上寺は、徳川家康によって徳川家の菩提寺となっていた。以後増上寺は、浄土宗の総本山として高い寺格を誇っていた。徳川家康は、東照大権現として日光山東照宮に祀られている。

3代家光は本来なれば、家康が徳川家の菩提寺と定めた芝増上寺に埋葬されるべきであったが、自ら開創した寛永寺に葬儀を依頼していたとされる。そして家光は最も敬慕していた家康の眠る東照宮に埋葬されることを望んでいたことから、祈祷寺であった寛永寺も菩提寺となり、寛永期以来の江戸二大寺間のバランスは大きく崩れ、寛永寺が将軍家菩提寺として大きな勢力を持つこととなる。

こうした寛永寺・増上寺の両寺の菩提寺としての勢力争いの結果、両寺のバランスを取るような形で、五代綱吉以降の将軍は、十四代家茂まで寛永寺と増上寺に祀られる将軍は四人ずつとなっている。松江藩もこれに従って、圓流寺、誓願寺に分けて各将軍が祀られていた。

## 3. 浄土宗本縁山誓願寺

寺町にある誓願寺は、元広瀬町富田にあり、堀尾氏の香華寺であったという。慶長13年（1608）

松江開府と共に伝承上人によってこの地に移転したといわれる。堂宇をはじめ建物楼門に至まで堀尾吉晴によって建立されたもので、当時その華麗さは、人目を驚かす程のものであったという。

松平直政は、2代将軍秀忠の霊廟を祀らせ、200石を与え出雲国の諸寺の上席としたという。

元禄元年（1688）に火災により総てを焼失し、翌2年に再び諸堂宇が再建されている。4代藩主吉透が再建した楼門は、小林如泥の祖父が棟梁として建築したと伝わり、昭和2年（1927）に修理が不可能となり取り壊されてしまった。

増上寺に葬られている各将軍の霊位は、当寺に誓願寺に祀られていたであろうが、現在将軍家の位牌は2代秀忠、9代家重、14代家茂の3基しか残されていない。

#### 誓願寺現有位牌（●印は所在）

	院号	補任	没年	
●	2代 徳川秀忠大徳院殿	慶長10年 4月(1605)	寛永 9年(1632)	54歳
	6代 家宣文昭院殿	宝永 6年 5月(1709)	正徳 2年(1712)	51歳
	7代 家継有章院殿	正徳 3年 4月(1712)	享保元年(1716)	8歳
●	9代 家重淳信院殿	延享 2年11月(1745)	宝歴11年(1761)	51歳
	12代 家慶慎徳院殿	天保 8年 9月(1837)	嘉永 6年(1853)	61歳
●	14代 家茂昭徳院殿	安政 5年12月(1857)	慶応 2年(1866)	21歳

残っている3基の位牌は、円流寺と同形で観音開きに金箔を施した厨子に入れられ、雲形の位牌も豪華な作りである。そして当寺の檀家に松江藩の家老であった三谷家の菩提寺となっている。又、本堂には、松平治郷公親筆による山号本縁山と書かれた掛け軸がある。

## 4. 圓流寺の変遷

当寺は東照宮の別当寺として本尊不動明王を安置し殿堂伽藍が立ち並び、開創当初は1000石を与えられ、天台宗として平田の鰐淵寺、安来の清水寺と並んで寺格の高い寺院であった。住職の格式も高く家老向座であり、住職は代々鰐淵寺より派遣された僧であった。

境内の建造物は、御霊殿、通殿、拝殿、唐御門（伝如泥作）鐘楼、四脚門等があり、下段にも荘重な本堂（瓦葺）庫裏があった。当時の本堂は、上の間、次の間、三の間、四の間、対面所、使者の間、書院、茶の間等がある豪壮な建物であったという。当時前の川は禁漁区であって、坂下の道路（現在の県道）は、一般人の自由通行は禁止されていたと伝えられる。

威勢を誇っていた圓流寺は、江戸幕府の崩壊と共に松江藩も廃藩置県となって、藩の支援を失い崩壊の道を迎えることになる。第二十世の伽羅陀覚湛住職在任中に廃藩となり、寺領も給せられなかったため近郷の子弟を集めて寺子屋を開き収入の足しにしていたが、こんなことでは寺の維持が出来ず、広い本堂を売却してしまう。二十一世の村田寂順は、在職数年であったが元治元年（1864）鰐淵寺の松本坊住持となっていたが、明治元年（1868）の廃仏毀釈運動が起こり、天台宗本山の比叡山延暦寺にも危機が迫り、その回避運動を起こし成功させた僧であって、後明治29年（1896）天台座主、京都妙法院座主にもなっている名僧であった。

二十二世貴志寂忍師の時に益々維持困難となり倉庫を売却し、庫裏を取り壊しその材料で本堂跡に庫裏を長さ五間横三間半に縮小して再建している。二十三世林寂応師も1年ばかりで他へ転じた



ので、その後は無住となり山内は一層荒廃し、本堂及び庫裏の跡地は西尾地区の共有となる。

地区民遺跡地に桜、桃、楓等を植え公園探芳園を開設し来遊者が多くあったという。しかしその後太平洋戦争となり、鐘楼の鐘は供出され、敗戦後は公園も開墾され畑地となった。昭和27年(1952)には鐘楼も解体して売却されたので、境内の荘厳さは失われてしまった。

昭和40年(1965)には、東照宮、圓流寺は松江市立女子高等学校建設により、総ての古い建物は、解体され、汝泥作と伝わる御成門は月照寺へ移転し、御霊殿(尊牌殿)、四脚門等は解体されて西津田の山荘安来家に移設されている。

## 5. 東照宮の変遷

堀尾忠晴によって建立された東照宮は、圓流寺の境内にあり、その後松平直政によって更に社殿を造営し、山上の大鳥居は慶安2年(1649)の直政の寄進であった。祭日は毎年4月17日で、藩主は参勤交代があり在国の隔年には必ず参拝したという。松江城下から、十二丁櫓の船で参り、お供は家老、御添え役、寺社奉行等々が随行した。西尾の舟入りにはいると直ちに上陸し、坂下の茶屋で休息であった。波止場に建てられた鳥居と二基の灯籠は、嘉永6年(1853)10代藩主定安の寄進によるものである。

明治維新により廃藩後、東照宮の祭祀は西尾の紐解神社の宮司吉岡氏が当たっていた。そして明治31年(1898)に直政を祀る楽山神社に神霊を合祀し、さらに翌32年(1899)本殿を城山二の丸に移遷して松江神社として建立している。松江神社の社殿前の大鳥居や手水舎はその時に移転されたものである。その他に定安公寄進の灯籠2基も移されている。また、現在一畑ホテルの庭園にある大灯籠は対であったと言われ、その内の1基であり火袋には8弁の菊花紋様が彫られている。

東照宮は圓流寺の北側にあったといわれ、現在松江市立女子高校の校門に入って右側に、東照宮遺蹟の石碑が立っている。

## 6. 売却、移設された東照宮と圓流寺の建造物

### 東照宮

[本殿] 明治32年(1899) 松江神社へ移築。

[手水舎] 明治32年松江神社へ移築。大工棟梁渡辺加兵衛好真作。

[大鳥居] 明治32年松江神社へ移築。慶安2年(1649) 直政公寄進。

[二の鳥居] 西尾町紐解神社へ移設。[灯籠] 松江神社へ移設。

[大灯籠] 一対の内一基一畑ホテルへ移築。他の一基不明。

### 圓流寺

[本堂] 20世覚湛の代に売却。

[倉庫] 22世寂忍の代に倉庫売却。

[庫裏] 庫裏を解体5間×3間5半に縮小し再建。

[鐘楼] 鐘太平洋戦争中に供出、昭和27年(1952)に解体し売却。

[拝殿] 2間半×5間唐破風の向拝。昭和21年(1946) 仁多郡奥出雲町三成、臨濟宗善勝寺へ

売却され本堂となっている。解体された用材は、松江駅まで馬車で運搬し、松江駅より木次線で貨車により輸送する。

[ 御霊殿 (尊牌殿) ] 昭和 40 年 (1965) 松江女子高校建設により、西津田山荘安来家へ移築。

[ 通殿 ] 西津田山荘安来家へ移築。

[ 四脚山門 ] 西津田山荘安来家へ移築。

[ 四脚唐門 ] 西津田山荘安来家へ移築。

[ 御成門 ] 唐御門月照寺 (小林如泥作と伝わる) へ移築。

## 7. 圓流寺の仏像等について

圓流寺堂宇内に、歴代将軍家の大位牌と共に仏像等の寺宝が保管されている。その内仏像等の調査を平成 20 年 (2008) 5 月に、島根県立古代出雲歴史博物館の主任学芸員の椋木賢治氏に依頼した。以下、調査成果を紹介する。(椋木賢治氏作成の報告)

### [ 不動明王立像 ]

木像、彩色、玉眼、江戸時代、像高 55 cm、台座～光背高 90 cm、台座幅 33 cm

右手に宝剣、左手に羂索を持ち、やや腰を右にひねって立つ不動明王像。右手は腰の辺りに、左手は胸の高さに構える。表情は忿怒の相を見せる。両眼を見開き、両牙とも下方に向く。両口角をかるく上げる。上半身には条帛を着け、下半身には裙と腰布を着ける。瓔珞、腕釧は銅製、肉付きや腰の捻り、衣文による動きの表出は減り張りが効いており、そつのない造形は好感がもてる。

火炎光背は尊像に覆いかぶさるように立体的に造られている。

### [ 宝冠阿弥陀如来座像 ]

木像、彩色 (後補)、彫眼、平安時代後期、像高 69 cm、髪際高 56.6 cm、膝張り 55.4 cm

宝冠を戴き、両手で法界定印を結び、右脚を上結果跏趺坐する宝冠阿弥陀如来像。構造は頭部を一材から彫り出し、膝に横一材を矧ぎ、両肩先を別材とするようである。(彩色のため詳細不明) 体部のみ内割りをして施している。像低は削られておらず、内割りは背面から施されているものと思われる (背面は未確認)。

彫眼、耳耳朶環状、三道を刻む、白毫木製、彩色は後補。

後補の彩色により構造や表現が判然としないものの、浅く整った穏やかな衣文などから平安時代後期の作風を伝えるものと見られる。本来、美しい彫像であろう。

### [ 男神坐像 ]

木像、彩色 (後補)、彫眼、室町時代、像高 26.5 cm

口を開けて歯を見せる異形の神像。両足裏を合わせて座す。天台宗で常行三昧堂の守護神とされる摩多羅神と見られる。通常、頭部に唐制の幞頭をつけ和様の狩衣を着け、鼓を打つ姿に表わされる。本像の場合、冠上部欠失、手先、持物欠失により像主は定かではないが、異形の相貌を表わす表現は巧みで見べきものがある。

### [ 地藏菩薩坐像 ]

木像 彩色 (後補)、彫眼、室町時代、像高 27.8 cm

左脚を踏み下げて岩座に坐す地藏菩薩像。頭部側面部欠失。両手先欠失。

#### [ 伝教大師坐像 ]

木像、彩色、玉眼、室町時代、像高 33.6 cm

頭巾を被り禪定印を結んで坐す僧形像。伝教大師最澄の像と見られる。

#### [ 薬師三尊懸仏 ]

銅製、室町～江戸時代、径 65.5 cm、薬師像高 13.4 cm、板厚 6.4 cm

木胎を銅板で覆った基板に、別鑄の薬師如来坐像、日光・月光の両脇侍菩薩立像、台座、花瓶などを取り付ける。獅嚙は木像彩色。

薬師三尊の衣文の表現から室町～江戸時代の制作と思われる。

#### [ 鷹図 ]

紙本金地着色・扁額・江戸時代、本紙 縦 105.4 cm、横 92.6 cm

松樹に留まる一羽の鷹を描く。落款・印章がなく作者については不明。江戸時代前期に活躍した松江藩御用絵師狩野永雲（1697年没）の作風に近い。

※当鷹図の扁額の作者は、松江藩御用絵師狩野永雲筆と伝わり、『あさくみ郷土史考』でも狩野永雲としている。

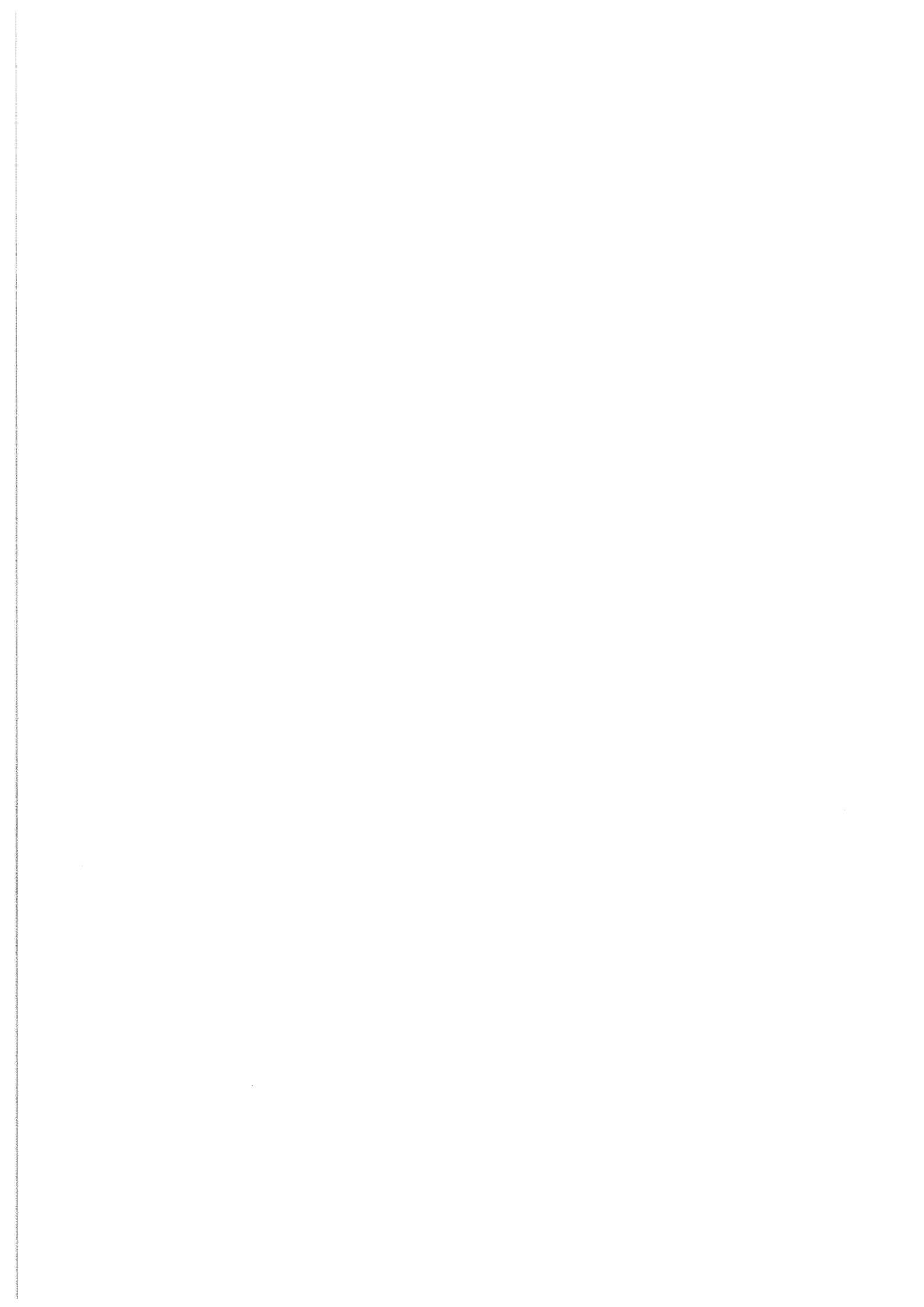
## 8. おわりに

圓流寺は昭和 40 年（1965）の松江市立女子高等学校建設により、全ての建物は解体されてしまった。その後鉄筋コンクリートの小堂宇が松江市立女子高等学校下に建立され、堂宇内に歴代将軍の位牌や仏像などが僅かに保管されている。当圓流寺は、現在檀家は無く西尾町内の 3 軒の町民の方により維持管理されている。そして鉄筋コンクリートの小堂宇は老朽化し、雨漏りがして中央部の天井は落ち破損している。また、コンクリートの堂宇は温度、湿度の管理が全くなされていないために、室内に保存されている貴重な文化財である位牌や仏像等損傷が激しく損壊の危機的な状態にある。

現在圓流寺護持のメンバーは実質 2 軒であって、しかも高齢となられており、堂宇と貴重な文化財の保存管理は到底無理であり保存対策が急がれる。しかし幸いなことに当圓流寺の境内にあった建物が、移築当時のままに松江市内の山荘に位牌堂、通殿、四脚門、山門が現在不使用の状態であり、これらの諸堂と合わせて保存活用ができればと考える。

（参考資料）『あさくみ郷土史考』1956.2.18、『もうひとつの徳川物語・徳川家霊廟の謎』誠文堂報光社 1983.11.12、『島根県史 8 巻』、『朝酌郷土誌』、『松江市誌』、『島根評論』第 9 巻下 1932.12.1、『心の散歩道』白濁の今昔を訪ねる 1993.3

（やまね かつひこ 松江市立生馬公民館長）



# 堀尾氏関係史料目録

福井将介

## 1) 編年史料

注・出典覧中の※印を付したものを典拠に作成した。

no	年号	西暦	文書名	発給者	受給者	内容	出典	備考
1	(天正10)3.13	1582	堀尾吉定書状	吉定(花押)	坪内源太郎、坪内喜太郎	信濃高遠での戦功賞し、15日に備前へ出陣することを伝える	坪内文書(東大史影)。「岐阜県史」資料編古代中世4、坪内文書12号※	〔奥切封ウハ書〕 「堀尾茂吉定、坪内喜太郎殿人々御中」
2	天正10.9.9	1582	羽柴秀吉領知宛行状	筑前守秀吉(花押)	堀尾も介	丹波水上郡内6284石を宛われる	円成寺藏文書(松江市)。島田成矩「堀尾吉晴」p236※	
3	天正10.11.12	1582	堀尾吉直寄進状	堀尾毛介吉直(花押)	八幡山西坊	田地3段寄進	柏原八幡宮文書(兵庫県丹波市)。「大日本史料」111-2※	「柏原八幡神社伝来資料目録」に写真あり
4	天正10.11.吉	1582	堀尾吉直寄進状	堀尾毛介吉直(花押)	八幡山西坊	下地1段寄進	柏原八幡宮文書(兵庫県丹波市)。「大日本史料」111-2※	「柏原八幡神社伝来資料目録」に写真あり
5	天正11.8.朔	1583	羽柴秀吉領知宛行状写	秀吉(花押影)	久徳左近兵衛尉	江州犬上郡多賀荘内において3000石を宛行。天正13年の吉晴佐和山領有時に久徳分の土地を含む	集古文書(東大史影)。「新修彦根市史」5、784号※	
6	天正11.8.朔	1583	久徳左近兵衛尉領知目録写	秀吉(花押影)	久徳左近兵衛尉	久徳への江州犬上郡内の知行目録	集古文書(東大史影)。「新修彦根市史」5、785号※	
7	天正12.3.7	1584	堀尾寺地寄進状	堀尾茂助(花押)	西堂場	屋敷地安堵	西恩寺所藏文書(福井県高浜町)。「本堂復興落慶法要記念誌」※	
8	(天正12)3.8	1584	羽柴秀吉書状	筑前守秀吉(花押)	堀尾毛介	来15日の北伊勢出陣支度を命ず	木村文書(島根県大原郡)。「愛知県史」資料編12、790号※	
9	(天正12)3.13	1584	羽柴秀吉書状写	秀吉(花押影)	惟越	秀吉、丹羽長秀へ尾張・畿内の状況を伝える。堀尾吉晴、近江甲賀へ出陣	松雲公探集遺稿類纂25(金沢市立図書館蔵)。「岐阜県史」資料編古代中世4、松雲公探集遺稿類纂25号※	
10	(天正12)7.6	1584	羽柴秀吉覚書	筑前守秀吉(花押)	美濃守(羽柴長秀)	尾張出陣を8月に延期。吉晴等、陣を固める	八代市立博物館未来の森ミュージアム所藏文書(熊本県八代市)。「愛知県史」資料編12、586号※	
11	天正12	1584	羽柴秀吉陣立書			堀尾毛介手勢600名	古蹟文書(財団法人前田育徳会)。「愛知県史」資料編12、781号※	
12	天正12	1584	羽柴秀吉陣立書			堀尾毛介手勢600名	秋田重季氏藏文書。「愛知県史」資料編12、781号※	8月頃戦況
13	天正12	1584	羽柴秀吉陣立書			ほりを毛介600名	川路孝藏氏藏文書。「愛知県史」資料編12、788号※	長久手合戦直後のものか
14	天正13.閏8.21	1585	堀尾吉晴領知目録	(秀吉花押)	堀尾毛介	近江国内4万石を宛行われる	東京大学史料編纂所藏文書。「大日本史料」11-19。「新修彦根市史」5、802号※	
15	天正13閏8.22	1585	羽柴秀吉朱印状	(朱印)	堀尾毛介	近江国坂田郡内6505石を蔵入地に繰り入れる	「思文閣古書資料目録」208、平成20年、89号※	
参考	天正13閏8.22	1585	秀吉領知宛行状案	秀吉花押	羽柴孫七郎	秀吉、羽柴秀次へ近江43万石を宛行う。その内23万石は宿老分。	尊経閣文庫蔵。「新修彦根市史」5、803号※	
16	天正14.1.2	1586	豊臣秀吉朱印状	(朱印)	堀尾毛介	毛介へ遣わす片桐加兵衛等の人々へ近江料で30日分、米40石3斗2升を与えるよう伝える	片桐文書(お茶の水図書館蔵)。「お茶の水図書館蔵成實堂文庫武家文書の研究と目録」上、225号※	片桐加兵衛貞隆
17	(天正14)4.23	1586	豊臣秀吉朱印状	(朱印)	山内対馬守、堀尾帯刀	旭姫祝言につき人夫を差し出す	五藤文書(東大史影写本)。「新修彦根市史」5、805号※。「愛知県史」資料編12、1091号	
18	天正14.9	1586	聚楽第之図			堀尾帯刀屋敷地がみえる 9月に聚楽第ほぼ完成	広島市立図書館浅野文庫蔵「浅野文庫諸国古城之図」※	江戸時代写
19	(天正14-17)12.25	1586-89	千宗易書状	易(花押) 利休 宗易	堀尾	多忙のため、見舞できず詫びる	「定本利休の手紙」147号※	
20	(天正15)卯.8	1587	木下半助書状	木下半助(花押)	中村式部少輔、山内対馬守、一柳伊豆守、日根野織部、堀尾帯刀、同勘右衛門	羽柴秀次を補佐していた諸將宛に九州での戦況を伝える	阿部直輔蔵(美濃国第十区十二小区加茂郡太田村)。岐阜県「古文書類集」。日下寛編「豊古遺文」※。	
21	(天正15)11.28	1587	田中吉政書状	田中吉政(花押)	堀尾	近江成菩提院所務の大野木年貢引き渡し照会の返事	成菩提院(滋賀県米原市)。「東大史編年文書家分」乾35※	翌日付田中吉政書状から年代推定(同文書)
参考	天正15.11.29	1587	田中吉政書状	田中吉政(花押)	柏原成菩提院 御坊中	近江成菩提院領として大野木郷内に21石余を免許	成菩提院(滋賀県米原市)。「改訂近江国坂田郡志」成菩提院文書14号※	
22	(天正頃)卯.6	1586-88	豊臣秀吉朱印状	(朱印)	堀尾二郎介、山内対馬守	若狭の鉄を近江朝妻から美濃大垣まで運ぶことを命ず	御手許文書。「山内家史料」。「新修彦根市史」5、820号※	
23	(天正頃)9.27	1587-88	豊臣秀吉朱印状写	印	山内対馬守、堀尾金助	東山大仏殿の造営材木の運搬を命ず 木下美作・中村式部少輔	中村不能齊探集文書(東大史影写本)。「新修彦根市史」5、807号※	木下一元的美作守任官天正14年11月9日
24	(天正頃)3.13	1588-89	千宗易書状	宗易(花押)	堀尾帯刀	山内一豊と堀尾吉晴が昨夜宗易を尋ねたことを帰宅して知り、兩人へ茶に誘う。	浪花勇次郎氏藏文書。「定本利休の手紙」212号※	堀尾と山内が帯刀と対馬を用いるのは天正14年4月以降、天正15年九州攻めのため天正16-17年頃か
25	天正16.7.26	1588	天正記			上洛中の毛利輝元、秀次邸の宴に赴く。堀尾帯刀左衛門等師太刀・300疋にて罷出る	毛利文庫蔵。「戦国期毛利史料撰」※	「天正記」別名「輝元公上洛日記」
26	(天正16-17)9.6	1586-88	豊臣秀吉朱印状写	秀吉御朱印	一柳伊豆守	大仏殿の材木を近江柏原まで竹中吉介・源介・稲葉右京等と運搬し堀尾帯刀・山内対馬守らに引き渡す。	一柳家文書。「一柳家史料」3「太閤様御書ノ写」p104※	竹中重門が吉介。同重利が源介。稲葉貞通の右京亮任官(天正16年正月4日公家成)

no	年 号	西暦	文 書 名	発 給 者	受 給 者	内 容	出 典	備 考
27	(天正17)2.9	1589	豊臣秀吉朱印状写	秀吉御朱印	一柳伊豆守	堀尾帯刀へ命じた天守材木の選搬につき、急ぎ届けるように命じる	一柳家文書。「一柳家史料」3「太閤様御書ノ写」p.101※	一柳直末は天正18年の山中城攻めで戦死
28	(天正17)2.13	1589	豊臣秀吉朱印状	(朱印)	堀尾帯刀、山内対馬守	禁中作事用材木の美濃から近江朝妻への運送を命ず	「改訂近江坂田郡志」山内侯爵家文書。「新修彦根市史」5、811号※	
29	(天正17頃)6.19	1589	田中吉政書状	田中兵部大輔吉政(花押)	楞嚴院 名主百姓中	楞嚴院と小足村の用水争論について楞嚴院が領主の佐和山給人(吉晴家臣カ)に訴え堀尾二郎介より小足村の井関を壊すよう折紙が出された。吉政は秀次の意志を受けてその判決を保證した	長浜市宮司東町自治会蔵文書(滋賀県長浜市)。「柳川歴史」3。「秀吉を支えた武将 田中吉政」P.39写真版※	「田中吉政」天正17頃。田中吉政の兵部大輔任官天正16年3月16日
30	天正17.8.17	1589	豊臣秀次家老連署書状	田中兵部大輔吉政(花押)、渡瀬小次郎良政(花押)、宮部肥前守宗治(花押)、山内対馬守一豊(花押)、堀尾帯刀吉晴(花押)	中野郷 百姓中	中野村井水について秀次の命令を伝える。「一豊公紀」宮部肥前守春春とある	池野文書(虎姫町中野)。「東浅井郡誌」4 池野文書1号※	「山内家史料」では宮部宗治を宗春とする
31	天正17.8.19	1589	堀尾吉晴書状	堀尾帯刀吉(花押)	岩女かたへ	中野村清介の跡目を保証し娘岩女を盛りたてるように命じる。	清水家文書(虎姫町中野)。「東浅井郡誌」4、清水文書1号※	
32	天正18.閏5.23	1590	落合助右衛門・祐斎連署手形	祐斎(花押)、落合助右(黒印) 直親(花押)	龍潭寺 納所参	祐斎・落合直親、龍潭寺に物物を納める	龍潭寺文書(浜松市北区引佐町井伊谷)。「静岡県史料」5、引佐郡龍潭寺文書9号※	
33	(天正18)6.21	1590	豊臣秀吉朱印状	(朱印)	齊村左兵衛尉、別所主水正、加藤遠江守、南条伯耆守、木下備中守、垣屋隠岐守、池田伊与守、亀井武藏守、大柿留守居中、佐和山留守居中、大津留守居中、民部卿法印	小田原より京都までの町送人足4人を各所に命じる。佐和山は留守居。	小早川家文書。「大日本古文書」。「新修彦根市史」5、816号※	
34	(天正18)7.16	1590	豊臣秀吉朱印状	(朱印)	別所主水正、加藤遠江守、南条伯耆守、木下備中守、池田伊与守、加藤清左衛門尉、堀尾次郎介、八幡山留守中、新庄駿河守	小田原より京都までの町送りを堀尾次郎介らに命じる。	伊阿弥家文書(東京都板橋区)。「伊阿弥家文書集」。「新修彦根市史」5、817号※	
35	(天正18)8.朔	1590	豊臣秀吉朱印状	(朱印)	堀尾帯刀、山内対馬	佐竹義重上洛の宿送りを命じる	御手許文書。「山内家史料」。「新修彦根市史」5、819号※	
36	天正18.9.21	1590	豊臣秀次遠州替地目録	秀次(花押)	堀尾帯刀	豊臣秀次、吉晴に遠州の替地としてかつらの郷・もり山・たんば(尾張国海東郡内カ)の996石9斗2升を与える	堀尾文書(お茶の水図書館 成實堂文庫蔵)※	「国書総目録」堀尾文書
37	天正18.11.29	1590	祐斎・落合助右衛門連署手形	落合助右衛門(花押)、祐斎(花押)	中村與太夫	中村與太夫に新宿市日取役を与える	引佐郡 中村文書(浜松市北区細江町)。「静岡県史料」5、引佐郡中村文書6号※	
38	天正18.12.5	1590	落合助右衛門・祐斎連署手形	祐蔵主(花押)、落助右(花押)	興津左近、中村與太夫	興津・中村兩人へ気賀の内屋敷600坪の年貢を与える。左近屋敷600坪の年貢を免許する	引佐郡 中村文書(浜松市北区細江町)。「静岡県史料」5、引佐郡中村文書7号※	
39	天正18.12.21	1590	増田長盛・長東正家連署書状	長東大蔵大輔正家(花押)、増田右衛門尉長盛(花押)	堀尾帯刀	遠州の諸寺社、鶴江寺、願院寺、安寧寺、中泉・八幡、見付惣社、龍神立、浜松・叶之坊への訴訟及び寺社領寄進の指示	鶴江寺文書(浜松市中区鶴江町)。「静岡県史料」近世1、141号。「静岡県史料」5、鶴江寺文書16号※	
40	天正18頃	1590	虚白録	南化和尚		南化和尚、小田原合戦で陣没した堀尾金助の法号を選ぶ。天正18年頃か	「虚白録」。「橋と塔」P.116-117※	
41	天正19.正.2	1591	増田長盛・長東正家連署書状	長東大蔵正家(花押)、増田右衛門尉長盛(花押)	堀尾帯刀	秀吉、遠州の寺社領に関して家康の判形に任せて領主にその引き渡しを命じる。檢地ノ上、秀吉の朱印状で引き渡すように伝える	鶴江寺文書(浜松市中区鶴江町)。「静岡県史料」近世1、142号。「静岡県史料」5、鶴江寺文書17号※	
42	天正19.2.10	1591	堀尾次郎介塩浜年貢賦課書状	次郎介(花押)	宇部見源大夫	堀尾次郎介、塩浜年貢を定める	浜名郡 中村文書(浜松市西区雄略町)。「静岡県史料」近世2-10号※。「静岡県史料」 浜名郡 中村文書16号	
43	天正19.2.24	1591	堀尾賀門証文写	堀尾賀門	大工新三郎	城での大工役を勤めるにあたり百姓並の諸役を免除すること。「掛川誌稿」に収録された大工村の大工茂左衛門所蔵の証文写。	「掛川誌稿」巻7(静岡県立図書館蔵)。「中村育男刻削」掛川誌稿 全翻刻)※	「掛川誌稿」では賀門を堀尾六左衛門尉宗光と考証
44	天正19.3.4	1591	時慶記	西洞院時慶		白川雅朝と中山親綱との話に「御神樂申沙汰有、堀尾彦介ト云々、」とあり	本願寺蔵。時慶記研究会「時慶記」1※	
45	天正19.4.5	1591	引佐郡龍潭寺領指出	龍潭寺納所玄梁(カ)(花押)	奥田十郎兵衛尉	龍潭寺より堀尾氏へ提出された寺領指出	龍潭寺文書(浜松市北区引佐町)。「静岡県史料」近世2、1号※	
46	天正19.卯.10	1591	普傳齋壽風手形	普傳齋壽風(花押)	関阿彌入道、米屋彌二郎	見付問屋を関阿彌入道・米屋彌二郎に申し付ける。普傳齋壽風は見付の代官カ	成瀬文書(神奈川県横浜須賀町)。「静岡県史料」5、成瀬文書6号※	
47	天正19.5.18	1591	落合助右衛門・祐斎連署手形	祐蔵主(花押)・落助右(花押)	気賀村市ば之興太夫かたへ	気賀村坪屋敷永荒地の年貢について	引佐郡 中村文書(浜松市北区細江町)。「静岡県史料」5、引佐郡中村文書8号※	
48	(天正19)6.21	1591	堀尾泰勝書状	堀尾次郎介泰勝(花押)	野久介	家康より清洲へ送る御書付1と浅野彈正の折紙2を吉田への送付について	土佐山内家宝物資料館蔵。相田二郎著「中世の関所」※	
49	(天正19)8.9	1591	豊臣秀次判物 折紙	秀次(花押)	津輕右京亮	豊臣秀次、津輕為信へ津輕仕置に蒲生氏郷・堀尾吉晴等の派遣を伝える	津輕家文書(国文学研究史料館蔵)。「青森県史」近世1、101号文書※	
50	(天正19)8.11	1591	堀尾泰勝書状	堀尾次郎介泰勝(花押)	野久助	中納言様(秀次)への朱印状の運送につき掛川の山内家臣へ書状を送る	土佐山内家宝物資料館蔵。相田二郎著「中世の関所」※	
参考	天正19.9.朔	1591	貞享元年書上	南部大膳大夫	阿部豊後守、堀田下総守	姉帯大学、堀尾家臣熊谷某を討ち取る。堀尾勢も姉帯勢を多く討ち取るといふ。日付は浅野家文書による。近世の編纂物であるが九戸城以外での堀尾勢の動きがわかる。	盛岡南部家文書(岩手県盛岡市盛岡市中央公民館蔵)。「青森県史」中世1、688号※	「寛政重修諸家譜」南部大膳大夫にもほぼ同様の記載。
51	天正19.9.6	1591	浅野彈正少弼(花押)、堀尾帯刀亮(花押)、井伊兵部少輔(花押)、羽柴忠三郎(花押)			浅野長吉・堀尾吉晴等百姓・地下人の遷住を命じる。「御当家御記録」信直記「九戸記」武徳編年集成」に引用	盛岡南部家文書(岩手県盛岡市盛岡市中央公民館蔵)。「青森県史」中世1、537号※	
52	(天正19)9.10	1591	堀尾泰勝書状	堀尾次郎介泰勝(花押)	野久助	中納言様(秀次)・江戸大納言様(家康)への朱印状の箱の運送について	土佐山内家宝物資料館蔵。相田二郎著「中世の関所」※	

no	年号	西暦	文書名	発給者	受給者	内容	出典	備考
53	(天正19)9.11	1591	堀尾泰勝書状	堀尾次郎介泰勝(花押)	野久助	京都より陣中へ送る文書箱と吉田久左衛門尉の添状一通の通達について	土佐山内家宝物資料館蔵。相田二郎著「中世の関所」※	
54	(天正19)9.11	1591	堀尾泰勝書状	堀尾次郎介泰勝(花押)	野久介	陣中へ送る朱印状の箱(油紙で包まれたもの)の通達について	土佐山内家宝物資料館蔵。相田二郎著「中世の関所」※	
55	(天正19)9.14	1591	浅野長吉書状(浅野長政書状)	浅野弾正少弼長吉花押	長東大藏大輔	九戸での戦況と堀尾吉晴が秀次付の軍目付として九戸攻めに従軍する	「豊公遺文」※	「浅野家文書」と同文か
56	(天正19)9.14	1591	浅野長吉書状写(浅野長政書状写)	浅野弾正少弼長吉御判	長東大藏大輔		「大日本古文書 浅野家文書」161号※。「青森県史」近世1、109号	
57	(天正19)9.16	1591	堀尾泰勝書状	堀尾次郎介泰勝(花押)	野久介	中納言(秀次)様へ送る朱印状の箱一つ「うはむしろ」に包むの通達について	土佐山内家宝物資料館蔵。相田二郎著「中世の関所」※	
58	(天正19)9.20	1591	堀尾泰勝書状	堀尾次郎介泰勝(花押)	野久助	朱印状の箱1の通達について	土佐山内家宝物資料館蔵。相田二郎著「中世の関所」※	
59	(天正19)9.27	1591	堀尾泰勝書状	堀尾次郎介泰勝(花押)	野久助	朱印状と大政所様の書状、「うわむしろ」包みの箱1、「うへあまかみ」包みの御文1の通達について	土佐山内家宝物資料館蔵。相田二郎著「中世の関所」※	
60	(天正19-10頃か)	1591	豊臣秀吉感状写	秀吉(御判)	堀尾 帯刀	秀吉、九戸攻めの吉晴の戦功を祝す	「譜牒餘録」(国立公文書館所蔵)※。「大関記」。「円成寺所蔵文書」(松江市)	月日欠。10月5日付井伊直政宛豊臣秀吉朱印状から9月10日に出されたと推測
参考	(天正19)10.5	1591	豊臣秀吉朱印状(折紙)	(朱印)	井伊侍従	秀吉、九戸攻めの井伊直政の戦功を祝す	彦根市博物館蔵。「青森県史」近世1、112号	
61	(天正19)10.3	1591	堀尾泰勝書状	堀尾次郎介泰勝(花押)	野久助	中納言(秀次)様への朱印状箱1「あまかみ」に包みまきふを付の通達について	土佐山内家宝物資料館蔵。相田二郎著「中世の関所」※	
62	(天正19)10.8	1591	堀尾泰勝書状	堀尾次郎介泰勝(花押)	野久助	中納言(秀次)様への朱印状箱1「油紙」に包み「うへむ封」を付の通達について	土佐山内家宝物資料館蔵。相田二郎著「中世の関所」※	
63	(天正19)10.15	1591	堀尾泰勝書状	堀尾次郎介泰勝(花押)	野久助	京都より中納言(秀次)様へ御書の文箱1「あま紙」に入れ封の通達について	土佐山内家宝物資料館蔵。相田二郎著「中世の関所」※	
64	(天正19)10.21	1591	堀尾泰勝書状	堀尾次郎介泰勝(花押)	野久助	堀陣を命じる朱印状箱一つと吉田久左衛門尉 野尾三右衛門殿の添状の通達について	土佐山内家宝物資料館蔵。相田二郎著「中世の関所」※	
65	天正19.12.20	1591	年貢銭請取状	丹彦兵衛、山半右(花押)	(志のわらノ 万太郎)	篠原の万太郎、年貢銭3貫文を納入する	渡辺忠男家文書(浜松市天竜区春野町篠原)。「春野町史」資料編1、460号	
66	天正20.正.11	1592	豊臣秀吉朱印状	(朱印)	堀尾帯刀	伊勢國鈴鹿郡内に2000石3斗の領知を認める	「思文閣古書資料目録」208、平成20年、90号	
67	天正20.正.19	1592	堀尾宗光寺領寄進状写	堀尾六左衛門尉宗光 書判	秋葉寺別当坊光達	びた錢15貫を寄進する	鬼玉恒夫氏所蔵(久保田)。「春野町史」資料編2、589号※。諸州古文書廿三(国立公文書館所蔵)。「静岡県史」近世1、143号。「静岡県史料」4、秋葉寺文書2号	鬼玉恒夫蔵文書と諸州古文書では字句の異同あり
68	(天正19-慶長4)月日未詳		孝藏主消息	孝そう主	ほりほ たて わき(堀尾 帯刀)	年月日欠。浜松在城のころか。堀尾吉晴へ鴨江寺向白山二諦坊領朱印地に昨年よりの物成を支給することを伝える	鴨江寺文書(浜松市鴨江町)。「静岡県史料」5、鴨江寺文書19号	
69	天正20.6	1592	御人数備之次第	秀次		秀次、秀吉渡海の防備を定める。一番備堀尾帯刀允3083人	「武家事紀」巻31(「山鹿素行全集」)底本 松浦家所蔵本※。「尊経閣古文書巻」34	軍法も定める
70	天正20.10.4	1592	言経御記	山科言経	吉晴、聚楽第の秀次朝貢に陪席する		「大日本古記録 言経御記」15	堀尾帯刀助
71	天正20.10.7	1592	言経御記	山科言経	秀次、吉晴邸に臨む		「大日本古記録 言経御記」15	堀尾帯刀助
72	(天正20)10.10	1592	豊臣秀吉朱印状(巻紙)	(朱印)	関白殿	豊臣秀吉、関白秀次に24箇条の覚書で指示する。九鬼氏の絵図を基に安宅船の建造を堀尾等に命じる。刀狩り得た鉄の造船への転用と方向寺大仏普請の中止を命ず。	京都妙法院蔵。「青森県史」近世1、131号	※秀次の関白就任天正19年12月。この文書を受け堀尾氏への造船の指示が命じられたと推測される。
参考	(天正20)10.10	1592	豊臣秀吉朱印状	(朱印)	木食上人	朝鮮出兵用の造船のため大仏殿の造営を中止することを命じる	高野山文書「続宝簡集」御朱印巻。「大日本古文書 高野山文書」12、続宝簡集38-354号※。「史料橋本」	「史料総覧」天正19年10月10日条に入る
73	(天正20)11.23	1592	豊臣秀次朱印状	(朱印)	堀尾帯刀、一柳監物丞	船作事のこと。長さ19間・横6間の船を用意することを命じる。	酒井家臣所持文書(東京大学史料編纂所蔵)。「史料編纂所紀要」7、酒井家臣所持文書1号	「山内家史料」では天正19年に造船があったとする。
74	(文禄元)極.22	1592	豊臣秀吉朱印状写	朱印	堀尾帯刀	秀吉の年暮の祝儀の返事、大船のこと(造船)精を入れ、油断せぬよう取りはからうように命じ、木下半助より伝えるとしている	佐草平安氏蔵文書(鳥根県古代文化センター寄託)。「鳥根県古代文化センター調査研究報告」24、佐草文書252号	(社家所蔵古文書写、佐草家)天正20・10・10豊臣秀吉朱印状との関わりから天正20年と推定した。
75	文禄元.12.26	1592	年貢銭請取状	丹彦兵衛(花押)、山半右衛門(花押)	(志のわらノ 万太郎)	篠原の万太郎、年貢銭3貫文を納入する	渡辺忠男家文書(浜松市天竜区春野町篠原)。「春野町史」資料編1、461号	
76	(文禄2)2.27	1592	豊臣秀吉朱印状	(朱印)	堀尾帯刀	手前造りの大安宅船二艘竣工に就き、順風次第進下す旨を命じる内容。(瀧江文書目録に見える)	瀧江文書(お茶の水図書館 成實堂文庫蔵)。「成實堂古文書目録」※	
77	文禄2.卯.20	1593	堀尾吉晴制札(木札)	吉晴(花押)	(ふさい寺井せいらんらん)	吉晴、普濟寺と西来院の竹木伐採を禁ずる	普濟寺文書(浜松市中区広沢町)。「静岡県史料」近世1、144号。「静岡県史料」5、普濟寺文書7号	
78	文禄2.6.17	1593	浅井五郎右衛門手形	浅井五郎右衛門尉久(花押)	中村與大夫	新宿目日取諸事之儀、拵・助右の認めたとおり安堵する	引佐郡 中村文書(浜松市北区細江町)。「静岡県史料」5、引佐郡 中村文書9号	
79	(文禄2)7.12	1593	豊臣秀吉朱印状写	秀吉御朱印	一柳監物	秀吉、一柳直盛へ堀尾と協力して建造した大安宅船の出来を賞す	一柳家文書。「一柳家史料」3「太閤様御書ノ写」p118	「大安宅之儀被仰出候處、堀尾申談作之、品々丈夫二見事出来候」
80	文禄2.9.11	1593	堀尾泰勝社領寄進状	堀尾次郎介(黒印)	かんぬし たまのき虎蔵	遠州長上郡蒲之内、上飯田村稲荷社の神領、上田老宅を寄進する	浜名郡 稲荷神社文書(浜松市南区上飯田町)。「静岡県史」近世1、145号。「静岡県史料」15稲荷神社文書3号	
81	(文禄2-3頃)9.21	1593-94	前田玄以等四名連署書状	民部卿法印(花押)、山内対馬守(花押)、堀尾帯刀(花押)、中村式部少輔(花押)	伊藤加賀守	摂津おふら村と下おふら村の用水争論に対し関係者を上洛させるよう命じる	南部文書(滋賀県)(東史影)※。「吉晴花押」大日本史料12-11※	史料編纂所では天正19年に比定。

no	年 号	西暦	文 書 名	発 給 者	受 給 者	内 容	出 典	備 考
82	文禄2.閏9.21	1593	木下半助書状写	木下半助	壽命院	秀吉、諸侯を伏見に招いて茶会を行う。23日の四番目堀尾帯刀。堀尾帯刀請取の御殿について	「駒井日記」[改定史籍集覧]25※	伏見築城はこの後本格化する
83	文禄2.閏9.24	1593	駒井日記	駒井重勝		25日、晩に秀吉伏見の堀尾吉晴邸に御成の予定のこと	「駒井日記」[改定史籍集覧]25※	
84	文禄3.正.20	1594	駒井日記	駒井重勝		前田玄以からの19日付書状に大坂城総構の普請を関白様御家来衆に命じる。堀尾吉晴は大仏かかりも命じられている	「駒井日記」[新修大阪府史]史料編5.2-1.30号※。[改定史籍集覧]25	
85	文禄3.2.5	1594	姓未詳朝左衛門・少斎連署手形	少斎(花押)、朝左衛門(花押)	高園彦次郎	高園の彦次郎の居屋敷七畝その他屋敷壹反三畝を扶助する	岩品文書(浜松市浜北区)。「静岡県史料」5、岩品文書 2号※	
86	文禄3.8.21	1594	伏見大光明寺勸進帳(卷子、モト冊子)	山中山城守(花押)、有馬刑部卿法印(花押)、右楽斎(花押)		堀尾帯刀20石寄進する。花押あり。諸侯102名(1名重複)の名簿書立	相国寺本坊文書。「相国寺蔵 西笑和尚文書」相国寺本坊文書39号※。「新修徳川家康文書の研究」2、P214-223	
87	文禄3.9.21	1594	豊臣秀吉知行目録	(朱印)	堀尾帯刀	伊勢國鈴鹿郡内に2000石の領知を認める。文禄の檢地による知行目録	亀山市歴史博物館蔵。「第7回テーマ展示 亀山と天下人」小図録写真※	
88	文禄4.正.15	1595	高麗園出陣人数帳			朝鮮出兵計画が出される。高麗之城々留守居として堀尾帯刀は1000名を動員する	「大日本古文書 鳥津家文書」2、957号※	
89	文禄4.卯.3	1595	某正鶴間屋定書	正鶴(花押)	米屋	正鶴、見付の間屋定書を出す	成瀬文書(神奈川県横須賀市)。「静岡県史料」5、成瀬文書7号※	
90	文禄4.卯.15	1595	間阿彌・米屋連署書状案	かんあみ、米屋	御正鶴	間屋について役を受けることを正鶴へ申し出る	成瀬文書(神奈川県横須賀市)。「静岡県史料」5、成瀬文書8号※	
91	(文禄4.慶長2)卯.21	1595.97	毛利輝元書状	輝元(花押)	(堀尾帯刀)	雨中見舞いとして酒樽を贈る。文禄4年正月6日に輝元は権中納言任官「お湯殿の上の日記」	徳山毛利家文書(徳山市市立美術博物館蔵)。「山口県史 中世」2 徳山毛利家文書1号※	(モト端裏捻封ウツ書)「墨引」堀尾帯刀殿御所書中 輝元」[山口県史]文禄4.慶長2と推定。
92	文禄4.7.吉	1595	柏原八幡神社縁起	澄雲(花押)		澄雲法印の撰。天正10年焼失した社殿を堀尾吉晴が社の由緒を尋ね秀吉の祈願所として復興した経緯について	水上郡柏原町 八幡神社蔵(丹波市)。「兵庫県史」中世4、柏原八幡神社1号※	「堀尾ノモ介」
93	文禄4.8.27	1595	燈明田等寄進申状案			丹波水上郡柏原八幡神社の燈明田等の寄進を堀尾吉晴等が行ったとする内容の申状案	水上郡柏原町 八幡神社蔵(丹波市)。「兵庫県史」中世3、柏原八幡宮文書22号※	
94	(文禄4)9.9	1595	徳川秀忠書状	御名(花押)	堀尾帯刀	今度祝言に就き、太刀一腰・馬代銀拾枚・給二重などの御礼を大久保相模守より詳しく述べる。文禄4年9月に浅井江との婚礼の時カ。	「黄蘗古簡集」巻5、城府5、上泉又平蔵。「岡山県地方史料叢書」18※	(岡山城下「備藩國臣古証文」で校訂)「台徳廟御書」
95	(文禄4)11.7	1595	山中之川上御檢地帳	落合孫左衛門、石田助左衛門、外山弥七郎、森田次左衛門、大野忠右衛門	遠州豊田郡内		山田家文書(浜松市天竜区佐久間町浦川 山田保夫氏蔵)。「佐久間町史」史料編3下、山田家文書71号※	
96	(文禄4)11.10	1595	うら川之内吉沢村御檢地帳	落合孫左衛門、石田助左衛門、外山弥七郎、森田次左衛門、大野忠右衛門	遠州豊田郡内		山田家文書(浜松市天竜区佐久間町浦川 山田保夫氏蔵)。「佐久間町史」史料編3下、山田家文書72号※	
97	(文禄4)	1595	豊田郡内檢地帳断簡カ		遠州豊田郡内	、かつさき	佐久間町 山田家文書 「静岡県史」近世2、解説より	
98	(文禄4)	1595	豊田郡内檢地帳断簡カ		遠州豊田郡内	嶋中村、早瀬村	佐久間町 山田家文書 「静岡県史」近世2、解説より	
99	(文禄4)	1595	豊田郡内檢地帳断簡カ		遠州豊田郡内	中ノ村	佐久間町 山田家文書 「静岡県史」近世2、解説より	
100	(文禄4)	1595	豊田郡内檢地帳断簡カ		遠州豊田郡内	おだか村、地八村、わさま村	佐久間町 山田家文書 「静岡県史」近世2、解説より	
101	文禄4項	1595	伏見普請役之帳			11万2000石、堀尾帯刀。伏見城築城の普請役についてであるが、文禄4年秀次失脚後の状況を示したものか	史籍雑纂「当代記・駿府記」巻2※。	
102	文禄5.5.17	1596	吉右衛門公方役鍛冶炭手形写	吉右印	堀谷村百姓中	「堀尾帯刀様御代」、鍛冶炭が公方役として課される	浜北市 堀谷区蔵(浜松市浜北区)。「静岡県史」近世2、11号※	
103	文禄5.菊.2	1596	平尾福富宮棟札銘	願主 二郎右衛門		二郎右衛門、願主として平尾に福富宮を再興し棟札を奉納する。地頭堀尾六左衛門殿、代官衆丹羽彦兵衛・山口半右衛門	堀之内熱田神社蔵(浜松市天竜区春野町)。「春野町史」資料編1、462号※	
104	文禄5.霜	1596	当宮棟札銘	願主 源馬		源馬、願主として宮を再興し棟札を奉納する。地頭堀尾六左衛門殿・代官衆丹羽彦兵衛・山口半右衛門	堀之内熱田神社蔵(浜松市天竜区春野町)。「春野町史」資料編1、463号※	
105	慶長元.10	1596	名寄帳		遠州豊田郡内		山田家文書(浜松市天竜区佐久間町浦川)。「佐久間町史」史料編3下、山田家文書1号※	
106	慶長2.4.22	1596	日用集 三	西笑承兌		西笑承兌、増田長盛へ使者へ赴く飯有り、堀尾帯刀・藤堂佐渡守と相会す	「日用集」[大日本史料]12.5※	慶長12年12月27日余
107	慶長2.6.15	1597	豊臣秀吉朱印状	(朱印)		方広寺大仏殿を再興にあたり普光寺如来の京都への輸送を命じる。堀尾吉晴は、浜松より吉田定担当する。「武家事紀」では違う区間を記す。	甲斐普光寺文書。「山梨県史」資料編8、山梨近世1-295号※。「秀吉を支えた武将 田中吉政」写真	
108	(慶長3)正.4	1598	浅野幸長書状案	浅野左京	堀尾帯刀	蔚山城の戦いにおける戦況を堀尾吉晴他の諸將へ伝える。堀尾吉晴宛	浅野家文書。「浅野幸長蔚山龍城後書状案紙」[大日本古文書 浅野家文書]257号※	
109	(慶長3)正.4	1598	浅野幸長書状案	浅野左京	堀尾信濃	同上。堀尾忠氏宛	浅野家文書。「浅野幸長蔚山龍城後書状案紙」[大日本古文書 浅野家文書]257号※	
110	慶長3.極.20	1598	孫左衛門外方役鍛冶炭手形写	彦兵衛印、加齊印、孫左衛門印	堀谷村百姓中	「堀尾信濃守様御代」鍛冶炭が夫役として課される	浜北市 堀谷区蔵(浜松市浜北区)。「静岡県史」近世2、12号※	
111	慶長3項	1598	伏見桃山御殿太閤撰政閩白太政大臣正一位豊臣朝臣秀吉公御城並大小名御屋鋪之図			堀尾吉晴伏見に屋敷を構える(福岡市博物館蔵)	福岡市博物館蔵。「青森県史」近世1、240号※	江戸中期写
参考	慶長3	1598	掛川誌稿巻9(領家村 権現)			慶長3年の棟札に御地頭堀尾掃部殿、代官丹羽吉兵衛の記述あり	「掛川誌稿」巻9(静岡県立図書館蔵)。中村育男翻刻「掛川誌稿 全翻刻」※	



no	年号	西暦	文書名	発給者	受給者	内容	出典	備考
112	慶長3項	1598	伏見城図			「伏見桃山御殿大開撰政開白太政大臣正一位豊臣朝臣秀吉公御城並大名御屋敷之図」とは屋敷割に差異がある	愛知県西尾市若潮文庫蔵。『秀吉を支えた武将田中吉政』※	江戸時代写
113	(慶長4以前) 2.15		増右長盛・長東正家・石田三成・前田玄以連署書状	増右長盛、長大正家、石田三成、徳善玄以	堀尾帯刀	百姓に田畑を捨て日雇いになることを禁じる	堀尾文書(お茶の水図書館 成資堂文庫蔵)。「成資堂文庫古文書目録」による※	元折紙。軸装。
114	慶長4.2.18	1599	慶長己亥二月十八日御行列次第			堀尾帯刀先生、豊臣秀吉の葬儀に参列する	「慶長己亥二月十八日御行列次第」。「山内家史料 一豊公紀」※	
115	(慶長4以前) 2.晦		長東正家・増田長盛連署書状	長大正家、増右長盛	堀尾帯	賑煽の進上を催促する	堀尾文書(お茶の水図書館 成資堂文庫蔵)。「成資堂文庫古文書目録」による※	元折紙。軸装。
116	慶長4.3.朔	1599	井伊直政起請文写	井伊兵部少輔直政	堀尾帯刀	慶長4年2月25日の家康と4大老・5奉行の和解に吉晴が尽力したことについて	「慶長治乱記」[関ヶ原合戦史料集]※	「譜牒餘録」・「堀尾家由緒書」所収の起請文月日欠とは異同あり。
117	(慶長4)後3.26	1599	徳川家康書状	家康(花押)	片桐正	片桐且元へ大野修理の預かる豊臣代官所の儀についての返答。裁決を浅野・増田・長東へ申渡し委細は吉晴と中村一氏から且元へ説明する	「長尾文書 備中」[徳川家康文書の研究]中巻P407-408※	
118	慶長4.6.13	1599	豊臣五大老連署知行宛行状写	利長、輝元、景勝、秀家、家康	江原小五郎	江原小五郎へ越前府中方1000石を与える。慶長4年10月に吉晴与力となる	「荒尾文書」[「因幡志」]。[徳川家康文書の研究]中巻※	
119	慶長4.6.13	1599	豊臣五大老連署知行宛行状写	利長、輝元、景勝、秀家、家康 御書判	友松忠右衛門	友松忠右衛門へ越前府中方500石を与える。慶長4年10月に吉晴与力となる	「古文書」。「土佐國葺簡集残篇」。「徳川家康文書の研究」中巻※	
120	(慶長4以前) 8.18	1599	徳川秀忠書状写	秀忠	堀尾信州	秀忠が忠氏へ忠の一宇を与え國俊の刀を送った際の書状	「譜牒餘録」(国立公文書館蔵)※	
121	慶長4.8	1599	御縄打水碾田畠、下すがり村	丹羽彦兵衛(印)		逸州下すがり村	小木家文書(浜松市天竜区横川)。「天竜市史」資料編2、小木家文書1号※	
122	(慶長4)ころ	1599	(前欠)(検地帳)	丹羽彦兵衛		逸州	天竜市 大石家文書「静岡県史」近世2解読より	
123	慶長4.9.2	1599	慶長四年九月 平木村・篠原村検地帳	山口半右衛門(黒印)(花押)		逸州周智郡 平木村・篠原村	春野町役場蔵文書(現浜松市天竜区)。「春野町史」史料編2、1号※	
124	慶長4.9.11	1599	遠州豊田郡内御検地名寄之帳 僧都村 □山村	山口半右衛門(花押)(印)		逸州豊田郡 僧都村	天竜市 鈴木家文書(浜松市天竜区相津)。「静岡県史」近世2、2号※	
125	慶長4.10.朔	1599	三大老連署知行宛行状写	輝元、秀家、家康	堀尾帯刀	吉晴、越前府中留守居と与力の武将を付けられる	「榊原家所蔵文書坤」。「徳川家康文書の研究」中巻P449-450※	
126	慶長4.11.9	1599	妙心寺春光院蔵 堀尾泰晴画像 春龍堂納賛	前住妙心春龍堂納賛書寫		堀尾泰晴、慶長4年11月7日没	妙心寺春光院蔵(京都市)。松江市歴史資料館整備室所蔵写真※	
127	慶長4.11.22	1599	堀尾可晴判物(折紙)	堀尾帯刀可晴(花押)	大滝掃部	奉書紙後を申し付ける	三田村土郎家文書(越前市今立町大滝)。「今立町誌」12、三田村家文書22号※。「福井県史」資料編6、三田村土郎家文書28号	「今立町誌」写真版あり
128	慶長4.11.24	1599	遠州御蔵入地目録	堀尾帯刀(花押)	徳善院、長東大蔵大輔、増田右衛門尉	吉晴、豊臣家奉行へ浜名・井伊谷・河内庄・宇間郷など1万9555石の物成について報告する	堀尾文書(お茶の水図書館 成資堂文庫蔵)※	「国書館目録」堀尾文書
129	(慶長4以前) 12.29	1599	徳川家康書状	家康(花押)	堀尾帯刀	歳暮の祝儀として小袖一重を贈うことの礼と委細は阿部善右衛門(正勝)から伝えること	妙圓寺蔵(愛知県豊橋市)。「徳川家康文書の研究」下2、P284※	阿部正勝、慶長5年4月7日没
130	(慶長4・5)ころ	1599-1600	小侯京村検地帳	山口半右衛門(黒印)(花押)		逸州周智郡 小侯京村	春野町役場蔵文書(浜松市天竜区)。「春野町史」資料編2、2号※	
131	慶長5.3.15	1600	堀尾一信安堵状(折紙)	堀尾内丞一信(花押)	成願寺寺庵中	岩本成願寺屋敷を安堵する	成願寺文書(越前市今立町岩本)。「福井県史」資料編6、成願寺文書9号。「今立町誌」資料編2、成願寺文書2号※	「今立町誌」写真版あり
132	慶長5.4.18	1600	吉川貞恒証状(折紙)	吉河新兵衛尉貞恒(花押)	大滝掃部	大滝村の掃部へ忠氏考案の黄紙に取り扱いを認め他者が取り扱ふ事を堅く停止する。この頃忠氏を名乗っていたことがわかる	三田村文書(越前市今立町大滝)。「今立町誌」資料編2、三田村家文書23号※	「岡本村史」写真版あり「黄檗の事忠氏公思安トシテ出来ノ旨」
133	(慶長5)4.20	1600	徳川秀忠書状(折紙)	秀忠(花押)	堀尾信州	江戸の秀忠に送った書状の返書。北国の情勢、上杉景勝の上洛問題について	大阪青山短期大学蔵文書。「新修 徳川家康文書の研究」2、P321※	
134	慶長5.卯	1600	堀尾吉晴定書写	堀尾帯刀吉晴		寺社中の殺生・竹木採探を禁止し諸役免除を報じる	上坂一夫家文書(越前町織田)。「福井県史」資料編5、上坂一夫家文書23号※	
135	慶長5.卯.吉	1600	堀尾可晴神領寄進状(折紙)	堀尾帯刀可晴(花押)	中平吹神主	平吹権現の祭額として高10石を寄進する	佐治寛右衛門家文書(越前市平吹町)。「福井県史」資料編6、佐治寛右衛門家文書21号※	「武生市史」写真版あり
136	慶長5.5.7	1600	豊臣氏奉行來連署条書写	長東大蔵大輔、増田右衛門尉、中村式部少輔、生駒雅楽頭、堀尾帯刀		三中老・三奉行連署して家康の会津征討を諫める条書を送る	古今消息集(国立公文書館所蔵)。「日本戦史 関ヶ原文書」※	
137	慶長5.5.7	1600	豊臣氏奉行來連署条書写	長東大蔵大輔正家、増田右衛門尉長盛、徳善院法印玄以、中村式部少輔一氏、生駒雅楽頭近世、堀尾帯刀吉晴	井伊兵部少輔	豊臣氏の三中老・三奉行、井伊直政へ家康の会津征討を諫める条書を送る。本文内容は同上の「古今消息集」と同内容	「歴代古案」[米沢市市立上杉博物館]。「歴代古案」14、1283号※	前田玄以が発給者に含まれる。
138	(慶長5)5.13	1600	豊臣家三奉行連署書状写	長大正家判、増右長盛判、徳善院玄以判	堀尾信濃守	江戸に赴く前田家家臣へ浜松で八木(米)五石・大豆一石之分を与えること	「加賀古文書」。「加賀藩史料」1※	慶長5年条
139	(慶長5)6.25	1600	豊臣家三奉行連署状	長大正家(花押)、増右長盛(花押)、徳善玄以(花押)	新庄東玉、駒井中務、岡本次兵衛、羽柴左衛門大夫、田中兵部大輔、堀尾信濃守、山内村馬守、中村式部少輔	会津攻めのため東海道を出陣する兼(金)松又四郎正吉への兵糧・馬料の給付を沿道の諸將に命じる。堀尾忠氏は、見付(磐田市)で一日分用意する。	名古屋秀吉清正記念館蔵「田中吉政」写真版。「兼松文書抄」※	
140	(慶長5)7.17	1600	豊臣家三奉行連署書状写	長大正家、増右長盛、徳善玄以	堀尾帯刀	家康への弾劾状の添状。堀尾吉晴宛(「武家事紀」所収)の外に、真田昌幸宛、立花親成宛、筑紫広門宛、島津忠恒宛のものがある	「武家事紀」巻35「山鹿素行全集」※	

no	年号	西暦	文書名	発給者	受給者	内容	出典	備考
141	(慶長5)7.17	1600	内府ちかひの條々			徳川家康を弾劾する13カ条の弾劾書。吉晴宛の添書が『武家事紀』に所収されている。吉晴へも送られたと考えられる	『徳川家康文書研究』中巻、P514-516※	
参考	(慶長5)7.17	1600	豊臣家三奉行連署書状	長大正家(花押)、増右長盛(花押)、徳善玄以(花押)	真田安房守	家康への弾劾状の添状。真田昌幸宛。	真田家文書。『徳川家康文書研究』中巻、P516※	
参考	(慶長5)7.17	1600	豊臣家二大老連署書状	安芸中納言輝元、備前中納言秀家	羽柴肥前守	家康弾劾状への毛利輝元・宇喜多秀家の二大老により添状。同文の書状が他にも発給されたと思われる。	『武家事紀』、『加能越古文書叢』、『徳川家康文書研究』中巻、P517※	
142	(慶長5)8.2	1600	徳川家康書状写	家康	堀尾帯刀	家康、井伊直政・本多忠勝に吉晴の状況を窺わせ、吉晴へ傷の養生するように伝える。	『譜牒餘録』(国立公文書館内閣文庫蔵)※	
143	(慶長5)8.6	1600	石田三成書状写	石田治部少輔三成判	真田安房守	石田三成、真田昌幸へ挙兵前後の情報を伝える。水野忠重の殺害と堀尾吉晴の様子・中村一氏病死についてなど事件を吉事のことと評している。	松雲公採集遺稿類纂26(金沢市立図書館蔵)。「岐阜県史」資料編古代中世4、松雲公採集遺稿類纂26※。「関ヶ原軍記大成」、『古今消息集』、『関ヶ原合戦史料集』。	「関ヶ原軍記大成」のものには欠字なし
144	(慶長5)8.8	1600	堀尾吉晴書状写	堀尾帯刀吉晴(印判写)	田民部	吉晴、田中吉次へ加賀野井重望との乱闘で負傷した際に岡崎で治療を受けたことの御礼を述べる	田中文書(東史勝)※。「田中民部大輔書状写」(慶應義塾大学幸田成友文庫蔵)	『柳川歴史3』では「田中民部大輔書状写」の校訂が優れているとのこと
145	(慶長5)8.13	1600	徳川家康書状写	御諱(家康)	堀尾帯刀	家康、村越直吉に吉晴の様子を窺わせ	『古文書集 石川主殿頭蔵』『徳川家康文書研究』中巻 P578-579※	
146	(慶長5)8.13	1600	徳川家康書状写	御諱御判	堀尾信濃守、山内対馬守、有馬玄蕃頭、松下右兵衛尉	家康出陣の事を伝え御心易くするよう、委細は使者の口上で行います	『古文書集』1 有馬中務大輔家蔵 『徳川家康文書研究』中巻 P576-577※	
147	(慶長5)8.22	1600	井伊直政書状写	井伊兵部少輔直政	本多佐渡守、西尾隠岐守、村越茂介殿	岐阜攻めについての注進	『岐阜県史』資料編古代中世4、伊達文書3号※	
148	(慶長5)8.22	1600	佐々正孝書状	正敷(花押)	秋藤太	佐々正孝が秋田実季へ上方の情勢を伝える。浜松、越前府中について	秋田家史料(東北大学附属図書館蔵)。「青森県史」中世2、780号※	原本所在不明
149	(慶長5)8.24	1600	福島正則書状	羽左衛門大夫正則(花押)	浅野正	福島正則、浅野長政へ池田・浅野・遠野家が川越合戦に勝利したこと、昨日岐阜城を落としたことを伝える。	浅野家文書「大日本古文書 浅野家文書」114号※	
150	(慶長5)8.25	1600	徳川家康書状写	権現様 御諱 御判	堀尾信濃守、山内対馬守、有馬玄蕃頭、松下右兵衛尉	岐阜攻めについて賞する	『譜牒餘録』有馬中務大輔(国立公文書館蔵)。「徳川家康文書研究」中巻 P629-630※	
151	(慶長5)8.25	1600	有吉立行・松井康之連署状(折紙)	松井佐渡守□□(花押)、有吉四郎右衛門尉立行(花押)	中修理	細川家臣松井・有吉、中川秀成へ大谷吉継が越前府中城を攻め留守居が固く守るとの情報を伝える	中川家文書(神戸大学蔵)。「中川家文書」94号※	
参考	(慶長5)7-8頃	1600	太閤記 武家事紀			堀尾勘解由・堀尾宮内越前府中城の留守居という	『太閤記』巻4、「武家事紀」巻23※	
152	(慶長5)8.26	1600	徳川家康書状写	家康 御判	堀尾信濃守、池田備中守、一柳監物、山内対馬守、有馬玄蕃頭、松下右兵衛尉、浅野左京大夫	岐阜攻めの戦勝を祝す	『譜牒餘録』松平安藝守、(国立公文書館蔵) 『徳川家康文書研究』中巻 P632※	
153	(慶長5)8.26	1600	堀尾吉晴書状写	堀尾帯刀印判	山対州	吉晴岐阜の勝利を賀し、忠氏の事を山内一豊に依頼する。23日の一豊書状の返書。	『御武功記』『山内家史料 一豊公紀』※	
154	(慶長5)8.29	1600	徳川家康書状写	御諱	堀尾信濃守	家康、忠氏よりの勝報と首注文を提出を呈したのでこれを嘉賞する。明9月1日の江戸進発を伝える。	『古文書集』9石川主殿頭蔵 『徳川家康文書研究』中巻 P653	
155	(慶長5)9.15	1600	慶長年中卜齋記	板坂卜齋		堀尾信濃守は大垣の押さえに置かれた。	『改定史籍集覧』26※	
156	(慶長5.9.17)	1600	吉川広家自筆書状案	(広家)		吉川広家、関ヶ原合戦前後の状況と東軍との和議について吉川家からの人質を堀尾忠氏が預かる。家康本陣までの道案内を堀尾が務めた	吉川家文書「大日本古文書 吉川家文書」2、913号※	
157	(慶長5)9.18	1600	慶長見聞録			徳川家康、平田山の陣を出発する。先陣福島。6番手に堀尾(忠氏勢)	『朝野旧聞叢書』。「新修彦根市史」5、879号※	
158	(慶長5)10.11	1600	堀尾一信判物	宮内(花押)	大井村「孫右衛門」(異筆)	山林竹木の伐採を禁ずる。	木村孫右衛門家文書(越前市家久町)。「福井県史」資料編6、木村孫右衛門家文書7号※	
159	(慶長5)10.12	1600	西笑和尚文案	(西笑)	徳僧(前田玄以)	西笑承兌、前田玄以の赦免について堀尾吉晴と会談したことを玄以へ伝える	相国寺所蔵。『相国寺蔵 西笑和尚文案』220号※	
160	(慶長5カ)10.17	1600	稲垣七左衛門尉書状	稲垣七左衛門尉(花押)	岩本村、不老村、新在家村、真友村	吉晴の他所へ許可なく紙を売ることを曲事とする命令を稲垣から各村々へ伝える	大滝神社文書(越前市今立町大滝)。「今立町誌」資料編2、大滝神社文書24号※	
161	(慶長5)10.晦	1600	久代景備書状(折紙)	景備(花押)	(見返し奥ウラ書)大関左衛門	堀尾信濃(忠氏)へ出雲・隠岐が与えられる話を伝える	黒岡町芭蕉の館蔵。『那須文化研究』13、「黒岡町所蔵の関ヶ原合戦関係文書について」18号※	(見返し奥ウラ書)「(切封墨引)久代勘右衛門尉景備、大関左衛門孫人々御中」

## 2) 浜松期(天正18.9~慶長5.11)

162	年未詳.3.17		図書外二名連署状	加兵衛(黒印)、彦兵衛(黒印)、 [ ]、 図書(花押)	うふみ源太郎	大窪場地改めの奉行案内役を命じる	浜名郡 中村文書(浜松市中区窪路町)。「静岡県史料」5浜名郡 中村文書17号※	
163	年未詳.8.10		長大正家書状写	長大正家	堀尾帯刀	四拾六所(津森神社)の所領についての指示	津毛利神社文書(浜松市南区芳川町)。「静岡県史料」5、津毛利神社文書1号※	
164	年未詳.10.5		堀尾吉晴制札(木札)	帯刀(花押)	(ふさい寺)	吉晴普濟寺山の竹木伐採を禁ずる	普濟寺文書(浜松市中区広沢町)。「静岡県史」近世1、146号。「静岡県史料」5、普濟寺文書8号※	

3) 出雲入国 (慶長5. 11以降)

no	年号	西暦	文書名	発給者	受給者	内容	出典	備考
164	慶長5.11.6	1600	堀尾一信証状(折紙)	宮内(花押)	大滝五ヶ村中	紙・蠟燭を申し付けるにより三把木を免除する	大滝神社文書(越前市今立町大滝)。「福井県史」資料編6、大滝神社文書25号※	
165	(慶長5カ)霜24	1600	吉川貞恒証状(折紙)	吉川新兵衛尉貞恒(花押)	掃部	大滝村の月成について、紙を上納するよう指示する	三田村家文書(越前市今立町大滝)。「今立町誌」資料編2、三田村家文書24号※	年代比定「今立町誌」による
166	(慶長5)12.24	1600	西笑和尚文案	(西笑)	徳善院	西笑承授、出雲国造千家と堀尾忠氏との間を取り持つことを伝える	相国寺蔵。「相国寺蔵 西笑和尚文案」232号※	
167	(慶長6)正.5	1601	申上覚	国造北嶋豊孝(花押)	御奉行中	国造北嶋廣孝より堀尾家の奉行へ杵築大社の火切式など由来を6カ条にわたり申上	千家男爵家文書2(出雲市大社町)。「旧島根県史編纂資料」※	
168	(慶長6頃)2.13	1601	落合貞親書状	落藏人(花押)	大庭神主	大庭宮山盗伐禁止について	大庭村神魂神社文書(松江市大庭町)。「八東郡誌」大庭村神魂神社文書66号。「意宇六社文書」秋上家文書224号※	
169	(慶長6)2.24	1601	岩屋寺寺曆書出	岩屋寺(印)	土肥浦庵公	岩屋寺、堀尾家臣土肥浦庵への寺の由緒・寺領の書出	岩屋寺文書。「旧島根県史編纂資料」。「仁多郡誌」岩屋寺2号※	原本所在不明
170	慶長6.3.27	1601	堀尾忠氏知行宛行状	忠氏(花押)	辻角介	忠氏、辻角介へ所領250石を宛行	山田善次郎蔵文書。「島根県史」8※。「山田家文書」。「旧島根県史編纂資料」	大正3年頃静岡県に所在
171	慶長6.3.27	1601	堀尾忠氏知行宛行状	忠氏(花押)	湯淺勘平	忠氏、湯淺勘平に所領を宛行	湯淺文書。(東史影)※。「史料綜覧」。	原本所在不明
172	慶長6.3.27	1601	忠氏知行目録	忠氏	浅井長三郎、黒田三介、上田権右衛門尉、今村介(守力)、宮(崎カ)新九郎	忠氏、意宇郡湯屋村・意宇郡出雲郷内の地を浅井長三郎他四名に知行地として与える。	蘇美神社文書(愛知県額田郡幸田町蘇美天神社)。(東史影)※	
173	(慶長6カ)3.27	1601	堀尾忠氏知行宛行状写	忠氏 花押	樋口彦助	忠氏、樋口彦助へ370石を宛行	「伯耆志」巻6、會見郡6、會見郡海池村。「因伯耆書」4※。	「伯耆志」には「元和六年」とある
174	(慶長6カ)3.27	1601	堀尾忠氏知行宛行状写	忠氏 花押	樋口勘八	忠氏、樋口勘八へ200石を宛行	「伯耆志」巻6、會見郡6、會見郡海池村。「因伯耆書」4※。	「伯耆志」には「元和六年」とある
175	(慶長6)3.27	1601	堀尾忠氏知行宛行状写	忠氏 花押	小杉右衛門佐	忠氏、小杉右衛門佐へ150石を宛行	「伯耆志」巻6、會見郡6、會見郡海池村。「因伯耆書」4※。	「伯耆志」には年号欠
176	慶長6.卯.10	1601	堀尾家寄進状写	左兵衛尉貞恒(花押)	神宮寺法印宗榮	意宇郡忌部郷大向之内6畝24歩を寄進する	「忌部郷大宮神宮寺秘事記」忌部神社文書(松江市忌部町)。「山陰一地域の歴史的性格」。「ふるさと忌部史話」※	
177	慶長6.卯.26	1601	堀尾家四奉行連署寄進状	藏人頭貞親(花押)、頼母助正秀(花押)、左兵衛尉貞恒(花押)、掃部助宗光(花押)	清水寺	能義郡安田村の内百石の地を寄進する(「旧島根県史 編纂資料」は宛名欠、東京大学史料編纂所蔵「影写本」により宛名を補訂)	清水寺文書(安来市)。「旧島根県史編纂資料」※。(東史影)	「東史影」で宛名を補訂
178	慶長6.卯.26	1601	堀尾家四奉行連署寄進状	藏人頭貞親(花押)、頼母助正秀(花押)、左兵衛尉貞恒(花押)、掃部助宗光(花押)	(富田八幡宮)	能義郡富田八幡領、富田之内参拾石の地を寄進する	竹矢家文書(安来市広瀬町)。「旧島根県史編纂資料」※	
179	慶長6.卯.26	1601	堀尾家四奉行連署寄進状	落合藏人頭貞親(花押)、堀尾頼母助正家(花押)、吉川左兵衛尉貞恒(花押)、堀尾掃部助宗光(花押)	(國造北嶋)	神魂新嘗祭田北嶋分49石を寄進する	北島家蔵。「出雲国造家文書」168号※	神魂神社秋上家文書222号に案文あり
180	慶長6.卯.26	1601	堀尾家奉行人連署状案	落合藏人頭貞親、堀尾頼母助正秀、吉川左兵衛尉貞恒、堀尾掃部助宗光	國造北嶋	神魂新嘗祭田北嶋分49石の寄進状案文	神魂神社 秋上家文書(松江市大庭町)。「意宇六社文書」秋上家文書222号※	
181	慶長6.卯.26	1601	堀尾家四奉行連署寄進状	落合藏人頭貞親(花押)、堀尾頼母助正秀(花押)、吉川左兵衛尉貞恒(花押)、堀尾掃部助宗光(花押)	(國造千家)	神魂新嘗祭田千家分47石を寄進する	千家男爵家文書2「旧島根県史編纂資料」※。「史料綜覧」	
182	慶長6.卯.26	1601	堀尾家四奉行連署寄進状	落合藏人頭貞親(花押)、堀尾頼母助正秀(花押)、吉川左兵衛尉貞恒(花押)、堀尾掃部助宗光(花押)	神魂神主	大庭村の内71石4斗を寄進する	神魂神社 秋上家文書(松江市大庭町)。「意宇六社文書」秋上家文書221号文書※	
183	慶長6.卯.26	1601	堀尾氏四奉行寺領寄進状	藏人頭貞親(花押)、頼母助正秀(花押)、左兵衛尉貞恒(花押)、掃部助宗光(花押)	(正林寺)	意宇郡正林寺へ大庭村の内15石の地を寄進する	大庭村正林寺関係文書(松江市大庭町)。「八東郡誌」大庭村正林寺関係文書1号※	
184	慶長6.卯.26	1601	堀尾氏四奉行寺領寄進状	藏人頭貞親(花押)、頼母助正秀(花押)、左兵衛尉貞恒(花押)、掃部助宗光(花押)	乘光寺	意宇郡伊藤之内7石7斗寄進する	意東村乘光寺文書(東出雲町)。「八東郡誌」乘光寺1号※	
185	慶長6.卯.26	1601	堀尾家四奉行寄進状	藏人頭貞親(花押)、頼母助正秀(花押)、左兵衛尉貞恒(花押)、掃部助宗光(花押)	掛屋 別火	意宇郡掛屋村之内40石の地を寄進する	掛屋村掛屋神社文書(東出雲町)。「八東郡誌」掛屋神社3号※。「旧島根県史編纂資料」	「八東郡誌」には宛名欠。「旧島根県史編纂資料」で補う
186	慶長6.卯.26	1601	堀尾家四奉行寄進状	藏人頭貞親(花押)、頼母助正秀(花押)、左兵衛尉貞恒(花押)、掃部助宗光(花押)	八幡橋校	意宇郡八幡村之内50石の地を寄進する	竹矢村平濱八幡宮文書(松江市竹矢町)。「八東郡誌」平濱八幡宮10号※	
187	慶長6.卯.26	1601	堀尾氏寺領寄進状	藏人頭貞親(花押)、頼母助正秀(花押)、左兵衛尉貞恒(花押)、掃部助宗光(花押)	乃木村 善光寺	意宇郡乃木善光寺領として當郷の内8石の地を寄進する	乃木村善光寺文書(松江市浜乃木町)。「八東郡誌」善光寺文書1号※	
188	慶長6.卯.26	1601	堀尾家四奉行連署寄進状	藏人頭貞親(花押)、頼母助正秀(花押)、左兵衛尉貞恒(花押)、掃部助宗光(花押)	熊野伊勢宮 別火	意宇郡熊野村伊勢宮領へ當郷の内41石の地を寄進する。(6月に24石を修理田として免ぜられる)	熊野神社文書(松江市熊野町)。「意宇六社文書」熊野神社文書9号※	

no	年 号	西暦	文 書 名	発 給 者	受 給 者	内 容	出 典	備 考
189	慶長6.卯26	1601	堀尾家四奉行連署寄進状	藏人頭貞親(花押)、頼母助正秀(花押)、左兵衛尉貞恒(花押)、掃部助宗光(花押)	八重垣 別火	意宇郡佐草村之内41石の地を寄進する	八重垣神社家 佐草家文書(松江市佐草町)「意宇六社文書」佐草家文書10号※	
190	慶長6.卯26	1601	堀尾家四奉行連署寄進状	藏人頭貞親(花押)、頼母助正秀(花押)、左兵衛尉貞恒(花押)、掃部助宗光(花押)	神主	銀子70匁を寄進する。(美保関町史料では【燈明銭カ】とする)	美保関町美保神社文書(松江市美保関町)。「八東郡誌」美保神社文書4号※。「美保関町史料」	
191	慶長6.卯26	1601	堀尾家四奉行連署寄進状	藏人頭貞親(花押)、頼母助正秀(花押)、左兵衛尉貞恒(花押)、掃部助宗光(花押)	一畑寺	一畑寺へ桶縫郡小堀村の内20石を寄進する	一畑寺文書(出雲市)。「史料綜覧」。「一畑寺古文書関係資料」33号※	
192	慶長6.卯26	1601	堀尾家四奉行連署寄進状	藏人頭貞親(花押)、頼母助正秀(花押)□□□貞恒(花押)、□□助宗光(花押)	日御碕 神主	神門郡富村200石を寄進する	日御碕神社藏文書「旧島根県史編纂資料」※	
193	慶長6.卯26	1601	堀尾家四奉行連署寄進状	藏人頭貞親(花押)、頼母助正秀(花押)、左兵衛尉貞恒(花押)、掃部助宗光(花押)	杵築 別火	神門郡富村50石を寄進する	別火盛一藏文書(出雲市大社町)。「旧島根県史編纂資料」※	
194	慶長6.卯26	1601	堀尾家四奉行連署寄進状	藏人頭貞親(花押)、頼母助正秀(花押)、左兵衛尉貞恒(花押)、掃部助宗光(花押)	(峯寺)	飯石郡峯寺へ三刀屋村内12石の地を寄進する(「島根縣史編纂資料」では普光寺藏文書として影写)	普光寺(峯寺)藏文書(雲南市三刀屋町)。「飯石郡誌」。「旧島根県史編纂資料」※	
195	慶長6.卯26	1601	堀尾家四奉行連署寄進状	藏人頭貞親(花押)、頼母助正秀(花押)、左兵衛尉貞恒(花押)、掃部助宗光(花押)	岩屋寺	岩屋寺へ15石を寄進する	岩屋寺藏文書「旧島根県史編纂資料」。「仁多郡誌」岩屋寺17号※	
196	慶長6.卯	1601	堀尾忠氏寄進状(折紙)	信濃守 忠氏(花押)	山田 吉澤大夫	忠氏、伊勢大神宮に神門郡高来村内150石を寄進する。№197の正文	三重県立博物館所蔵文書。「三重県史」資料編中世2.吉沢文書3号※	「高来」は、「馬来カ」。
197	慶長6.卯	1601	堀尾忠氏寄進状写	信濃守 忠氏(花押影)	山田 吉澤大夫	忠氏、伊勢大神宮に神門郡馬木村内150石を寄進する	御巫清直編「福古帖」(吉沢主水藏文書)(東史影)※。「鴨戸文庫文書」(東史影)。(原本)三重県立博物館所蔵文書。「三重県史」資料編中世2.吉沢文書3号。	「史料綜覧」慶長6年4月26日条
198	(慶長6)5.15	1601	落合貞親下知状	落合藏人頭貞親(花押)	熊野 別火	熊野社領の内24石を修理田として免田とし17石を祭田とするように伝達する	熊野神社(松江市八雲町)。「意宇六社文書」熊野神社10号※	
199	慶長6.(8).17	1601	堀尾家四奉行連署寄進状	藏人頭貞親(花押)、頼母助正秀(花押)、左兵衛尉貞恒(花押)、掃部助宗光(花押)	(能義大明神)	能義大明神領として12石寄進する。月の部分欠けているが残存部分から8月と推定。	廣江家文書(安来市)。「旧島根県史編纂資料」※。「島根県史神社資料」に写	
200	慶長6.8.17	1601	堀尾家四奉行連署寄進状	藏人頭貞親(花押)、頼母助正秀(花押)、左兵衛尉貞恒(花押)、掃部助宗光(花押)	(佐太太社)	佐太太社に島根郡内100石の地を寄進する	佐太村佐太神社文書(松江市鹿島町)。「八東郡誌」佐太神社文書10号※	
201	慶長6.8.17	1601	堀尾家四奉行連署寄進状	藏人頭貞親(花押)、頼母助正秀(花押)、左兵衛尉貞恒(花押)、掃部助宗光(花押)	(佐太太社)	佐太太社に秋鹿郡内100石の地を寄進する	佐太村佐太神社文書(松江市鹿島町)。「八東郡誌」佐太神社文書11号※	
202	慶長6.8.17	1601	堀尾氏四奉行連署寄進状カ		(住吉神社)	出雲住吉神社へ寄進	「史料綜覧」慶長6.8.17条※	
203	慶長6.8.20	1601	堀尾頼母正秀以下四人連署禁制	掃部(花押)、藏人(花押)、左兵衛(花押)、頼母(花押)	御奉行衆	神門寺へ禁制を与える	神門寺文書(東史影)※。(出雲市神門寺藏)	
204	慶長6.8.27	1601	堀尾家寺領寄進状	藏人頭(花押)、頼母助(花押)、左兵衛尉、掃部助(花押)	封恩寺	報恩寺に居屋敷・門前二カ所、山林・竹木等を寄進する。	玉湯村報恩寺文書(松江市玉湯町)。「八東郡誌」報恩寺文書1号※	(左兵衛尉に花押を載せず)
205	慶長6.9.15	1601	慶長年中卜齋記	板坂卜齋		家康、堀尾吉晴等を召して、関ヶ原の戦いについて談する	「改定史籍集覧」26※	家康・吉晴の在所は伏見か
206	(慶長6).10.3	1601	安国寺禁制	落藏人(花押)	竹矢役人 源兵衛	慶長6年11月の禁制に関わるものカ	安国寺文書(松江市竹矢町安国寺藏)。「八東郡誌」竹矢村安国寺文書26号※	
207	慶長6.11.24	1601	堀尾氏禁制	山田勘左衛門(花押)、種村彌吉(花押)	安国寺 侍者	安国寺へ禁制を与える	安国寺文書(松江市竹矢町安国寺藏)。「八東郡誌」竹矢村安国寺文書27号※	
208	慶長6.閏11.21	1601	堀尾家四奉行連署寄進状写	落合藏人頭貞親判、堀尾頼母助正秀判、吉川左兵衛尉貞恒判、堀尾掃部宗光判	北嶋惣兵衛尉、佐草左衛門尉	駕宮領を前々のごとく寄付により全く社務あるべきこと	秋上家文書(松江市大庭町)。「内々書物(冊子)」。「意宇六社文書」秋上家文書468号※	
209	慶長6.12.4	1601	堀尾家三奉行連署奉書	落合藏人貞親(花押)、堀尾頼母正秀(花押)、堀尾掃部宗光(花押)	千家民部少輔	国造殿より御方への御割分として式百石と杵築町屋敷三カ所の知行を認める	千家男爵家文書2(出雲市大社町)。「旧島根県史編纂資料」※	
210	慶長6.□.26	1601	落合藏人国役御免状	落藏人 旨親	郡 平左衛門	大庭社官衆一〇人分の国役免除の忠氏の指示を伝える	大庭村神魂神社文書(松江市大庭町)。「八東郡誌」大庭村神魂神社文書68号※	(慶長6年、八東郡誌による)
211	慶長7.2.4	1602	岩倉寺棟札			雲州隠岐國主在原朝臣堀尾帶刀	岩倉寺(安来市広瀬町)。「島根県史編纂資料」近世筆写編177※	
212	慶長7.2.7	1602	鵜淵寺 定書	堀尾頼母正秀(花押)、落合藏人貞親(花押)、堀尾掃部宗光(花押)	鵜淵寺 年行事	堀尾氏鵜淵寺の寺式を定める。影写本	鵜淵寺文書(出雲市)。(東史影)※。	
213	慶長7.2.7	1602	鵜淵寺 定書写	堀尾頼母正秀(花押)、落合藏人貞親(花押)、堀尾掃部宗光(花押)	鵜淵寺 年行事	堀尾氏鵜淵寺の寺式を定める。謄写本	鵜淵寺文書3(出雲市)。「旧島根県史編纂資料」中世筆写編6※	
214	(慶長7)2.22	1602	堀尾頼母助書状	堀尾頼母助正秀(花押)	日御碕村	杵築との土地境界について	小野家文書2(出雲市大社町)。「旧島根県史編纂資料」※	日御碕神社関係年号は別筆(貼紙)と記入
215	慶長7.2.24	1602	堀尾家四奉行連署寄進状	落合藏人頭貞親(花押)、堀尾頼母助正秀(花押)、吉川左兵衛尉貞恒(花押)、堀尾掃部助宗光(花押)	(日御碕神社)	日御碕神領として神門郡園村に200石を寄進する	日御碕神社文書「出雲市大社町」。「旧島根県史編纂資料」※	

no	年号	西暦	文書名	発給者	受給者	内容	出典	備考
216	慶長7.2.24	1602	堀尾家奉行連署奉書	藏人(花押)、頼母(花押)、左兵衛(花押)、掃部(花押)	日御碕検校	杵築御崎山海大境の土地境界について堀尾家の指示に従うように命じる	小野男爵家蔵(出雲市大社町)。「島根県史」8※	
217	とらノ2.28	1602	堀尾家安堵状	(黒印)御ほん丸	たかくら	いさなきへ社領17石を安堵する。(黒印)	眞名井神社家蔵(松江市山代町)。「意宇六社文書」広江家文書3号※	日付の下に(黒印)
218	とらノ2.28	1602	堀尾家安堵状	(黒印)御ほん丸	たかくら	工屋六右衛門家屋敷をいさなきたかくらに安堵する	眞名井神社家蔵(松江市山代町)。「意宇六社文書」広江家文書4号※	日付の下に(黒印)
219	慶長7.3.2	1602	堀尾家四奉行寺領寄進状	藏人頭貞親(花押)、頼母助正秀(花押)、左兵衛尉貞恒(花押)、掃部助宗光	安国寺	竹矢村において12石の地を寄進する	竹矢村安国寺文書(松江市竹矢町安国寺蔵)。「八東郡誌」竹矢村安国寺文書28号※	(旨親は貞親。宗光に花押なし)
220	慶長7.3.2	1602	堀尾家四奉行連署寄進状	藏人頭旨親(花押)、頼母助正秀(花押)、左兵衛尉貞恒(花押)、掃部助宗光	雲樹寺	雲樹寺に乃木郡内(能義郡内)宇賀庄内10石の地を寄進する。(旨親は貞親。宗光に花押なし)	雲樹寺蔵文書(安来市)。「雲樹寺歴史資料調査報告書」写真※。「旧島根県史編纂資料」	
221	慶長7.閏4.15	1602	下方源左衛門書状案	下源左衛門 判	大場 別火	神魂社領の天役を除く	大庭村神魂神社文書秋上家文書(松江市大庭町)。「八東郡誌」。「意宇六社文書」秋上家文書235号※	
222	慶長7.4.26	1602	堀尾家奉行連署状	頼母(花押)、藏人(花押)	神主久右衛門古志官人		比布智神社文書(島根県立図書館蔵)。「春日家文書」島根県史編纂資料※	
223	(慶長7)壬寅8.9	1602	堀尾家奉行連署状	頼母 在判、掃部 在判	御検地役人中	小山村三木源四郎屋敷について検地役人へ免することを指示する。	三木亀之助蔵文書。「島根県史」8※。戦前版「島根県史」9	
224	(慶長7)壬寅8.10	1602	岸彦兵衛外2名連署状	岸彦兵衛(花押)、小齋(花押)、落藏人(花押)	古志村 御検地衆		比布智神社文書(島根県立図書館蔵)。「春日家文書」島根県史編纂資料※	
225	(慶長7)壬寅8.11	1602	岸彦兵衛外4名連署書状	岸彦兵衛(花押)、村七郎右衛門(花押)、下方源左衛門(花押)、小齋(花押)、落藏人(花押)	林助三、古屋作助、其外御検地衆	小山村三木源四郎屋敷分について掃部殿・頼母殿の命により、検地衆には免することを担当の役人へ伝える。	三木亀之助蔵文書。「島根県史」8※。三木家文書「旧島根県史編纂資料」。	
226	(慶長7)壬寅8.11	1602	岸彦兵衛外6名連署書状	岸彦兵衛(花押)、村尾七郎右衛門(花押)、下方源左衛門(花押)、高見太助(花押)、武元八郎右衛門(花押)、小野齋助(花押)、落合藏人(花押)	林助三、古屋、其外御検地衆	朝山八幡宮社人屋敷について	朝山家蔵文書(出雲市)。「旧島根県史編纂資料」※	
227	(慶長7)壬寅8.11	1602	岸彦兵衛外6名連署状	岸彦兵衛(花押)、村尾七郎右衛門(花押)、下方源左衛門(花押)、高見太助(花押)、武元八郎右衛門(花押)、小野齋助(花押)、落合藏人(花押)	小山村惣百姓中	三木源四郎へ小山村公文職を申しつける	三木家文書(島根歴史の三木亀之助蔵文書)「出雲平野の開拓・三木与兵衛の偉業」三木家文書7号。「島根県史」8※。三木家文書「旧島根県史編纂資料」	
228	(慶長7)8.26	1602	保知石宮社役二付申渡状	頼母(花押)、藏人(花押)	神主久右衛門、古志官人衆	保知石宮社役申渡状	春日家文書(島根県立図書館蔵)。「旧島根県史編纂資料」※。「比布智神社文書目録」	
229	慶長7.壬寅8.26	1602	慶長七年姫二所大明神再興造営棟札 写	神主治部太夫清實、大工竹田藤原次久、小工與三右衛門、鍛冶與三左衛門、大ぬさ道具筋共吉岡三郎右衛門		大且那本願・宮崎・吉岡三郎右衛門尉ら姫二所大明神を造営する。「當國守護堀尾信濃守」とある。	秋鹿神社(松江市秋鹿町)「宝曆一四年秋鹿神社差出張及明治三十五年神社由緒調査調」「秋鹿村誌」※	
230	慶長7.9.12	1602	落合貞親・堀尾正秀連署書状	落合藏人貞親(花押)、堀尾頼母正秀(花押)	神主江原		朝山家蔵文書(出雲市)。「旧島根県史編纂資料」※	
231	慶長7.9.29	1602	時慶記	西洞院時慶		西洞院時慶、伏見において堀尾吉晴等と知人になる	本願寺蔵。時慶記研究会「時慶記」2※	慶長7年9月29日 奈池尾太刀帯
232	慶長7.10.5	1602	高日明神領寄進状	頼母助(花押)、藏人頭(花押)	津田之別火	津田高日大明神社領として荒地3段半を寄進する	津田村鷹日神社文書(松江市東津田町)。「八東郡誌」鷹日神社文書1号※	
233	慶長7.10.23	1602	浄音寺空清証文	空清(花押)	秋上左衛門、同 右近助	堀尾殿様の御代に浄音寺領が退転しようとする事について善処を願っている	神魂神社秋上家文書(松江市大庭町)。「意宇六社文書」秋上家文書227号※	
234	(天正15-慶長8)2.28	1587-1603	徳川家康書状	家康(花押)	稲葉右京亮	稲葉貞通からの太刀と料紙が届いた事の礼と委細は堀尾帯刀から伝える。稲葉貞通の没年からとあえずここに入れる。	豊後白杵稲葉文書(東史影)。「岐阜県史」資料編古代中世4。豊後白杵稲葉文書21号※	稲葉貞通、慶長8年9月没
参考	慶長8.3.25	1603	徳川実紀			堀尾信濃守忠氏は従四位下に叙し、出雲守と改める	「国史大系」138巻※	
235	慶長8.3	1603	御手傳覚書			江戸城普請に堀尾忠氏、浅野幸長の組で参加する	「朝野旧聞實業」196「大日本史料」12-1※	慶長8年3月3日 条
236	慶長8.4.18	1603	日御碕神社領寄進状	吉川左兵衛尉(花押)	日御碕元政	御神領として神門郡高岡村田地1段を寄進する	日御碕神社文書4、「大日本史料」12-1※	
237	慶長8.7.4		梶留村八幡宮棟札写			地頭堀尾信濃守、役人西村二良左衛門尉貞良	梶留村八幡宮(安来市広瀬町)。「島根県史編纂資料」近世筆写編178※	
参考	慶長8.7.28	1603	家忠日記増補追加			堀尾忠氏、千姫の大坂城入陣に際し人夫300名を使い水路を開導する	「家忠日記増補追加」18「大日本史料」12-1※	慶長8年7月28日 条
参考	慶長8.11.14	1603	中村一氏記			富田在城の吉晴・忠氏、中村忠一への援軍を指揮する 上田権左衛門討ち死する「伯耆志」では忠氏は松江にいたとする。	「中村一氏記」改定文籍集巻14。「大日本史料」12-1※	慶長8年11月14日 条
238	慶長9.2.21	1604	八幡神田打渡状	野々口彦助(花押)	左守太夫	野々口彦助、八幡神田を打渡す	鏡川郡園村家蔵一部蔵文書。「旧島根県史編纂資料」※	野々口彦助は堀尾家家臣「武家事紀」
239	慶長9.3.吉	1604	土肥如鷹・落合旨親連署寄進状	土肥甫庵如鷹(花押)、落合藏人旨親(花押)	仁多郡亀高覚隠寺	寺領8石を寄進する	覚隠寺蔵文書(出雲市)。「旧島根県史編纂資料」。「仁多郡誌」覚隠寺3号※	「旧県史」では春木松蔵蔵文書と合冊

no	年号	西暦	文書名	発給者	受給者	内容	出典	備考
240	慶長9.卯10	1604	甫庵打渡状	甫庵(花押)	覚融寺侍者	8石を打渡す	覚融寺蔵文書(奥出雲町)。[旧島根県史編纂資料]。[仁多郡誌]覚融寺4号※	[旧県史]では春木松亀蔵文書と合冊
参考	慶長9.6.23	1604	寛政重修諸家譜			堀尾吉晴、従四位下に叙任する。	[寛政重修諸家譜]※	
241	慶長9.7.5	1604	吉川氏年貢返納皆済状案	吉川内原勘右衛門尉	堀尾椿御内小野齊介	吉川広家、堀尾忠氏に出雲・隠岐の先納田祖を返却する	[大日本古文書吉川家文書]1344※。[大日本史料]12-2	慶長9年8月4日、堀尾忠氏没
242	慶長9.8.4	1604	堀尾忠氏五輪塔			砂岩 総高262cm	高野山。愛甲昇寛編「高野山所在戦国大名等供養塔184」※	
243	慶長9.8.13	1604	豊國大明神臨時祭日記			豊國神社臨時祭に堀尾出雲守馬3疋を献ずる	[大日本史料]12-2※	慶長9年8月14日条
244	(慶長9)9.10	1604	徳川秀忠書状写	秀忠	堀尾帯刀	忠氏死去にあたり吉晴へ御内書を送る	[譜牒餘録] (国立公文書館内閣文庫蔵)※	
245	慶長9.9.19	1604	大原神社棟札			地頭堀尾守殿、代官内泉守殿	大原神社(仁多郡阿井村大字上阿井)。[島根県史編纂資料]近世筆写178※	
246	慶長9.10.6	1604	杵築大社神領宛行状	小野齊助(花押)、吉川左兵衛尉貞恒(花押)、落合藏人頭貞親(花押)		堀尾家家臣が杵築大社領を承認する。北島分	北島家蔵(出雲市大社町)。[出雲国造家文書]170号※。[大日本史料]12-2	慶長9年10月6日条
247	慶長9.10.6	1604	杵築大社神領宛行状	小野齊助(花押)、吉川左兵衛尉貞恒(花押)、落合藏人頭貞親(花押)		同上。千家分	千家男爵家文書2(出雲市大社町)。[旧島根県史編纂資料]※。[大日本史料]12-2	[大日本史料]12-2 北島家のものと同文故略すとある。
248	慶長9.10.6	1604	鰐淵寺領宛行状	小野齊助(花押)、吉川左兵衛尉貞恒(花押)、落合藏人頭貞親(花押)		鰐淵寺領として宇賀河下村、別所幸河村、横引下庄村で250石を宛行う。	鰐淵寺文書(出雲市)。(東史影)※	
249	慶長9.10.23	1604	杵築御神領千家分目録之事	千家民部少輔慶澄(花押)、長谷左衛門尉広佐(花押)、北崎采女允宗将(花押)、北崎惣兵衛尉康兼(花押)、佐草左衛門尉賢清(花押)、富與兵衛尉孝長(花押)		杵築神領千家分目録	千家文書12[大日本史料]12-2※	慶長9年10月6日条
250	慶長9.10.23	1604	杵築御神領北島分目録之事	北島惣兵衛尉康兼(花押)、佐草左衛門尉賢清(花押)、富與兵衛尉孝長(花押)、長谷左衛門尉広佐(花押)、北崎采女允宗将(花押)、千家民部少輔慶澄(花押)		杵築神領北島分目録	北島文書3 [大日本史料]12-2※	慶長9年10月6日条
251	慶長9.10.23	1604	堀尾家奉行人連署状	小野齊助(花押)、吉川左兵衛尉貞恒(花押)、落合藏人頭貞親(花押)	佐草左衛門尉□□	杵築大社連歌免高17石内8石5斗について	佐草家文書(島根県古代文化センター寄託)。「旧島根県史編纂資料」※	
252	慶長9.10.25	1604	堀尾家奉行人連署状	小野齊助(花押)吉川左兵衛尉(花押)、落合藏人(花押)	富	杵築大社連歌免高17石内8石5斗について	富家文書(島根県古代文化センター蔵)。「旧島根県史編纂資料」※	古代文化叢書3「富家文書」で所載確認。
253	(慶長9)10.27	1604	西笑和尚文案	(西笑)	澄公座元 研右	雲州の寺領について使者を下向させるより吉晴の上洛の際に交渉することを伝える	相国寺蔵。[相国寺蔵 西笑和尚文案]332号※	
254	(慶長9)霜.15	1604	堀尾家奉行人連署状	落合藏人貞親、吉川左兵衛尉貞恒、小野齊介	嶋左大夫	杵築大社連歌免高17石内8石5斗について	島家文書(出雲市大社町)。「旧島根県史編纂資料」※	
255	慶長9.12.4	1604	慶長九年十二月兼如吟吟句	猪苗代兼如、松田勝右衛門政行		堀尾出雲守忠氏の追悼連歌千首。徳川家康発句。松田政行は京都所司代前田玄以の奉行(「徳善院執事」)	国立国会図書館蔵「連歌合集」35巻。他に写本多数。	正保二年筆写本
256	慶長9.12.20	1604	別火善四郎誓書	大社別火善四郎広吉(花押)	長谷	別火善四郎より千家への誓文。公儀と堀尾氏が北島家よりの動きを見せたことを記す	千家文書6 [大日本史料]12-2※	慶長9年10月6日条
257	慶長10.6.13	1604	西比田八幡宮棟札写			地頭堀尾三介公	西比田八幡宮(安来市広瀬町)。「比田村史」※	
258	(慶長10)6.18	1605	西笑和尚文案	元結、承兌	妙心寺之内 芳沢笏室	貴芳沢笏室の申し分について吉晴の意思を伝える	相国寺蔵。[相国寺蔵 西笑和尚文案]1342号※	
259	慶長10.7.8	1605	佐波広忠目安状	佐波越後入道(花押)	井原四郎右衛門、榎本中務太輔、佐世長門守	佐波広忠、熊谷元直の言行を上申する。熊谷が堀尾氏へ流した噂など	毛利家文書。「大日本古文書 毛利家文書」4、1278号※。「大日本史料」12-3	(端裏書)「佐波越後中分」(※佐波広忠息藩内、同年7月2日の熊谷元直誅殺時に巻き添いで殺害される)
260	(慶長10)7.12	1605	堀尾吉晴書状	堀尾帯刀吉晴(花押)	豊光寺和尚(西笑承兌)、円光寺和尚(閑室元結)	安齋という人物を妙心寺へ遣わし、寺について相談すること、吉晴は明日下向するので、詳しくは安齋から述べることを伝える	相国寺蔵。[相国寺蔵 西笑和尚文案]西笑和尚文案紙背文書9-18号※	第9冊は慶長10年11月～11年12月までの書状案。「堀尾吉晴」慶長10年7月24日に富田堀城
261	(慶長10)12/727	1605-07	堀尾宗光書状写	堀尾掃部助 宗光(花押)	鰐淵寺 年行事	御祭様より50石の寄進を堀尾宗光が取り次ぐ ※慶長9年の寺領寄進には含まれていない	鰐淵寺文書2(出雲市)。「旧島根県史編纂資料」中世筆写編5※	宗光の没年慶長13年3月と14年3月の2説あり
262	(慶長10)8.初8	1605	西笑和尚文案	承兌	妙心寺 役者中	城直軒相続について	相国寺蔵。[相国寺蔵 西笑和尚文案]406号※	
263	(慶長10)8.22	1605	西笑和尚文案	承兌	國造北嶋	西笑承兌が北嶋家の家督のことで帯刀(吉晴)と堀尾家奉行へ書状を送ったことについて	相国寺蔵。[大日本史料]12-2。[相国寺蔵 西笑和尚文案] (慶長10年)408号※	[大日本史料] (慶長9年10月6日条)では「慶長9年カ」とある
264	(慶長10)12.13	1605	堀尾吉晴書状写	帯刀吉晴	本願老	大社遷宮に関して豊臣家臣片桐・雨森へ書状を送ったこと	[北島家譜]2 [大日本史料]12-6※	慶長14年3月28日条

no	年号	西暦	文書名	発給者	受給者	内容	出典	備考
265	慶長10	1605	國主城主記			出雲隠岐23万5000石、慶長10年指出高、堀尾出雲守忠氏 幕府へ申告する	「朝野旧聞叢稿」519「大日本史料」12-3※	慶長10年忌歳
266	(慶長11ヶ)2.8	1606	堀尾吉晴書状	堀尾刀吉晴(花押)	木食上人	応其寺遠くなったことを詫び、今度普請のため東へ下る際にお会いしたい。(慶長11年江戸城普請に関わるか)	応其寺藏(和歌山県橋本市)「木食応其特別展図録」※	吉晴の花押は晩年のもの
267	慶長11.3	1606	御手傳覚書			江戸城外郭の石垣普請手傳いに堀尾刀吉参加する	「朝野旧聞叢稿」523「大日本史料」12-3※	慶長11年3月1日条
268	慶長11.10.23	1606	掃部宗光以下四人連署書下写	京助重満(花押)、藏人頭貞親(花押)、頼母助正秀(花押)、掃部助宗光(花押)	神主甚三	中原大明神宮田貳貫地を古証文の通に認める	阿羅波比神社文書。(松江市)(東史影)※	
269	慶長11.11.26	1606	千家元勝書置	国造千家元勝(花押)		別火の由来と慶長九年の兩國造相論で富田奉行所で審議したこと。今度の選宮で奉行の堀尾宮内殿への訴訟について	千家文書4「大日本史料」12-2※	慶長9年10月6日条
270	慶長12.4	1607	堀尾吉晴五輪塔			砂岩。逆修墓	高野山(二十四町石付近)。愛甲昇寛編「高野山所在戦国大名等供養塔」92※	
271	(慶長12)9.7	1607	堀尾一位書状	一位(花押)	大庭別火	三之介殿御祈念について	神魂神社 秋上家文書(松江市大庭町)。「意字六社文書」秋上家文書237号※	(年は異筆)
272	(慶長12カ)9.8	1607	堀尾一位書状	宮内一位(花押)	別火	伊弉諾・伊弉冊兩社への御供米切手進上	神魂神社 秋上家文書(松江市大庭町)。「意字六社文書」秋上家文書238号※	秋上家237の内容から慶長12年の文書カ
273	慶長12.9.9	1607	宇波二所神社棟札写			代官松本小右衛門尉	宇波二所神社(安来市広瀬町)。「鳥根県史編纂資料」近世筆写編178※	
274	慶長12.9.19	1607	大森大明神棟札			御頭堀尾帯刀左衛門殿源可時御代官落合甚殿	湯野神社(奥出雲町亀嵩)。「亀嵩村誌」※	
275	(慶長12カ)末11.20	1607	堀尾民部書状写	民部一位 判	江口惣太夫	大庭社家へ御薦之犬を負担させることを江口惣太夫へ命じる(堀尾宮内少輔と同一人か。)	大庭村神魂神社文書(松江市大庭町)。「八東郡誌」神魂神社文書71号※	宮内と民部は江戸時代の秋上氏が同一人物と理解していたようである
276	慶長12年以前		医学天正記 坤	曲直瀬玄菊		堀尾山城守、曲直瀬玄菊の治療を受ける。「小兒」とあり幼年のおりのものカ。	東京帝国大学所蔵。「改定史籍集覽」26※	慶長12年成立
277	慶長13.2.10	1608	宮内書状	宮内(花押)	肝煎三木源四郎	堀尾宮内が三木源四郎へ朝山郷内菱根新田の開発について、免許札と年貢料について通達する	三木家文書。「鳥根懸史の三木亀之助文書」[出雲平野の開拓、三木与兵衛の偉業]三木家文書8号※。「旧島根県史編纂資料」	
278	(慶長13)5.朔	1608	宮内書状	宮内(印判)	三木与兵衛	走り百姓が戻らないのならば、空き屋敷へ新百姓を入れるよう命じる	三木亀之助文書。「鳥根懸史」8※。三木家文書「旧島根県史編纂資料」	
279	慶長13.5.28	1608	堀尾一信書状	堀尾宮内一信(花押)	長谷左衛門尉、北崎主水	担当の奉行は、堀尾宮内、関係文書もとのせる。	千家文書10「大日本史料」12-2※。千家男爵家文書2(出雲市大社町)「旧島根県史編纂資料」	慶長9年10月6日条
参考	慶長13.6	1608	石河正西問見集	石河正西		前田茂勝、家臣を殺害し改易、堀尾山城守へ預けられる。茂勝は忠晴の叔父	光西寺藏(埼玉県川越市)。「埼玉県史料集」1※。「大日本史料」12-5	「大日本史料」(慶長13年6月是月)
280	慶長13.8.29	1608	堀尾一信書状	堀尾宮内少輔(花押)	国造千家	別火について	千家男爵家文書2(出雲市大社町)。「旧島根県史編纂資料」※	
281	慶長13.8.晦	1608	別火祐吉誓書	別火祐吉(花押)	北崎主水佐	別火祐吉より北島家への誓書。御奉行堀尾宮内へ頼み参る	千家文書6「大日本史料」12-2※	慶長9年10月6日条
282	慶長13.9.14	1608	堀尾宮内一信書状	堀尾宮内一信	国造千家		千家男爵家文書6(出雲市大社町)。「旧島根県史編纂資料」※	
283	(慶長13)申11	1608	国造北島氏願書案		御奉行所	堀尾家寺社奉行宛に提出した願書控	北島家藏(出雲市大社町)。「出雲国造家文書」180号※	
284	慶長13.	1608	当代記			3月~12月までの間に堀尾帯刀・三之助等諸大名の家康への贈答について一覽。	史籍雑纂「当代記・駿府記」※。「大日本史料」12-5	慶長13年3月11日条
285	(慶長13-14)	1608-09	慶長年中江戸図			慶長13-14年に成立。堀尾帯刀屋敷が見える。現存の絵図は後世のもの	「大日本史料」12-4※	慶長11年5月是月
286	(慶長14)2.6	1609	堀尾一信書状(折紙)	堀尾宮内少輔一信(花押)	国造北嶋	大社の選宮が近づいたので大坂の秀頼から御せがあり当方から武元・村尾の両名を派遣する	北島家藏(出雲市大社町)。「出雲国造家文書」181号※	
287	慶長14.3	1609	妙心寺春光院藏 堀尾忠氏画像 大徳寺宗承賛	前大徳見興自公受宗承賛之			妙心寺春光院藏(京都市)。「鳥根懸史」18※	
288	慶長14.3如意珠	1609	出雲大社棟札	片桐東市正且元(花押)、堀尾帯刀吉晴(花押)		頼主豊臣秀頼、片桐且元・堀尾吉晴奉行として大社の造営を行う	出雲大社宝物館藏(出雲市大社町)。「大日本史料」12-6※	慶長14年3月28日条
289	慶長14.卯.2	1609	堀尾宮内一信書状(折紙)	堀尾宮内一信(花押)	国造千家	大社選宮について	千家男爵家文書4(出雲市大社町)。「旧島根県史編纂資料」※	
290	慶長14.卯.4	1609	則武三大夫書状	則武三大夫□(花押)	国造千家	大社選宮について	千家男爵家文書4(出雲市大社町)。「旧島根県史編纂資料」※	
291	慶長14.卯.6	1609	堀尾宮内少輔一信書状(折紙)	堀尾宮内少輔一信(花押)	国造千家	大社選宮について。千家への返書	千家男爵家文書4(出雲市大社町)。「旧島根県史編纂資料」※	
292	慶長14.7.吉	1609	出雲大社鋸口	堀尾帯刀佐吉晴		御奉行堀尾帯刀佐吉晴	出雲大社宝物館藏(出雲市大社町)。「鳥根懸史」18※	
293	慶長14.8.25	1609	堀尾吉晴書下写	吉晴書判	村田勘六左衛門	護国寺への寺領寄進を命じる	護国寺藏(隠岐の島町)。「隠岐島誌」護国寺文書2号※	
294	慶長15.2.14	1610	堀尾吉晴判物	帯刀先生 吉晴(花押)	日御崎高政	出雲国神門郡日御崎校校職・日御崎神領の安堵。神領目録は別紙を渡す	日御崎神社文書1(出雲市大社町)。「旧島根県史編纂資料」日御崎神社文書6「大日本史料」12-7※	慶長15年雜載
295	慶長15.卯.24	1610	堀尾一信安堵状	堀尾宮内少輔一信(花押)	村上九右衛門	隠岐国海士郡三ヶ村公文職の安堵	隠岐村上家藏(隠岐郡海士町)。「隠岐島誌」隠岐村上家文書14号※。村上家文書「旧島根県史編纂資料」	
296	慶長16.2.11	1611	岩屋寺棟札			富田守堀尾三介殿、御代官長谷川賀兵衛尉貞勝	岩屋寺(奥出雲町)。「鳥根懸史編纂資料」近世筆写編177※	

no	年 号	西暦	文 書 名	発 給 者	受 給 者	内 容	出 典	備 考
参考	慶長16.3.11	1611	寛政重修諸家譜			堀尾忠晴、従5位下山城守に任官	『寛政重修諸家譜』※	
参考	慶長16.3.20	1611	寛政重修諸家譜			堀尾忠晴、従4位下に叙せられる	『寛政重修諸家譜』※	
297	慶長16.3	1611	禁裏御普請帳			堀尾山城守(忠晴)、禁裏修造の助役を勤める	『大日本史料』12.8※	慶長16年3月是月余
参考	慶長16.3	1611	安政内裏造営志			堀尾山城守、内裏東側の築地造営を担当する	『大日本史料』12.8※	補遺慶長16年3月是月余
298	慶長16.4.12	1611	諸大名誓約條書	豊前宰相忠興(花押)、越前少将忠直(花押)、播磨少将輝政(花押)、安芸少将正則(花押)、薩摩少将□□□□、美作侍従忠政(花押)、加賀侍従利光(花押)、周防侍従秀就(花押)、丹後侍従高知(花押)、若狭侍従忠高(花押)、備前侍従輝直(花押)、加藤肥後守清正(花押)、黒田筑前守長政(花押)、藤堂和泉守高(花押)、蜂須賀阿波守至鎮(花押)、松平土佐守忠義(花押)、田中筑後守忠政(花押)、生駒讃岐守正俊(花押)、堀尾山城守忠晴(花押)、鍋島信濃守勝茂(花押)、金森出雲守可重(花押)		家康、法令三ヶ条を定めて近畿・中国及び西国の諸大名22名に示し、其誓書を提出させる	前田家蔵「古蹟文徴」9。『大日本史料』12.8※。『徳川家康文書』下-1	
299	慶長16.6.17	1611	当代記			堀尾帯刀死去、昨夜ヨリ霍乱、俄以如此、	史籍雑纂「当代記・駿府記」※。『大日本史料』12.8	慶長16年6月17日余
300	慶長辛亥季夏7	1611	妙心寺春光院蔵 堀尾吉晴像 春籠文済賛	前住花園現瑞応春龍叟			妙心寺春光院(京都市)。「開山無相650年遠諱記念 妙心寺」※	
301	慶長16.6.28	1611	堀尾家家臣団起請文写	堀尾宮内少輔、堀尾修理亮、松田左近将監、小崎伊豫守、堀尾弥兵衛尉、吉川若狭守、堀尾頼母介、堀尾河内守		吉晴の死後、堀尾家家臣団起請文を作成する	安部吉弘氏蔵、特別展「堀尾氏と松江開府」(松江郷土館)での展示※	慶長16年6月17日に吉晴没
302	(慶長16) 7.朔	1611	徳川秀忠書状写	御黒印	堀尾山城守	堀尾帯刀の死去を心中を察すること、委細は大久保忠隣・本多正信から伝える。	『譜牒餘録』堀尾家(国立公文書館蔵)※	
303	(慶長16) 7.3	1611	大久保忠隣・本多正信連署書状	大久保相模守忠隣(花押)、本多佐渡守正信(花押)	堀尾頼母助、吉川若狭守、河内守人、松崎□□□頭、堀尾孫兵衛、小崎伊与	堀尾帯刀の死去に関して、上様(将軍秀忠)より御内書が出されたことを伝える	堀尾文書(お茶の水図書館 成實堂文庫蔵)※。辻善之助編「成實堂文庫古文書目録」堀尾文書	
304	慶長16.7.3	1611	神原神社棟札			大原郡神原村松井大明神社の造営、地頭並河甚助	神原神社(雲南市加茂町)。「加茂町史考」資料編P352※	
305	慶長16.9.22	1611	駿府記			堀尾帯刀吉晴の遺品金100枚と眞鍮が家康へ献上される	史籍雑纂「当代記・駿府記」※。『大日本史料』12.8※	慶長16年6月17日余
306	慶長17.5.8	1612	駿府記			堀尾山城守参府、銀子等献じる。家子数千人御目見。	史籍雑纂「当代記・駿府記」※。『大日本史料』12.8※	慶長16年6月17日余
307	慶長17.5	1612	宇能遅神社棟札			大原郡宇治三社大明神御宝殿、地頭平朝臣並川口衛門尉宗信、橋朝臣落合口衛門尉直親	宇能遅神社(雲南市加茂町)。「加茂町史考」資料編P354※	
308	慶長17.6.4	1612	徳川秀忠判物	(花押)	堀尾山城守	出雲・隠岐両国の領有を認める	金子義明氏蔵。「季刊文化財」111号※	
309	(慶長19) 正.9	1614	細川忠興書状	越中(花押)	内記	江戸城の普請について、国々諸大名は普請に出ず在国せよとの触れだが、念を入れて江戸に出る。記事に堀尾帯刀孫(忠晴)等の動向を推量する	細川家文書。大日本近世史料「細川家史料」1.59※	
310	慶長19.3.10	1614	塩冶八幡宮神額所付写	三宅加兵衛書判	神主波多野清介	雲州神門郡塩冶八幡宮へ30石の神額を奉行民部少輔の指示で渡す	塩冶神社(出雲市)。秦清一「塩冶旧記」※	
311	慶長19.4.5	1614	亀鶴山八幡宮棟札			国主堀尾山城守忠晴公本願、地頭落合蔵人、本願目代皆尾弥市 秋間藤兵衛	亀鶴山八幡宮(安来市伯太町井尻)。「井尻村史」※	
312	慶長19.8.26	1614	慶増安太夫連署證文	慶増安太夫(花押)、山田勘右衛門(花押)、嶋田文左衛門(花押)	大庭神主	伊弉册御神領分の銀子を前々の如く認める	神魂神社 秋上家文書(松江市大庭町)。「意宇六社文書」秋上家文書241号※	
313	慶長19.極.27	1614	堀尾家奉行入連署奉書写	村尾七郎右衛門手判、雀部[ ](市郎兵衛)同判	鶯・宇道地下中	堀尾家奉行村尾・雀部、鶯・宇道山海境について両地の地下人に相論のないよう伝える	北島家蔵。「出雲國造家文書」186号※	
314	(慶長19) 極.27	1614	堀尾民部書状	堀尾民部(花押)	富與兵衛	山城守様御祈念の連歌御執行、忠晴の出陣を伝える	富家文書(鳥根県古代文化センター蔵)。「旧鳥根県史編纂資料」。「鳥根県史」18※	
参考	(慶長19~20)	1614-15	石川康通跡目相續・大坂の陣等覚書			堀尾家臣前田丹波・山南宅江大坂冬の陣で石川忠経の陣へ訪れ、吉晴の時代の城責について物語する	加藤家文書(亀山市博物館)。「亀山歴史博物館歴史資料叢書」11※	
315	元和元.正.吉	1615	女房書状	ゆゝき	越後頭	国中の長久祈念	平林家文書(松江市熊野町)。「八東郡誌」平林家文書2※	
316	(元和元) 卯.25	1615	堀尾忠晴書状(折紙)	忠晴(花押)	国造北嶋	大坂冬陣の出陣で祈禱の巻数および太刀・馬代の見舞いとして増進したことへの礼状。民部が奏者	北島家蔵。「出雲國造家文書」188号※	
317	元和元.春.陽	1615	報恩寺鐘銘文			元和2年に長谷川湯之介により梵鐘が寄進されている。	報恩寺(松江市玉湯町)。「報恩寺と初代松江藩主堀尾氏」写真※。「雲陽誌」。	
318	(元和元頃) 9.24	1615	堀尾忠晴書状(折紙)	堀尾山城守忠晴(花押)	国造北嶋	北島広孝へ祈念の巻数・樽代贈賜の謝意を伝える。	北島家蔵。「出雲國造家文書」189号※	
319	慶長20.11.12	1615	秋上伊之申状	大庭別火伊之(花押)	御奉行中	大庭別火分新嘗祭米について奉行中への申状	神魂神社 秋上家文書(松江市大庭町)。「意宇六社文書」秋上家文書242号※	



no	年 号	西暦	文 書 名	発 給 者	受 給 者	内 容	出 典	備 考
320	元和2.3.8	1616	鵜淵寺領打渡之目録	堀尾民部少輔一信判	鵜淵寺惣山	竹本坊宣業の難山により亡失したため再発給した鵜淵寺領目録	鵜淵寺文書2(出雲市)。『旧島根県史編纂資料』中世筆写編5※	
321	元和3.2.20	1616	一崎山善光寺鐘銘文	雲譽心爰		国主堀尾山城守の寄進と伝える	善光寺(松江市浜乃木町)。『一崎山善光寺』※	
322	元和3.10.27	1617	山田家秀証文	山田勘右衛門家秀(花押)	大庭寺社家中	今度出雲里の橋を掛けるにあたり惣石役以前諸役免除する	神魂神社 秋上家文書(松江市大庭町)。『意字六社文書』秋上家文書246号※	
323	元和3.10.27	1617	石役免許証文	意字郡周藤宗吉(花押)、目代弥左衛門(黒印)、高林又左衛門(花押)、役人仁右衛門(黒印)	大庭寺社中	御奉行山田勘右衛門様よりの書状に基づき今度出雲里の橋を掛けるにあたり惣石役以前諸役免除する	神魂神社 秋上家文書(松江市大庭町)。『意字六社文書』秋上家文書247号※	
324	元和3.仲冬.吉	1617	富田八幡宮棟札写	竹箭丹後守藤原朝臣信正		大権那堀尾山城守在平朝臣忠晴、大願主堀尾河内守在平朝臣延定	『梁土広瀬』※	寛政2年3月の火災で原本焼失
325	(元和5)3.9	1619	細川忠興書状	越忠興(印)	内記	出府中の諸大名(忠晴等)の帰国許可が出されたこと	細川家文書。大日本近世史料「細川家史料」1,187号※	
326	元和5.3.28	1619	狭長神社棟札			国主堀尾山城守、當御地頭堀尾修理頭、同代官楠本九右衛門尉、當御地頭萩野勝右衛門、御内渡部少兵衛尉	狭長神社(雲南市掛合町)。『掛合村誌』※	
327	元和5.6.2	1619	堀尾家奉行入寄進状	民部(花押)	神主家原大宮司	秋鹿郡大野庄足高大明神へ長松院様の御理により播磨鍛冶分15石を寄進する。	内神社蔵文書(松江市秋鹿町)。『旧島根県史編纂資料』※	
328	元和5.6.2	1619	堀尾家奉行入寄進状写	民部 御判	神主家原大宮司	秋鹿郡大野庄足高大明神へ長松院様の御理により播磨鍛冶分15石を寄進する。	内神社文書(松江市秋鹿町)。『八東郡誌』秋鹿村内神社文書10号※	
329	元和5.6.2	1619	堀尾但馬・掛斐伊豆連署証文写	堀尾但馬御判、掛斐伊豆御判	神主大内蔵	秋鹿郡大野庄高宮神主屋敷竹木宮廻りの安堵	内神社文書(松江市秋鹿町)。『八東郡誌』秋鹿村内神社文書11号※	
330	(元和5)未.6.12	1619	廣島城請取并在番配賦覚書			広島城三の丸に堀尾勢等西国の大名在番する	毛利家文書。『大日本古文書 毛利家文書』3,1163号※	
331	(元和5)6.21	1619	児玉元書書状	児八郎左衛門(花押)	益玄、完主殿	福島正則改易により堀尾氏へも安芸国へ人数を入れないように命令が出されている。堀尾氏は赤名に陣取	毛利家文書。『大日本古文書 毛利家文書』3,1167号※	
332	元和6	1620	御四代記			元和6年の大坂築城工事に堀尾忠晴参加する。石垣工事	『忠義公紀』1「山内家史料」。『大阪市史史料』71※	
333	元和6	1620	元和年録			正月18日に仰せつけの工事区間、青や口御門より玉造御門迄の間の工事堀尾氏ら11名の大名の担当	『元和年録』内閣文庫蔵蔵史籍叢刊165。『大阪市史史料』71※	
334	(元和6)3.15	1620	細川忠利書状案	(細川忠利)	長船十右衛門	細川忠利、堀尾忠晴が徳川秀忠の同意を得て老臣を配流する話を細川忠興家臣へ披露する	細川家文書。大日本近世史料「細川家史料」8,11※	
335	(元和6)卯.28	1620	伊藤七大夫・森九左衛門連署書状	伊藤七大夫正(花押)、森九左衛門(花押)	岩崎又右衛門	工事の状況を伝える山内家臣の書状に堀尾の御町場の記事あり	山内文書。『大日本史料』12.33。『大阪市史史料』71※	
336	(元和6・7)卯.9	1620	掛斐伊豆・村尾七郎連署書下	伊豆(黒印)、七郎(黒印)	三木與兵衛	菱根新田當作の指示。元和5年名寄帳を元に當作させるよう指示のため元和6・7年頃	三木亀之助蔵文書。『島根県史編纂資料』※	
337	(元和6)4.18	1620	細川忠興書状	越(ローマ字青印)	内記	堀尾山城守、お暇を得て上洛する、又大坂普請中の家中の衆にも暇が出された	細川家文書。大日本近世史料「細川家史料」1,220号※	
338	(元和6カ)8.13	1620	堀尾家三奉行連署書状	掛斐伊豆高清(花押)、村尾七郎右衛門正以(花押)、堀尾但馬方成(花押)	日御碕高政	園村の新田の蔵入について	日御碕神社蔵文書1「旧島根県史編纂資料」※	
339	元和6.10.12	1620	出雲国日御碕御神領之目録	掛斐伊豆守高清(花押)、村尾七郎右衛門尉正以(花押)、堀尾但馬守方誠(花押)	日御碕検校	神門郡宇龍浦50石、同郡園村之内563石3斗、合せて613石三斗の神領目録	日御碕神社蔵文書1「旧島根県史編纂資料」※	
340	元和6.10.25	1620	堀尾忠晴知行宛行状写	忠晴 判	小杉岡右衛門	忠晴、小杉岡右衛門へ150石加増する。	『伯耆志』巻6。會見郡6。會見郡海池村。『因伯叢書』4※	
341	元和7.神在.吉	1621	三田原八幡宮棟札			大権那菩提天堀尾山城守、肝煎堀江善右衛門、同代官伊勢國鑄師種村彌太夫吉正、同下郡代岸本與兵衛定吉、堀江三右衛門	兎比神社(雲南市吉田町)。『吉田村資料』2※	
342	(元和7カ)霜.3	1621	掛斐伊豆守高清(折紙)	掛斐伊豆守高清(花押)	国造北嶋	借用した古証文の返却について	北島家蔵。『出雲國造家文書』193号※	『出雲國造家文書』の年代比定による
343	(元和7)11.21	1621	堀尾家奉行入連署書状(折紙)	掛斐伊豆高清(花押)、村尾七郎右衛門尉正以(花押)、堀尾但馬高成(花押)	国造北嶋	北島晴孝元服について、忠晴の一字拝領。御烏帽子名の事	北島家蔵。『出雲國造家文書』194号※	
344	元和7.11.27	1621	堀尾忠晴一字書出	忠晴(花押)	北嶋平十郎	堀尾忠晴、北嶋平十郎へ「晴」の一字を与える	北島家蔵。『出雲國造家文書』195号※	
345	(元和7)12.3	1621	堀尾忠晴書状	堀尾山城守忠晴(花押)	国造北嶋平十郎	北嶋平十郎の贈物に対する礼状	北島家蔵。『出雲國造家文書』196号※	
346	(元和7)12.5	1621	堀尾家奉行入連署書状(折紙)	掛斐伊豆守高清(花押)、村尾七郎右衛門尉正以(花押)、堀尾但馬守高成(花押)	国造北嶋平十郎	北嶋平十郎の元服を祝う	北島家蔵。『出雲國造家文書』198号※	
347	(元和7)12.7	1621	堀尾家奉行入連署書状(切紙)	掛斐伊豆守高清(花押)、村尾七郎右衛門尉正以(花押)、堀尾但馬守高成(花押)	国造北嶋平十郎	北嶋平十郎の元服の祝儀に忠晴より備前兼光、脇差三原を贈ること	北島家蔵。『出雲國造家文書』197号※	
348	(元和7)12.27	1621	堀尾忠晴書状(折紙)	堀尾山城守忠晴(花押)	国造北嶋	国造北嶋広孝へ元服にあたり、祝儀の贈進に謝意を伝える	北島家蔵。『出雲國造家文書』199号※	
349	元和7.陽.12	1621	堀尾忠晴書状	山城守忠晴(花押)	国造千家	大社への祈禱の依頼	千家男爵家文書5(出雲市大社町)。『島根県史編纂資料』※	
350	元和8.2.5	1622	堀尾但馬・掛斐伊豆寄進状	掛斐伊豆高清(花押)、堀尾但馬(花押)	妙巖寺	雲州仁多郡三澤庄妙巖寺領5石を寄進する	藤原寺(仁多郡奥出雲町)。『仁多郡誌』三澤村藤原寺文書4※『旧島根県史編纂資料』※	
351	元和8.卯.18	1622	日登山満福寺棟札			御国守護堀尾山城守忠氏公、御地頭今村弥衛門尉、御地頭土山与衛門尉	満福寺(雲南市木次町)。『木次町誌』※	

no	年号	西暦	文書名	発給者	受給者	内容	出典	備考
352	元和8.6.18	1622	熱田裁断橋儀宝珠銘文			堀尾金助33回忌の供養に熱田裁断橋の架橋する。	熱田裁断橋儀宝珠(名古屋市立博物館蔵)。「熱田裁断橋物語」※	
353	元和8.8.21	1622	堀尾但馬・揖斐伊豆安堵状	堀尾但馬(花押)、 揖斐伊豆高濑(花押)	神主大蔵	秋鹿郡大野庄高宮神主屋敷竹木宮廻りの安堵	内神社蔵文書(松江市秋鹿町)。「旧島根県史編纂資料」※	
354	元和9.2.5	1623	揖斐伊豆書下	伊豆(印)	神主宮内兵輔、神主権太輔	御祈念の米6石の安堵	須恵郡久神社文書(松江市)。(東史影)※	
355	元和9.3.10	1623	堀尾但馬・村尾越中連署書下	但馬(黒印)、 越中(黒印)	三木與兵衛	菱根新田當作の指示	三木亀之助蔵文書。「島根県史」8※。三木家文書「旧島根県史編纂資料」	
356	元和9.3.13	1623	堀尾但馬他2名連署書下	堀尾但馬方成(花押)、 村尾越中正以(花押)、 揖斐伊豆高濑(花押)	神主門脇宮内、同権大夫	末次の3つの宮の安堵	須恵郡久神社文書(松江市)。(東史影)※	
357	元和9.6.13	1623	堀尾民部書下	堀尾民部(花押)	中原神主甚三	中原宮地境の前の通り安堵する	阿羅波比神社文書(松江市)。(東史影)※	
358	元和9.11	1623	堀尾忠晴判物	忠晴(花押)	千家主殿助	国造千家義廣より割分200石と杵築屋敷3カ所の知行安堵	千家男爵家文書3(出雲市大社町)。「旧島根県史編纂資料」※	
359	元和9.11	1623	堀尾忠晴判物写	忠晴(花押)	千家主殿助	国造千家義廣より割分200石と杵築屋敷3カ所の知行安堵の写	千家男爵家文書2(出雲市大社町)。「旧島根県史編纂資料」※	
360	元和9.11	1623	堀尾忠晴判物	侍従高階忠晴(花押)	波多野周防	神門郡箇妙見神主職の安堵	秦家文書(出雲市)。「旧島根県史編纂資料」※	
361	元和9.11	1623	堀尾忠晴知行宛行状写	忠晴判	二宮久治郎	忠晴、二宮久治郎へ150石の領知の宛行。	「伯耆志」巻1、會見郡1。會見郡平岡村。「因伯耆書」14※。	「印刷にて忠晴の文字あり」
362	元和10.正	1623	覚			堀尾忠晴は半役9万3000石で大坂城普請に参加する。正月5日に工事命令が出される	「鍋島勝茂譜考補」(国立公文書館蔵)。「大阪市史料」71※	
363	元和10.正.20	1624	堀尾忠晴書状	堀尾山城忠晴(花押)	国造千家		千家男爵家文書6(出雲市大社町)。「旧島根県史編纂資料」※	
364	元和10.3.16	1624	千家治部少輔他10名連判状	千家治部少輔慶澄(花押)、 同和泉守家(花押)、 赤塚左兵衛尉長信(花押)、 中木五助(花押)、 同五左衛門尉高(花押)、 長谷巻岐守廣佐(花押)、 千家主殿助信(花押)、 同和幸(花押)、 中監(花押)、 長谷右兵衛尉和之(花押)、 平尾式部少輔和(花押)	千家蔵	長松院(堀尾忠氏正室)の祈禱についての取り決め	千家男爵家文書3(出雲市大社町)。「旧島根県史編纂資料」※	
365	元和10.6.吉	1624	宇能遅神社棟札			地頭並川平助(落合教道。代官増見字蔵。平右衛門)	宇能遅神社(雲南市加茂町)。「加茂町史考」資料編※	
366	(寛永元)8.20	1624	堀尾忠晴書状	堀尾山城守(花押)	松土州	堀尾忠晴、山内忠義へ大坂城石垣の破損について連絡し、協議を申し入れる	「御手許文書」。「忠義公記2」。「山内家史料」。「大阪市史料」71※	
367	(寛永元)8.27	1624	松平定綱書状	松平越中守定綱(花押)	松平土佐守	元和6年工事で堀尾等の築いた石垣破損について御奉行衆の穿鑿があること	「御手許文書」。「忠義公記2」。「山内家史料」。「大阪市史料」71※	
368	(寛永元)8.27	1624	伊藤玄丞、黒部三平連署書状案	松平土佐守内伊藤玄丞、 黒部三平	鍋島信濃守	破損石垣の再工事について	「御手許文書」。「忠義公記2」。「山内家史料」。「大阪市史料」71※	
369	寛永甲子.10.11	1624	塩冶神社棟札			出雲隠岐守護堀尾山城守高階忠晴	塩冶神社(出雲市)。秦清一「塩冶旧記」※	
370	寛永元	1624	報恩寺摩利支天堂棟札			(堀尾忠晴施主)	報恩寺蔵(松江市玉湯町)。「報恩寺と初代松江藩主堀尾氏」写真※。「雲陽誌」	
371	元和10.9.3	1624	小嶋伊与書状	小嶋伊豫守(花押)	国造千家		千家男爵家文書6(出雲市大社町)。「旧島根県史編纂資料」※	
372	元和10.9.16	1624	姫二所大明神再興棟札写			當国主堀尾山城守	姫二所大明神(松江市秋鹿町)。「秋鹿村誌」※	
373	寛永元.10.吉	1624	美保大明神棟札			御守護堀尾山城守、郡松山七右衛門	美保関町美保神社文書(松江市美保関町)。「八東郡誌」美保神社文書5号※。	
374	寛永元.10.吉	1624	塩冶八幡宮棟札			出雲隠岐守護堀尾山城守高階忠晴朝臣、奉行堀尾但馬方成、揖斐伊豆高濑、堀尾采女	塩冶神社(出雲市)。秦清一「塩冶旧記」※	
375	寛永2.3.7	1625	堀尾但馬・村尾越中連署書下	但馬(黒印)、 越中(黒印)	三木與兵衛	菱根新田當作の指示	三木亀之助蔵文書。「島根県史」8※。三木家文書「旧島根県史編纂資料」	
376	寛永2.8.24	1625	堀尾忠晴願文	高階堀尾山城守忠晴朝臣(花押)		禁酒願文	宝照院蔵(松江市)。「島根県史」8※。宝照院文書(東史影)	
377	寛永2.10.16	1625	八幡宮神田坪付	堀尾但馬、後藤吉右衛門	玉造八幡宮神主遠藤対馬守宗晴	湯之町面白村内、2石3斗1升1合	玉湯村八幡宮文書(松江市玉湯町)。「八東郡誌」玉湯村八幡宮文書1号※	
378	寛永3.正.17	1626	堀尾家三奉行連署奉書	堀尾但馬方成(花押)、 村尾越中正以(花押)、 揖斐伊豆高濑(花押)	千家主殿助	両家上官屋敷について忠晴の仰せにより安堵する	千家男爵家文書3(出雲市大社町)。「旧島根県史編纂資料」※	
379	寛永3.卯.25	1626	揖斐伊豆・村尾越中連署書状	揖斐伊豆高濑(花押)、 村尾越中正以(花押)	国造千家	大社舞殿の修復に関する	千家男爵家文書4(出雲市大社町)。「旧島根県史編纂資料」※	
380	寛永3.8.11	1626	堀尾家奉行人連署寄進状写	堀尾但馬、揖斐伊豆	波多野周防	雲州神門郡箇妙見御神領の前代譲状の通、園村30石を寄進	秦家文書(出雲市)。「旧島根県史編纂資料」※	
381	寛永3.8.25	1626	諸大名官位昇進次第書(折紙)			堀尾忠晴上洛し、侍従に任ぜられる	天理大学付属天理図書館蔵(奈良県天理市)。「青森県史」近世1、898号※	
382	寛永3.8.25	1626	梅津政景日記			堀尾忠晴、松平直政ら四品に昇進	大日本古記録「梅津政景日記」※	
383	寛永3.11.吉	1626	堀尾氏朝寄進状	堀尾掃部氏朝(花押)	峯寺阿殿院	堀尾氏朝、普光山峯寺領として三刀屋の内梅木村10石を寄進する	普光寺(峯寺)蔵文書(雲南市三刀屋町)。「旧島根県史編纂資料」※	
384	(寛永3)極.9	1626	堀尾家奉行人連署書状(切紙)	堀尾采女、(花押)、 堀尾但馬高成(花押)	国造北嶋	堀尾家奉行から国造北嶋広孝へ杵築法度を出したので社家一同堅く守るよう伝える。	北島家蔵。「出雲國造家文書」205号※	年代は異筆
385	寛永3.極	1626	堀尾忠晴法度条々	出雲侍従堀尾山城守高階忠晴(花押)	两国造	堀尾忠晴、杵築へ法度を出す	出雲大社蔵文書4(出雲市大社町)。「旧島根県史編纂資料」※	

no	年号	西暦	文書名	発給者	受給者	内容	出典	備考
386	(寛永43.17頃)	1627	長松院殿真諦紹聖大姉之御辞世			長松院(堀尾忠氏正室)寛永4年3月17日死去	天理大学付属天理図書館蔵(奈良県天理市)。『国書総目録』※	
387	寛永5	1628	慶長年中ヨリ寛永年中迄御城廻御普請御手伝御務之趣公儀江被仰出候記録			堀尾山城守家中が、大坂城普請に参加する	山口県文書館蔵(山口市)。『大阪市史料』71※	
388	寛永5	1628	大坂御二ノ丸南輪御普請之時萬日用銀四組割符御帳			堀尾山城守家中が、大坂城普請場での日用を用いた史料	阿波国徳島蜂須賀家文書(国文学研究史料館)。『大阪市史料』71※	
389	寛永5	1628	部分御日記			堀尾忠晴は半役9万3000石で大坂城普請に参加する。	『熊本県史料』近世3。『大阪市史料』71※	
390	寛永6.3.3	1629	堀尾忠晴書状	出雲侍従忠晴(花押)	国造千家	徳川家光の抱瘡のため大社での祈念を依頼する	千家男爵家蔵(出雲市大社町)。『鳥根県史』18※	
391	寛永6.3.3	1629	堀尾忠晴書状	出雲侍従忠晴(花押)	日御碕	徳川家光の抱瘡のため日御碕神社での祈念を依頼する	日御碕神社蔵文書3『旧鳥根県史編纂資料』※	
392	寛永6.3.25	1629	酒井忠世書状	酒井雅楽頭忠世(花押)	国造	将軍家光の本復を伝え、忠晴の依頼の祈念に謝意を示す	千家男爵家蔵(出雲市大社町)。『鳥根県史』18※	
393	寛永6.5.23	1629	北島広孝目安状写	広孝	久徳勘解由、佐治刑部少輔	国造千家尊能との相論の訴状案	北島家蔵。『国造北島広孝覚書并訴状案』『出雲国造家文書』221号※	
394	(寛永6)7.5	1629	堀尾高成書状(折紙)	堀尾但馬高成(花押)	北嶋	天寿院(千姫)の抱瘡のため祈禱依頼。鷲ノ宮の巻致も贈るよう伝える	北島家蔵。『出雲国造家文書』207号※	年代は異筆
395	寛永7.正.27	1630	堀尾但馬書下	但馬(黒印)	三木與兵衛	菱根新田當作の指示	三木亀之助蔵文書。『鳥根県史』8※、三木家文書『旧鳥根県史編纂資料』	
396	寛永7.霜.晦	1630	堀尾采女書状	堀尾采女(花押)	国造千家	国造北島広孝の出行に対し、北島平十郎へ広孝に杵築へ戻らせるよう伝えたことを知らせる	千家男爵家蔵(出雲市大社町)。『旧鳥根県史編纂資料』※。『懐徳談』後編に引用。	
397	寛永8.7.7	1631	堀尾采女書状	堀尾采女(花押)	国造千家	忠晴の当月の祈禱についての内容	千家男爵家蔵(出雲市大社町)。『旧鳥根県史編纂資料』※	
398	(寛永8ヵ)7.7	1631	堀尾采女書状	堀尾采女(花押)	□□千家	山城守様の当月の祈禱についての内容	千家男爵家蔵(出雲市大社町)。『旧鳥根県史編纂資料』※	
399	寛永8.7.24	1631	堀尾忠晴伝達状	侍従高階忠晴(花押)	杵築两国造	大御所徳川秀忠の病により将軍家光より大社に祈禱を行うよう仰せがあり、堀尾忠晴が两国造へ伝達した	千家男爵家蔵(出雲市大社町)。『鳥根県史』18※	
400	寛永8.7.24	1631	堀尾忠晴伝達状	侍従高階忠晴(花押)	杵築两国造	大御所徳川秀忠の病により将軍家光より大社に祈禱を行うよう仰せがあり、堀尾忠晴が两国造へ伝達した	北島家蔵。『出雲国造家文書』208号※	
401	寛永8.7.24	1631	堀尾忠晴伝達状	侍従高階忠晴(花押)	日御碕検校	大御所徳川秀忠の病により将軍家光より日御碕神前で祈禱を行うよう仰せがあり、堀尾忠晴が日御碕検校へ伝達した	日御碕神社蔵文書3『旧鳥根県史編纂資料』※	
402	寛永8.8.朔	1631	堀尾家奉行連署書状	堀尾采女(花押)、堀尾但馬(花押)	国造千家	大御所秀忠の病の祈禱、堀尾家より堀尾因幡が忠晴名代で大社参詣を伝える	千家男爵家蔵(出雲市大社町)。『鳥根県史』18※	
403	寛永8.8.5	1631	堀尾采女書状	堀尾采女(花押)	秋上平三郎	大御所徳川秀忠の病につき祈禱を命じる	神魂神社文書(松江市大庭町)。『八東郡誌』神魂神社文書73※。『意宇六社文書』秋上家文書251号	
404	寛永8.8	1631	堀尾掃部助書状写カ	堀尾掃部助	波多野権太夫	大御所徳川秀忠の病につき祈禱を命じる	秦清一蔵(出雲市)。『塩冶旧記』※	
405	(寛永8)8.9	1631	堀尾采女・堀尾但馬連署書状	堀尾采女(花押)、堀尾但馬方成(花押)	日御碕尊久	大御所徳川秀忠の病につき祈禱を命じる	小野家文書2(出雲市大社町)『旧鳥根県史編纂資料』※	
406	寛永8.9.朔	1631	堀尾采女書状	堀尾采女(花押)	日御碕尊久	大御所徳川秀忠の不例により日御碕神社での祈禱を将軍より堀尾忠晴へ命じられたことを伝える	小野家文書2(出雲市大社町)『旧鳥根県史編纂資料』※	
407	(寛永8)9.2	1631	稲葉正勝書状(折紙)	稲葉丹後守正勝(花押)	国造北嶋	徳川秀忠の病気治療の祈禱について謝意を伝える。	北島家蔵。『出雲国造家文書』209号※	年代は異筆
408	寛永8.9.15	1631	内藤忠重書状	内藤加賀守忠重(花押)	国造北嶋	徳川秀忠の病気治療の祈禱について堀尾山城守から堀尾掃部が大社へ派遣され祈念が行われたことを将軍家にも伝わったと伝える	北島男爵家蔵(出雲市大社町)。『鳥根県史』18※	
409	(寛永8)末.9.17	1631	堀尾但馬書状	堀尾但馬方成(花押)	国造千家	忠晴様の当月の祈念について御巻数の進上が首尾良くいったことを、伊豆・内膳より聞いたこと	千家男爵家蔵(出雲市大社町)。『旧鳥根県史編纂資料』※	
410	寛永8.9.20	1631	土井利勝書状	土井大炊頭利勝(花押)	国造北嶋	徳川秀忠の病気治療の祈禱について謝意を伝える	北島男爵家蔵(出雲市大社町)。『鳥根県史』18※	
411	(寛永9ヵ)正.22	1632	堀尾采女・堀尾但馬連署書状	堀尾采女(花押)、堀尾但馬方成(花押)	国造千家	鷲宮での祈禱として今村権七に代参させる	千家男爵家蔵(出雲市大社町)。『旧鳥根県史編纂資料』※	
412	寛永9.正.24以降	1632	徳川秀忠形見覚書			堀尾山城守に秀忠形見として銀子3000枚	天理大学付属天理図書館蔵(奈良県天理市)。『青森県史』近世1、1024号※	
413	(寛永9ヵ)2.19	1632	堀尾家奉行人連署書状(切紙)	堀尾采女、(花押)、堀尾但馬高成(花押)	北嶋平十郎	国主忠晴祈念のため当二月の御供米を来20日贈ること	北島家蔵。『出雲国造家文書』215号※	
414	寛永9.卯.25	1632	堀尾九十郎書状	堀尾九十郎久□(花押)	国造千家	伊弉諾御外遷宮について	千家男爵家蔵(出雲市大社町)。『旧鳥根県史編纂資料』※	年代は異筆
415	(寛永9)6.10	1632	堀尾采女書状(折紙)	堀尾采女、(花押)	国造北嶋	神魂社外遷宮について巻数贈進の謝意を伝える	北島家蔵。『出雲国造家文書』217号※	6月10日付堀尾家奉行人連署書状より寛永9年と推定
416	(寛永9)6.10	1632	堀尾家奉行人連署書状	久徳内膳、(花押)、堀尾但馬高成(花押)、指斐伊豆高清(花押)	国造北嶋	神魂社外遷宮について巻数贈進の謝意を伝える	北島家蔵。『出雲国造家文書』218号※	年代は異筆
417	(寛永9)6.12	1632	小嶋伊与書状	小嶋伊与□(花押)	国造千家	神魂社外遷宮について巻数贈進の謝意を伝える	千家男爵家蔵(出雲市大社町)。『旧鳥根県史編纂資料』※	年代は異筆
418	(寛永9)6.28	1632	堀尾采女書状(折紙)	堀尾采女、(花押)	国造北嶋	堀尾采女、国造北嶋氏へ前日中納言水無瀬氏成が、玉造温泉から大社へ参詣することを伝え、社頭儀式の準備を傳達する	北島家蔵。『出雲国造家文書』219号※	年代は異筆
419	(寛永9ヵ)8.3	1632	堀尾家奉行人連署書状(切紙)	堀尾采女、(花押)、堀尾但馬高成(花押)	国造北嶋	神魂社遷宮について、国造北嶋氏の大庭へ罷越たことに対し、奉行から建立を成し上げたいと伝える	北島家蔵。『出雲国造家文書』220号※	

no	年号	西暦	文書名	発給者	受給者	内容	出典	備考
420	寛永9.8.18	1632	堀尾家三奉行寄進状	堀尾但馬(花押)、搦斐伊豆(花押)、堀尾采女(花押)	岩屋寺	仁多郡横田村岩屋寺領、同所新田15石寄進し、都合30石とする	岩屋寺文書。[旧島根県史編纂史料]。仁多郡誌[岩屋寺18号]※	
421	(寛永9)9.吉	1632	松江藩役人連署証文	山田角藏(黒印)良次(花押)、稲垣七左衛門尉(黒印)□□(花押)、堀尾采女(黒印)	修理免肝煎善右衛門、与一兵衛	松江藩、北島中書孝康へ大社神前にある松植え替えのため、修理免の内代地地を与えることを同地の肝煎へ伝える	北島正子蔵文書(吹田市)。「大社町史研究紀要」16、北島正子家文書7号※	年代は異筆
422	(寛永9)10.3	1632	搦斐高書書状	搦斐伊豆高書	国造千家	神魂社遷宮について、(搦斐伊豆は出雲・隠岐両国仕置と記入されている)	千家男爵家文書4(出雲市大社町)。「旧島根県史編纂資料」※	年代は異筆
423	(寛永9)10.3	1632	堀尾但馬書状	堀尾但馬方成(花押)	□造千家	神魂社遷宮についてか	千家男爵家文書4(出雲市大社町)。「旧島根県史編纂資料」※	年代は異筆
424	(寛永9)10.3	1632	堀尾采女書状	堀尾采女一(花押)	国造千家	神魂社遷宮について、巻数贈進のこと(堀尾采女は出雲・隠岐両国仕置と記入されている)	千家男爵家文書4(出雲市大社町)。「旧島根県史編纂資料」※	年代は異筆
425	寛永9.10.3	1632	北島広孝訴状案	広孝	堀尾采女正	北島広孝、堀尾采女へ上洛して勅許を得るために上洛することを伝える	北島家蔵。「国造北島広孝覚書并訴状案」[出雲國造家文書]221号※	
426	(寛永9カ)10.5	1632	堀尾丹家書状	堀尾丹家□□(花押)	□造千家	神魂社遷宮についてか(旧例の如く遷宮)とある	千家男爵家文書4(出雲市大社町)。「旧島根県史編纂資料」※	年代は異筆
427	(寛永9)10.6	1632	平河半介書状	平河半介一□(花押)	国造千家	大庭神魂社遷宮に関わる	千家男爵家文書4(出雲市大社町)。「旧島根県史編纂資料」※	寛永9年の神魂社遷宮に関わるか
428	(寛永9)12.5	1632	堀尾采女書状(折紙)	堀尾采女、(花押)	北嶋平十郎	堀尾采女、北島晴孝へ北島広孝が周防三田尻まで赴いたことを伝える	北島家蔵。「国造北島広孝覚書并訴状案」[出雲國造家文書]224号※	
429	寛永9	1632	武州豊嶋郡江戸庄園			堀尾山城守屋敷地の確認ができる。現存の東京都立中央図書館蔵は写しだが、原因は寛永9年刊行。	東京都立中央図書館蔵。愛知県西尾市立岩瀬文庫。「国史大事典」1※	
参考	寛永9	1632	配所残筆	山鹿甚五左衛門高興(花押)	山鹿三郎右衛門、岡八郎左衛門	寛永9年、山鹿奉行11歳、堀尾山城守家老搦斐伊豆により堀尾忠晴の前で書物を読む。200石で堀尾家に招かれる。	「配所残筆」。「岩波文庫」※。「日本思想大系」	「配所残筆」延宝3年正月成立
430	寛永拾正.15	1633	堀尾家三奉行連署証文	堀尾采女一册(花押)、搦斐伊豆高書(花押)、堀尾但馬方成(花押)	波多野権大夫	三宅加兵衛の書付を前の如く承認すること	塩治神社(出雲市)。秦清一「塩治日記」※	
431	寛永10.2.16	1633	堀尾一氏寺地返却状	堀尾右近一氏(花押)	一崎山善光寺別當肝煎與三兵衛	城安寺の寺地を善光寺に返却することを認める	乃木村善光寺文書(松江市浜乃木町)。「八東郡誌」善光寺文書2号※	
432	(寛永10)卯.15	1633	堀尾大隅書状	堀尾大隅氏親(花押)	国造千家	伊弉諾御遷宮について、千家の申入を使者長谷石兵衛尉から聞いたとする内容	千家男爵家文書4(出雲市大社町)。「旧島根県史編纂資料」※	年代は異筆
433	寛永10.5	1633	出雲隠岐両國太守堀尾山城守家中給帳	堀尾掃部六□□氏成判		寛永10年5月筆写の給帳を元禄13年8月に堀尾氏成の孫、弥平次成親という人物が筆写した写本	「出雲隠岐両國太守堀尾山城守家中給帳」(東京大学総合図書館蔵)※	
434	(寛永10)9.14	1633	堀尾忠晴遺言状	堀尾山城守	酒井雅楽、酒井讃岐、土井大炊	堀尾忠晴、酒井忠世・酒井忠勝、土井利勝等老中に遺言を伝える	「講院録」(国立公文書館蔵)※。「松江市誌」	原本は石川家に伝わる
435	寛永10.9.17	1633	堀尾家三奉行寄進状写	堀尾但馬、搦斐伊豆、堀尾采女	妙巖寺	雲州仁多郡三澤庄妙巖寺に5石を寄進する	藍草寺(仁多郡奥出雲町)。「仁多郡誌」三澤村藍草寺文書5号。「旧島根県史編纂資料」	
436	寛永10.9.20	1633	堀尾忠晴宝篋印塔			円成院殿前雍州太守高賢宗肖大居士	養源寺(東京都)。「島根県史」18※	
437	寛永10.9.26	1633	松村監物宝篋印塔			堀尾山城内 松村監物	養源寺(東京都)。「島根県史」18※	
438	(寛永10)10.4	1633	細川忠利書状案	(細川忠利)	魚住傳左衛門尉	堀尾忠晴病死。忠晴、石川宗十郎(忠晴娘婿)子への相続を働きかける。手を尽くしたが認められず、家中の知行取は当年の物成を給与する。城受取の城番の情状。	細川家文書。大日本近世史料「細川家史料」11、685号※	浜松から手紙を送ったとある
439	(寛永10)10.17	1633	細川忠興書状(折紙)	宗立(ローマ字青印)	越中	10月4日付書状を拜見し、堀尾忠晴病死を聞いたとの返書	細川家文書。大日本近世史料「細川家史料」15、1150号※	
440	(寛永10頃)		堀尾忠晴画像			堀尾忠晴と松村監物遺像	円成寺蔵(松江市)。(東史模)※	東京大学史料編纂所データベース
441	(寛永10頃)	1633	出雲國太守堀尾山城殿追善独吟百韻	里村昌琢		堀尾忠晴の追善独吟百韻カ	青山記念文庫(鎌山市兵庫県立篠山鳳鳴高校)。「国書総目録」※。国文学研究史料館マイクロ	
442	(寛永11)2.13	1634	堀尾家家臣連署願書写	久徳内膳判(花押)、堀尾但馬判(花押)、搦斐伊豆判、前田丹波判、小島準人判、堀尾大隅判、堀尾左兵衛判、堀尾采女判、堀尾因幡判、堀尾修理判	酒井雅楽頭、土井大炊頭、酒井讃岐守	堀尾家の家名再興について願書を提出する	「堀尾家記録」(松江市)。「新島島根県史」資料編2※	

#### 4) 年未詳

443	(安土桃山期)5.20		堀尾吉晴書状(横切紙)	堀尾刀吉晴(花押)	山宮内		妙覚寺文書(京都市上京区)	東京大学史料編纂所データベース
444	(年未詳)9.14		堀尾吉晴書状	堀尾刀吉晴(花押)	□□法印	「相州文書」甘粕家文書では鎌倉御所御教書、北条氏直印判状などを収録	甘粕小衛門氏蔵文書(神奈川県鎌倉市大船村)(東史影)	東京大学史料編纂所データベース(花押は後期のもの)
445	(年未詳)11.28		堀尾吉晴書状	堀尾刀吉晴(花押)	瀧左兵衛		堀江瀧三郎氏蔵文書(東史影)	東京大学史料編纂所データベース
446	(年未詳)12.17		堀尾吉晴書状	吉晴(黒印)	笑庵五郎八	浜松在城の頃カ。笑庵の労苦をねぎらう	円成寺蔵(松江市)。「島根県史」18※	
447	(慶長頃)5.6		豊臣秀頼御内書(折紙)	(黒印)	堀尾帯刀	年頭の祝儀の御札	酒井家家臣所持文書(東京大学史料編纂所蔵)。「史料編纂所紀要」7、酒井家家臣所持文書2号※	
448	年未詳10.9		堀尾忠氏書状	忠氏(花押)	蔵人、□□		本法寺文書(京都市上京区)(東史影)	東京大学史料編纂所データベース
449	(年未詳)4.2		堀尾忠氏書状	堀尾濃守忠氏(花押)	瀧豊州		堀江瀧三郎氏蔵文書(東史影)	東京大学史料編纂所データベース

no	年号	西暦	文書名	発給者	受給者	内容	出典	備考
450	(年未詳).7.17		堀尾忠氏書状	堀いづも忠氏(花押)	瀧豊		堀江滝三郎氏蔵文書(東史影)	東京大学史料編纂所データベース
451	(年未詳).7.25		堀尾忠氏書状	忠(花押)	豊前		堀江滝三郎氏蔵文書(東史影)	東京大学史料編纂所データベース
452	(年未詳).9.晦		堀尾忠氏書状	忠氏(花押)	瀧口州		堀江滝三郎氏蔵文書(東史影)	東京大学史料編纂所データベース
453	(年未詳).閏11.7		堀尾忠氏書状	堀紀伊守忠氏(花押)	瀧豊州		堀江滝三郎氏蔵文書(東史影)	東京大学史料編纂所データベース
454	(年月未詳)29		堀尾忠氏書状	堀出雲忠氏(花押)	豊州公		堀江滝三郎氏蔵文書(東史影)	東京大学史料編纂所データベース
455	(年未詳).10.21		徳川秀忠書状(切紙)	秀忠(花押)	(堀尾信州カ)	上方の情勢について	酒井家家臣所持文書(東京大学資料編纂所蔵)。「史料編纂所紀要」7、酒井家家臣所持文書3号※	(切封ウハ書)「堀尾内匠殿人々御中 堀山城守秀忠」
456	(年未詳).3.21		堀尾忠氏書状	忠氏(花押)	辻角介	河出百兵衛逐電につき辻角介に成敗を命じる	山田善次郎蔵文書。「島根県史」8※。「山田家文書」。「旧島根県史編纂資料」	(年未詳、慶長9年以前)
457	(年未詳).2.22		堀尾忠晴書状	忠晴(花押)	(松奥州)	昨日正宗の書状を受取るが、病のため返書が出せず、伊達正宗の御意を得るようにしたいと伝える	大日本古文書「伊達家文書」3、1023※	(切封ウハ書)「松奥州様尊報 堀尾山城守忠晴」
458	(年未詳).霜朔		堀尾忠晴書状	堀山城忠晴(花押)	土肥防州	音信について謝意を伝える	「黄薇古簡集」巻1、城府1、土肥巨蔵。「岡山県地方史資料叢書」8※	
459	(年未詳).9.27		堀尾忠晴書状	忠□(花押)	(荒尾内匠)	昨晚久徳内膳への書状、雁一羽の増進の礼、宰相様へ宜しくお伝えくださいとの返信を伝える。	「黄薇古簡集」後編、高島清之進蔵1。「岡山県地方史資料叢書」8※	(奥切封ウハ書)「荒尾内匠殿人々御中 堀山城守忠晴」
460	(年未詳).6.25		堀尾忠晴書状	忠晴(花押)	後藤吉右衛門尉、長谷川加兵衛、平野権次	算用方へ米の大坂での売却と銀子の江戸への運送を指示する。伊豆・采女の帰国について	円成寺蔵(松江市)。「島根県史」8※	「県史」では抄文
461	(年未詳).8.22		堀尾忠晴書状	堀山城守忠晴(花押)	瑞應寺和尚	瑞應寺和尚の消息について返書。上様の関東へ還御を伝える	円成寺蔵(松江市)。「島根県史」8※	
462	(年未詳).霜15		堀尾忠晴書状	忠晴(花押)	修理二殿	松江の町普請に関する指示を出す	牛尾伊太郎蔵。「島根県史」8※	
463	(年未詳).正.7		堀尾忠晴書状	山城守忠晴(花押)	国造千家	音信について	千家男爵家文書6(出雲市大社町)。「旧島根県史編纂資料」※	
464	(年未詳).10.4		堀尾忠晴書状	山城守忠晴(花押)	国造千家	帰国することを伝える	千家男爵家文書6(出雲市大社町)。「旧島根県史編纂資料」※	
465	(年未詳).3.5		堀尾忠晴書状	忠晴(花押)	加藤大蔵	加藤大蔵との音信について	安来賢吉氏蔵(松江市)。「堀尾氏と松江開府」写真※	
466	(年未詳).9.13		堀尾忠晴書状	忠晴(花押)	(内藤伊賀守)	舟の贈進について「意宇六社文書」では「元和カ」とある	神魂神社 秋上家文書(松江市大庭町)。「意宇六社文書」秋上家文書号248号※	(表書)「メ内藤伊賀守様人々御中、堀尾山城守忠晴」
467	(寛永年間)521	1627-33	堀尾忠晴書状	堀尾山城守忠晴(花押)	俊岩院侍者	長松院への佛事執行に謝意を伝える	春光院蔵(京都市)。「松江市歴史叢書」1、写真※	
468	(年未詳).7.9		堀尾忠晴書状	忠晴(花押)	(松平右衛門大夫)	將軍の病について連絡をうけ、帰府していたが参りたいと伺う	早稲田大学萩野研究室蔵。稲葉文書「早稲田大学所蔵萩野研究室収集」下、975号※	(捺封うわ書)「松平右衛門大夫様人々御中、堀尾山城守忠晴」
469	(年未詳).卯13		堀尾忠晴書状	堀尾山城守忠晴(花押)	大助左		野中完一氏所蔵文書(東史影)	東京大学史料編纂所データベース
470	(年未詳).5.14		堀尾忠晴書状	堀山城守忠晴(花押)	瀧豊州		堀江滝三郎氏蔵文書(東史影)	東京大学史料編纂所データベース
471	年未詳.6.10		堀尾忠晴書状	忠晴(花押)	瀧川豊前守		堀江滝三郎氏蔵文書(東史影)	東京大学史料編纂所データベース
472	年未詳.7.9		堀尾忠晴書状	忠晴(花押)			長野文書(東史影)	東京大学史料編纂所データベース
473	年未詳.2.22		堀尾忠晴書状				松本文書(東史影)	東京大学史料編纂所データベース
474	年未詳.5.10		堀尾忠晴書状				三沢文書(東史影)	東京大学史料編纂所データベース
475	(年未詳).7.3		堀尾忠晴定書写	忠晴判	堀尾大隅、山路所左衛門、木戸十乘坊、小池外記、今村右馬丞、萩野彦之丞、六浦兵太夫、高松内匠、久徳勘解由	忠晴、5箇条の定を家臣に出す	堀尾文書(松江市)。「堀尾家記録」。「新修島根県史」資料編2※	
476	(慶長頃).12.22		豊臣秀頼黒印状	(黒印)	堀尾三之介	呉服献上の礼状	堀尾文書(お茶の水図書館 成賢堂文庫蔵)	「国書総目録」堀尾文書
477	年未詳.10.12		滝川忠政他連署書状	滝川忠政、他5名	堀三之介	前田十左衛門等の家臣の名、当城二の丸お手前普請について	堀尾文書(お茶の水図書館 成賢堂文庫蔵文書)	「国書総目録」堀尾文書
478	年未詳.4		堀尾山城守母公書状				神門寺文書(出雲市)。(東史影)※	東京大学史料編纂所データベース
479	年未詳.2.3		落合貞親書状(折紙)	落合人貞親	大庭別火	逸玉社祭礼について明日出頭をお願いする	神魂神社 秋上家文書(松江市大庭町)。「意宇六社文書」秋上家文書 223号※	
480	(慶長頃).卯20	1601-09	堀尾宗光書状	堀部宗光(花押)	中原神主式部	愛宕宮神主の安堵	阿羅波比神社文書(松江市)。(東史影)※	宗光の没年慶長13年3月と14年3月の2説ある
481	年未詳.9.6		小野齊書状	小野齊(花押)	元政	小野元政の手紙を受けた返信。杵築御崎境目の儀について	小野男爵家文書(出雲市大社町)。「島根県史」8※	
482	年未詳.9.23		堀尾宮内・小嶋伊豫連署書状	宮内一信(花押)、伊豫正和(花押)	村尾七郎右衛門	幕島松伐採について	小野家文書1(出雲市大社町)。「旧島根県史編纂資料」※	
483	年未詳.10.23		村尾七郎右衛門書状	村尾七郎右衛門正(花押)	古九左	幕島松伐採について村尾より書状	小野家文書1(出雲市大社町)。「旧島根県史編纂資料」※	
484	年月未詳.28		堀尾家内河内某書状	..(花押)		大庭の知行割で給人について別火に迷惑をかけたことを伝える	神魂神社 秋上家文書(松江市大庭町)。「意宇六社文書」秋上家文書250号※	(端裏書)「大庭知行わり之時(堀尾家内河内殿御状)」
485	年未詳.正.24		堀尾家臣団禁制「大社御置目之事」	堀尾頼母助正秀(花押)、落合藏人貞親(花押)	本願泉養、別火民部少輔	堀尾頼母・落合藏人、別火民部少輔と本願泉養へ3箇条の大社への置目を伝える。	別火盛一蔵文書(出雲市大社町)。「旧島根県史編纂資料」※	千家男爵家文書5に写

no	年 号	西暦	文 書 名	発 給 者	受 給 者	内 容	出 典	備 考
486	年未詳.6.27		下方源左衛門書状(折紙)	下方源左衛門(花押)	浄音寺、別火	郡役締の事について、桑漆の木を植える触れがあったことを伝える	神魂神社 秋上家文書(松江市大庭町)。「意字六社文書」秋上家文書236号※	
487	年未詳.9.11		下方源左衛門書状(折紙)	下方源左衛門員清(花押)	別火右近	伊弉諾・伊弉册兩社へ御供米、宮内殿御切手6石の内3石をいち方へ渡すよう藏人から指示があった	神魂神社 秋上家文書(松江市大庭町)。「意字六社文書」秋上家文書239号※	
488	年未詳		たかくらいち巫女非行書出			たかくらいち私曲の事、慶長11年頃の出来事も記している。	神魂神社 秋上家文書(松江市大庭町)。「意字六社文書」秋上家文書244号※	
489	年未詳.7.28		秋上神主訴状案	大庭神主	おきやくちん、いせとのさま	御神領のこことについて訴状。忠晴元服以前か	神魂神社 秋上家文書(松江市大庭町)。「意字六社文書」秋上家文書249号※	
490	年未詳.5.11		野々村三郎左衛門尉書状写	野々村三郎左衛門尉在判	秋左[上カ]	大庭神田を調査し無役であることを伝える	神魂神社秋上家文書(松江市大庭町)。「神魂社額文書寫(卷子)」[意字六社文書]秋上家文書466号※	「堀尾出雲様御奉行」
491	年未詳.11.20		五郎兵衛書状写	五郎兵衛判	空清、右近、久左衛門、三郎右衛門	空清等からの書状の返事、御鷹の犬について	神魂神社 秋上家文書(松江市大庭町)。「神魂社額文書寫(卷子)」[意字六社文書]秋上家文書466号※	「堀尾民部殿御家領」
492	年未詳.2.3		藤藏人禁制写	藤藏人 判	大庭別火	大庭宮山に関する	神魂神社 秋上家文書(松江市大庭町)。「古文書寫(卷子)」[意字六社文書]秋上家文書467号※	「堀尾帯刀様出雲様御仕置」
493	年未詳.7.24		宮内書状写	宮内在判	大庭別火	大庭別火への返書	神魂神社 秋上家文書(松江市大庭町)。「古文書寫(卷子)」[意字六社文書]秋上家文書467号※	「堀尾民部様御状」
494	年未詳.2.6		堀尾宮内少輔一信書状	堀尾宮内少輔一信(花押)	国□□□□	大社遷宮に関わる	千家男爵家文書4(出雲市大社町)。「旧島根県史編纂資料」※	
495	年未詳.6.26		堀尾宮内少輔一信書状	堀尾宮内少輔一信(花押)	国造千家	大社遷宮に関わる	千家男爵家文書4(出雲市大社町)。「旧島根県史編纂資料」※	
496	年未詳.7.28		小近江守書状	小近江守貞温(花押)	国造千家	大社遷宮造営に関わる	千家男爵家文書4(出雲市大社町)。「旧島根県史編纂資料」※	
497	年未詳.8.12		堀尾高成書状	堀尾左衛門尉高成(花押)	熊野別火殿	かたいろ志端、からしまーたんを送り、祈禱を依頼する。	熊野神社文書(松江市熊野町)。「意字六社文書」熊野神社文書11号※	堀尾但馬の初出文書カ
498	年未詳.2.17		堀尾家奉行人連署書状(折紙)	吉川若狭守貞恒(花押)、堀尾孫兵衛氏親(花押)、小嶋伊予守正利(花押)、堀尾頼母助正家(花押)	国造北嶋	園村妙見社遷宮執行に関して波多野素太夫と御崎との間の相論について、堀尾家奉行より国造北嶋広孝へ問い合わせ	北島家藏。「出雲國造家文書」214号※	「出雲國造家文書」では寛永8・9年頃とあるが、奉行人は、吉晴時代に活躍している。慶長末年から元和のころか
499	年未詳.10.26		布施又兵衛書状カ	堀尾但馬内布施又兵衛	野崎十兵衛	長松院様領分の神門郡塩冶村を塩冶八幡宮へ寄進すること経緯を記す	秦清一藏(出雲市)。秦清一「塩冶旧記」1※	
500	年未詳.5.24		たしま消息	たしま(花押)	いざなぎいち	御扇様より御初穂の事	真名井神社(松江市)。「八束郡誌」伊弉諾神社文書5号※	
501	(年未詳)午6.10		草和太左衛門書状	草和太左衛門(花押)	正林寺	正林寺が去々辰年に願い出の空き地について永代免地を認める	大庭村正林寺関係文書(松江市大庭町)。「八束郡誌」大庭村正林寺関係文書2号※	
502	年未詳.極8		堀尾但馬他3名連署書状	堀尾馬(花押)、久内膳(花押)、村七郎右衛門(花押)、掛伊豆(花押)	湯之介	玉造温泉湯之介方での忠晴相撲上覧について忠晴の機嫌が良いこと伝える	長谷川良之介藏(松江市玉湯町)。「島根県史」8※	
503	年未詳.10.10		村尾正以書状	村尾七郎右衛門(花押)	古九左	柵築との境目に関わる	日御碕神社蔵文書1「旧島根県史編纂資料」※	
504	(年未詳).3.10		堀尾一信・小嶋正和連署書状	堀尾宮内少輔一信(花押)、小嶋伊豫守正和(花押)	古庄九左衛門尉	黒田浦の鯨害について提出した落合藏人の判物に従うよう指示する	日御碕神社蔵文書4「旧島根県史編纂資料」※	
505	(年未詳).9.朔		堀尾采女書状	堀尾采女(花押)	国造千家	忠晴様の当月の祈禱について書状	千家男爵家文書5(出雲市大社町)。「旧島根県史編纂資料」※	
506	(年未詳).3.14		堀尾采女書状	堀尾采女(花押)	国造千家	鷲大明神への祈禱に米2石を送ること	千家男爵家文書5(出雲市大社町)。「旧島根県史編纂資料」※	
507	(年未詳).霜.19		堀尾久助書状	堀尾久助□□(花押)	国造千家	神魂社新嘗祭について	千家男爵家文書5(出雲市大社町)。「旧島根県史編纂資料」※	
508	(年未詳).6.12		前田丹波書状	前田丹波□□(花押)	国造	祈禱に関する内容か	千家男爵家文書5(出雲市大社町)。「旧島根県史編纂資料」※	
509	(年未詳).9.18		国造千家書状	国造千家尊□□(花押)	掛斐伊豆守	堀尾家臣、久徳源左衛門、堀尾孫右衛門との交渉について	千家男爵家文書6(出雲市大社町)。「旧島根県史編纂資料」※	
510	(年未詳).卯.25		堀尾采女・堀尾但馬連署書状	堀尾采女(花押)、堀尾但馬(花押)	国造千家	神魂社についての申出の返書	千家男爵家文書6(出雲市大社町)。「旧島根県史編纂資料」※	
511	(年未詳).卯.26		村尾正以・掛斐高清連署書状	掛斐伊豆高清(花押)、村尾越中正以(花押)	村松三藏、熊野別火	熊野別火について	熊野季若藏文書。「旧島根県史編纂資料」※	
512	(年未詳)戌3.19		雲伯境目證文写	郡代松山七左衛門、代官稲垣吉右衛門、森山平右衛門、宇部尾三郎右衛門	外江村庄屋八郎左衛門、同村同興三右衛門、竹内村庄屋善右衛門、道野村庄屋市郎兵衛、境江村庄屋清兵衛	出雲・伯耆の境目の3箇条を出す。「伯耆志」所収文書。慶長二年の年号が付くが、堀尾忠晴期の文書である。「島根県史」では慶長15年か元和8年に比定する。	「伯耆志」巻6、會見郡6、會見郡中野村。「島根県史」8※。「因伯叢書」4	
513	(年未詳)		一畑寺造宮勸進米覚書			前田丹波・堀尾頼母・神保清十郎・堀尾九十郎・野村孫太郎・大奈正右衛門・三宅加兵衛・堀尾但馬・吉川若狭・堀尾左兵衛・長谷川加兵衛・宇津尾九左衛門等一畑寺造宮の勸進に寄進する	一畑寺文書(出雲市)。「一畑寺古文書関係資料」34号※	
514	(年未詳)		大般若経			堀尾采女寄進	報恩寺藏(松江市玉湯町)。「報恩寺と初代松江藩主堀尾氏」展示目録※。「雲陽誌」。	

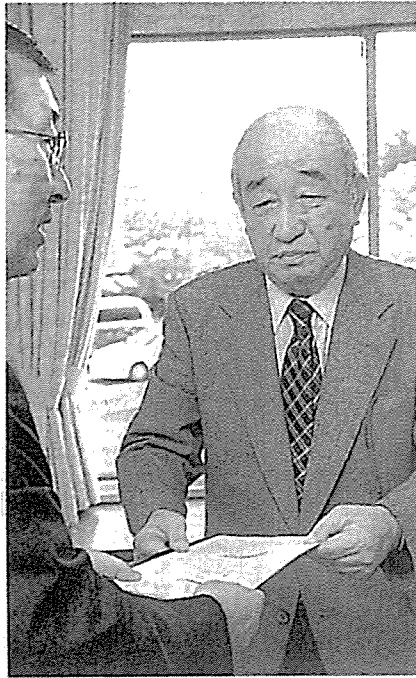
(ふくい まさゆき)

# 「松江市史」の計画提出

## 10年度に第1弾 全19冊で構成

### 検討委 一般向け副読本も

松江市が、松江開府四〇〇年祭を機に、松江の歴史研究の基礎となる「松江市史」を今後十年間かけて編さんする事業で、有識者でつくる検討委員会がこのほど、編さん方針をまとめた基本計画を松浦正敬市長に提出した。同市はこの計画を基に、予算化に入る。



松江市史編さん基本計画を松浦正敬市長に手渡す藤岡大拙委員長（右）

基本計画によると、市史は「原始・古代」から「平成の大合併」までの通史編五冊、史料編十一冊、別編三冊の計十九冊で構成。四〇〇年祭期間中の二〇一〇年度に、松江藩に関連する「近世の史料編」を「第一弾」として出版したい考え。併せて、一般市民や子どもたちにも関心を持ってもらうため、副読本などの付帯出版物の発行も予定している。執筆には、全国の研究者にも参加してもらう計画で、委員長は藤岡大拙

荒神谷博物館館長は「全浦市長は「歴史資料館と国的に評価が得られる市ともに、今後の町づくり史とするためにも、人材を進めていく指針にもなると経費の確保が必要」と重要な事業」と積極的話をした。これに対し、松な姿勢を示した。

2008年(平成20)11月8日、『山陰中央新報』

## 松江市歴史叢書 2 松江市史研究 1号

発行 平成22年3月26日  
松江市教育委員会  
〒690-8540 鳥根県松江市末次町 86 番地  
印刷 ㈹松本印刷  
松江市八雲町日吉 258-1

# Historical Library of Matsue City 2

March 2010

## MATSUE SHISHI KENKYU No.1 Research of Matsue City's History

Significance of this new historical compilation of Matsue City .....INOUE Hiroshi (1)

The Rearrangement Plan of the Prefectures by the First Katura Cabinet  
and the Activities of Fukuoka Tuginori, Mayor of Matsue, in Tokyo ..... TAKENAGA Mitsuo (3)

The reserch about a start of movements that lay railroads in Shimane Prefecture .. NUMOTO Ryu (33)

A Basic Study on the elder "Yoshiharu" and junior "Tadauji" Horio ..... FUKUI Masayuki (65)

Where was the feudal lord in the Izumo clan in Edo period? ..... NISHIJIMA Taro [1]

Ancient stonework from Matsue's Toshogu Shrine and Enryuji Temple  
- Ancient stonework located in Matsue Shrines, Enryuji Temple and Gakuenji Temple -  
..... OKAZAKI Yujiro.etc [19]

Toshogu Shrine and Enryuji Temple, where the Shogunate is enshrined ... YAMANE Katsuhiko [47]

A List of Historical Documents relating to Horio Clan , 1582-1634 ..... FUKUI Masayuki [53]

松江市教育委員会  
Matsue City Board of Education  
Suetsugu, Matsue-city, Shimane-pre, Japan

ISBN978-4-904911-05-1  
C3321 ¥2000E

松江市教育委員会  
定価(本体2000円【税別】)

